

2018

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City



第5次 八幡市総合計画

みんなで創って好きになる
健やかで心豊かに暮らせるまち

2027

Yawata City

みんなで創って好きになる
健やかで心豊かに暮らせるまち



第5次八幡市総合計画を策定しました。

このたび、市民の皆様、市議会をはじめ多くの方々のご協力、そして総合計画審議会のご尽力によりまして、「第5次八幡市総合計画」を策定いたしました。

第4次総合計画を策定しました2007（平成19）年以降の10年間を振り返ってみますと、経済情勢では、世界的な金融危機が発生し、長く厳しい不況が続いた後、デフレ脱却に向けた経済回復へと進んできた時期でありました。また、地方自治を取り巻く環境においては、地方分権改革がひととおり終わり、地方の「発意」と「多様性」を重視した新たなステージを迎え、少子高齢化と本格的な人口減少社会が到来する中、地域を活性化させるため、全国の自治体で地方創生の取組が進められてきました。本市といたしましても、京都府や府内市町村、市民や関係団体の皆様とともに地域の魅力発信と交流の促進、そして地域経済の活性化に取り組んでいるところであります。

本市では、これからも、少子高齢化社会の到来等に伴い社会保障関係経費が増加するとともに、老朽化する都市基盤の更新等が必要となるなど、行財政を取り巻く環境が一段と厳しくなることが見込まれます。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題への対応も視野に入れながら、市民の皆様の健康、そして八幡市の健康を見据えていくことが求められてまいります。限りある地域資源を効果的かつ創造的に活用し、地域への愛着と誇りの中で、市民一人ひとりが考え創っていく、市民だけでなく訪れる人々とともに健やかで心豊かな暮らしを楽しめる、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを行い、力をあわせて将来都市像の実現に全力で取り組んでまいります。



平成30年3月

八幡市長

山内 文昭

序 論

I. 総合計画の位置づけ	1
1. 策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の構成と計画期間	2
II. 八幡市の概況	4
1. 位置・地勢・気象 ー近畿の中央に位置する八幡市ー	4
2. 沿革	4
3. 人口 ー人口減少社会の到来と少子高齢化社会の進行ー	6
4. 産業 ー運輸・通信業や医療・福祉が伸び、第3次産業への移行が進行ー	6
5. 財政 ー義務的経費の増大を見据え、財政の弾力化を推進ー	7
III. 社会経済環境の動向	8
1. 人口減少社会を見据えた地方創生の推進	8
2. 少子高齢化社会の進行と健康増進施策への期待の高まり	8
3. 高度情報化社会の進展とICTを活用した新たな取組	9
4. グローバル化の進展に伴う地域経済の振興	9
5. 安全なまちづくりに向けた災害に強い都市基盤の整備	10
6. 地方の「発意」と「多様性」による地方分権の新たなステージ	10
7. 一億総活躍社会の実現に向けた仕事と生活の調和の推進	11
8. オールジャパンで推進する日本文化の発信とレガシーの創出	12
IV. 八幡市の主要課題	13

基 本 構 想

I. 基本構想の位置づけ	19
1. 基本構想策定の目的	19
2. 計画期間	19
II. 将来フレーム	20
1. 人口	20
2. 財政	22
III. まちづくりの将来像と基本目標	24
1. 基本的な考え方（ビジョンとその実現に向けたストーリー）	24
2. 将来都市像	26
3. まちづくりの進め方	26
4. まちづくりの基本目標	27
IV. 都市空間形成の方針	30
1. 都市空間形成の考え方	30
2. 将来土地利用構想	31

基 本 計 画

共生

第1章	ともに支え合う「共生のまち やわた」	38
第1節	共に生きる社会	41
第2節	協働による地域づくり	57

未来

第2章	子どもが輝く「未来のまち やわた」	64
第1節	子育て支援	67
第2節	子どもの生きる力の育成	74

健康

第3章	誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」	84
第1節	健康で幸せのまちづくり	87
第2節	医療・介護の連携	98

観幸

第4章	自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」	104
第1節	シビックプライドの醸成	107
第2節	幸せと出逢う観光まちづくり	116

活力

第5章	しなやかに発展する「活力のまち やわた」	124
第1節	活力の担い手育成	127
第2節	活力の基盤整備	133

安心・安全

第6章	持続可能な「安心・安全のまち やわた」	144
第1節	環境と発展の調和	149
第2節	安心・安全	155
第3節	持続可能な暮らしの基盤づくり	167
第4節	戦略的な行財政経営	175

附 属 資 料

I. 諮問と答申	187
II. 策定体制と策定経過	188
III. 市民参画の取組結果の概要	191
IV. 用語集	201
(文中で「*」印を付した語句の説明を掲載しています)	
V. 条例・規則等	213
VI. 関係者名簿	217



Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

序 論

I. 総合計画の位置づけ

1 策定の背景

(1) 総合計画の策定とまちづくりの推進

市では、まちづくりを総合的、計画的に行っていくために、これまで4次にわたって、まちづくりの指針となる総合計画を策定してきました。

これまでの策定経過をみますと、1977（昭和52）年11月に市制に移行し、これを契機に、1978（昭和53）年3月、「都市としての基盤づくりの指針」として、初めての総合計画となる「第1次八幡市基本構想」を策定しました。10年後の1987（昭和62）年12月には、「都市としての成長の指針」として「第2次八幡市基本構想」を、1996（平成8）年12月には、「都市としての個性と魅力づくりの指針」となる「第3次八幡市総合計画」を策定しました。そして、2007（平成19）年3月には、「まちづくりの基本指針」であるとともに、「市民と行政の協働の指針」となる「第4次八幡市総合計画」を策定し、「自然と歴史文化が調和し人が輝く やすらぎの生活都市」をめざし、様々な施策を実施してきました。

(2) まちづくりを取り巻く社会経済環境の変化

2007（平成19）年の第4次八幡市総合計画策定以降、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、雇用環境の変化、循環型社会の実現に向けた取組の進展、NPOの増加と市民参画型社会の到来、地方分権の進展など、まちづくりを取り巻く社会経済環境は大きく変化してきています。

また、市域においては、第二京阪道路、京都第二外環状道路といった広域幹線道路の供用開始により、交通の要衝として工業団地への企業の進出が図られ、また、松花堂周辺、流れ橋周辺等の交流拠点の整備等により、市内外の交流人口*が増大しています。一方で、第1次基本構想策定前後に急速に整備された都市基盤の老朽化や、男山団地の開発期に急増した人口の高齢化、出生率の低下や都市の成熟による転入者の減少に伴う人口減少などの影響により、市の財政状況は、引き続き厳しい状況が続いています。

人口減少は、本市のみならず全国的な現象であり、東京一極集中に伴う社会減少と、出生率の低迷に伴う自然減少を食い止めるため、2014（平成26）年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、市では2016（平成28）年に八幡市人口ビジョン及び八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本総合計画は、以上の経緯を踏まえて策定されたものです。

2 計画の位置づけ

2011（平成23）年の地方自治法の改正に伴い、基本構想の策定義務はなくなりましたが、2016（平成28）年6月、八幡市総合計画策定条例を制定し、総合計画を、市政の「総合的かつ計画的な運営を図るためのまちづくりの指針」として位置づけ、議会で議決された基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定することとしました。

総合計画に基づき、全ての施策を総合的、計画的に展開していくこととなり、個別計画の策定の際には総合計画が参照され、個別分野間の調整の際にも立ち戻るべき基本指針となります。

また、国や京都府、近隣市町村、広域行政組織が、本市にかかわる計画を策定したり、事業を実施したりするにあたって、尊重すべき指針となります。

3 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

① 全体の構成

第5次八幡市総合計画は、序論、基本構想及び基本計画によって構成します。

② 基本構想

本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくりの進め方や基本目標、都市空間形成の方針など、長期的な視点による将来都市像の実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

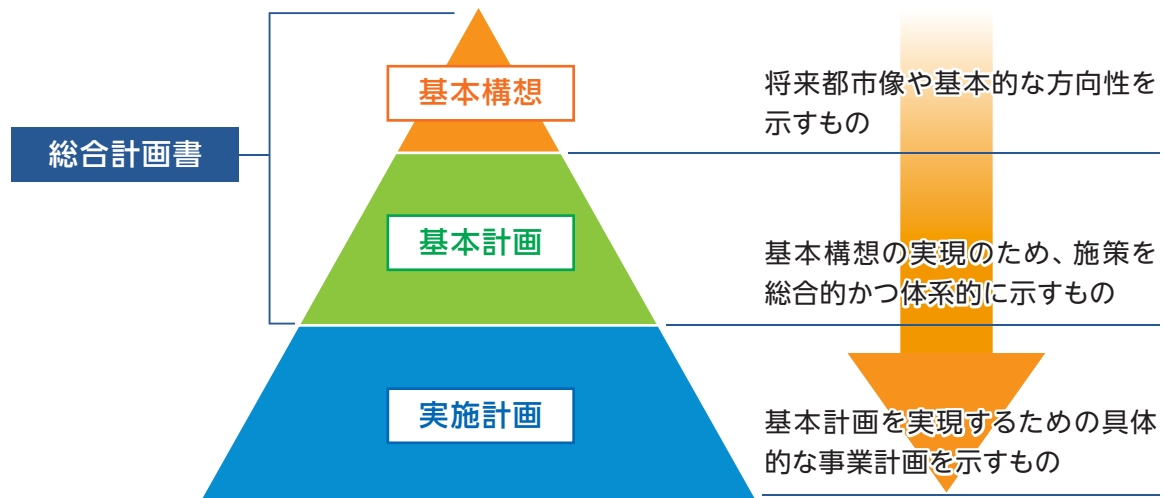
③ 基本計画

基本構想に掲げる将来都市像を実現するために、施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画となるものです。

④ 実施計画

本計画書とは別に、基本計画を実現するための具体的な事業計画であり、事業規模や実施年度を示し、各年度の予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

図表 I - 1 総合計画の構成



(2) 計画の期間

計画期間について、長期的なまちづくりの基本指針である基本構想については、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。

10年後のまちづくりを見据え、基本構想実現のための施策や主要事業を示す基本計画については、時代の変化に即応する必要があることから、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間を前期基本計画とし、中間見直しを実施したうえで2023年度から2027年度までを後期基本計画とします。

実施計画については3年計画とし、1年を経過するごとに見直しを行います。



背割堤の桜

Ⅱ．八幡市の概況

1 位置・地勢・気象 —近畿の中央に位置する八幡市—

本市と近畿圏最北端の経ヶ岬を結んだ距離を半径として円を描くと、圏域のほとんどがその中に入ることから、本市は近畿圏のほぼ中央に位置しているといえます。京都府の南西端で大阪府境に接し、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市、大阪市という二大都市の中間にあって、交通至便な立地条件を有しています。

面積は24.35km²、最大幅は東西約6.7km、南北約8.5kmで、北部から東部にかけては、淀川、木津川を境界にして島本町・大山崎町・京都市・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市と、西部は枚方市と接しています。西部の緑豊かな男山から南部の美濃山地域にかけてはなだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地で形成されています。平地部には、一級河川の大谷川・防賀川が流れ、また、中央部から東部にかけては田園が広がっています。

気候は、年間を通じて比較的温暖で、年間の平均気温は約16℃、降水量にはばらつきがありますが近年では年間1,500mm程度です。

2 沿革

(1) 古代から交通の要衝

本市の歴史は古く、市内からは旧石器時代の石器が出土し、弥生時代後期以降の遺跡も多く確認されるなど、古代から開けていたことを示しています。

古代から近世に至るまで、木津川や淀川を水路として利用した水運とともに、古山陽道、東高野街道、京街道の陸路が各時代に整備され、本市は瀬戸内海から京都、奈良へ至る交通の要地として栄えてきましたが、反面、権力争奪の要衝として再三の戦火に見舞われてもきました。

(2) 石清水八幡宮の建立と八幡の発展

859（貞観元）年、国家（平安京）の平安を守るため、九州から八幡神が移座し、その翌年に男山に石清水八幡宮が建立されてからは、その門前町として発展しました。

門前町では様々な文化が育まれ、特に、江戸時代前期、石清水八幡宮の社僧で、寛永の三筆の一人と称される松花堂昭乗*が、当代の著名な文人たちと交流し、書・画・茶の湯・

和歌等に長じその所持品「八幡名物」で町の名をさらに高めました。全国的にも有名な松花堂弁当は、この松花堂昭乗*に由来しています。

江戸時代から明治期にかけての本市は、石清水八幡宮参詣者を対象に安定した発展を続けた商業地という側面と、京都・大阪という大消費地を支えるため作物の栽培を盛んに行った農村部という側面をもっていました。

(3) 八幡町の誕生

明治の末期には市域の北端を通る鉄道が開通し、それまで輸送の重要な役割を担っていた淀川等の水運が下火となり、その中継地としての本市の役割も低下しました。

1889（明治22）年町村制施行によって全国的な町村合併が実施され、八幡では八幡町、都々城村、有智郷村が形成されました。そして、1954（昭和29）年にこの3町村が合併して人口約1万6千人の新しい八幡町となりました。

(4) 八幡町から八幡市へ

昭和30年代における京都・大阪都市圏の広がりや、近隣地域への人口の分散、ベッドタウン化をもたらしました。そして、1966（昭和41）年に伏見区三栖町から枚方市中振間の枚方バイパス（現 国道1号）が開通し、京阪経済圏への中心動脈としての期待がかかる中、昭和40年代後半には日本住宅公団（現 独立行政法人都市再生機構）による男山団地の開発が主因となって、全国屈指の人口急増をみました。

1975（昭和50）年には人口が5万人を超え、1977（昭和52）年11月1日に市制を施行、八幡市が誕生しました。翌年、「都市としての基盤づくり」を中心とした第1次八幡市基本構想を策定し、急増した人口に対応するため上下水道、教育・文化・スポーツ施設、保健・福祉施設の整備等を積極的に進め、1987（昭和62）年には「都市としての成長」を基本とした第2次基本構想に改定し、計画人口10万人のまちづくり施策を展開してきました。

しかし、一時期急激な増加をみた人口が停滞傾向に転じ、社会情勢や市民の価値観・生活様式が変わるとともに、本市のまちづくりに大きな影響を与える第二京阪道路や京都第二外環状道路、新名神高速道路等の広域幹線道路の計画や整備が進展してきました。これらの動向に的確に対応し、市民ニーズにこたえていくために、2007（平成19）年に「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市」をめざし第4次八幡市総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

3 人口 ー人口減少社会の到来と少子高齢化社会の進行ー

本市は、1977（昭和52）年11月1日に人口57,795人で府内11番目の市として発足しました。

市制施行前後の人口の状況をみると、1975（昭和50）年から1980（昭和55）年には36.6%、1980（昭和55）年から1985（昭和60）年には12.2%の増加をみましたが、1985（昭和60）年から1990（平成2）年では増加は4.8%となり、1993（平成5）年に7万6千人を超えたのを境に2001（平成13）年まで減少傾向が続きました。その後、2011（平成23）年までの微増傾向の時期を経て、人口は減少の局面に入り、2017（平成29）年には約7万2千人となっています。

人口の増減の大きな要因は、男山団地を中心とした男山地域の人口にあり、1975（昭和50）年から1980（昭和55）年には60.4%の増加であったものが、1980（昭和55）年から1985（昭和60）年には3.3%となり、この頃に人口が最大となりました。しばらく2万8千人台を推移しましたが、その後減少傾向にあり、2010（平成22）年には2万3千人を下回りました。なお、近年は美濃山・欽明台地域において住宅地の整備が進んだことが人口微増の要因ともなりましたが、市全体としては、2009（平成21）年から転出超過の傾向となるとともに、2012（平成24）年からは、出生数が死亡数を下回る自然減少が始まっています。

年齢構成でみると、市制施行後の1980（昭和55）年には男山団地を中心に若い世帯が増加し、年少人口（14歳以下）が30.5%、生産年齢人口（15～64歳）が64.5%、老年人口（65歳以上）が5.0%でしたが、それぞれ1990（平成2）年には21.8%、71.0%、7.2%、2000（平成12）年には14.3%、72.7%、13.0%となっており、2015（平成27）年には13.1%、58.6%、28.3%と少子高齢化が進行しています。

4 産業 ー運輸・通信業や医療・福祉が伸び、第3次産業への移行が進行ー

2014（平成26）年の経済センサスー基礎調査によると、八幡市内に立地する事業所で働く人の数を産業大分類別にみた場合、卸売業、小売業が最も多く、次いで製造業、医療・福祉、運輸業・郵便業の順となっています。一方、全国の平均的な産業構造と比較した特化係数*でみると、運輸業・郵便業が2.55と高くなっています。

2009（平成21）年から2014（平成26）年にかけての変化をみると、製造業で働く人は6.4%減少する一方で、医療・福祉で働く人は35.3%、運輸業・郵便業で働く人は8.9%増えています。高齢化に伴って医療・福祉分野で働く人が増えるとともに、広域幹線道路の整備を背景に運輸業など物流関係で働く人も増えていると考えられ、建設業・製造業などの第2次産業から、第3次産業への移行が進んでいます。

5 財政 —義務的経費の増大を見据え、財政の弾力化を推進—

本市は、市制施行後、計画人口10万人のまちづくり施策を展開するために、施設整備及び人的配置を行ってきました。

しかし、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来により、人口が7万人台で微減傾向となっている中、地方分権の推進等の社会情勢の変化に伴い、複雑・多様化する行政需要に対処する必要があります。

こうした中、本市では、義務的経費*の増加と税収入の減少が同時進行しており、2016（平成28）年度の経常収支比率*は99.7%と財政構造の硬直化が進んでいます。

今後も、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う市税収入の減少と社会保障関係経費の増加による収支不均衡の拡大が想定され、財政運営上の大きな課題となっています。このため、2017（平成29）年12月に中期財政見通しを策定し、持続可能な行財政運営を行うための指標を定め、行財政改革を一層推進することで、足腰の強い財政構造を確立する取組を進めています。



市庁舎

Ⅲ. 社会経済環境の動向

1 人口減少社会を見据えた地方創生の推進

わが国では、老年人口（65歳以上）が増加する一方で、年少人口（14歳以下）は年々減少しています。2005（平成17）年には、日本の総人口は戦後初めての減少に転じ、人口減少社会が到来しました。合計特殊出生率*の最も低い東京への一極集中の影響が大きいと推察されており、今後も一極集中が続くと見込まれる中で、人口急減及び少子高齢化は進行し、総人口は2030年までに1億2,000万人、2050年までに1億人を下回ることが国立社会保障・人口問題研究所の推計により予測されています。

こうした人口構造の変化に伴い、消費の縮小や税収の減少といったわが国全体における経済・財政の縮小だけでなく、人口の東京一極集中による都市構造の変化や地域経済の縮小が進むと考えられます。地域経済の縮小がさらなる人口減少を加速させる負のスパイラルが生み出されるリスクが高まり、このまま地方の弱体化が進むことにより、いずれは大都市の競争力が衰退していくことになりかねません。

そこで、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を各地方自治体に促す等、地方創生の推進に向けた施策に取り組んでいます。今後、人口減少社会に対応した若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や地域の特性に応じた地域課題の解決が重要となります。

2 少子高齢化社会の進行と健康増進施策への期待の高まり

国立社会保障・人口問題研究所によると、わが国の高齢化率は2010（平成22）年に23.0%であったのが、25年後の2035年には33.4%、50年後の2060年には39.9%まで増加し、3人に1人が老年人口（65歳以上）になると推計されています。高齢者の増加に伴って、社会保障に係る給付費の急増が見込まれており、2012（平成24）年度の109.5兆円（GDP比22.8%）から2025年度は148.9兆円（GDP比24.4%）まで増加すると推計されています。今後、社会保障費の増加に伴い、地方自治体の義務的経費*の増加が予測されます。

高齢者の増加に伴い、地方自治体に対しては、健康増進施策を通して高齢者の健康寿命*の延伸を図り、健やかで幸福な暮らしのための支援をすることがより一層求められます。また、財政状況のひっ迫が考えられる中で、健康を維持するための疾病予防等に係る施策を充実させることにより、扶助費*等の財政支出を軽減することが今後ますます重要になります。

3 高度情報化社会の進展と ICTを活用した新たな取組

情報通信技術の飛躍的な進歩と情報通信機器の普及により、インターネットの人口普及率は2013（平成25）年に8割を超え、社会生活の隅々に浸透するとともに、人々の生活様式やコミュニケーションに大きな影響を与えています。

国においても「ICT*成長戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言」、「官民データ活用推進基本法*」等を策定し、国民生活の利便性向上等を目的とした従来の政策を拡充するとともに、ICT*を活用した「新たな付加価値産業の創出」や「社会的課題解決」等をめざした新たな政策も推進されています。ICT*を活用した新たな政策の中では、女性の社会進出促進に向けたテレワーク*の推進や、センサーを用いたインフラの効率的な維持管理等の社会課題解決が掲げられるとともに、放送コンテンツの海外展開等の新規ビジネスの創出がめざされています。また、地方自治体ではマイナンバー制度*活用やオープンデータ*の推進等、電子行政化やデータのさらなる活用に向けた取組が検討されています。

こうしたICT*の活用が進む一方で、個人情報への漏えいや悪用、先端技術を使った犯罪の増加等の問題への対応がこれまで以上に求められています。また、今後、人工知能（AI）等の新たな情報通信技術の進歩及び導入によって、雇用喪失等の分野横断的な課題が出現する可能性もあり、情報通信分野における行政機関の対応の重要性は高まると予想されます。

4 グローバル化の進展に伴う 地域経済の振興

交通・情報通信技術の急速な発達により、これまで以上に人・物・金・情報が国境を越えて交流し合う、いわゆるグローバル化が進展しています。

このようなグローバル化の進展に伴い、日本企業は生産拠点を国内にとどまらず海外にまで視野を広げて検討し、海外に移転する例も少なからずみられます。

一方で、地域には高い技術力を持つ中堅・中小企業がまだまだ多くあります。ただ、それらの技術をグローバルな市場の中で事業化するノウハウが不足しているなどして、十分に力が発揮されていない企業も多くあり、それらの企業に産学官連携を通して国際的な事業展開等を拡大させ、地域経済を支える中核企業になるよう、ローカルイノベーション*を進めていく必要があります。

また、近年、アジアを中心とする新興国の経済成長と、査証制度*の改定等を背景に、海外から日本を訪れる観光客が大幅に増加しています。これらの観光客に、滞在を楽しみ、地域の魅力を知ってもらうことはもちろんのこと、地域に存在する観光資源や地域産品な

どの地域資源を結び付け、域外からの「稼ぐ力」を強化して地域経済の振興を図っていくことも必要です。

グローバル化は、経済における海外の影響力を増大させ、人的交流の活発化を促すものである一方、外国人労働者の増加による日本産業の構造変化や文化摩擦の要因にもなると考えられます。そのため、地方自治体に対しても、多様な文化への理解や交流促進のほか、グローバル化を踏まえた経済産業政策が展開されることも視野に入れた対応が求められます。

5 安全なまちづくりに向けた 災害に強い都市基盤の整備

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災や2011（平成23）年の東日本大震災をはじめとして、近年、全国各地で大規模な自然災害が多発しています。将来的に南海トラフ地震*等の大地震の発生により甚大な被害がもたらされることが想定されていることから、防災対策の推進が求められており、国は2014（平成26）年に「国土強靱化基本計画*」を策定し、ハード・ソフト両面から防災・減災を進めています。さらに、2016（平成28）年4月の熊本地震では、震度7が2回連続で発生したことにより市町村の役場庁舎が大きく損壊し、災害対応に深刻な影響が生じたことから、市役所等、防災拠点となる公共施設の耐震性の重要性が再認識され、国による財政措置も拡充されています。

また、1990（平成2）年以降、刑法犯の認知件数が増加傾向となり、2002（平成14）年には約369万件と戦後最多を記録しましたが、2003（平成15）年からは一転して12年連続で減少し、2015（平成27）年は約109万件と戦後最少となっています。その一方で、コミュニティの希薄化や都市化、核家族化、住民意識の多様化等が進行しており、地域の防犯に対する体感的な不安が高まっている可能性があります。

今後とも地域における安全なまちづくりを推進するうえで、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、地方自治体と住民、企業、NPO、警察等の連携のもとで自助、共助*、公助のバランスが取れた一体的な取組を進めていく必要があります。

6 地方の「発意」と「多様性」による 地方分権の新たなステージ

国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」へと変化させることをめざした第1次地方分権改革から、地方に対する規制緩和や国から地方への権限移譲を実施した第2次地方分権改革へと地方分権は進展してきました。2014（平成26）年に成立した第4次一括法により、地方分権改革推進委員会の勧告事項についての検討・対応をひととおり終

えた現在、地方分権改革は地方の「発意」と「多様性」を重視した新たなステージを迎えています。このような展開の下、地方自治体には、限られた財源の中で創意工夫を凝らして個性ある地域づくりを進めていくことがこれまで以上に求められています。

一方、福祉や環境、まちづくりなど、これまで行政が専門的に行っていた分野において、NPO等による活動が盛んになっています。また、PPP*/PFI*手法の導入の推進により、公共施設の整備や運営に民間の資金や手法を活用する動きも広がっています。

公共分野を行政のみで行うのではなく、住民やNPO、企業との協働を通じて、個性ある地域づくりを進めていく必要があります。

7 一億総活躍社会の実現に向けた 仕事と生活の調和の推進

少子高齢化が進行する中、子育て支援や社会保障の基盤強化による新たな経済社会システムづくりが注目されています。この新たなシステムづくりに向けた方策として、性別や年齢、障がいや病気の有無にかかわらず誰もが活躍できる「一億総活躍社会*」の実現が政府において掲げられています。これに関連して、2014（平成26）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、2016（平成28）年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）*」が施行されるとともに、「育児・介護休業法」、「子ども・子育て支援法」の改正が行われています。このような法制度の整備に伴い、働き方改革や子育て・介護の環境整備の充実、すべての子どもが教育を受けられる環境の整備の拡大が推進されています。今後、ますます人口減少が進む中で、仕事と生活の調和や多様な個人の能力の発揮による労働参加率の向上、イノベーションの創出が図られることで、経済成長を加速していくことが期待されています。

そうした中で、2013（平成25）年の男性の育児休暇取得率が2％程度にとどまる状況や、子育て世代である30代、40代男性のうち週間就業時間60時間以上の雇用者の割合が約16％と比較的高いことなどから、仕事と生活の調和に向けては課題があると考えられます。今後、一億総活躍社会*の実現に向けて、仕事と子育ての両立支援制度の充実にとどまらず、性別による役割分担意識の解消や長時間労働の抑制といった働き方の見直しをさらに推し進めることにより、すべての人が子育てや地域活動に参画しやすい環境づくりが重要になっていきます。

8 オールジャパンで推進する 日本文化の発信とレガシーの創出

伝統的な芸術、祭り、クールジャパン*として注目するコンテンツ、和食等の食文化及び建築等、わが国には悠久の歴史の中で重層的に蓄積され世界に誇ることでできる日本文化が存在します。世界の注目がわが国に集まる2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、日本文化を世界に発信し、世界から人々を引き寄せ、次世代に誇れるレガシーとして創出する絶好の機会です。このような背景の下で、従来の文化行政の範囲に閉じることなく、外交、観光、産業、まちづくりなど様々な関連分野において、文化関係者、国、地方自治体等が連携しオールジャパンで総合的に施策を推進することが「京都宣言*」において掲げられています。

伝統的な文化資源が豊富に息づく京都においては、「もうひとつの京都」として「森」、「海」、「お茶」を中心とした文化的魅力の発信に取り組んでおり、日本文化の情報発信を牽引する一端を担っています。特に、「お茶の京都」では山城地域を中心として、ブランド化されている宇治茶をテーマにお茶文化の発信等を進めています。今後ますます、日本文化に対する世界の注目が高まることが期待される中で、どのように地域の文化資源の魅力を効果的に世界に発信し、国際交流の強化や地域産業の活性化等の他分野へと文化政策を波及させていくかについて検討することが重要となります。



海外修学旅行生の茶席体験（松花堂庭園茶室「松隠」）

Ⅳ. 八幡市の主要課題

主要課題 1

核家族化、高齢化、働き方の多様化、障がいのあるなしにかかわらず、様々な背景やライフスタイルで暮らす人がいる中で、互いに支え合い共生できる地域づくり

わたしたちが生活する地域は、核家族化や高齢化、単身者の増加といった世帯形態の多様化とともに、雇用形態をはじめ、職業生活と家庭生活の調和や両立に向けた働き方の多様化の中で、様々な背景やライフスタイルで暮らす人々がいます。

多様な生き方を尊重し合いながら、障がいのある人もない人も、困ったことがあれば互いに助け合い、共に安心して暮らせる地域づくりが今後のまちづくりの重要な課題となります。

[具体的なテーマ]

- 単身者、高齢者、子育てする親などの孤立化の防止
- 障がい者の社会参画、地域における共生
- 年齢、国籍、多様な働き方、家族のあり方など、様々な背景の下で暮らす人が共生する地域
- 継続して地域福祉を支える担い手の確保・育成

主要課題 2

少子化が進む中で、未来を担う子どもの成長を地域全体で支え、子どもも大人も幸せに暮らせる地域づくり

少子化が進行する中で、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。核家族の中で育った世代が親となり、地域とのつながりも希薄になる中、子どもと接する経験の不足や身近に相談できる人がいないことなどから、子育てに不安を持つ人が多くいたり、共働き世帯が増える中で、仕事と子育ての両立環境の整備なども大きな課題となっています。また、ひとり親家庭などを中心とする子どもの貧困問題への注目も高まっています。これらの課題に向き合いながら、未来を担う子どもの成長を地域全体で支えていくことが求められます。

[具体的なテーマ]

- 学力の向上等、次代を生きる力の育成
- 妊娠・出産・子育てまで一貫したサポートの充実

- 仕事、子育て、地域活動のバランスの取れた暮らしが可能な地域づくり
- 発達障がい児の早期療育の充実
- 子どもの貧困問題への対応

主要課題 3

少子高齢化が進む中で、すべての市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって学び、体を動かし、「健康」で「幸せ」に暮らすことのできる「健幸」地域づくり

少子・高齢化が進行し、八幡市でも人口の約3割が65歳以上の高齢者となっており、その比率は今後も高まる見込みです。少子・高齢化の進行は、医療・介護等にかかる社会保障関係経費の増加の要因となります。そういった中、高齢者のみならず、すべての市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって、体を動かし、いきいきと生活することへとつなげていくことで、社会保障制度の持続性を高めるとともに、市民一人ひとりが幸福を感じながら暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが必要となります。第5次総合計画の期間中には東京オリンピック・パラリンピックなどの国民的イベントの開催も予定されており、市民のスポーツへの関心が高まり、健康づくりの取組を推進するチャンスといえます。

【具体的なテーマ】

- すべての市民が生涯にわたり自然と「健幸づくり」を続けられるまちづくり
- すべての市民の健康意識の向上と増え続ける社会保障費用の抑制
- 東京オリンピック・パラリンピック等による機運の高まりを活かした、健康づくりにもつながるスポーツ振興

主要課題 4

地域の自然・歴史・文化的資源が多くの人に愛され、住む人も訪れる人も幸せになる地域づくり

日本を訪れる外国人観光客は第4次総合計画の期間中に大幅に増加しました。石清水八幡宮本社が国宝に指定されるなど、本市にも国内外から多くの観光客が訪れる機運が高まってきています。文化資源や景観資源をつないだ近隣都市との周遊型観光連携や観光客が滞在したくなる環境整備等を通して、国内外それぞれの観光客のニーズに応じ、八幡市の魅力を発信していくことが求められます。

様々な自然・歴史・文化資源のある本市では、それらを大切にし、魅力を十分に引き出して活かしながら、地域を活性化させ、市民の八幡市への愛着と理解を深めていく必要があります。

[具体的なテーマ]

- 国宝石清水八幡宮等、地域の自然・歴史・文化的資源を活用した魅力の向上
- 地域の愛着と誇りを高める都市イメージの向上
- 茶文化をはじめとする文化の創生
- 来訪者増加に向けた交通機関や周辺地域との連携

主要課題 5

新しい交通基盤の整備が進む中であって、美しい田園風景を保全しながら、産業を集積させる活力ある地域づくり

新名神高速道路の整備が進展し、本市はこれまで以上に様々な高速道路が交差する交通の要衝となります。グローバル化が進む経済環境の中で、この機会を活かし、地域の活力を支える産業が集積する基盤づくりを進める必要があります。また、産業の集積を誘因とした新たな産業の創出や、新事業を展開する創業者の支援を充実することも重要になります。

さらに、農業については、高齢化に伴い農業従事者が減少する中で、農業の活性化に向けて新たな担い手の育成が必要です。

[具体的なテーマ]

- 新名神高速道路全線開通を見据えた土地利用と産業集積の推進
- 橋本駅周辺の整備による土地利用の検討
- 認定農業者*・新規就農者の発掘、認定への誘導
- 農業・農村の有する多面的機能を維持することによる美しい田園風景の保全
- 創業支援についてのワンストップ相談窓口の設置を通じた創業促進

主要課題 6

社会の変化に柔軟に対応し、ハード・ソフト両面で安心・安全が守られる地域づくり

市では、人口が急増した昭和40年代頃から上下水道や教育・文化・スポーツ施設等、様々な社会基盤の整備を進めてきました。これらの社会基盤の老朽化に対応するため、修繕や建て替えなど、集約の検討も含めて、様々な対応が必要になってきています。少子高齢化の進行や人口の減少、地震や風水害などの災害への対策など、これまでの想定を超える様々な事象が生じており、こういった社会の変化に柔軟に対応しながら、ハードだけでなく、施設の運用方法のあり方などのソフト面も含めて地域の安心・安全が確保されるよう、取組を進めていく必要があります。

[具体的なテーマ]

- 老朽化する都市基盤の更新等と災害に強いまちづくり
- 自助・共助*・公助が機能する地域づくり
- 公共施設の総合的な管理
- 持続可能なまちづくりを支える中長期的な行財政運営



新名神高速道路城陽JCT・IC～八幡京田辺JCT・IC（平成29年4月開通）



水道管の布設替・耐震化工事



基本構想

I. 基本構想の位置づけ

1 基本構想策定の目的

基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的に策定するものです。かつては、市町村が議会の議決を経て制定するよう、「地方自治法」において定められていましたが、法改正により、策定が義務付けられることはなくなりました。八幡市では、2016（平成28）年6月に「八幡市総合計画策定条例」を制定し、基本構想を「市の将来都市像及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を示すもの」と定義しました。この基本構想をもとに、施策を総合的かつ体系的に示す「基本計画」及び基本計画を実現するための具体的な事業計画である「実施計画」を定めることになります。

2 計画期間

長期的なまちづくりの基本指針である基本構想の計画期間は2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。

2018 → 2027
(平成30年)

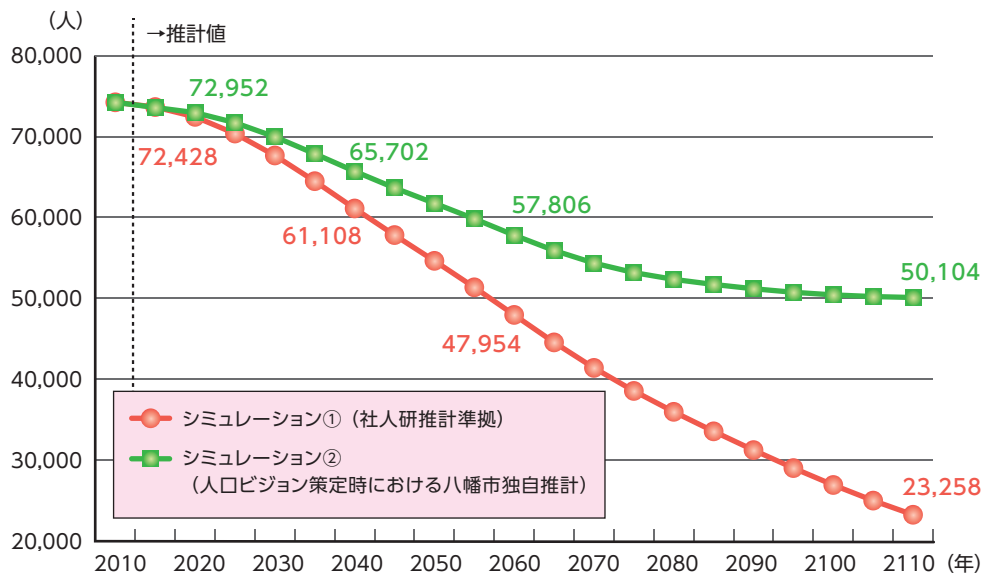
Ⅱ. 将来フレーム

1 人口

本市の人口は、昭和40年代後半の男山団地の開発を主因とし、全国屈指の急激な増加を見せ、1993（平成5）年まで人口が増加しました。その後、転出超過の傾向もあり、人口減少の傾向にありましたが、2012（平成24）年からは出生数が死亡数を下回る自然減少の局面に突入し、今後、本格的な人口減少が進んでくるものと見込まれます。総人口については、2040年には2010（平成22）年の約82%である約6万1千人程度まで減少すると予想されています。

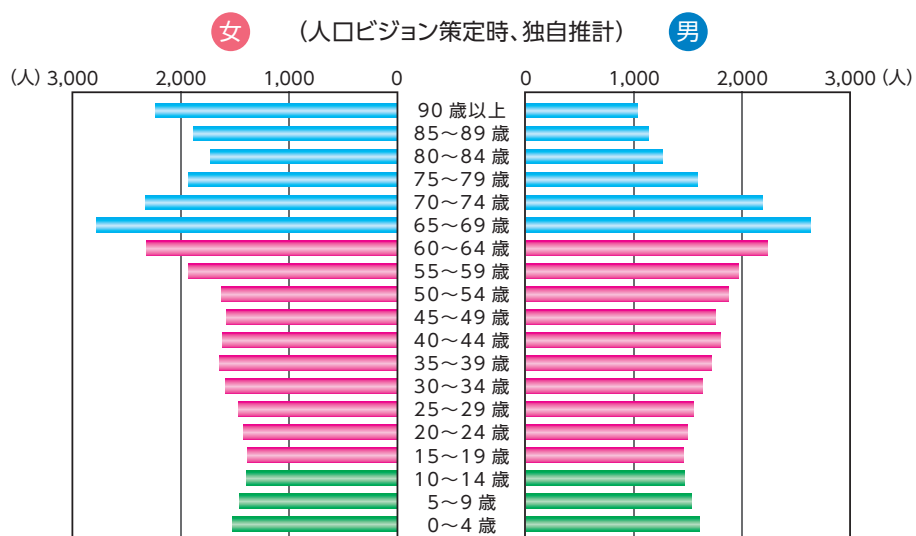
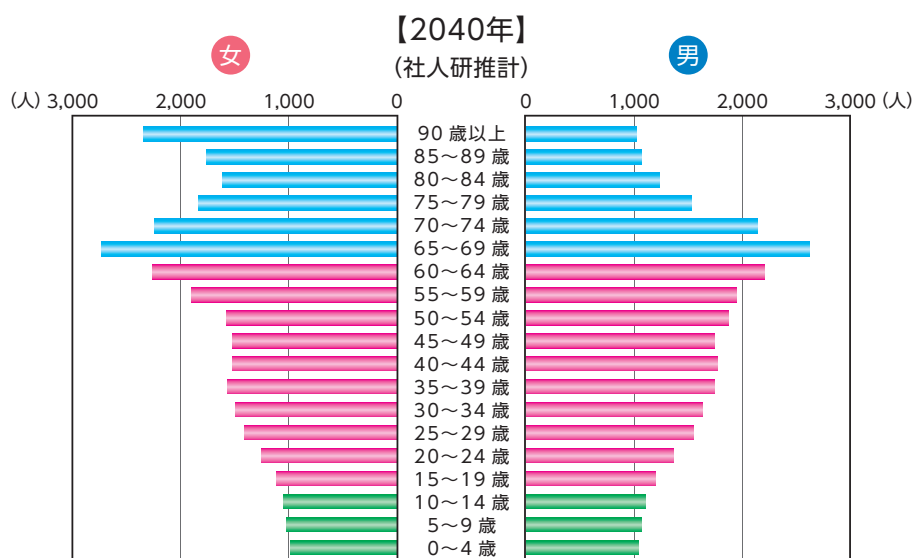
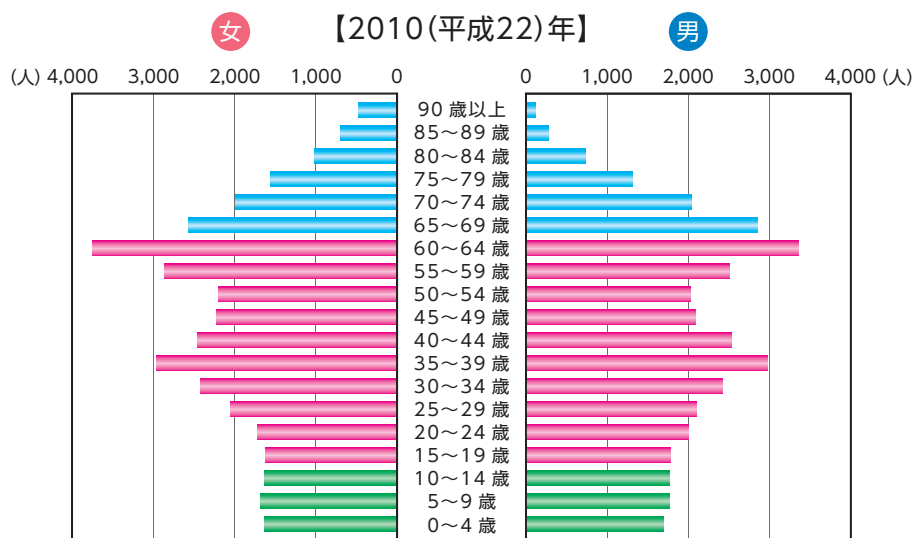
「八幡市人口ビジョン」では、転出超過の解消や出生率の上昇により、2040年における本市の人口を約6万5千人以上と設定しています。

図表Ⅱ- 1 八幡市の人口の見通し



(資料) 八幡市人口ビジョン (平成28年)

図表Ⅱ- 2 八幡市の人口ピラミッド



(資料) 八幡市人口ビジョン (平成28年)

2 財政

(1) 本市財政の収支見通し

本市の財政の収支見通しは、高齢化に伴う納税義務者数の減少による市税収入の減少、社会保障関係経費の増加等に伴い、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間で、約25億円の収支不足が見込まれるものとなっています。持続可能な行財政運営を実現するには、収支不足を解消し、財政の健全化に努める必要があります。

図表Ⅱ- 3 全体収支見通し（試算結果）の概要

（単位：百万円）

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
歳入	25,860	27,265	27,209	28,524	28,796	25,804
歳出	24,173	25,671	25,946	28,201	30,151	26,891
収支不足	－	－	－	－	▲ 1,355	▲ 1,087
財調基金残高	1,252	1,252	1,252	1,252	▲ 103	▲ 1,190
地方債残高	27,500	27,519	27,558	29,129	31,616	31,339
（臨財債等除き）	11,524	11,495	11,544	13,208	15,846	15,757

（資料）平成29年度八幡市財政ナビゲーション（【2018～2022年】中期財政見通し）

(2) 健全化策の方向性

今後5年間の財政収支見通しを踏まえ、持続可能な行財政運営が可能となるよう、以下の方向性で財政健全化を進めます。

■自主財源の確保

- 税徴収率の向上及び未収金対策の強化
- 土地利用の見直しによる税源涵養策^{かんよう}の展開（企業誘致や創業支援策による担税力強化）
- 使用料・手数料水準の見直し（受益に応じた適切な負担水準の設定）
- 公有財産の利活用・税外収入の確保（未利用資産の売却、広告収入の増等）

■歳出の抑制

- 公共施設管理適正化の推進（施設の長寿命化、改修費の平準化によるトータルコストの削減）
- 多様な担い手による行政サービスの提供（多様な担い手による連携や協働、民間委託の推進等）

- 第3セクター*の運営改善
- 市単独施策を中心とした事務事業の見直し（不要不急の事業廃止等）

■地方債残高の縮減による公債費負担の抑制

- 地方債残高と標準財政規模*とのバランスの確保
- 公債費負担の抑制と地方債残高の「質」の確保（地方交付税措置のある有利な地方債の活用、利息負担の軽減等）

■基金の確保

- 持続可能な行財政運営が可能となるよう、一定規模の基金残高を確保



市民体育館



八幡市文化センター

Ⅲ. まちづくりの将来像と基本目標

1 基本的な考え方

(ビジョンとその実現に向けたストーリー)

本市は、男山団地の開発から40年あまりが経過する中、美濃山地域などで住宅開発が進んだものの、人口の伸びは鈍化し、横ばいから減少局面に入っています。また、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するとともに、社会保障関係経費が増加しています。さらに、多くの都市基盤が老朽化し、更新等が必要となる見込みであることから、今後厳しい財政状況が続くものと予想されます。

第4次総合計画（平成19年～）のもとでは、市民がいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思える「やすらぎの生活都市」をめざしたまちづくりを進めてきました。

しかし、人口減少・少子高齢化社会の中にあって、今後、地域の活力を維持しながら、「住みたい、住み続けたい」魅力あるまちにしていけることがさらに求められます。

そこで、市民の「安心・安全」を基に、「活力あるまち」へとしなやかに発展させながら、一方では、多様性と包摂性のある「共生社会」の中、誰もが「健康」で「幸せ」になれるまちづくりを行っていきます。またもう一方では、地域の将来を担う子どもの成長を地域全体で支え、安心して子どもを産み育てたいと思える「子どもの未来」を創っていくとともに、豊かな自然・歴史・文化を背景に、愛着と誇りを持てる地域の中で、市民だけでなく訪れる人が「幸せ」に出逢えるまちづくりを進めていきます。

これまでのまちづくりを引き継ぎながらも、限りある地域の資源を効果的かつ創造的に活用し、地域への愛着と誇りの中で、市民一人ひとりが考え創る「賢明で快適な(=smart)」まちづくりを進め、市民だけでなく、訪れる人とともに、健やかで心豊かな暮らしを楽しめる、住んでよし、訪れてよし (Smart Wellness, Smart Welcoming) の八幡市をめざします。

以上を踏まえ、まちの「将来都市像」と、それを支える「基本目標」、それらを実現していくための「まちづくりの進め方」を次のように定めます。

図表Ⅲ-1 将来都市像・基本目標・まちづくりの進め方

人口減少時代に対応する地方創生



みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち

～住んでよし、訪れてよし

Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～

2 将来都市像

みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち

～住んでよし、訪れてよし

Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata ～

3 まちづくりの進め方

(1) 「みんなで創る」まちづくり

第4次総合計画においても、市民参加や協働はまちづくりの基本姿勢として大切にしてきました。その考えを一步進め、若者から高齢者まで、市民一人ひとりが地域や身のまわりの課題の解決に向けて、何ができるかを考え、行政や地域団体など様々な組織や人と連携しながら、「みんなで創る」まちづくりを進めていきます。

(2) 「シビックプライド（愛着と誇り）」によるまちづくり

「みんなで創る」まちづくりを進めていくためには、市民のまちに対する「愛着と誇り」は欠かせません。また一方では、「みんなで創る」ことで「愛着と誇り」がさらに高まっていくものでもあります。このようなまちづくりを行うためにも、八幡市への愛着と誇りが醸成されるような取組を進めます。

(3) 将来世代に豊かな生活を引き継ぐ 「サステイナブル（持続可能）」なまちづくり

2015（平成27）年の国連サミットにおいて、17の「包括的で互いに関連する」目標が「持続可能な開発目標（SDGs）*」として採択されたように、将来世代を視野に入れた持続可能な発展をめざすという考え方は、福祉や環境、財政運営に至るまで、共通して重視される視点です。それぞれの目標において将来的に持続可能かどうかという視点を持って取り組むことにより、将来世代に対して豊かな生活を引き継いでいきます。

4 まちづくりの基本目標

基本目標 1

ともに支え合う「共生のまち やわた」

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、心ふれあう住みよい地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、理解しあう姿勢を持ちながら、共に暮らすまちの創生が必要です。

全ての人がともに支え合う「共生のまち やわた」の創生に向け、意識啓発はもちろんのこと、継続して地域福祉を支える担い手の確保・育成、多様な生活様式に合わせた制度の設計など、様々な側面において共生が進むことを念頭に置いて進めていきます。

基本目標 2

子どもが輝く「未来のまち やわた」

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、未来を担う子どもの成長を地域全体で支え、希望をもち、安心して子どもを産み、育てられる環境の整備が必要です。

子どもが輝く「未来のまち やわた」の創生に向け、子どもたちが社会の変化に対応できる力と豊かな人間性を身につけることができるよう、学校教育の充実、教育・保育施設と家庭や地域の連携の強化、楽しい魅力ある学校づくりを進めるとともに、子どもの貧困問題への対応等、子育て世帯への総合的な支援を進めます。

基本目標 3

誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」

生涯にわたって働き、体を動かし、いきいきと生活することを通じて、「健康」で「幸せ」な人生を送ることは、地域全体の活力にもつながります。

誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」の創生に向け、保険・医療制度の適切な運用を図るほか、生涯にわたって地域で活躍できるよう、運動や食の改善、地域のコミュニティを活かした健康づくりを進めるとともに、安全な生活道路、歩きたくなるまちづくり、移動手段の確保、快適な公園づくりなどの環境整備を進めます。

基本目標 4

自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」

豊かな自然・歴史・文化資源を持つ本市にとって、観光客の増加を図り、「観光」業を中心とした地域産業の活性化に結びつけることが重要です。さらに、市民が八幡市の魅力を再認識し、内外へ発信することが、来訪者へ新たな「出逢い」と「幸せ」をもたらすことにつながるほか、市民が本市への愛着や誇りをもち、地域で生きがいと「幸せ」を見出すきっかけにもなります。

自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」の創生に向け、自然・歴史・文化資源の磨き上げ、地域魅力の発信、文化芸術の振興、近隣都市との周遊型観光連携、観光関連商業の振興等、魅力向上に向けた取組を推進していきます。また、市民の愛着醸成を図り、住みたくなるまち・暮らし続けたくなるまちを実現していきます。さらに、市街地や道路等の整備においては、歴史・文化的な景観の保護と向上が図られるよう進めていきます。

基本目標 5

しなやかに発展する「活力のまち やわた」

少子高齢・人口減少社会の中、新しい高速道路網の整備に伴って期待される交流人口*の増加は、豊かな田園風景を維持・保全しながらもまちの活力を支える産業振興を充実させることのできる絶好の機会です。

しなやかに発展する「活力のまち やわた」の創生に向け、産業が集積する基盤づくりや企業の誘致、関係機関と連携した創業支援等を進めます。また、農業に関心をもつ機会の提供等を通して担い手の確保を図ります。

基本目標 6

持続可能な「安心・安全のまち やわた」

公共施設の耐震化をはじめ、自然災害の脅威から市民の生命と財産を守る取組をさらに充実させていくとともに、人口減少社会に応じて、財政負担の軽減・平準化を実現するための行財政改革をさらに進めながら、持続可能なまちをめざす必要があります。

「安心・安全のまち やわた」の創生に向け、将来の見通しの中で、道路・橋梁^{きょうりょう}や上下水道などの社会基盤の更新・耐震化・長寿命化等をはじめ、公共施設の有効活用や集約の検討

も含めた適正な管理を図っていくとともに、「自助」「共助*」「公助」それぞれが有効に機能する防災体制を確立させるなど、ハード・ソフト両面で市民の安心・安全が守られるよう取組を進めます。さらに、防災の拠点として対応が迅速かつ的確にできるような市役所機能の強化と体制づくりを進めていきます。

また、環境にやさしく、安全で清潔な生活環境を守るまちづくりを進めるとともに、豊かな自然を守るため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）の促進により、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されるように進めます。



市内中学生による平和大使



子育て支援事業（すくすくの杜）



元気アップ体操教室



八幡市・エジソン生家博物館連携に関する宣言書調印式



市道橋本南山線（平成29年3月延伸部開通）



安全・安心のまちづくりパレード

Ⅳ．都市空間形成の方針

1 都市空間形成の考え方

少子高齢化・人口減少社会の到来とともに、厳しい財政状況が見込まれる中、老朽化する公共施設・インフラ施設の更新等や安心・安全なまちづくりを進めながら、幸せで豊かな生活を次代に継承していくためには、持続可能な発展を可能にする都市空間の形成が不可欠です。

そのために、地域の特徴や性質等を踏まえ、居住機能・都市機能（公共施設やインフラ施設、公共交通など）のメリハリある配置を誘導することにより、効率的な土地利用を進めながら、次のまちづくりを進めていきます。

(1) 本市の特性を踏まえた「コンパクトシティ」の実現に向けたまちづくり

- 鉄道駅周辺や都市基盤整備が行われている八幡京田辺JCT・IC周辺等の地域の核となる拠点では、周辺整備と合わせた都市機能の誘導による機能強化を図り、都市としての賑わいの向上をめざします。
- 現状で比較的まとまって分布している居住地については、人口減少社会に対応した定住促進対策等の取組を検討するとともに、さらなる居住地の集約化に向けた住み替え促進対策等の取組や、多世代が交流できる仕組みづくり等を合わせて検討し、利便性が高く住みよい市街地の形成をめざします。
- 拠点間や居住地内を結ぶ交通手段である公共交通においては、誰もが自由に移動しやすい交通環境の形成をめざします。

(2) 産業振興や多様な地域資源を活かした活力あるまちづくり

- 新名神高速道路の整備等に伴う都市基盤整備を踏まえ、工業・流通業・商業といった産業機能のさらなる集積を図り、税源涵養^{かんよう}に資するよう、活力ある産業基盤の形成をめざします。
- 市街化調整区域に広がる農地についても、豊かな田園環境の維持を図るとともに、都市近郊農地という利点を活かし、活力ある農業基盤の形成をめざします。

- 市域に点在する豊富な歴史文化資源や自然環境、景観といった多様な地域資源については、それぞれを適切に保全するための取組と合わせて、それらを活かした地域活性化の取組を検討し、活力あるまちづくりをめざします。

(3) 公共施設の再編等による持続可能なまちづくり

- 道路や橋梁等の社会基盤の長寿命化対策等に関する検討に加え、公共施設の有効活用や集約化、さらには居住地の集約化等についても検討を行い、持続可能なまちづくりをめざします。

(4) 災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり

- 頻発する自然災害等の脅威に備えるため、災害時の防災拠点としての機能を維持できる庁舎への建替えや公共施設・インフラ施設の耐震化、避難路の確保などを進めるとともに、避難所となる公共施設への防災備蓄物資の配備、自主的な防災活動や避難所運営など、ハード・ソフト両面から災害に強い都市基盤の形成をめざします。

2 将来土地利用構想

(1) 持続可能な発展をめざす土地利用ゾーン

①暮らしと交流の居住ゾーン

市内西部・南部に広がる住宅地では、生活道路や公園・緑地等の都市基盤の整備等により、ゆとりとうるおいのある良好な住環境の保全を図ります。

また、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に向け、公共交通の利便性向上や拠点地域周辺への住み替え促進等による居住地の集約化を図ります。なお、京阪橋本駅周辺は、交流や生活の拠点として、新たな都市機能の誘導を図ります。大谷飛地については、良好な低層住宅地としての土地利用の実現に向けた検討を進めます。男山地域については、当地区の将来目標「地域とともに元氣な暮らしができる、住みたい、住みつけたい男山」の実現に向け、多様な主体による取組を継続して進めます。

②発展と調和の産業ゾーン

市内中央部から東部にかけての田園地域は、優良農地と集落が共生するゾーンであり、美しい田園環境の保全に努めるとともに、集落での生活環境の向上を図ります。

また、周辺の土地利用の動向等を踏まえ、市街地の拡大に適した地域については、周辺環境との調和に配慮しながら計画的かつ適切な土地利用を検討することとし、特に、

新名神高速道路や第二京阪道路等の交通利便を活かし、業務用地の需要拡大に対応した土地利用の展開を検討するとともに、付加価値の高い企業の集積を図ります。なお、八幡京田辺JCT・IC周辺では、広域交通の結節点という利便性を活かし、本市の新たな玄関口として、多様な都市機能の集積による魅力と賑わいの創出に向けた土地利用の実現を図るとともに、国道1号等の幹線道路沿道では、沿道にふさわしいサービス施設等の立地を図ります。

京阪八幡市駅周辺については、都市機能の誘導を図るとともに、観光まちづくりの観点から、商業機能の充実による賑わいの創出を図ります。

③自然と歴史文化ゾーン

国宝石清水八幡宮を含む男山は、歴史の面影深い樹林地であることから、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、歴史文化の発信地やレクリエーションの場としての活用を図ります。また、雄大な水辺空間を有する三川合流周辺から木津川にかけてについても、豊かな自然環境の保全と調和に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。

(2) 都市機能誘導エリア

①八幡市駅周辺交流拠点

国宝石清水八幡宮や三川合流域など豊かな自然や歴史文化を活かし、広域的な交流を図るエリア。

②橋本駅周辺交流拠点

生活・交流の拠点として、商業・医療など複合的な都市機能の誘導を図るエリア。

③複合都市機能拠点

広域交通の結節点という利便性を活かし、多様な都市機能の集積による魅力と賑わいの創出に向けた土地利用の実現を図る八幡京田辺JCT・IC周辺エリア。

(3) 連携軸

①広域交流軸

京都府北部や大阪・神戸、滋賀・名古屋、奈良・和歌山方面など、広域的な交流を可能にする幹線道路網を広域交流軸として位置づけ、未整備区間の整備を促進します。

②南北連携軸

北の玄関口である京阪八幡市駅周辺と南の玄関口である八幡京田辺JCT・IC周辺及び北陸新幹線の新駅が設置されるJR松井山手駅周辺を結ぶ南北軸を南北連携軸と位置づけ、整備を進めます。

③東西連携軸

市内を通り、枚方市の京阪樟葉駅と城陽市とをつなぐ東西軸を東西連携軸と位置づけ、地域間の連携強化を可能にする城陽市との連絡道路の整備を促進します。

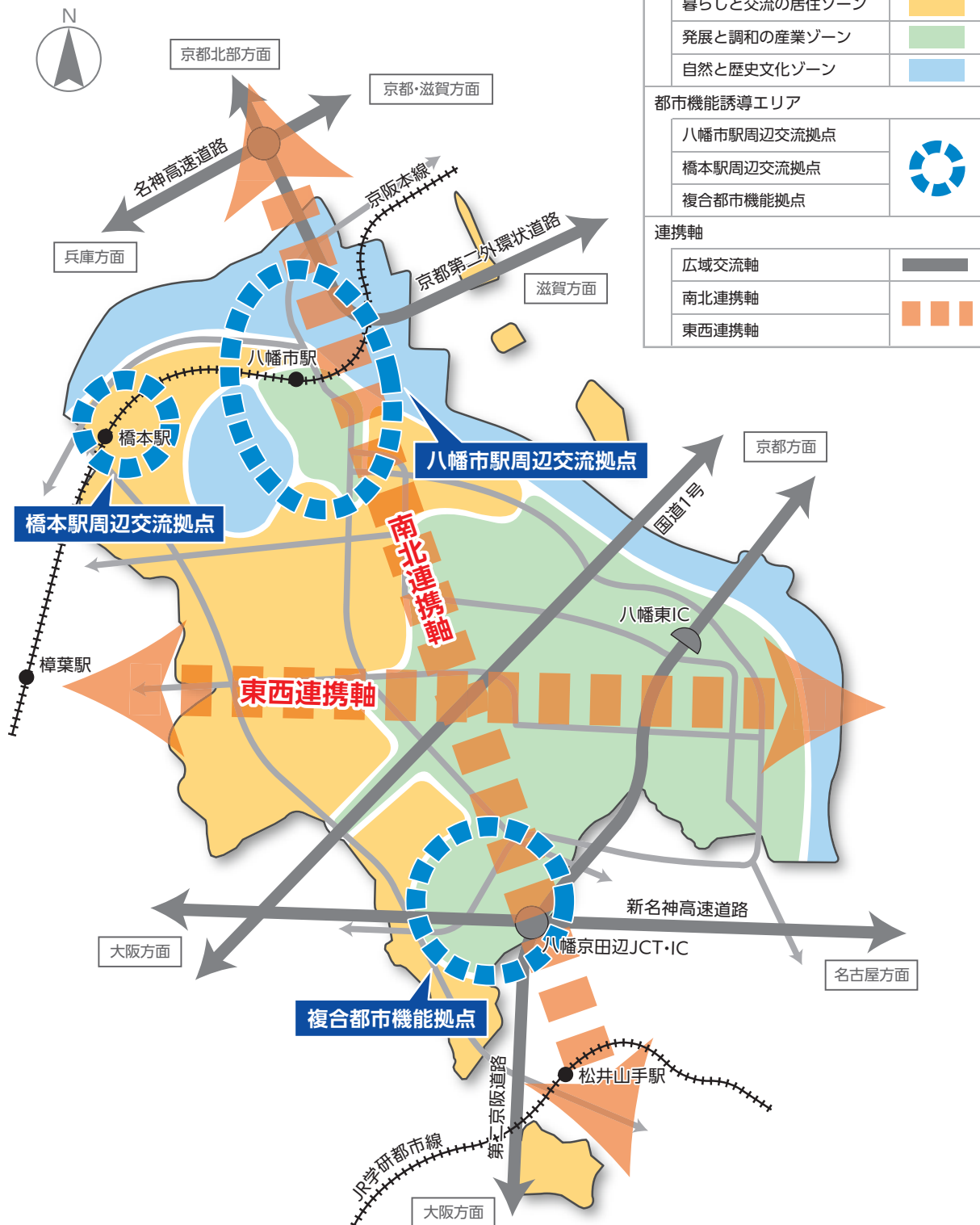


八幡市全景



八幡京田辺JCT・ICと市東部田園地域

土地利用構想図





基本計画

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

基本計画

基本目標①

共生



第1章 | ともに支え合う 「共生のまち やわた」

I 第1節 共に生きる社会

- めざす姿** すべての人の人権が尊重され、多様な人々が地域の中でいきいきと活躍できています。

施策体系と主な取組

①人権・平和の尊重

- 人権尊重に向けた相談体制の充実
- 人権に関する教育・啓発活動の充実
- 平和構築への関心の喚起
- 外国人との共生社会の構築

②男女共同参画の推進

- 男女の人権の保護
- 男女共同参画の推進
- ワーク・ライフ・バランスの確保

③障がいのあるなしにかかわらず地域で安心して暮らせる社会の推進

- 相談・保健・医療体制の充実
- 自立・参加支援体制の充実
- 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

④地域の絆と支え合いによる共生社会の推進

- 地域福祉推進体制の充実
- 生活に困っている方への多様な支援の充実

I 第2節 協働による地域づくり

- めざす姿** 多様な担い手による地域づくりが活発に行われ、地域のつながりが広がり、暮らしの安心が高まっています。

施策体系と主な取組

①コミュニティ活動による地域づくりの推進

- 地域コミュニティ活動の充実
- 地域コミュニティ活動の基盤整備
- 多様なコミュニティ組織による地域づくり
- 地域防災体制の充実

②新たな担い手による地域づくり

- 地域づくりの担い手(NPO・ボランティア等)の育成
- 生涯学習の機会の拡充

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
人権文化セミナーの参加者数	705人	750人	750人
日本語教室の在籍者数	28人	40人	50人
市役所の男性職員の育児休暇取得率	0.0%	5.0%	10.0%
市役所の管理・監督職女性比率	25.9%(H29.4.1)	30.0%	35.0%
審議会等委員の女性比率	33.2%(H29.4.1)	40.0%	45.0%
男女共同参画社会啓発事業への参加者数	245人	300人	300人
就労系サービス利用者及び一般就労移行者の数(延人数)	1,889人	2,500人	3,000人
計画相談支援*利用者数(延人数)	447人	500人	550人
地域で活動する団体や住民が連携するネットワークの設置数	4団体	6団体	8団体
生活保護からの自立世帯件数	38件	44件	49件

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
自治組織団体への加入率	69.1%	71.0%	73.0%
自主防災組織設立地域数	43地域	49地域	49地域
市民協働活動センター*利用登録団体数	15団体	20団体	25団体
八幡市ボランティア連絡協議会登録団体の所属人数	279人	300人	320人
リカレント教育*推進講座の受講者数	532人	600人	700人
生涯学習人材バンク*登録者数	91人	100人	110人

第1章 | ともに支え合う 「共生のまち やわた」

Ⅰ 第1節 共に生きる社会

めざす姿

すべての人の人権が尊重され、多様な人々が地域の中でいきいきと活躍できています。

施策体系

共に生きる 社会	①人権・平和の尊重
	②男女共同参画の推進
	③障がいのあるなしにかかわらず地域で安心して暮らせる社会の推進
	④地域の絆と支え合いによる共生社会の推進

施策の背景

近年、わが国では価値観や家族形態・就業形態の変化、高齢化の進行などにより、ライフスタイルの多様化が進んでいます。また、地域に暮らす外国人も増え、コミュニケーションの問題から地域で孤立していくことも考えられます。さらに、高齢になることに伴うものも含め、様々な心身の機能の障がいと社会的障壁があることにより、日常生活や社会生活に継続的に妨げを受ける人がいます。

このように、現在は様々な背景の下、様々な事情を抱えた人が、同じ地域で暮らしている、という社会になっています。「支え手側」「受け手側」という二分法ではなく、地域に暮らすあらゆる人々が人権を保障され、役割を持ち、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現する必要があります。

1 人権・平和の尊重

現状と課題

人権問題についてはこれまで、国・府との連携の下、住環境の整備、教育、就労等の取組を進めてきました。また、「八幡市人権のまちづくり推進計画（平成18年）」を策定し、多様な人権問題の解決に向けた人権教育・啓発に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

今日なお、部落差別をはじめ、解決すべき様々な人権問題が残る一方、時代の変遷に伴い、人権問題は、性別や子ども、高齢者、障がい者、外国人、疾病患者等を対象としたものや、いじめ、インターネットを介したものなど、複雑多様化が進んでいます。

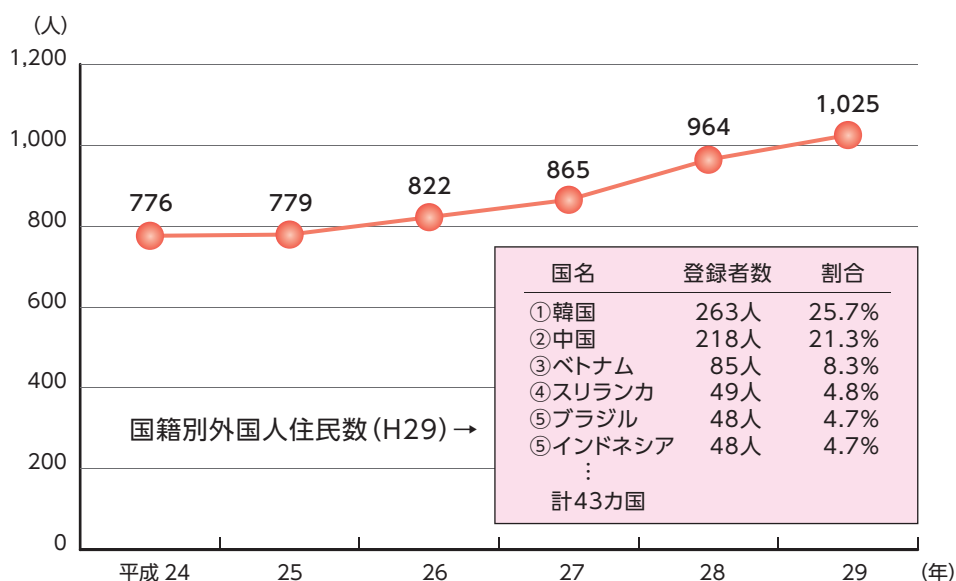
このような中、市では「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画（平成29年）」を策定しました。引き続き、計画に基づく総合的な施策を進めていく必要があります。

加えて、市内における外国人住民数が増加傾向にあり、多国籍化も進んでいます。友好都市との交流をはじめ、市民の国際理解を促す取組はさらに重要となってきました。

また、市では、1982（昭和57）年9月に府内市町村で初となる非核平和都市宣言*を行い、関係団体と連携しながら平和の啓発を進めてきました。引き続き、関係団体との連携により平和構築への関心を喚起し、平和の尊さを次の世代に伝えていく必要があります。

（関連情報・データ等）

外国人住民数の推移（各年3月末現在）



（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 人権尊重に向けた相談体制の充実

- ▶ 人権擁護委員*や関係機関と連携し、人権相談の充実を図るとともに、人権擁護活動を進めます。

● 人権に関する教育・啓発活動の充実

- ▶ 市民の人権意識を喚起するための学習機会の提供と、多様な人権問題解決に向けた様々な啓発活動等の取組を進めます。

● 平和構築への関心の喚起

- ▶ 関係団体と連携し、平和を構築していく意識の高揚を図るとともに、平和に関する学習機会や情報の提供に努めます。
- ▶ 戦没者の慰霊と平和への誓いを新たにするため、引き続き戦没者追悼式を開催します。

● 外国人との共生社会の構築

- ▶ 外国人の生活・就労・就学のための日本語習得支援を継続するなど、地域で孤立せず、共生できる環境の整備を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
人権文化セミナーの参加者数	705人	750人	750人
日本語教室の在籍者数	28人	40人	50人



人権交流センターまつり



市民から寄せられた平和の折り鶴

2 男女共同参画の推進

現状と課題

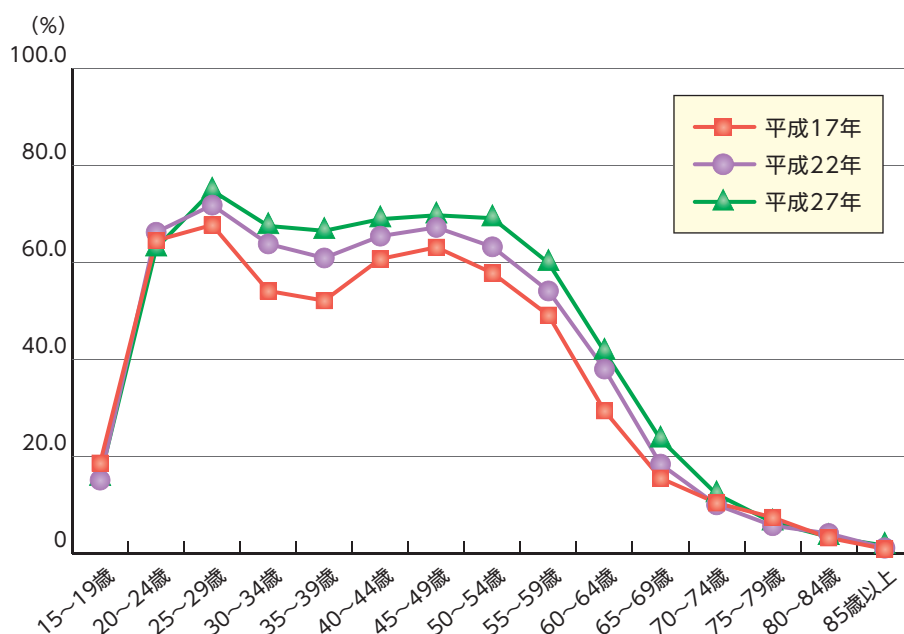
「男女共同参画社会基本法*（平成11年）」が制定されて以来、市では「八幡市男女共同参画推進条例（平成21年）」の制定、「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅱ（平成23年）」の策定を通じて男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。具体的には、2009（平成21）年度に八幡人権・交流センターに「女性ルーム」を開設し、様々な啓発事業に取り組むとともに、フェミニストカウンセラーや女性問題アドバイザーによる相談の充実など、女性が相談しやすい体制を整えてきました。

女性を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。出産・育児で仕事を離れることが多かった30代女性の就業率が上昇して60%を超えるまでになり、女性が生涯にわたって働くことは当たり前になりつつあります。一方で、晩婚化、晩産化、非婚化が進むとともに、妊娠・出産を機に退職する女性も依然として多くいます。また、女性問題アドバイザーによる相談の約2割がDVに関するものであり、DVに悩む女性も少なくありません。

今後も、職場や社会での意思決定の場における女性の参画を進めていくことや、家事・育児への男性の参画促進も含めワーク・ライフ・バランスを確保できるようにしていくことが大きな課題です。また、女性に対する暴力の防止と相談・支援の充実を図っていく必要があります。

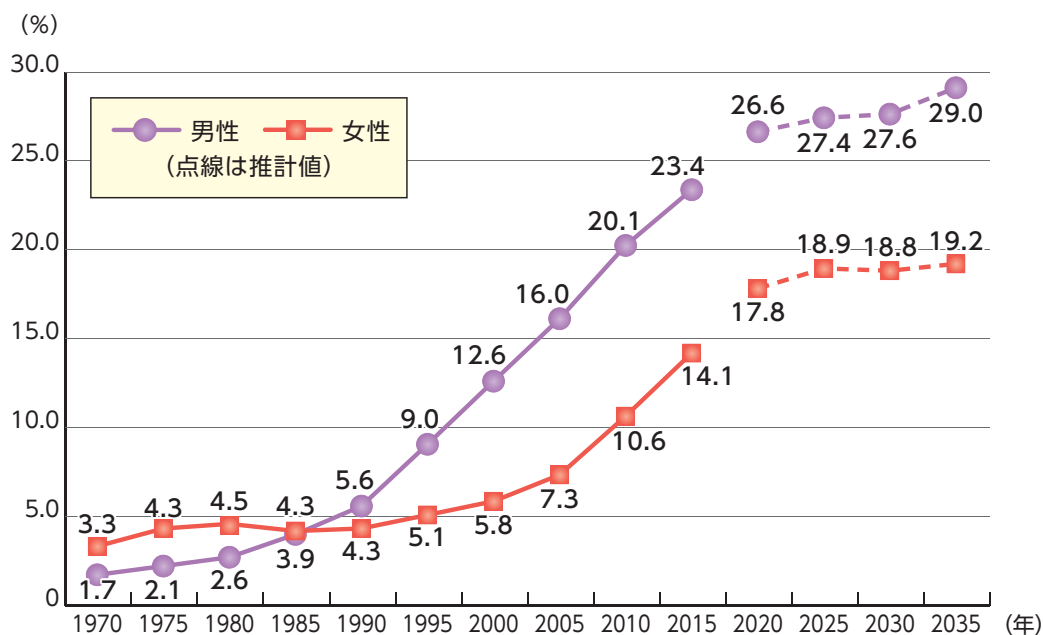
（関連情報・データ等）

八幡市における年齢別女性就業率（各年10月1日現在）



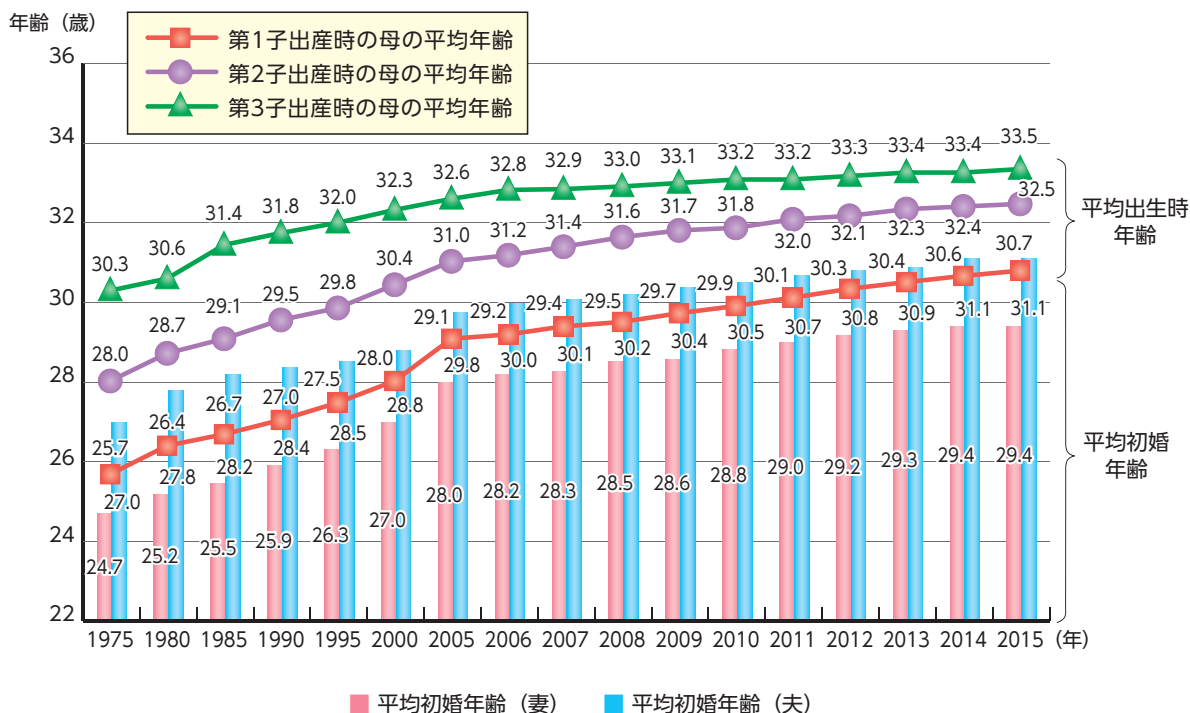
（資料）総務省「国勢調査」

50歳時の未婚割合の推移と将来推計（全国）



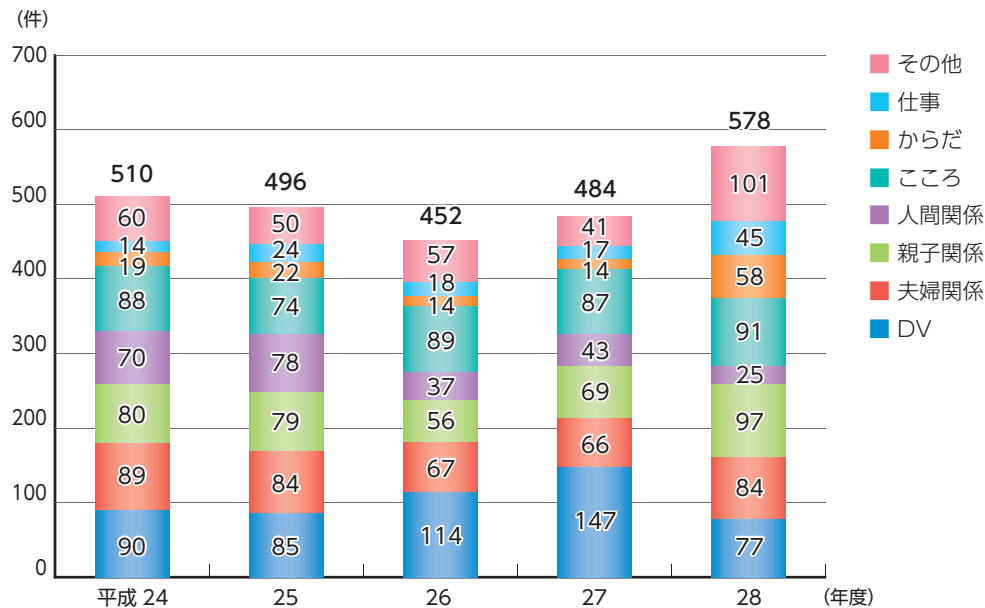
（資料）「平成29年版 少子化社会対策白書」

平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移（全国）



（資料）「平成29年版 少子化社会対策白書」

八幡市女性問題アドバイザーによる相談件数



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

男女の人権の保護

- ▶ 男女間の暴力を未然に防ぐため、啓発や予防、相談、被害者への支援等、様々な対策を進めます。
- ▶ セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*等の人権侵害の防止に向け、啓発事業を進めます。

男女共同参画の推進

- ▶ 「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅱ（後期プラン）」に基づき、総合的・計画的に施策を推進します。
- ▶ 職場や社会における男性優位の解消に向け、市役所が率先して市職員の管理・監督職や審議会等委員の女性比率を高めます。

ワーク・ライフ・バランスの確保

- ▶ 男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家庭生活のバランスを図れるよう、広報や情報提供、企業等への啓発を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
市役所の男性職員の育児休暇取得率	0.0%	5.0%	10.0%
市役所の管理・監督職女性比率	25.9% (H29.4.1)	30.0%	35.0%
審議会等委員の女性比率	33.2% (H29.4.1)	40.0%	45.0%
男女共同参画社会啓発事業への参加者数	245人	300人	300人



女性ルーム（人権・交流センター内）



人権週間街頭啓発

3 障がいのあるなしにかかわらず 地域で安心して暮らせる社会の推進

現状と課題

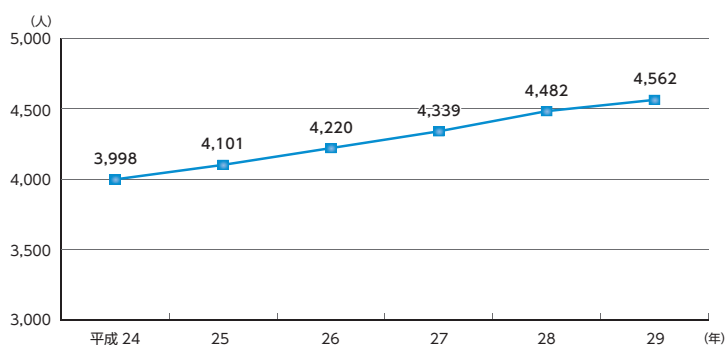
現在、本市では障害者手帳交付者数、自立支援医療（精神通院）登録者ともに増加傾向にあり、それに伴って障がい福祉サービスの利用者数なども伸び続けています。

市では、「八幡市障がい者計画（平成24年）」、「八幡市障がい者福祉計画（第4期・平成27年）」を策定し、障がい者施策、障がい福祉サービスを総合的・計画的に進めてきました。国では「障害者差別解消法（平成25年）」が制定され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

今後とも、計画に基づき、障がい福祉サービスの量の確保と質の向上を図るとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一般就労をはじめとする地域生活への移行に向けた取組を充実させていく必要があります。また、意思能力が十分ではない障がい者が、成年後見制度*を利用しやすい環境の整備も必要です。

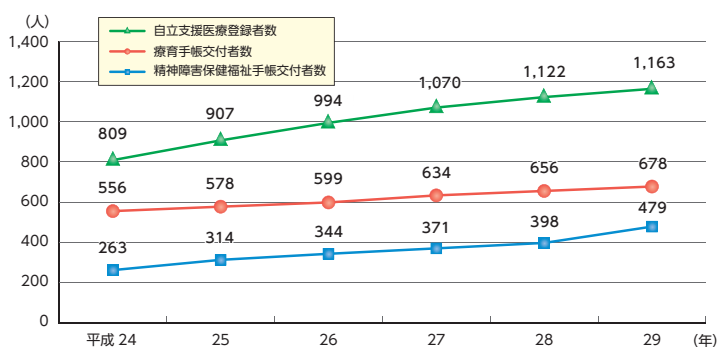
（関連情報・データ等）

身体障害者手帳交付者数（各年3月末現在）



（資料）八幡市

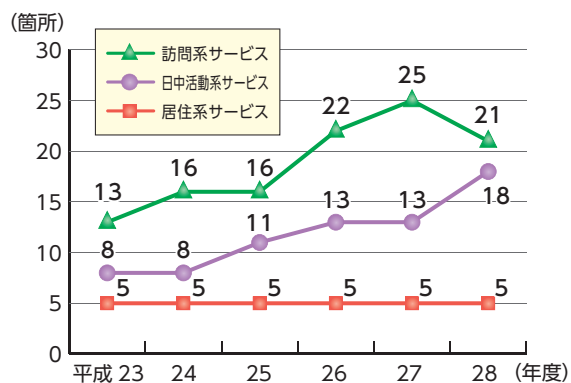
精神障害保健福祉手帳交付者数・療育手帳交付者数・自立支援医療登録者数（各年3月末現在）



（資料）八幡市

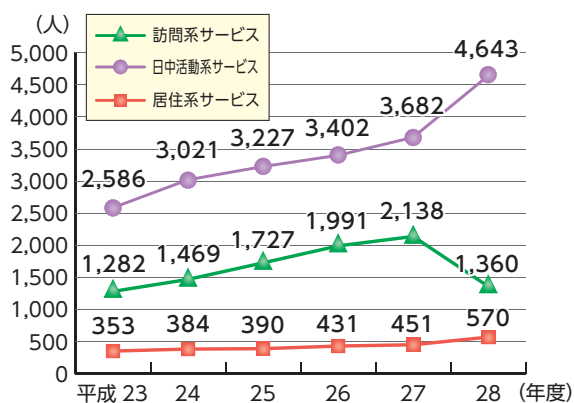
障がい福祉サービス事業所数・利用者数の推移

(事業所数) (各年度末現在)



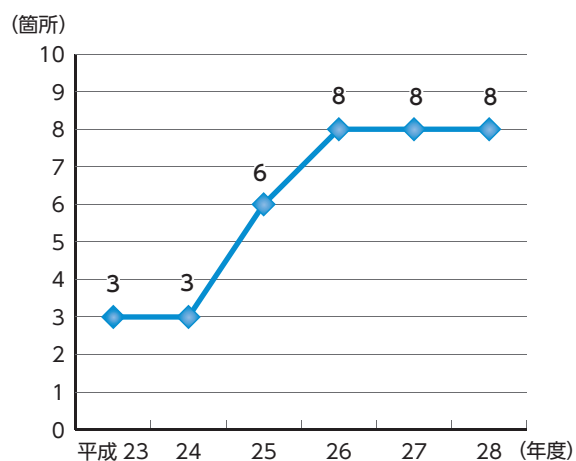
(資料) 八幡市

(利用者数)

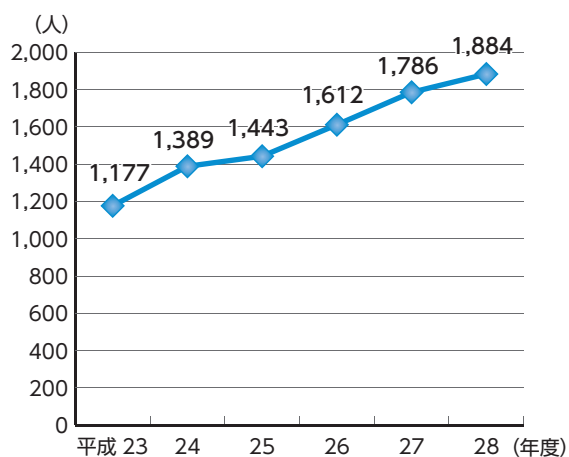


就労支援の状況

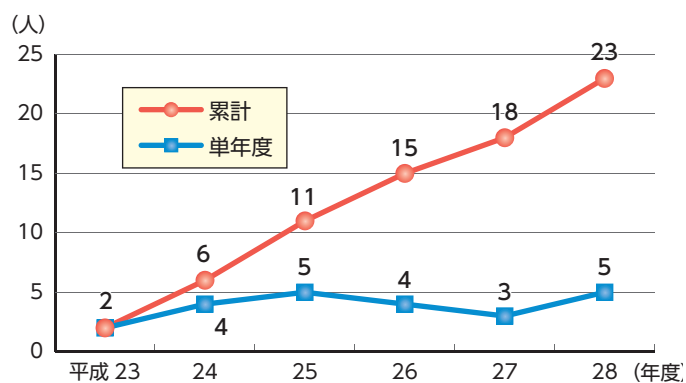
(就労系サービス事業所数)



(就労系サービス利用者数)

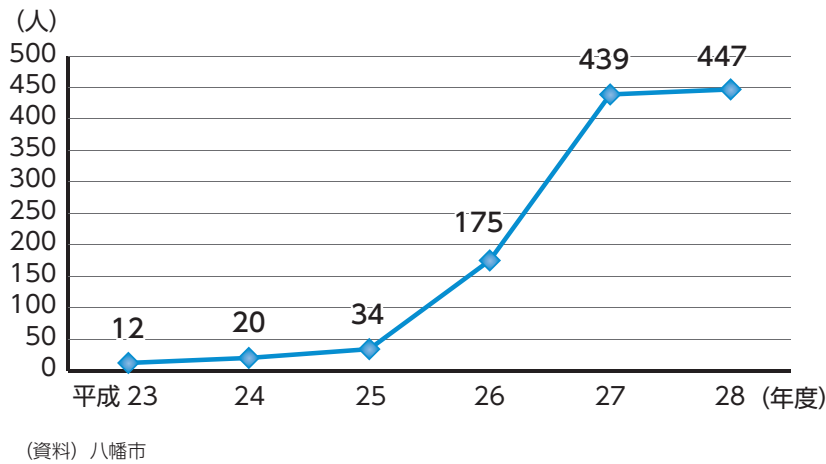


(障がい者施設から一般就労への移行者数)



(資料) 八幡市

計画相談支援*利用者数（延人数）



主な取組と方向性

● 相談・保健・医療体制の充実

- ▶ 障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点*を中心に相談支援の充実を図ります。
- ▶ 長期にわたり精神科病院に入院する精神障がい者などの地域移行を進めていくため、保健・医療と福祉の連携による地域生活支援に取り組みます。

● 自立・参加支援体制の充実

- ▶ 障がい児・者の社会参加に向け、創造活動や文化・スポーツ活動の推進を図ります。
- ▶ 障がい特性に応じ、地域で自立した生活を実現することができるよう、関係機関との連携を強化し、就労系サービスの利用及び一般就労への移行を促進します。

● 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

- ▶ 障がい児・者の地域生活を支えるため、移動支援や日中一時支援、また手話通訳や要約筆記等の意思疎通支援事業など、地域生活支援事業*を進めます。
- ▶ 障がい児・者が地域で安心して暮らすために、権利擁護事業*や成年後見制度*の利用促進を図ります。
- ▶ 広報やわた・市ホームページ等の活用、市民向けの講座、催し等の開催を通して、「障害者差別解消法」の周知・啓発を図ります。
- ▶ 障がい児・者の地域における共生を進めるため、絆ネットワーク構築支援事業*を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
就労系サービス利用者及び 一般就労移行者の数（延人数）	1,889人	2,500人	3,000人
計画相談支援*利用者数（延人数）	447人	500人	550人



障がい者スポーツ大会

4 地域の絆と支え合いによる 共生社会の推進

現状と課題

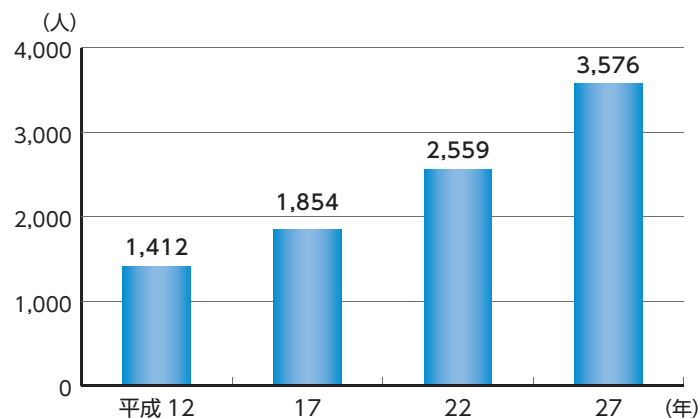
市では、核家族化や高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、地域における人と人とのつながりを大切にし、地域における相互扶助の関係や仕組みをつくるため、社会福祉協議会と協働で「八幡市地域福祉推進計画（平成25年）」を策定しました。

この計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、学区福祉委員会や民生児童委員協議会など地域福祉を担う活動組織との連携を進め、2015（平成27）年度には、多様な組織とのネットワークにより高齢者や子ども等の見守りを行う「絆ネットワーク*」モデルを構築しました。今後も、この取組を拡大し、地域における「絆」を深め、互いに支え合う仕組み（ネットワーク）を強化していく必要があります。加えて、年齢や障がいにより意思能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、成年後見制度*や福祉サービスの利用を促進していく必要があります。

また、生活保護世帯数、保護受給率の増加に加え、生活保護に到らない生活困窮者数も増加傾向にあります。市では保護世帯の就労支援や生活困窮者の自立支援に取り組んでいますが、貧困、家庭問題、疾病など複雑多様な背景により解決困難なケースが増えています。これらの問題解消に向け、引き続き、相談支援等の体制整備や取組の充実を図っていく必要があります。

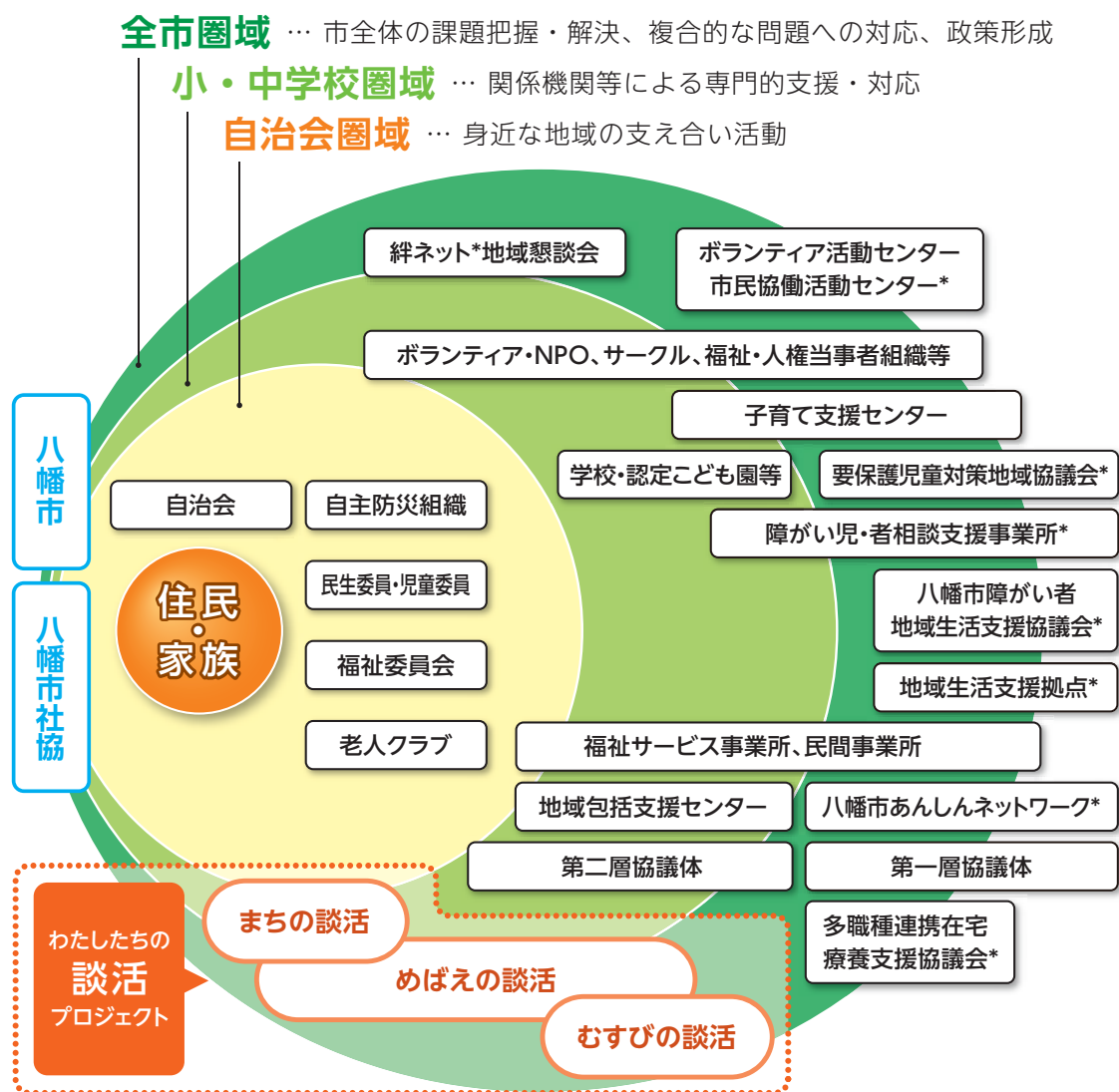
（関連情報・データ等）

市内の高齢単身世帯数（各年10月1日現在）



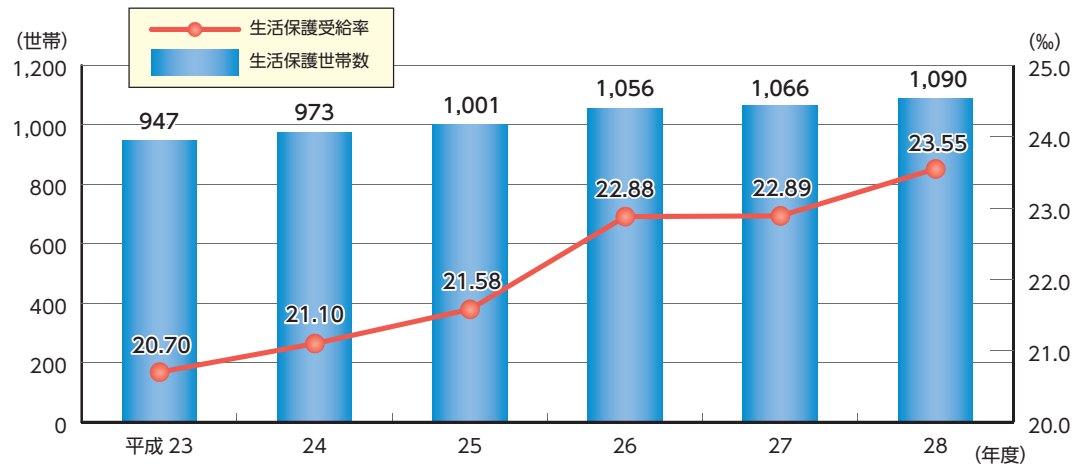
（資料）総務省「国勢調査」

地域福祉を担う活動組織の状況



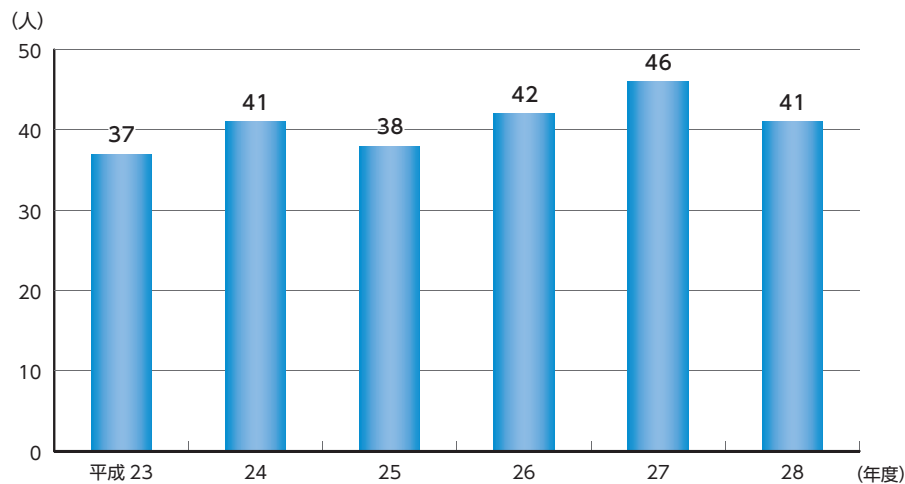
(資料) 八幡市

生活保護世帯数、生活保護受給率（各年度末現在）



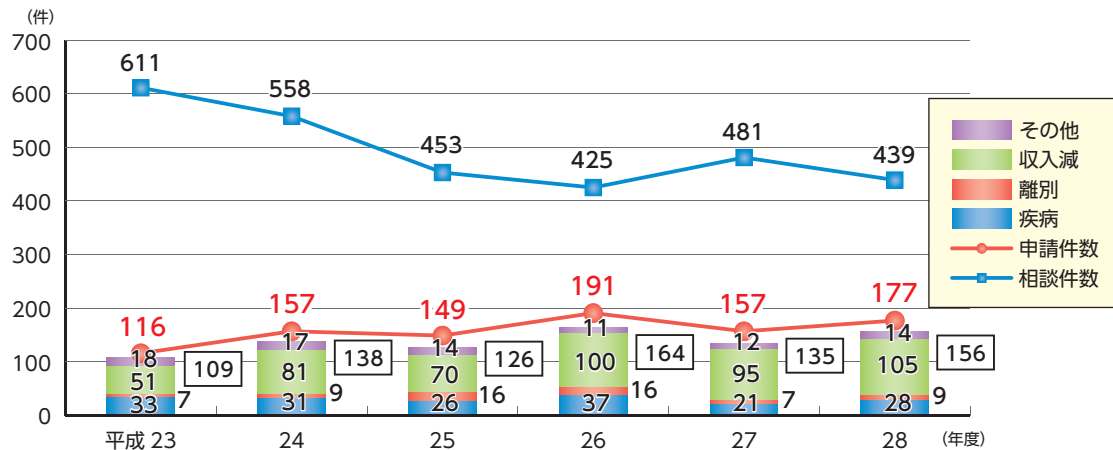
(資料) 八幡市

生活保護受給者の就労支援に伴う就労者数



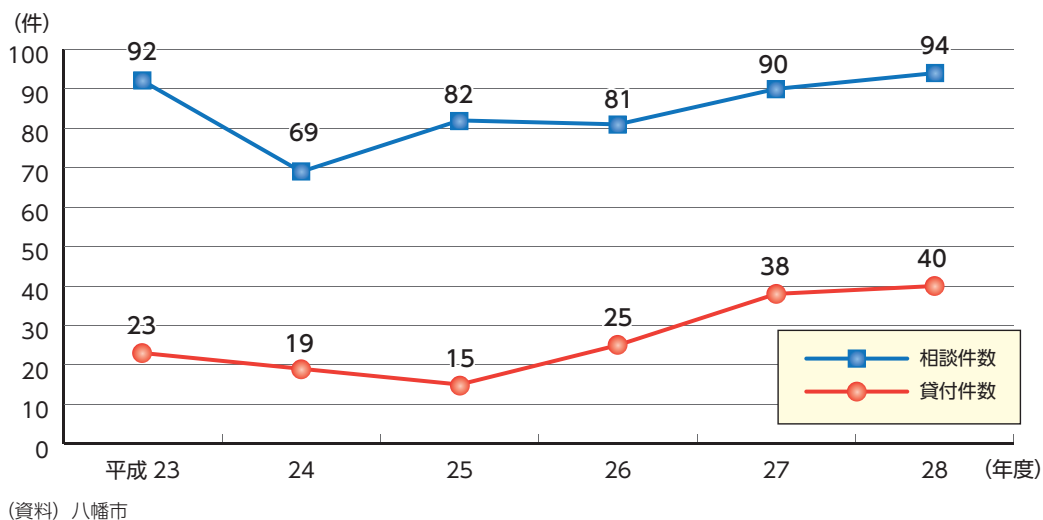
(資料) 八幡市

生活保護相談件数、申請件数及び支給件数とその内訳

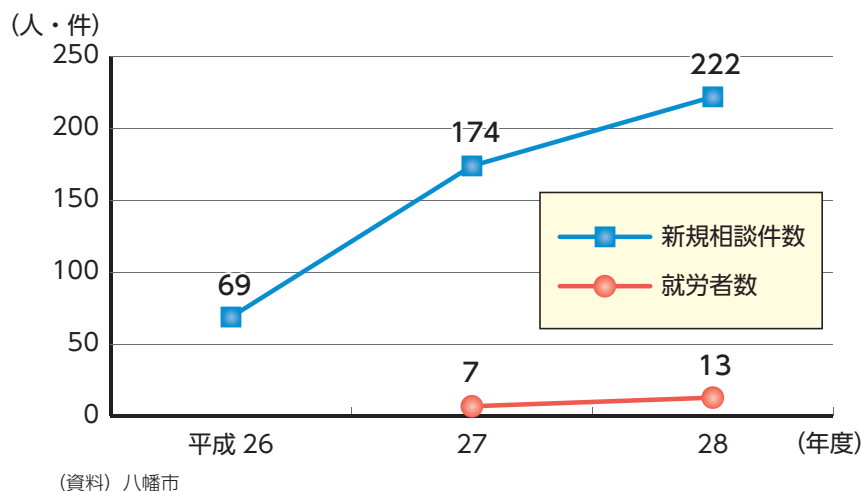


(資料) 八幡市

くらしの資金貸付相談件数及び貸付件数



生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業）による新規相談件数と就労者数



主な取組と方向性

● 地域福祉推進体制の充実

- ▶ 子どもや高齢者、障がい者などすべての人が「地域」「暮らし」「生きがい」を共に創り高め合える地域共生社会の実現に向け、総合的な相談体制などの仕組みづくりを進めます。
- ▶ 住民・地域団体主体の地域での助け合い・支え合いを行う「絆ネットワーク*」づくりを、社会福祉協議会との協働により進めます。
- ▶ 地域福祉における連携と担い手づくりを進めるため、地域単位やテーマ別、専門職別など様々な切り口による座談会を通じた地域課題解決の取組「『わたしたちの談話』プロジェクト」を、社会福祉協議会との協働により進めます。

- ▶ 年齢や障がいにより十分な意思能力を有しない人が地域で安心して暮らすことのできるよう、成年後見制度*や福祉サービス利用援助事業の利用を支援します。

● 生活に困っている人への多様な支援の充実

- ▶ 生活保護の受給に到らない生活困窮者等の抱える複雑多様化した問題への対応の充実を図るため、適切な相談支援を進めます。
- ▶ 生活保護制度の適切な運用を図るため、適切な相談・支援体制の構築と受給の適正化を進めます。
- ▶ 生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向け、関係機関と連携し、就労支援等の充実化を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
地域で活動する団体や住民が連携するネットワークの設置数	4団体	6団体	8団体
生活保護からの自立世帯件数	38件	44件	49件



第2次八幡市地域福祉推進計画策定に向けた住民座談会

Ⅰ 第2節 協働による地域づくり

めざす姿

多様な担い手による地域づくりが活発に行われ、地域のつながりが広がり、暮らしの安心が高まっています。

施策体系

協働による
地域づくり

①コミュニティ活動による地域づくりの推進

②新たな担い手による地域づくり

施策の背景

価値観の多様化、核家族化の進行等に伴い地域コミュニティが希薄化していることが指摘される中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大きな災害を経験したことにより、災害時における共助*の重要性が注目され、地域コミュニティの重要性が改めて意識されるようになっていきます。

一方で、価値観の多様化は行政ニーズの多様化にもつながっており、画一的な行政によるサービスの提供に留まらず、市民協働を拡充し、企業やNPO、大学等との連携を進めながら、多様な担い手により行政サービスを提供していくことが期待されるようになってきています。また、若者から高齢者まで多くの世代の多様な人々に、これまでの経験や生涯学習等を通して、様々な地域課題に応える地域の担い手になっていただくことも期待されています。

こうした状況の下、市民をはじめ多様な担い手と行政との協働によって、安心して心豊かに過ごせる地域づくりを進めていくことが必要です。



男山やってみよう会議*（だんだんテラス*）

1 コミュニティ活動による 地域づくりの推進

現状と課題

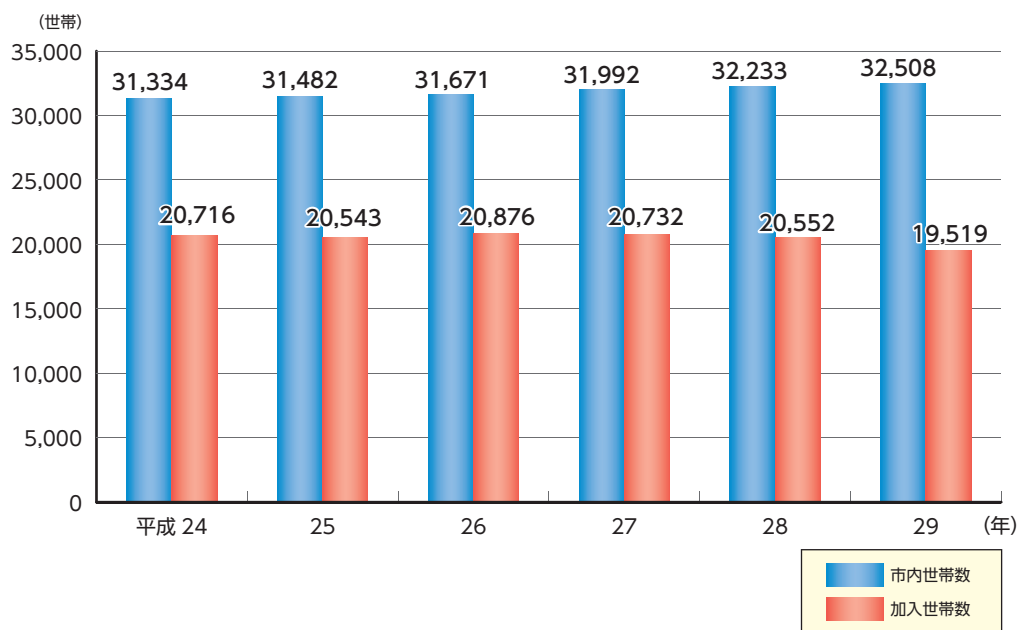
本市には、自治組織団体が49（平成29年3月末現在）ありますが、その加入世帯数は減少傾向にあります。市民アンケート結果からは、男女ともに18歳～29歳の加入率が低くなっていることや活動の担い手が高齢化していることがうかがえます。今後のコミュニティ活動の活性化とその担い手の育成に向けて、若年層や新たに市内に転入してきた人を含め、より多くの人のコミュニティ活動への関心を高め、参加を促していく必要があります。

加えて、自治組織団体以外にも、学校支援地域本部*をはじめとする各種コミュニティ組織による活動が行われており、これらの活動を通じた地域づくりの活性化とさらなる組織間の連携を促進していくことも重要です。

また、地域防災を担う住民組織として、自主防災組織が43（平成29年10月末現在）設立され、地域の防災訓練などの活動が行われています。災害時の「共助*」が効果的に機能するよう、引き続き、活動及び新たな設立への支援を充実する必要があります。防災活動は、地域における助け合いの重要性に気づく機会にもなるため、防災を手がかりに、コミュニティへの関心を高め、幅広い地域活動への参加を促していくことも必要です。

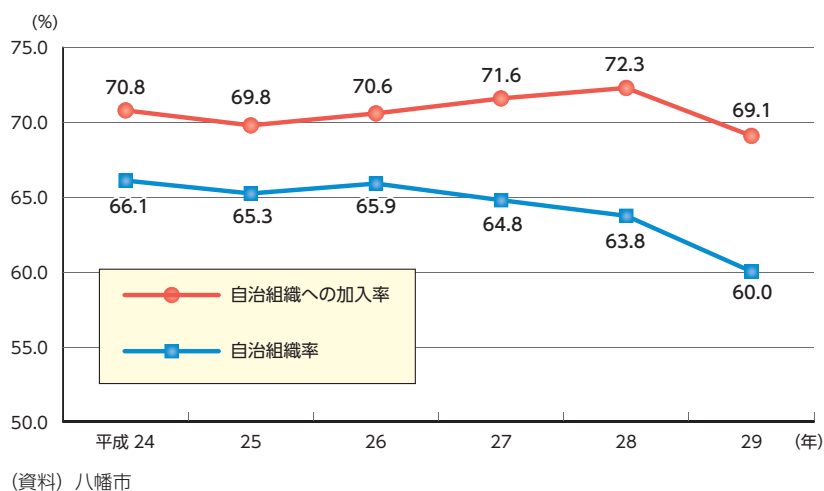
（関連情報・データ等）

市内世帯数と自治組織加入世帯数の推移（各年3月現在）



（資料）八幡市

自治組織率と自治組織への加入率の推移（各年3月現在）



主な取組と方向性

● 地域コミュニティ活動の充実

- ▶ 自治連合会*との連携により、自治組織団体への加入の促進など地域コミュニティ活動の充実に関する地域の取組への支援を進めます。

● 地域コミュニティ活動の基盤整備

- ▶ 地域コミュニティ活動が活発に行われるよう、必要に応じてコミュニティ施設等の整備を支援します。

● 多様なコミュニティ組織による地域づくり

- ▶ 絆ネットワーク*や学校支援地域本部*をはじめ、様々なコミュニティ組織による、多様な分野での地域づくりと組織間の連携を促進します。

● 地域防災体制の充実

- ▶ 自主防災組織など地域における災害時の共助*体制が充実するよう、組織の拡充と活動の促進に向けた支援を推進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
自治組織団体への加入率	69.1%	71.0%	73.0%
自主防災組織設立地域数	43地域	49地域	49地域

2 新たな担い手による地域づくり

現状と課題

地域づくりの担い手として、本市には、自治組織団体や市内に拠点を置くNPO法人、地域福祉を担う組織、学校支援地域本部*などがあり、様々な活動が行われています。また、市民協働活動センター*における団体間の連携や市民協働に関する情報収集・発信を通じ、協働のネットワークづくりが進められています。

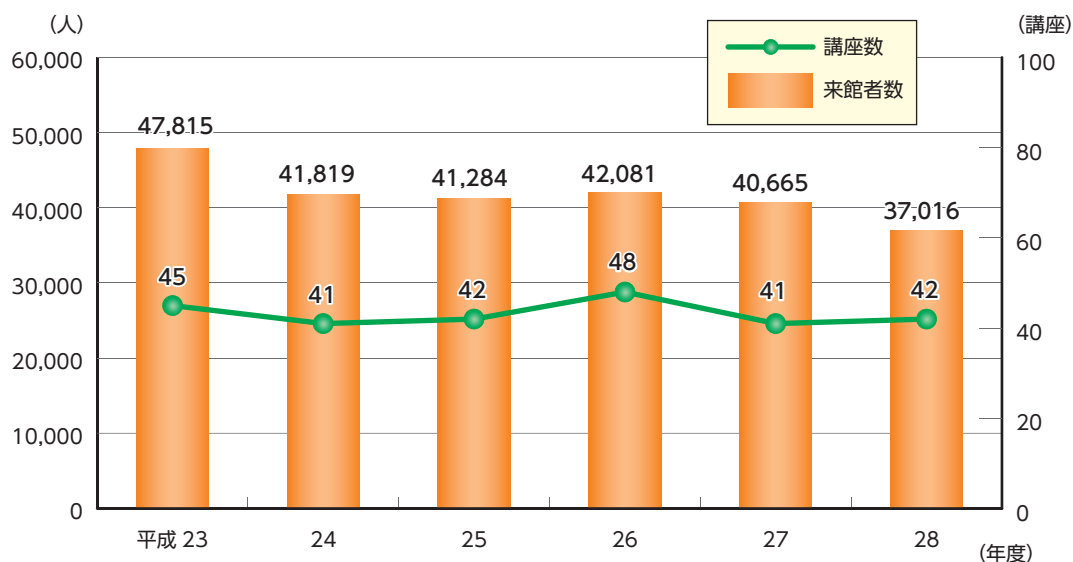
行政ニーズの複雑化・多様化が進む中、今後も様々な担い手による多様な活動が活発化し、より良い地域づくりが進むよう、新たな担い手の育成とその仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、市では、生涯学習の中核施設である生涯学習センター及び各地域の公民館において各種講座等を開催していますが、生涯学習は、学習活動としてだけではなく、社会参加・地域貢献活動につながることも期待されています。若者から高齢者まで多くの世代の社会参加・地域貢献活動につなげていくため、今後も、受講者数が増加傾向にあるリカレント教育*講座等の内容の拡充や図書館機能の充実などに取り組んでいく必要があります。

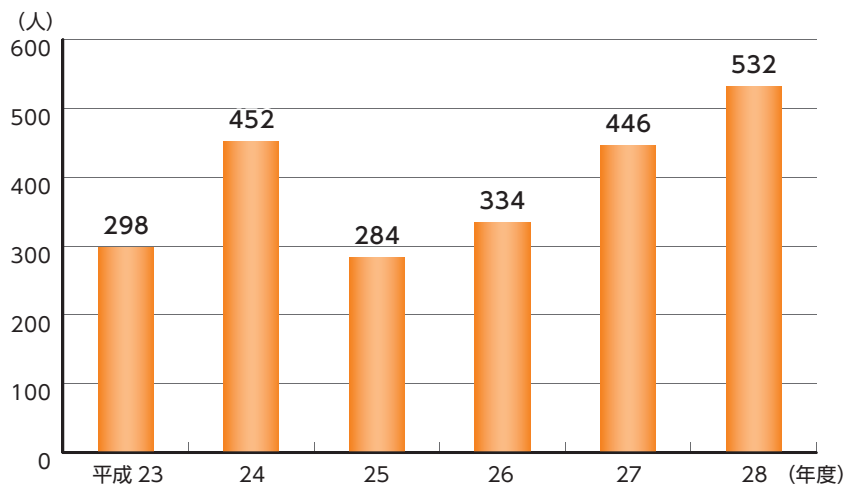
(関連情報・データ等)

生涯学習の状況

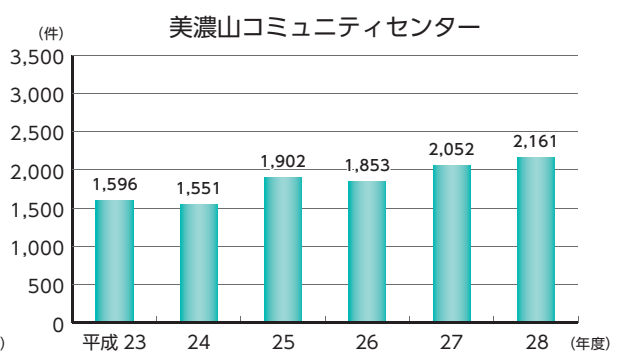
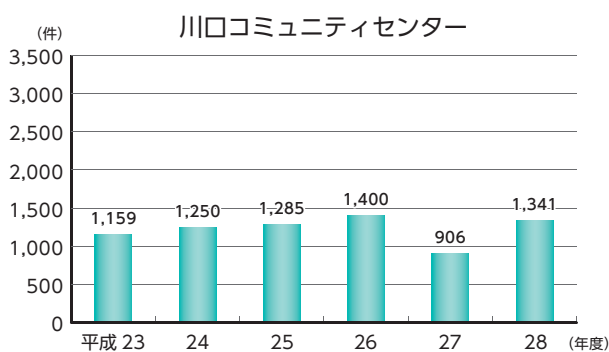
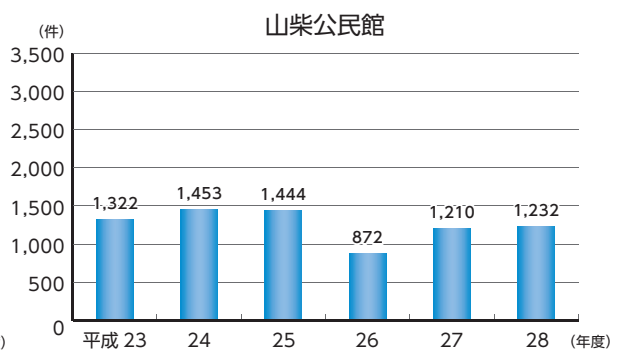
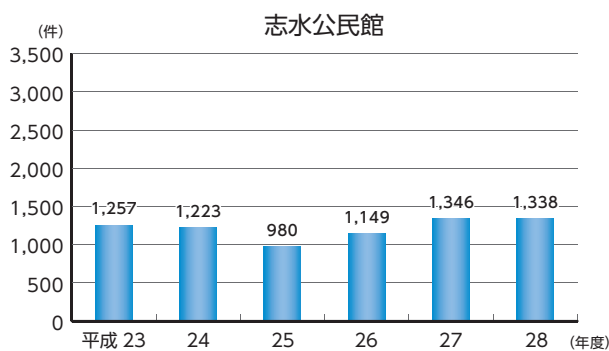
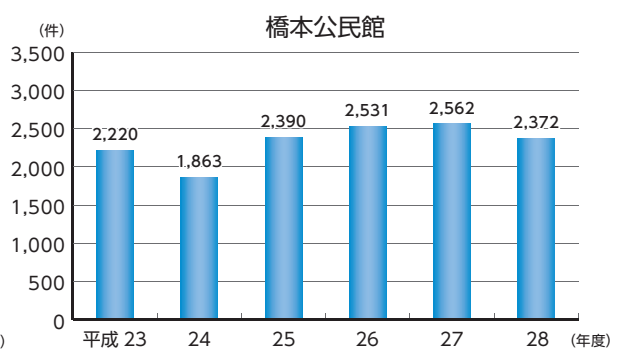
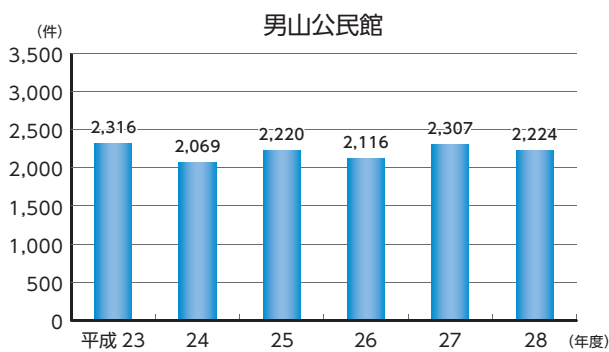
(生涯学習センター講座数・来館者数)



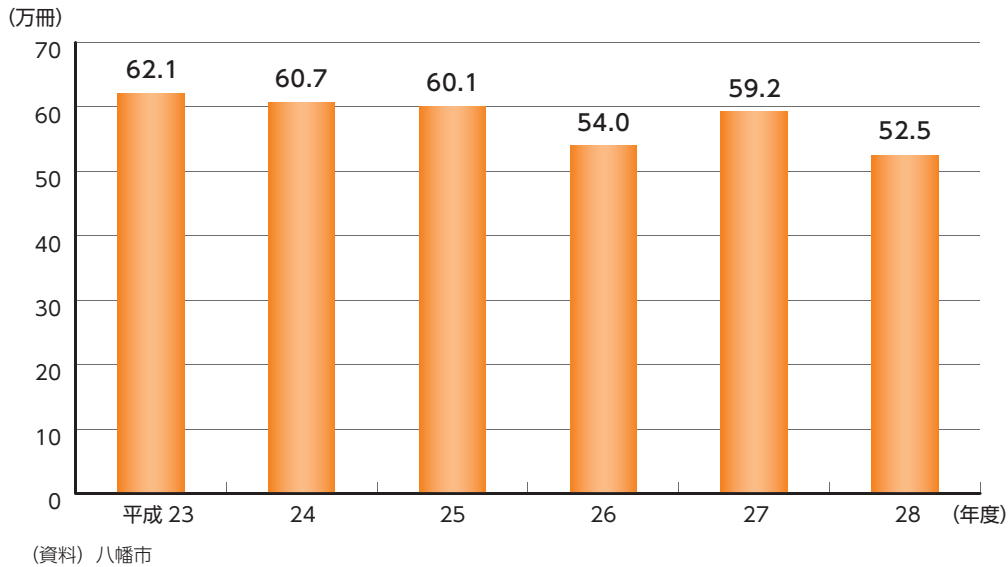
(リカレント教育*推進講座の受講者数)



(公民館等利用件数)



(図書館貸出冊数)



主な取組と方向性

● 地域づくりの担い手（NPO・ボランティア等）の育成

- ▶ 防災・防犯、環境、福祉など、多様な分野における市民協働が進むよう、NPO・ボランティアなどの担い手組織や人材の育成を進めるとともに、市民協働活動センター*の利用促進を図ります。
- ▶ 市民協働・市民参画を進めるための指針の策定を引き続き検討します。
- ▶ 男山地域まちづくり連携協定*に基づき行われている多様な地域づくりの取組を、今後もさらに促進します。

● 生涯学習の機会の拡充

- ▶ 生涯学習の成果が社会参加や地域におけるつながり、共助*体制の構築等につながるよう、関係機関との連携強化を図り、新しい知識や現代的課題の学習、生きがいや心の豊かさの追求などの学習ニーズに応じて、多様な形態・内容のプログラムの充実化を進めるとともに、生涯学習人材バンク*への登録を促進します。
- ▶ 市民の生活機能を高めるとともに、地域活動など社会参加・社会貢献の促進につなげるため、生涯学習の重要な拠点である図書館における図書・情報提供を充実させます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
市民協働活動センター *利用登録団体数	15団体	20団体	25団体
八幡市ボランティア連絡協議会登録団体の所属人数	279人	300人	320人
リカレント教育*推進講座の受講者数	532人	600人	700人
生涯学習人材バンク*登録者数	91人	100人	110人



高齢者大学（生涯学習センター）



ずいきみこし



八幡市民図書館

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

基本計画

基本目標②

未来



第2章 | 子どもが輝く 「未来のまち やわた」

I 第1節 子育て支援

- **めざす姿** 妊娠・出産から子育てまで、地域で一貫したサポートが受けられることで、安心して前向きに子育てができる人が増えています。

施策体系と主な取組

① 妊娠・出産・育児サポート

- 妊娠・出産・子育て環境の整備と充実
- 子ども・妊産婦の保健体制の充実
- 相談・支援体制の充実
- ひとり親家庭支援の充実

② 就学前教育・保育の充実

- 就学前教育・保育の充実
- 公立就学前施設の再編

I 第2節 子どもの生きる力の育成

- **めざす姿** 次代を担う子どもたちの「生きる力」が備わっています。

施策体系と主な取組

① 学校教育

- 学校教育の充実
- 学校教育環境の整備
- 配慮が必要な子どもへの支援体制の整備

② 児童・青少年の健全育成

- 放課後における児童の健全育成
- 青少年の健全育成

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
ファミリーサポートセンター*登録会員数	345人	415人	460人
3歳児健康診査受診率	91.5%	92.0%	93.0%
こんにちは赤ちゃん訪問事業*の訪問率	91.0%	92.0%	95.0%
保育園の待機児童数	0人(H29.4.1)	0人	0人
認定こども園の数	3園	6園	10園

指標名		現状	目標値	
			2022年	2027年
全国学力・学習状況調査結果 ^(※) (小学校6年生)	国語A	94.9	100	105
	国語B	90.4	100	105
	算数A	96.7	100	105
	算数B	93.7	100	105
全国学力・学習状況調査結果 ^(※) (中学校3年生)	国語A	96.9	100	105
	国語B	95.6	100	105
	数学A	99.1	100	105
	数学B	95.6	100	105
市内不登校児童生徒出現率	小学生	0.8%	0.6%	0.4%
	中学生	5.0%	3.9%	2.8%

※調査結果の全国平均を100とした場合の八幡市の状況。

放課後子ども総合プラン*実施箇所数	0箇所	4箇所	8箇所
-------------------	-----	-----	-----

第2章 | 子どもが輝く 「未来のまち やわた」

Ⅰ 第1節 子育て支援

めざす姿

妊娠・出産から子育てまで、地域で一貫したサポートが受けられることで、安心して前向きに子育てができる人が増えています。

施策体系

子育て支援

- ①妊娠・出産・育児サポート
- ②就学前教育・保育の充実

施策の背景

女性の社会進出の拡大に伴い、子育てをする親のライフスタイルが大きく変化してきている中、核家族化の進行などにより、子育てについて身近に相談できる人が少なく、不安や戸惑いを感じる人も少なくありません。

本市においても子どもの数が減少傾向にある中、子育てに対する不安を和らげ、前向きに子どもを産み育てることができるようにしていくためには、妊娠・出産から育児まで一貫したサポートが受けられるよう、相談体制、ひとり親家庭支援の充実など子育て支援の充実を図っていく必要があります。

また、少子化や地縁関係の希薄化などを背景に、地域で仲間を見つけることが難しくなっているほか、乳児期から長時間保育を受ける子どもが増加するなど、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。そのため、これまで家庭で培ってきた基本的な生活習慣も保育園等で身につけることが増えてきているなど、就学前施設の重要性がますます高まっており、就学前における教育・保育の一層の充実を図ることが求められています。

1 妊娠・出産・育児サポート

現状と課題

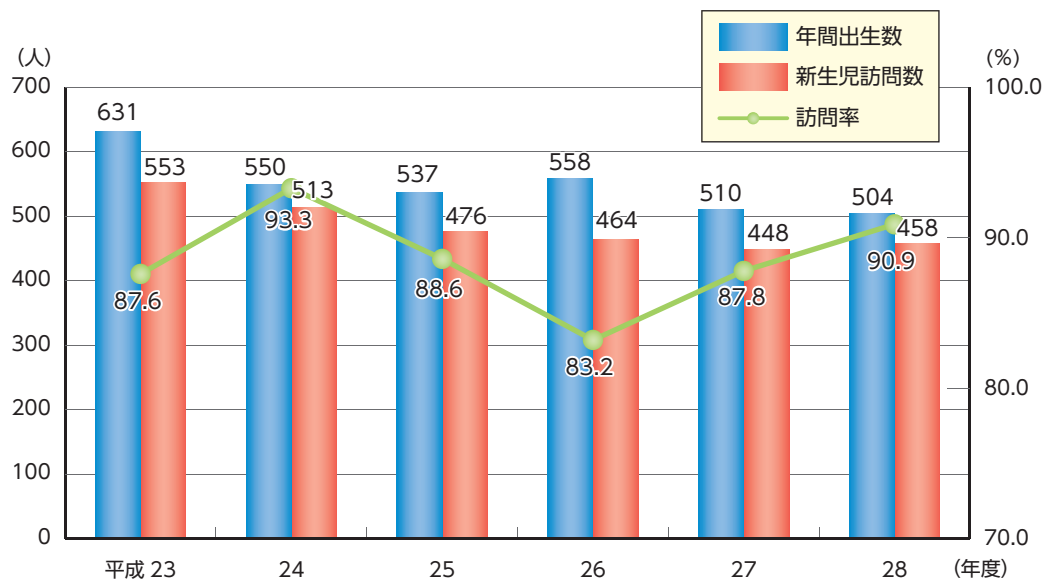
近年、年間出生数が減少傾向にある中、市では、子育て支援の充実を図る取組として、「こんにちは赤ちゃん訪問事業*」を実施し、乳児のいる家庭に対し9割の訪問率を確保しています。また、市内3箇所に設置している子ども・子育て支援センターにおいては、各種子育て支援事業を展開し、多くの子育て世帯に利用されています。今後も、乳児への訪問率のさらなる向上や、地域ニーズを踏まえたセンターでの取組の充実に努める必要があります。

子どもの健康診査受診率については、高い水準で推移していますが、子どもの年齢が大きくなるほど低下しています。健康診査は、発達が気になる子どもへの早期支援等にもつながるため、受診に向けた啓発等を図っていく必要があります。

このほか、社会的な関心の高まりもあり、児童虐待に関する通告件数の増加がみられることや、ひとり親世帯が以前に比べて増加しているという状況もあります。家族の形態やライフスタイルも多様化しており、貧困や家庭問題、疾病など様々な事情を抱える家庭への支援体制の充実が必要になっています。

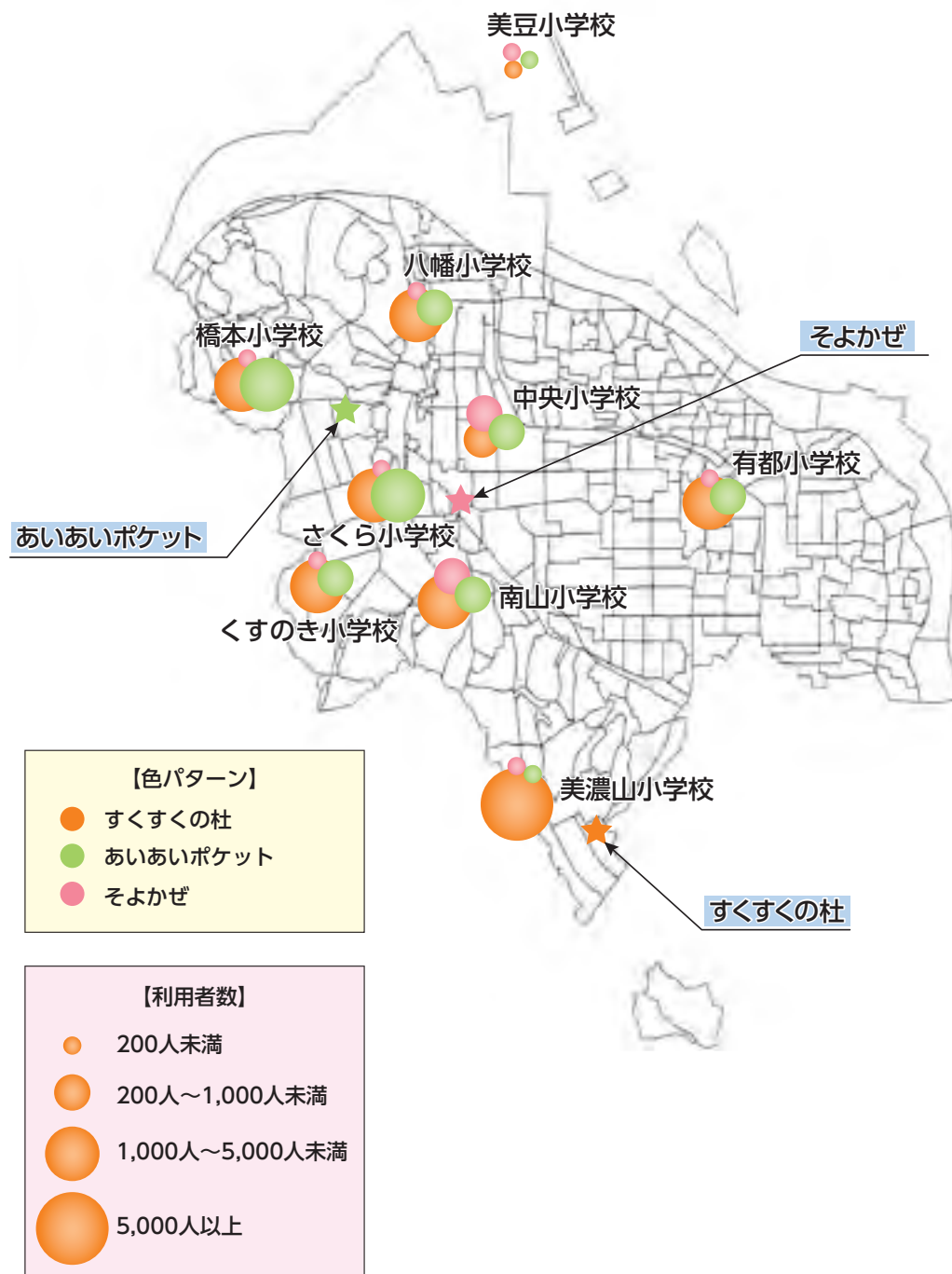
(関連情報・データ等)

年間出生数と新生児訪問率の推移

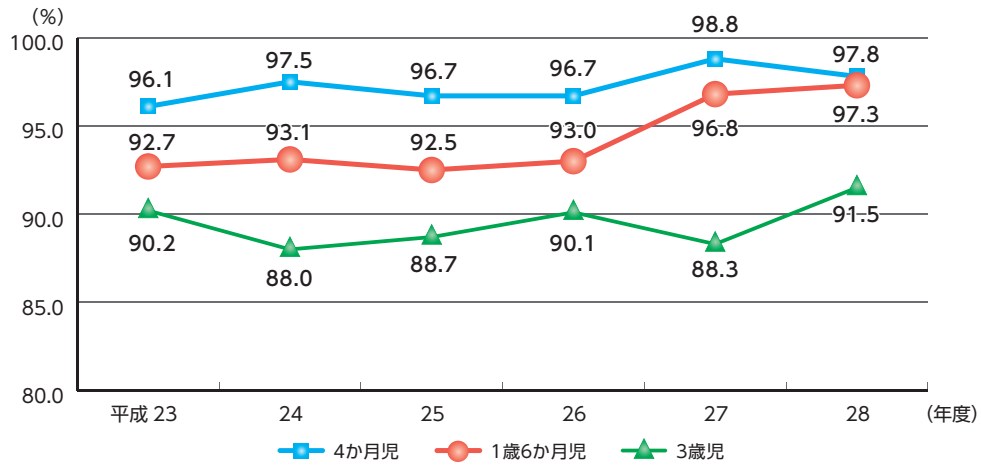


(資料) 八幡市

子育て支援センター利用状況（小学校区ごと）

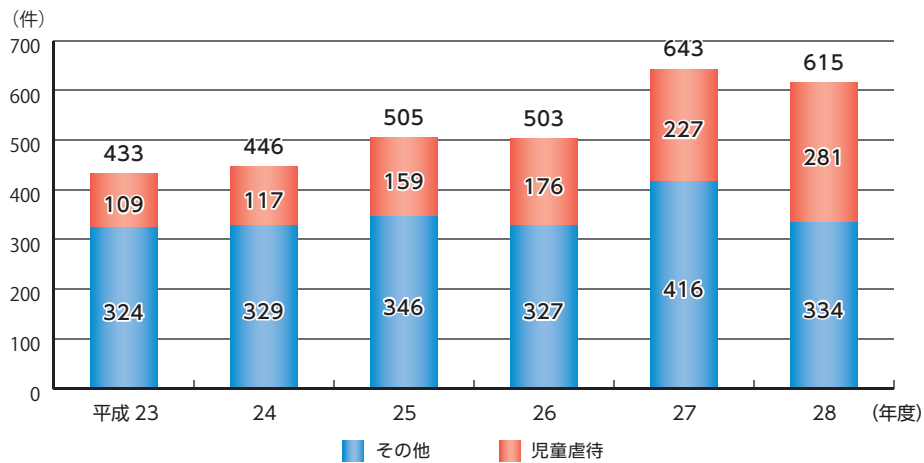


健康診査受診率



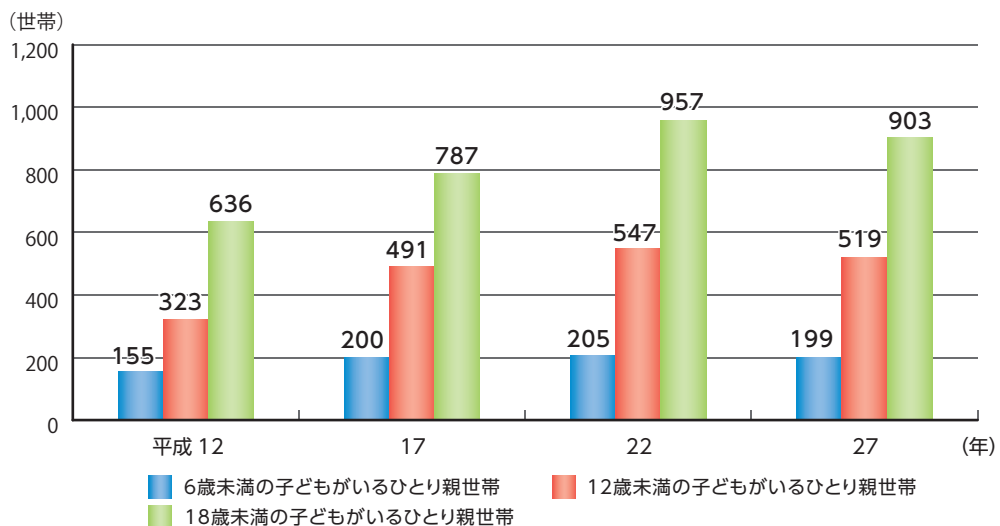
(資料) 八幡市

家庭児童相談室の相談状況



(資料) 八幡市

ひとり親世帯数 (各年10月1日現在)



(資料) 総務省「国勢調査」

主な取組と方向性

● 妊娠・出産・子育て環境の整備と充実

- ▶ 妊娠・出産から子育てまで、一貫したサポートが受けられ、安心して子育てができる環境の整備を進めます。
- ▶ 子育て支援センターやファミリーサポートセンター*の取組を充実させるとともに、子育てに関する学習や交流の機会を充実させるなど、子どもを健やかに育てることができる環境を整えます。
- ▶ より多くの人に八幡市の子育て環境を知ってもらえるよう、子育て支援施策の周知を図ります。

● 子ども・妊産婦の保健体制の充実

- ▶ こんにちは赤ちゃん訪問事業*の訪問率や乳幼児健診の受診率向上をはじめ、乳幼児の健全な育成や妊産婦の健康保持・増進など、母子保健の充実を図ります。

● 相談・支援体制の充実

- ▶ 多機関多職種のネットワークによる支援と相談援助技術の向上に取り組めます。
- ▶ 児童発達支援センター*を中心とした地域支援体制の構築や医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置など、連携支援体制の構築に努めます。
- ▶ 福祉に携わる専門職間が連携し行う座談会「『わたしたちの談活』プロジェクト（むすびの談活）」を社会福祉協議会と協働で実施し、相談・支援体制の充実につなげます。
- ▶ 貧困や家庭問題などを抱える家族を支援するため、絆ネットワーク構築支援事業*を進めます。

● ひとり親家庭支援の充実

- ▶ ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、必要な相談及び生活・経済的支援を実施します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
ファミリーサポートセンター*登録会員数	345人	415人	460人
3歳児健康診査受診率	91.5%	92.0%	93.0%
こんにちは赤ちゃん訪問事業*の訪問率	91.0%	92.0%	95.0%

2 就学前教育・保育の充実

現状と課題

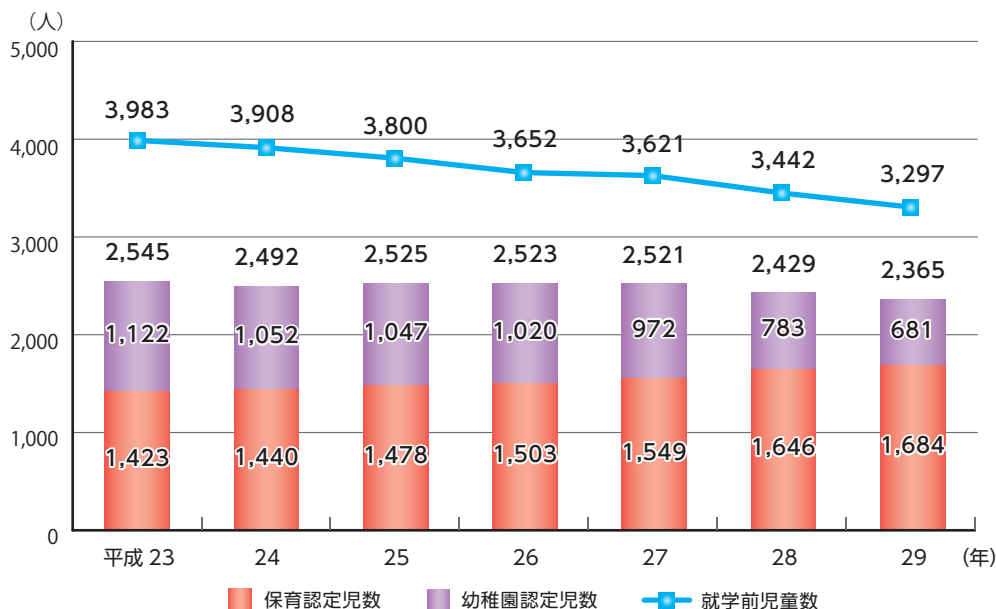
少子化に伴い就学前児童数が減少している中、女性の就労率向上等を背景に、保育園や認定こども園の園児数は増加傾向にある一方で、幼稚園の園児数は減少しています。

これまで市では、公立の就学前施設の効率的な運用や、私立の就学前施設への積極的な支援などによって、待機児童ゼロを継続的に実現するとともに、多様な教育・保育サービスを提供し、保育ニーズへの対応に努めてきました。また、就学前教育・保育の質の向上のため、2013（平成25）年度に府内初となる公立の認定こども園を開設後、私立幼稚園も2園が認定こども園に移行し、就学前教育・保育の一体的提供を推進してきました。

2017（平成29）年度には、子ども・子育て会議*から「公立就学前施設の再編」及び「就学前教育・保育の充実」についての答申をいただいております。今後は、答申内容を踏まえた施策の展開を図ります。

（関連情報・データ等）

就学前児童の状況



※保育認定児数は、保育園と認定こども園における保育認定の園児数。

※幼稚園認定児数は、幼稚園と認定こども園における教育標準時間認定の園児数。

※就学前児童数及び保育認定児数は4月1日、幼稚園認定児数は5月1日現在の値。

（資料）八幡市

主な取組と方向性

○ 就学前教育・保育の充実

- ▶ 認定こども園化を推進するとともに、保育内容・教育内容の充実を図ります。
- ▶ 小学校への円滑な移行を図るため、幼小連携の強化を図ります。

○ 公立就学前施設の再編

- ▶ 子ども・子育て会議*の答申に基づき、公立の就学前施設を小学校区単位で認定こども園に再編します。
- ▶ 公立就学前施設の再編により、適切な園児数と人員を確保し、効果的かつ効率的な運営を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
保育園の待機児童数	0人 (H29.4.1)	0人	0人
認定こども園の数	3園	6園	10園



あいあいサロン（指月児童センター内 あいあいポケット）

Ⅱ 第2節 子どもの生きる力の育成

めざす姿

次代を担う子どもたちの「生きる力」が備わっています。

施策体系

子どもの 生きる力の育成	①学校教育
	②児童・青少年の健全育成

施策の背景

次の時代の地域・社会を担う子どもたちが健全に育つには、学力はもとより、対話などを通じて育む広い意味での「賢さ」を身につけ、生きる力を備えた人間に育てる教育が重要であり、それを可能にするような学校における教育内容や学校施設の充実を進めていく必要があります。

また、共働き世帯の増加により、放課後の児童の安全・健全な居場所づくりも課題になっているほか、障がいなど配慮が必要な子どもの数が増えており、支援体制の充実が必要になっています。



中学校給食

1 学校教育

現状と課題

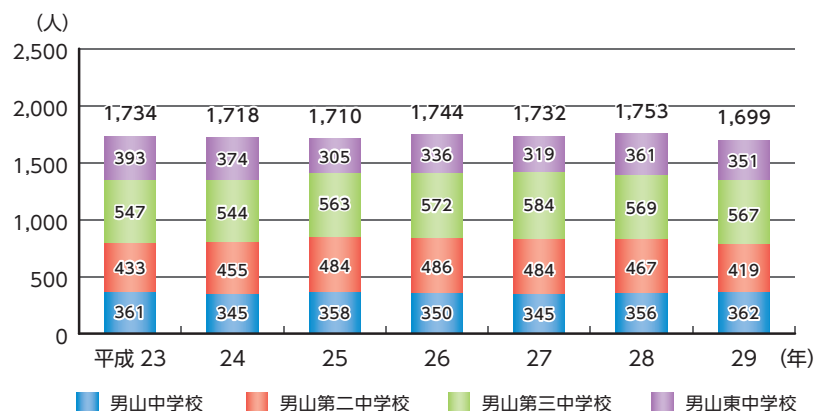
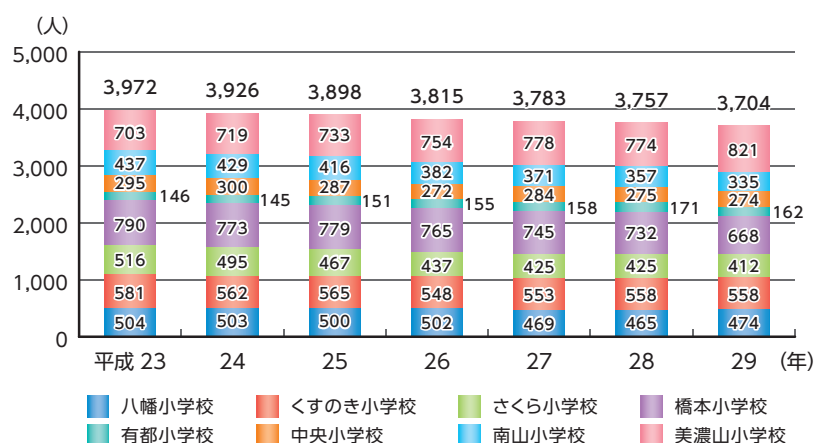
市では、少子化に伴い児童生徒数が減少する中、2010（平成22）年度に学校再編を完了し、「1中学校2小学校」の体制を構築しました。また、学校施設はすべて耐震化・防災機能強化整備と空調設備整備を完了し、ハード面での教育環境の充実を進めてきました。

ソフト面では、学力の向上に向け、学力府内1番を掲げて取り組んでいますが、京都府の平均を下回っていることが多い状況です。この状況の改善に向け、授業を円滑に進めるための学習指導員等の配置を十分に進めていく必要があります。加えて、体験学習や各校の連携による小中一貫教育の推進等にも取り組んでおり、引き続き一貫性・連続性に配慮した教育を進めていく必要があります。

また、市内の不登校児童生徒の出現率が増加傾向にあり、八幡市教育支援センターの「教育相談室」においても、登校しぶりや不登校での相談が多い傾向にあります。各学校や関係機関と連携し、個々の事情に応じて丁寧に対応を進めていくことが今後必要です。

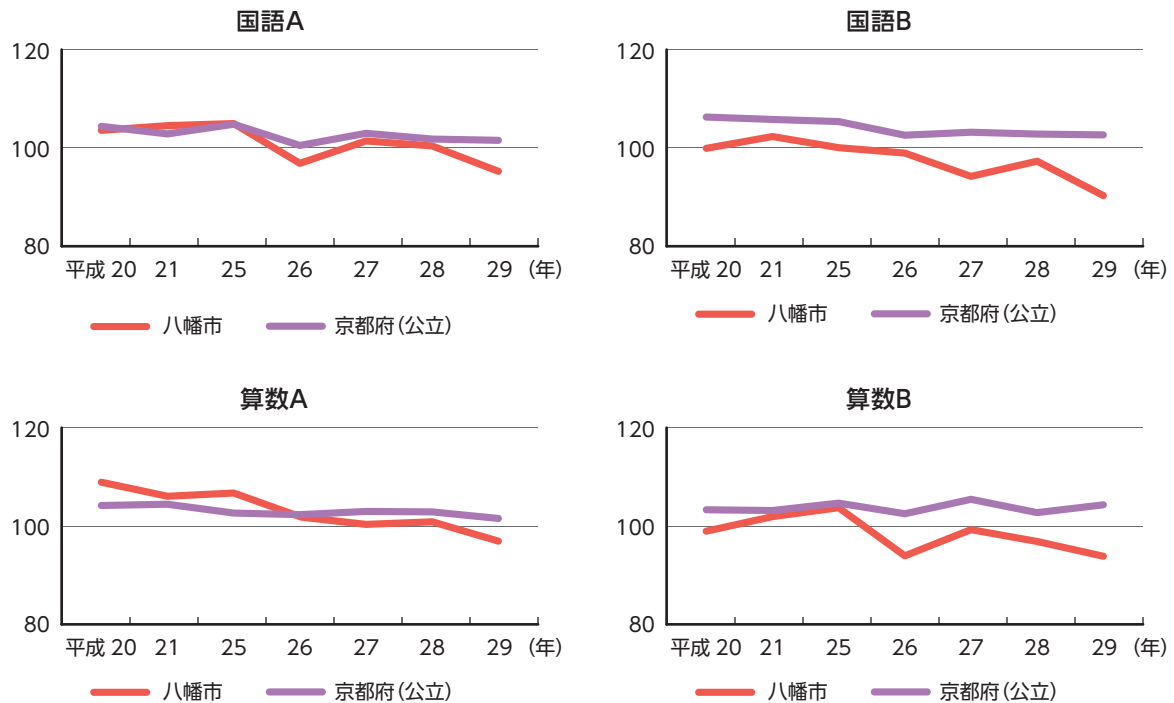
（関連情報・データ等）

小中学校の児童・生徒の数の推移（各年5月1日現在）

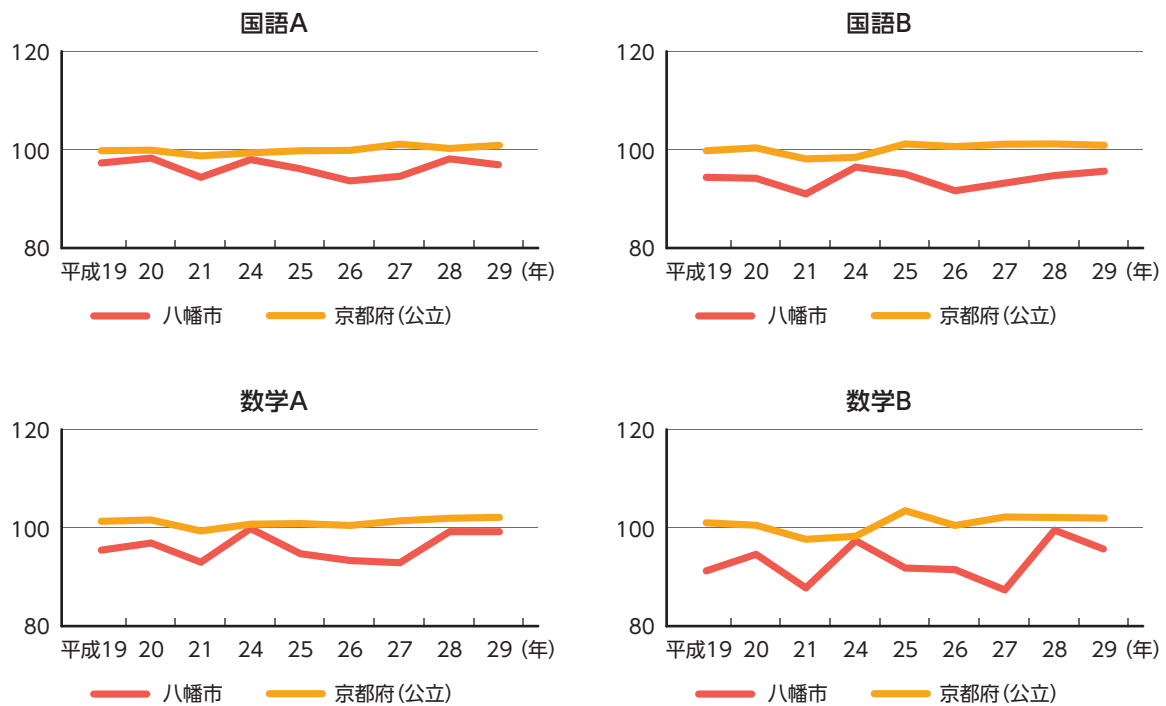


（資料）八幡市

全国学力・学習状況調査結果（全国平均を100とした場合の京都府・八幡市の状況）
（小学校6年生）

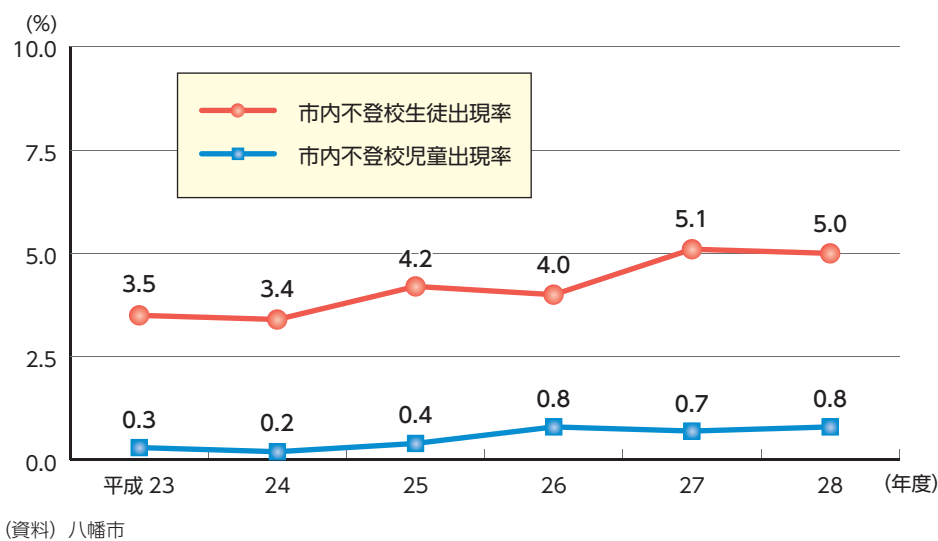


（中学校3年生）

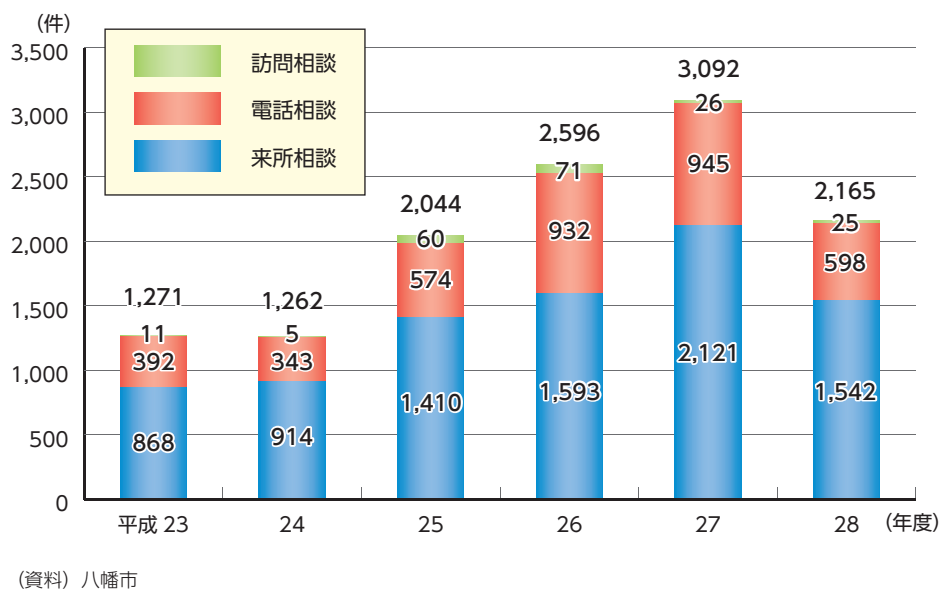


（資料）八幡市

市内不登校児童生徒出現率



教育支援センター教育相談室の相談状況



主な取組と方向性

● 学校教育の充実

- ▶ 子どもの生きる力を育てるため、魅力ある学校づくりを進める中で、学力向上や豊かな人間性の育成に向けた様々な取組を展開するとともに、社会のニーズに応じた教育を推進します。
- ▶ 教育課題に応じた教職員研修の充実など、各学校における教員の指導強化を図ります。
- ▶ 心身ともに健やかに成長できる教育環境を構築します。

● 学校教育環境の整備

- ▶ 適切な教育環境の整備に向け、引き続き老朽化への対応等を図ります。

● 配慮が必要な子どもへの支援体制の整備

- ▶ 支援を必要とする子どもへの学習支援の充実を図ります。
- ▶ 不登校など、学校に関わる子どもや保護者の様々な悩みに適切に対応し、支援できる体制を整備します。
- ▶ 「八幡市いじめ防止基本方針*」に基づき、いじめの早期発見・対応に努めます。
- ▶ 障がいのある児童生徒への支援体制を、関係機関との連携を図りながら充実させます。
- ▶ 障がいのある子どもに対する療育支援の充実を図るとともに、インクルーシブ教育*との連携を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名		現状	目標値	
			2022年	2027年
全国学力・学習状況調査結果 ^(※) (小学校6年生)	国語A	94.9	100	105
	国語B	90.4	100	105
	算数A	96.7	100	105
	算数B	93.7	100	105
全国学力・学習状況調査結果 ^(※) (中学校3年生)	国語A	96.9	100	105
	国語B	95.6	100	105
	数学A	99.1	100	105
	数学B	95.6	100	105
市内不登校児童生徒出現率	小学生	0.8%	0.6%	0.4%
	中学生	5.0%	3.9%	2.8%

※調査結果の全国平均を100とした場合の八幡市の状況。



スタディサポート教室（くすのき小学校内会場）

2 児童・青少年の健全育成

現状と課題

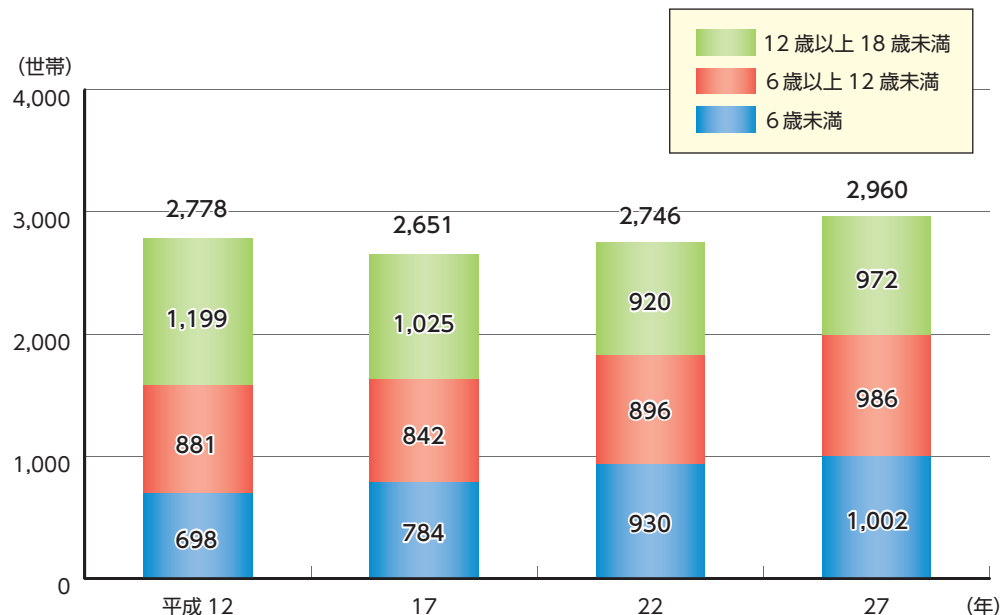
少子化に伴い小学校の児童数は減少傾向にありますが、小学生の子どもがいる共働き世帯の増加などから、放課後児童健全育成事業*の需要は増加傾向にあります。

市では、小学校5年生、6年生を対象に、学習を支援し、自学自習力と学習意欲の向上を図るため、「やわた放課後学習クラブ」を設置しています。今後、児童が放課後に安心して過ごせる場のニーズに対応するため、放課後児童健全育成施設との連携を進めながら、取組を充実させていく必要があります。

青少年の健全育成に向けては、青少年育成補導委員会*やPTA、学校支援地域本部*等による活動が行われています。地域で児童・青少年の健全育成を支える体制の充実に向け、各機関の連携強化と担い手の育成が求められています。

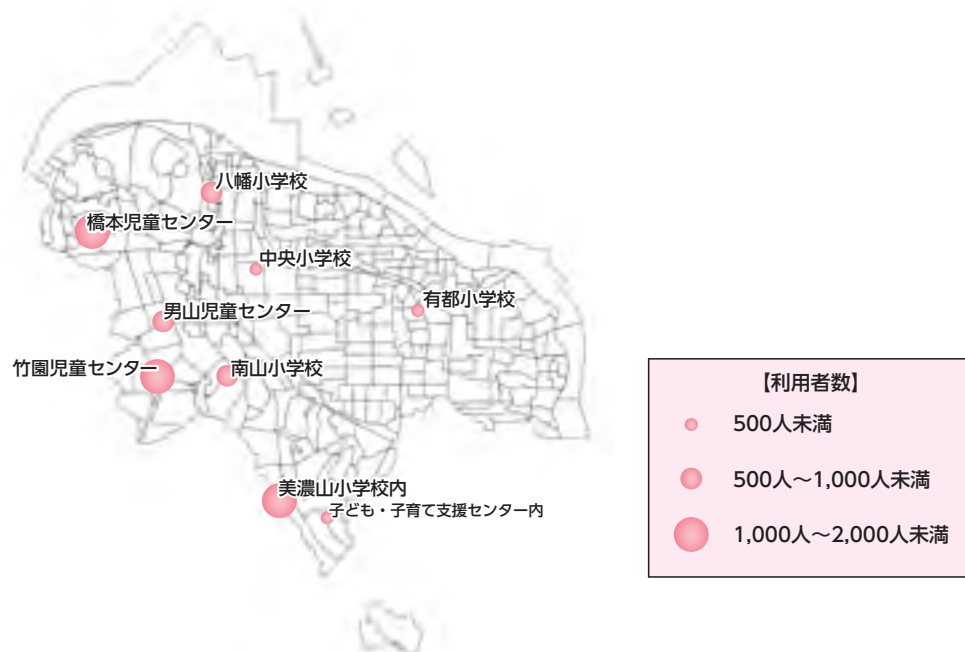
(関連情報・データ等)

子どもの年齢別にみた共働き世帯数（各年10月1日現在）



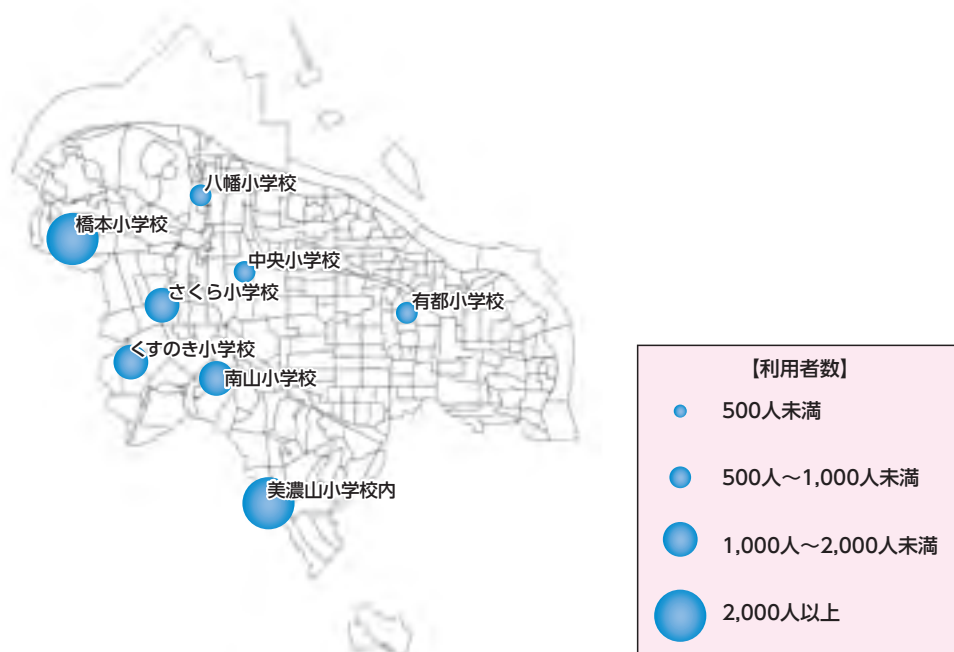
※最年少の子どもの年齢別共働き世帯数。
(資料) 総務省「国勢調査」

放課後児童健全育成事業*利用人数



(資料) 八幡市

放課後学習クラブ利用人数



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

○ 放課後における児童の健全育成

- ▶ 児童が安心して放課後を過ごすことができるよう、放課後児童健全育成施設と放課後学習クラブとの連携による「放課後子ども総合プラン*」を推進します。

○ 青少年の健全育成

- ▶ 青少年育成補導委員会*やPTA、学校支援地域本部*等の活動支援など、地域を挙げて青少年の健全な育成を支える取組を進めます。
- ▶ 青少年育成補導委員会*やPTA、学校支援地域本部*等との連携を通じ、青少年健全育成を担う人材の育成を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
放課後子ども総合プラン*実施箇所数	0箇所	4箇所	8箇所



青少年育成補導委員会*キャンプ



絆フェスタ（男山中学校区学校支援地域本部*）



学習支援活動
（男山第二中学校区学校支援地域本部*）



花壇整備（男山第三中学校区学校支援地域本部*）



ビオトープ池への放流
（男山東中学校区学校支援地域本部*）

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

基本計画

基本目標③

健 幸

第3章

誰もが「健康」で「幸せ」な
「健幸のまち やわた」



I 第1節 健康で幸せのまちづくり

- めざす姿** 市民の誰もが健康に関心を持ち、地域のつながりと自然に健康づくりが進むまちの中で、いきいきと幸せを感じながら、健康寿命が延びています。

施策体系と主な取組

①健康づくり習慣の定着促進

- 健康意識の向上促進
- 運動習慣の定着促進
- 健康的な食・生活習慣の定着促進

②地域のつながりを活かした健幸づくり

- 地域で支える介護予防の推進
- 産官学の連携と市民協働の仕組みづくり
- 社会的活動への参加促進

③健幸につながるまちの基盤づくり

- 歩きやすい、歩いて楽しい道づくり
- 出かけたくなる都市環境の整備

I 第2節 医療・介護の連携

- めざす姿** 医療・介護の連携が進み、市民が住み慣れた地域で「幸せ」に暮らし続けられる体制が整っています。

施策体系と主な取組

①医療基盤の充実

- 地域医療・救急医療体制の確保
- 感染症対策の推進
- 医療費助成制度の適正運用
- 医療保険制度の健全運営

②地域包括ケアシステム*の推進

- 地域包括ケアシステムの構築
- 介護保険サービスの充実

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
健康づくりイベント参加者数	2,400人	3,500人	5,000人
健康づくりインセンティブ事業参加者数	548人	1,500人	2,000人
定期的に運動をしている市民の割合	58.9%	65.0%	75.0%
がん検診受診率	15.8%	20.0%	25.0%
産官学と地域連携によるコミュニティ運動教室参加者数	65人	500人	800人
通所型サービスB*事業所設置数	2事業所	5事業所	8事業所
ウォーキングマップの認知率	25.7%	35.0%	50.0%
交通事故発生件数(歩行者関係事故)	21件	18件	15件
市民スポーツ公園利用者数	152,868人	160,000人	168,000人
運動公園利用者数	18,692人	19,000人	19,400人

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
ジェネリック医薬品の使用割合(八幡市国民健康保険)	69.4%	80.0%	85.0%
国民健康保険料収納率(現年度分)	92.6%	94.0%	95.0%
認知症サポーター*養成講座受講者数	1,408人	3,000人	4,500人
八幡市あんしんネットワーク*事前登録者数	3人	50人	100人

第3章

誰もが「健康」で「幸せ」な 「健幸のまち やわた」

Ⅰ 第1節 健康で幸せのまちづくり

めざす姿

市民の誰もが健康に関心を持ち、地域のつながりと自然に健康づくりが進むまちの中で、いきいきと幸せを感じながら、健康寿命*が延びています。

施策体系

健康で幸せの まちづくり

- ①健康づくり習慣の定着促進
- ②地域のつながりを活かした健幸づくり
- ③健幸につながるまちの基盤づくり

施策の背景

わが国の平均寿命は少しずつ延びていますが、ただ長く生きるだけでなく、できるだけ健康な状態で長く生きる（＝「健康寿命*」を延ばす）ことが重要です。それは、本人の幸福、家族の介護・看護負担の減少、行政の財政負担の軽減にもつながります。

市では、ウェルネス（個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができること）をまちづくりの中核的な考え方の1つとして位置づけ、八幡市で暮らすことで健幸になれるまちづくりをめざした「やわたスマートウェルネスシティ *構想（SWC構想）（平成29年）」を策定しました。

構想を実現するためには、市民誰もが健康に関心を持ち、日頃から健康づくりに向けて運動や食生活などの習慣を見直し、各種検診や健康診断の定期的な受診などを進めていく必要があります。さらには、いくつになっても生涯現役でいきいきと暮らし続けられるよ

う、活動の場や機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの中で、活動を通じた相互の信頼や協力関係を醸成していく必要があります。

また、市民が健康づくりに積極的に関わり、いきいきと暮らしながら幸せを感じられるようになるには、「外に出て体を動かしたい」と思える動機付けや生涯にわたり気軽にスポーツを楽しめる環境づくり、まちの構造などが大きな要素となります。

そのためには、歩きやすい歩道の整備やウォーキングコースの充実など歩きたくなるまちづくりを進めるとともに、魅力ある景観や公園の整備、バリアフリーの推進など、出かけたいたいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。



プール開き



新100歳のお祝い

1 健康づくり習慣の定着促進

現状と課題

高齢化に伴い総医療費が増加傾向にある中、市民の健康づくり意識を高めていくため、市では、市内18箇所の公共施設への健康コーナーの設置、健康フェスタの開催、健康マイレージ事業*の実施、「ウォーキングの日」の制定（毎月第1土曜日）などの取組を進めています。健康マイレージ事業*の参加者は増加傾向にありますが、認知率は24.0%（利用率3.5%）にとどまり、他の施策も認知率が低い状況となっています。また、検診の無料化や医療機関で受診できる環境整備を進めたことにより、各種検（健）診の受診率は上昇傾向にありますが、今後もさらなる受診率の向上を図る必要があります。

SWC構想策定時の住民調査では、「運動習慣のある人は、ない人に比べて運動器疾患、生活習慣病の発症リスクが低い」ことが明らかとなっています。健康で幸せに生き続けられるよう、各種検診、健康診断の定期的な受診により市民が自らの心身の状況を認識するとともに、健康無関心層*への積極的な働きかけや市民のスポーツ参加機会の拡充等を通じて、それぞれの健康状態に応じた運動や食生活などを日頃の暮らしの中で実践していく健康づくり習慣の定着を促進していくことが必要です。



健康フェスタ



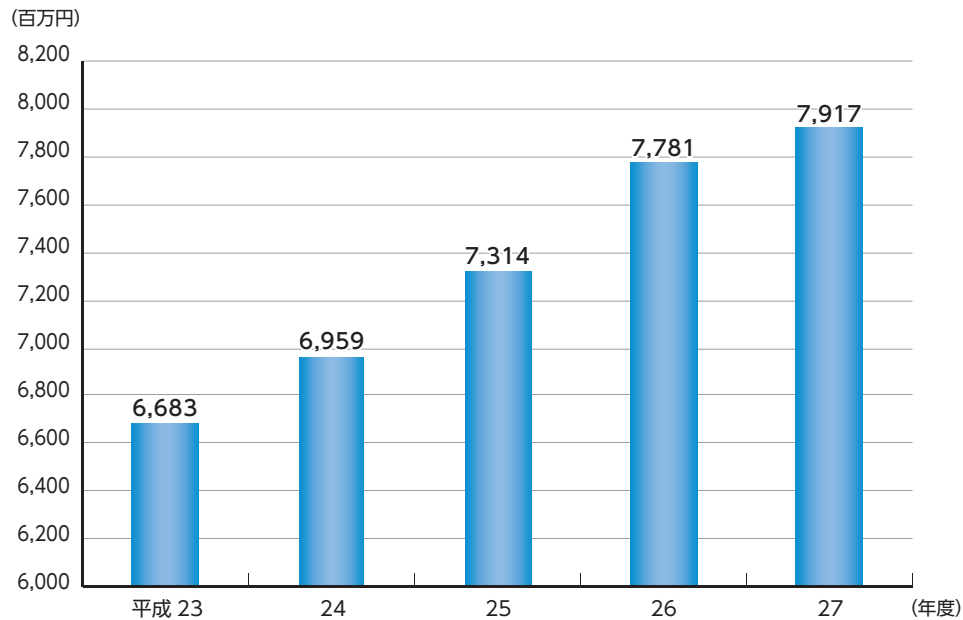
健幸アンバサダー *養成講座

(関連情報・データ等)

総医療費の推移

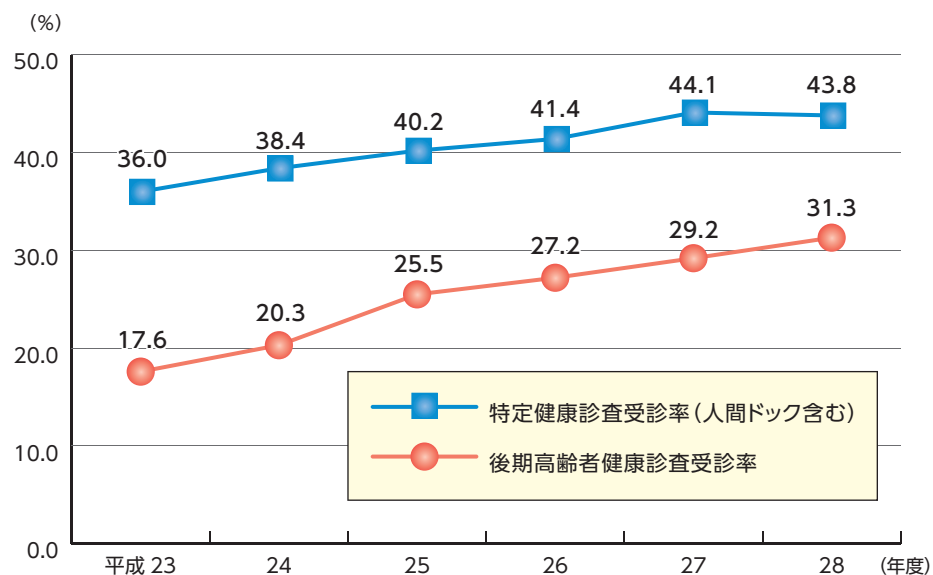
(40歳から74歳までの国保・協会けんぽ加入者の医科・歯科・DPC・調剤の合計)

※DPC：包括医療費支払制度



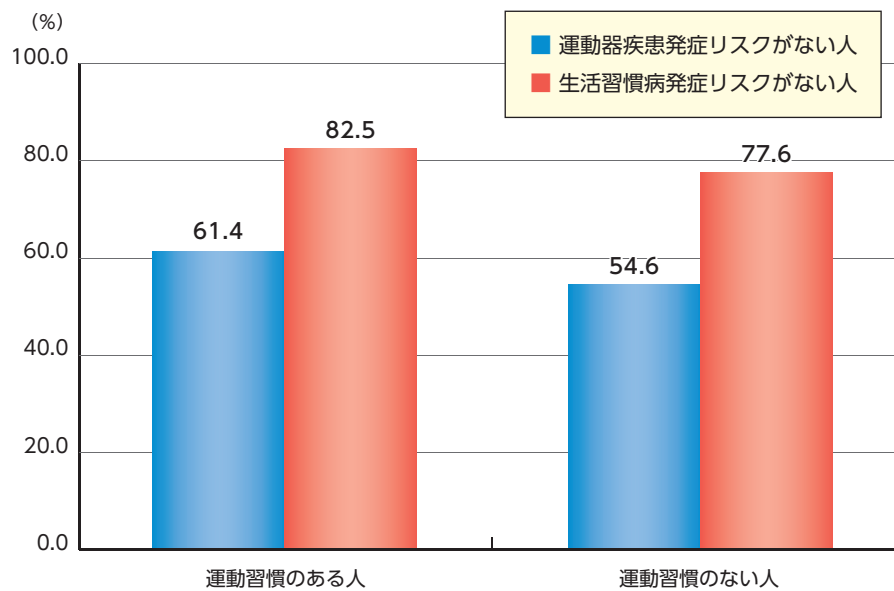
(資料) 八幡市 (健幸クラウドデータ)

特定健康診査受診率、後期高齢者健康診査受診率の推移



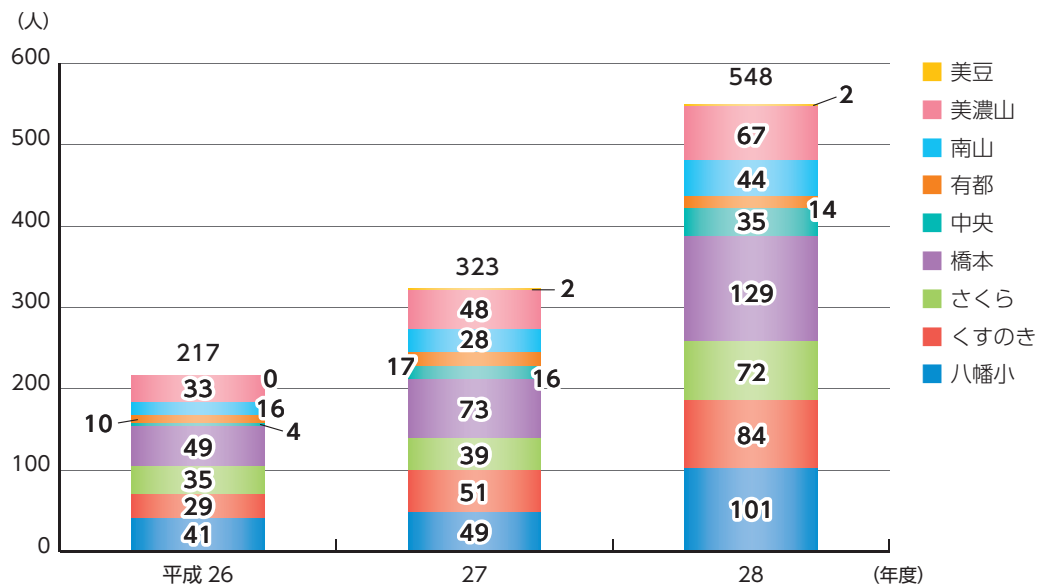
(資料) 八幡市

運動習慣と有病リスク



(資料) 八幡市「やわたスマートウェルネスシティ *計画」策定に関する住民調査 (平成28年)

健康マイレージ事業*参加者数



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 健康意識の向上促進

- ▶ 健康づくりイベントの開催や健康マイレージ事業*などのインセンティブにより健康無関心層*が参加したくなるしかけづくりを推進します。
- ▶ 健康づくりに関する情報提供の充実を図るため、コミュニティ等で健康づくりに関する情報が伝達される仕組みづくり（健幸アンバサダー*）を推進します。
- ▶ 各種検（健）診の受診率向上を図るため、受診しやすい環境整備を推進します。

● 運動習慣の定着促進

- ▶ より多くの市民に運動習慣の定着を図るため、ライフスタイルに応じて参加できる運動教室、介護予防教室等の開催を促進するなど、環境整備を進めます。
- ▶ 身近で運動できる場所の確保に向けた取組を進めます。
- ▶ 幅広い年代層がスポーツを楽しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツ参加機会の創出と事業の展開を図ります。
- ▶ 市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を図るとともに、スポーツの振興を担う人材の育成を図ります。

● 健康的な食・生活習慣の定着促進

- ▶ 食生活改善推進員*を育成し、各種教室の開催などの活動を促進します。
- ▶ 食に対する意識の高揚を図るとともに、地産地消の取組を通じ、学校や家庭、地域等との連携を進め、食育を推進します。
- ▶ 保健指導等による生活習慣の改善促進を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
健康づくりイベント参加者数	2,400人	3,500人	5,000人
健康づくりインセンティブ事業参加者数	548人	1,500人	2,000人
定期的に運動をしている市民の割合	58.9%	65.0%	75.0%
がん検診受診率	15.8%	20.0%	25.0%

2 地域のつながりを活かした健幸づくり ―

現状と課題

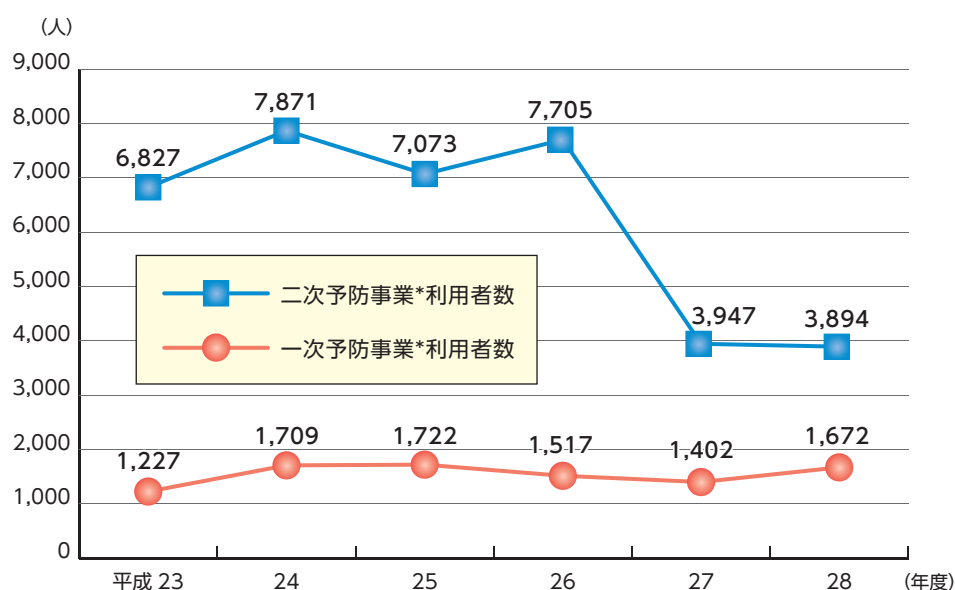
高齢化に伴い、要介護認定者数が増加しています。「健康寿命*」を延ばしていくため、市では、閉じこもり予防教室、健康長寿教室、介護予防教室、訪問指導などの介護予防事業に取り組んでいます。また、高齢者に就業機会を確保・提供するため八幡市シルバー人材センターを設置し、生きがいの充実、福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに貢献することをめざしています。

「SWC構想」策定時の住民調査によると、収入のある仕事についている、地域活動へ参加している、など社会参加をしている人の方が、そうでない人よりも生活習慣病等の有病率が大幅に低いことが明らかとなっています。2015（平成27）年度の介護保険制度改革により、市町村が要支援者のサービスに総合的に取り組むことになったため、介護予防事業の展開における地域や事業者と連携した体制を確保するとともに、介護予防に取り組む意欲がわくように事業内容をさらに充実していくことが必要となっています。

市民すべてが健康で幸せな生活を送ることができるように、身近な地域で高齢者が無理なく楽しく介護予防に取り組める環境を充実していくとともに、いくつになっても生涯現役でいきいきと暮らし続けられるよう、就業や地域コミュニティ活動など地域のつながりを活かした高齢者の社会参加をさらに促進していくことが必要です。

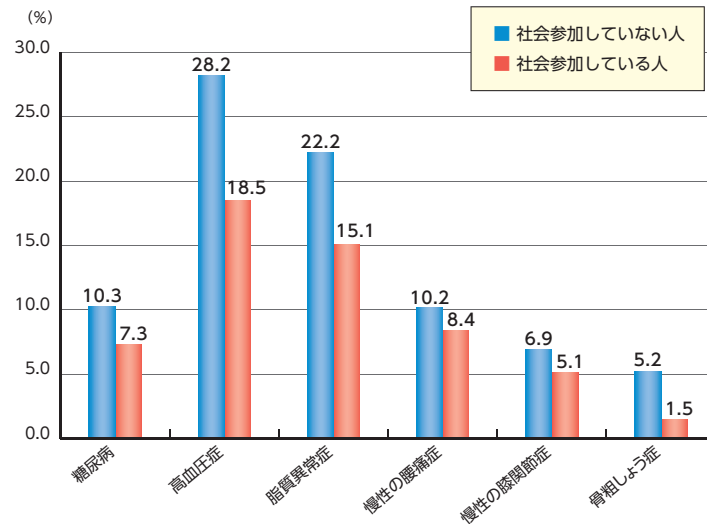
（関連情報・データ等）

介護予防事業利用者（各年度末現在）



（資料）八幡市

社会参加状況と有病率



(資料) 八幡市「やわたスマートウェルネスシティ *計画」策定に関する住民調査 (平成28年)

主な取組と方向性

● 地域で支える介護予防の推進

- ▶ 地域が主体となった介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・生活支援サービスの充実に取り組みます。

● 産官学の連携と市民協働の仕組みづくり

- ▶ 企業や大学等との連携により、高齢者が心身ともに健康となるための新しいプログラムづくりを拡充します。

● 社会的活動への参加促進

- ▶ シルバー人材センター等を通じた高齢者の就労機会の提供を促進します。
- ▶ 地域行事や老人クラブ活動など、様々なコミュニティ活動への参加を促進します。
- ▶ 幅広い層の地域福祉活動、ボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と協働で「『わたしたちの談話』プロジェクト (めばえの談話)」を実施します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
産官学と地域連携によるコミュニティ運動教室参加者数	65人	500人	800人
通所型サービスB*事業所設置数	2事業所	5事業所	8事業所

3 健幸につながるまちの基盤づくり

現状と課題

市では、2007（平成19）年度に男山周辺を「あんしん歩行エリア」に指定し、警察等との連携により安心安全な歩行環境の整備を図るとともに、「八幡市バリアフリー基本構想（平成22年）」に基づく公共施設・道路等のバリアフリー化や歩道の拡幅、美化、修景整備などを実施してきました。また、市内には94の都市公園があり、運動公園等について毎年一定の利用者数がみられるようになっていきます。身近な地域で気軽に健康づくりに取り組めるよう、男山レクリエーションセンター及び5つの近隣公園に健康器具を設置しています。

「SWC構想」策定時の住民調査では、歩行のための景観が良いと思う人の76.1%が、ウォーキングや運動を実施しやすい場所があると思っている人の66.7%が、歩道の整備がされていると思っている人の60.6%が、八幡市に住みたい、住み続けたいという意向を示しています。

健康への関心の度合いにかかわらず、暮らしの中で自然と健康になれるしかけづくりが重要であり、歩きやすく、歩いて楽しい道づくりや、出かけることが楽しく健幸に過ごすことができる目的地（公園、店舗等）の環境整備、利用しやすい公共交通の確保など、健幸につながるまちの基盤づくりを進めていくことが必要です。



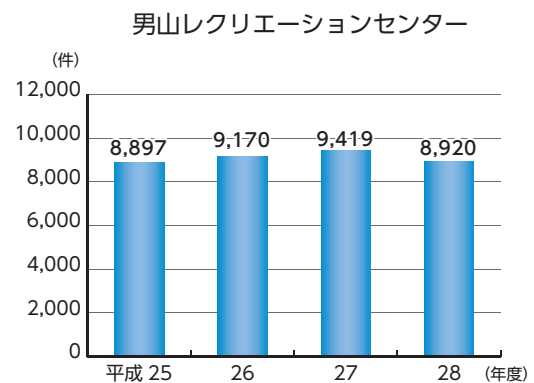
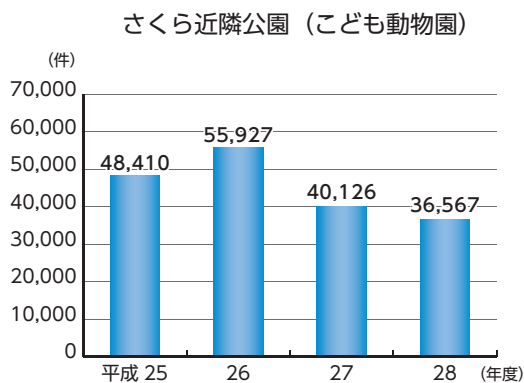
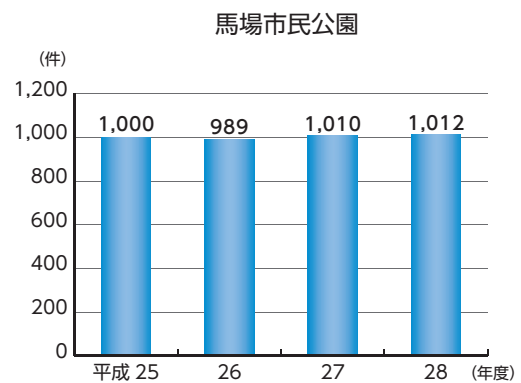
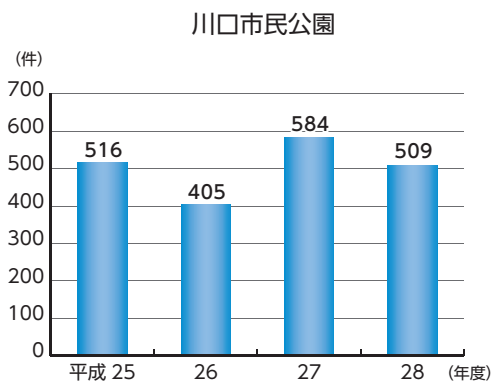
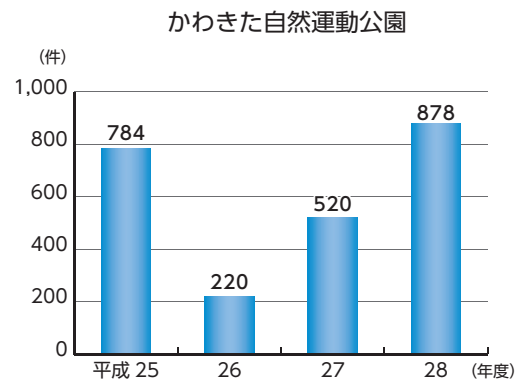
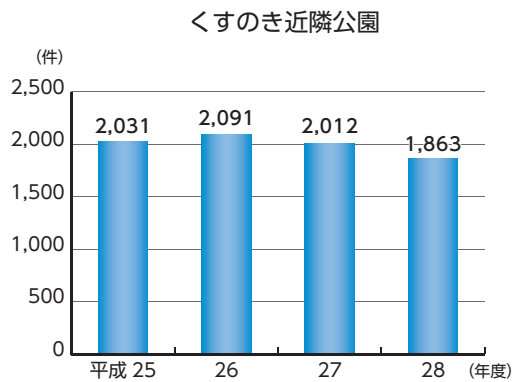
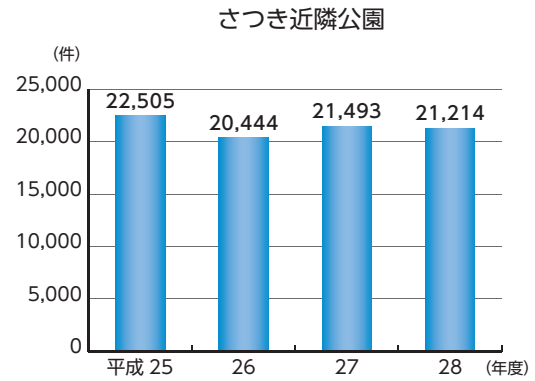
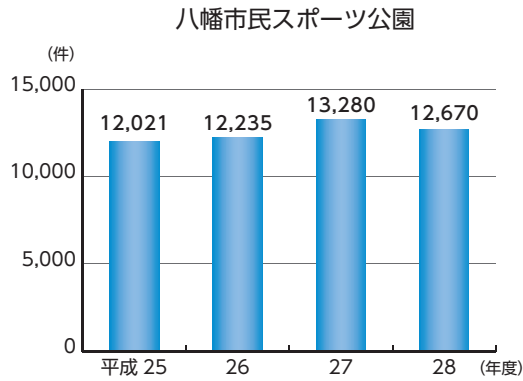
男山団地内の歩道



公園の健康器具（ツイストチェア）

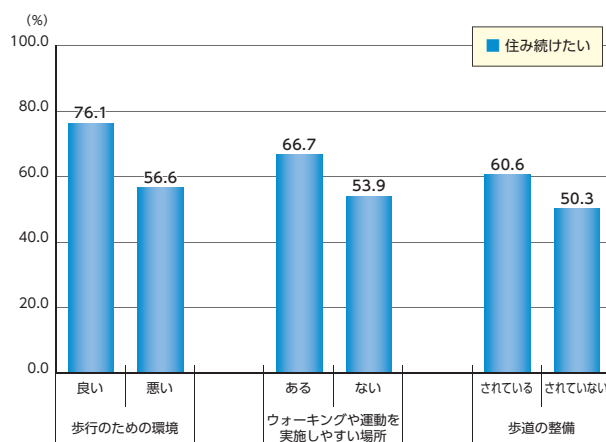
(関連情報・データ等)

市民スポーツ公園、運動公園利用者数



(資料) 八幡市

歩行環境と居住継続意向との関係



(資料) 八幡市「やわたスマートウェルネスシティ *計画」策定に関する住民調査 (平成28年)

主な取組と方向性

● 歩きやすい、歩いて楽しい道づくり

- ▶ ウォーキングルートの整備やウォーキングイベントの開催等により、歩きたくなる空間づくりを推進します。
- ▶ 景観や環境に配慮するとともに、歩きやすい歩道の整備や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進し、快適な道路環境の整備を促進します。

● 出かけたくなる都市環境の整備

- ▶ 誰もが安全で快適に公共施設を利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、飲食店や事業所等も含めた受動喫煙対策の充実化を促進します。
- ▶ 「八幡市公園長寿命化計画」に基づき、市民が健康づくりや交流等に利用しやすい公園整備を進めます。
- ▶ 安心して歩行できる環境整備に向け、歩道整備を進めるとともに、警察と連携した交通ルール・マナーの向上を図る各種啓発事業に取り組みます。
- ▶ 移動手段のさらなる充実を図るため、公共交通に関する研究・検討を行います。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
ウォーキングマップの認知率	25.7%	35.0%	50.0%
交通事故発生件数 (歩行者関係事故)	21件	18件	15件
市民スポーツ公園利用者数	152,868人	160,000人	168,000人
運動公園利用者数	18,692人	19,000人	19,400人

Ⅱ 第2節 医療・介護の連携

めざす姿

医療・介護の連携が進み、市民が住み慣れた地域で「幸せ」に暮らし続けられる体制が整っています。

施策体系

医療・介護の
連携

①医療基盤の充実

②地域包括ケアシステム*の推進

施策の背景

誰もが「健康」で「幸せ」に暮らせる地域を実現するためには、医療や保険といった市民の健康を支える基盤となる制度について、時代の変化に対応しながら、適切な水準を維持し次の世代に引き継いでいく必要があります。これらの制度を維持することで、病気になった場合や介護が必要になった場合でも、適切な治療や支援を受けることができ、制度が整っているという安心感に支えられて、いきいきと過ごすことができます。

そのような観点から、身近な地域で必要な医療を受けることができる体制を確保するとともに、医療・介護が連携し、地域での一体的・包括的なケアを受けることができる体制を確立していく必要があります。



地域包括ケア複合施設*（YMBT）

1 医療基盤の充実

現状と課題

2015（平成27）年の医療施設数・病床数、医師数の山城北医療圏*内における本市の割合は、病院が施設数16％（病床数11.5％）、一般診療所が施設数約12.6％（病床数18.3％）、医師数が10.9％となっています。山城北医療圏*を構成する市町における本市の人口の比率は16.6％となっており、病院施設数や診療所の病床数は人口構成比とほぼ同じです。

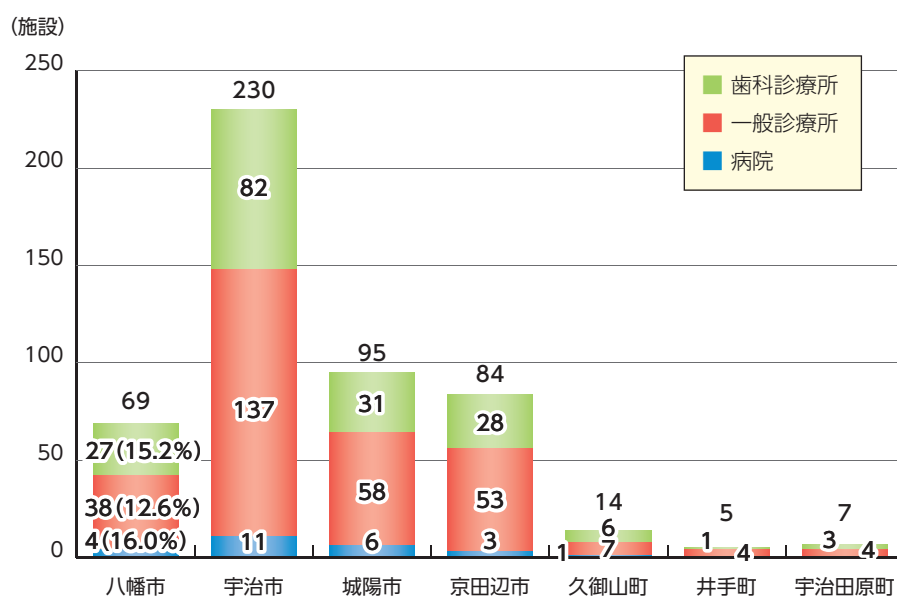
また、子どもの医療の充実を図るため、子育て支援医療制度の対象者の拡大を進めてきたことにより、利用者数が増加傾向にあります。2014（平成26）年10月からは美杉会男山病院にて週1回の小児救急医療が開始されるなど、救急医療の充実を進めています。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題*を見据え、京都府の地域医療構想に基づく山城北医療圏*内での医療・介護連携を進めていくとともに、適正な医療費助成制度の運用、救急医療体制の確保を進めていく必要があります。

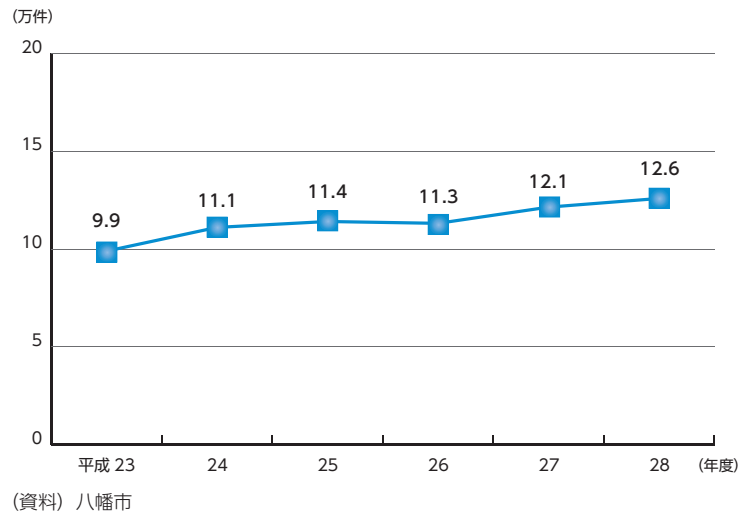
また、国民健康保険制度については、2018（平成30）年度の広域化に向けて、保険料収納率の向上やジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進など医療費の適正化により、財政の健全化に取り組んできました。後期高齢者医療制度とともに、医療保険制度の健全運営に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

（関連情報・データ等）

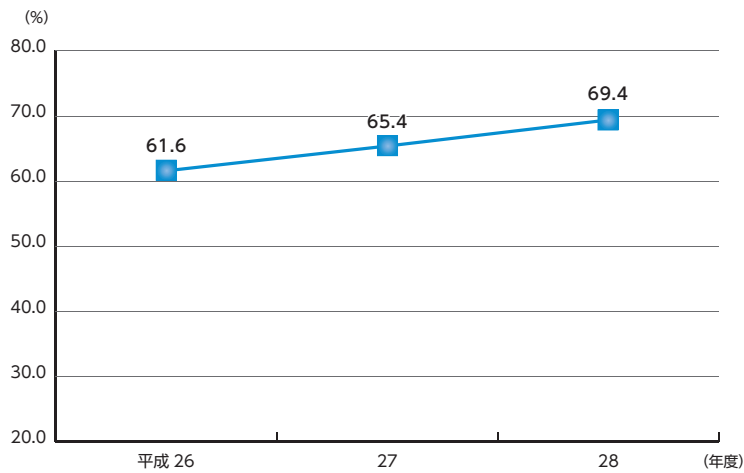
山城北医療圏*における医療施設数（平成27年10月1日現在）



子育て支援医療制度による受診件数

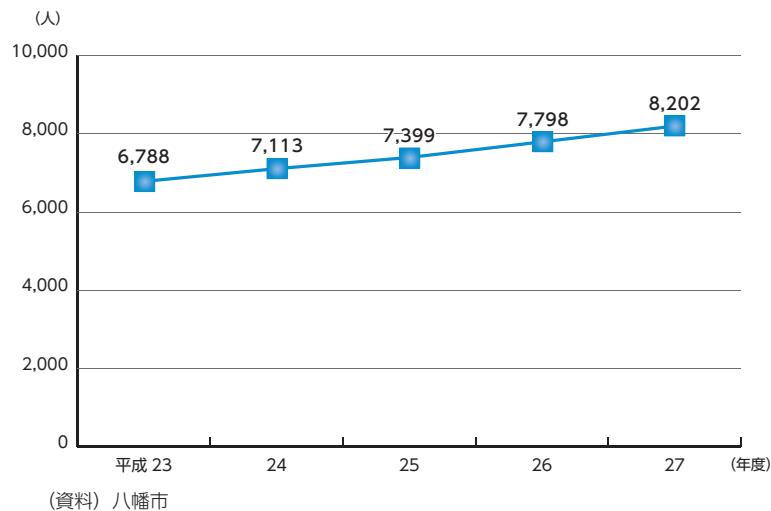


ジェネリック医薬品の使用割合（八幡市国民健康保険）



※ジェネリック医薬品の数量／（ジェネリック医薬品のある先発医薬品の数量＋ジェネリック医薬品の数量）

後期高齢者医療制度被保険者数（各年度末現在）



主な取組と方向性

● 地域医療・救急医療体制の確保

- ▶ 山城北医療圏*内における身近な医療から高度な医療までの体系的な医療体制の確立に向け、関係機関との連携を進めます。
- ▶ 広域的な連携による救急医療体制の確保を進めます。
- ▶ 小児救急医療体制の確保に向け、引き続き関係機関との調整を進めます。

● 感染症対策の推進

- ▶ 関係機関と連携し、予防接種事業の充実を図るとともに、予防知識の啓発・相談指導により、平常時からの感染症対策を推進します。

● 医療費助成制度の適正運用

- ▶ 子育て世代やひとり親家庭、障がい者、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、京都府と連携しながら、経済的負担の軽減を図る医療費助成制度の適正運用を進めます。

● 医療保険制度の健全運営

- ▶ 国民健康保険制度の健全運営に向けて、保険料収納率の向上や医療費の適正化等の取組を推進します。
- ▶ 2018（平成30）年度から国民健康保険料滞納分を京都地方税機構*に移管し、保険料収納率の向上を図ります。
- ▶ 後期高齢者医療制度については、京都府後期高齢者医療広域連合*と連携を図りながら、健全運営に努めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
ジェネリック医薬品の使用割合 （八幡市国民健康保険）	69.4%	80.0%	85.0%
国民健康保険料収納率（現年度分）	92.6%	94.0%	95.0%

2 地域包括ケアシステムの推進

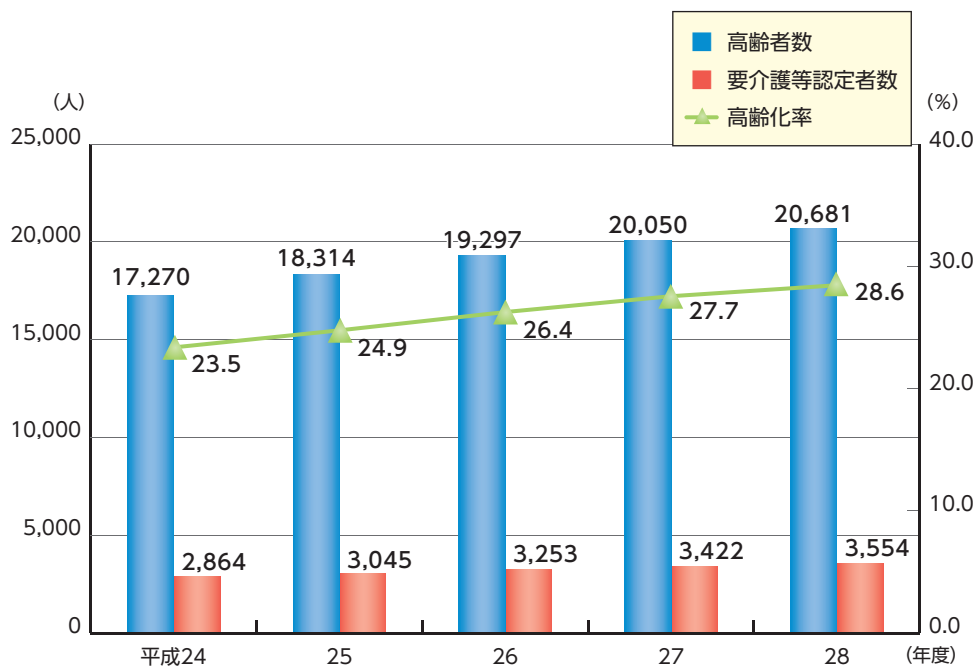
現状と課題

本市の4つの日常生活圏域（中学校区）いずれにおいても、高齢者数、65歳以上要介護認定者数、高齢化率が増加傾向にあり、市では、各圏域にほっとあんしんネット（地域包括支援センター）*を設置し、医療・介護の連携に向けた関係機関との連携や認知症施策などの取組を進めています。また、介護保険サービスについては、「高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護老人保健施設等の整備や地域密着型サービス事業所の指定等、サービス基盤の充実を進める中、男山地域まちづくり連携協定*に基づき、2015（平成27）年に地域包括ケア複合施設*を整備しました。

今後も高齢者数等の増加が見込まれる中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、京都府及び各関係機関との連携を図り、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステム*を推進していく必要があります。

（関連情報・データ等）

高齢者数、要介護等認定者数、高齢化率の推移



（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 地域包括ケアシステムの構築

- ▶ 在宅医療・介護連携を目的とした多職種連携在宅療養支援協議会*や地域ケア会議*の開催により、関係機関の連携を推進します。
- ▶ 認知症サポーター*の養成や八幡市あんしんネットワーク*の普及など、認知症施策の充実に向けた取組を推進します。
- ▶ 高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、絆ネットワーク構築支援事業*の一環として取り組んでいる住民主体で行う見守り活動などを促進します。
- ▶ 年齢により判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度*の利用促進を図ります。
- ▶ 誰もが安全で快適に公共施設を利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

● 介護保険サービスの充実

- ▶ 介護保険事業計画に基づき、サービスの供給体制の確保を進めるとともに、サービス利用者や介護者への支援、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。
- ▶ 利用者の視点に立ったサービスを確保・維持するため、事業者指導等の強化や介護給付費の適正化を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
認知症サポーター*養成講座受講者数	1,408人	3,000人	4,500人
八幡市あんしんネットワーク*事前登録者数	3人	50人	100人



地域向け介護予防教室（地域包括ケア複合施設*YMBT）

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

基本計画

基本目標④

観幸



第4章

自然と歴史と文化が織りなす
「観幸のまち やわた」

I 第1節 シビックプライドの醸成

- **めざす姿** 市民が八幡市の自然や歴史、文化芸術に触れる機会を通じて、生活が豊かになるとともに、まちへの愛着と誇りが高まっています。

施策体系と主な取組

①文化芸術活動の振興

- 市民が文化芸術に接し交流する機会の拡充
- 市民による文化芸術活動の促進
- 文化財の保存及び活用

②お茶のある幸せの風景の創出

- お茶に親しむ機会の創出
- 茶文化の発信

③豊かな自然・歴史との触れ合い

- 自然と触れ合うきっかけづくり
- 自然景観の保全
- 歴史景観の保全

I 第2節 幸せと出逢う観光まちづくり

- **めざす姿** 多くの人が八幡市を訪れ、その豊かな自然と歴史・文化芸術に出逢い、幸せを感じられる環境が整っています。

施策体系と主な取組

①「観幸のまち やわた」のブランド構築

- ブランドの構築
- プロモーションの推進
- 観光まちづくりを進める体制づくり

②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進

- 石清水八幡宮を活かした交流拠点づくり
- 資源を活かした周遊・体験・滞在型の広域観光の推進
- おもてなし環境の整備

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
文化センター利用者数	155,720人	160,000人	165,000人
お茶学習参加者数	32人	60人	100人
松花堂庭園茶室利用者数	2,753人 (H26～28平均)	3,000人	3,500人
収穫体験参加者数	293人	300人	320人
わがまち・八幡への愛着や誇りを感じる市民の割合	49.9%	55.0%	60.0%

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
商品開発数	1商品	2商品	3商品
プロモーション(商談会)参加件数	5件	7件	9件
観光情報ハウス*への外国人来訪者数	754人	1,000人	1,200人
観光入込客数	2,065,319人	2,580,000人	2,610,000人
観光消費額	631,183千円	668,000千円	675,000千円
ボランティアガイド人数	59人	65人	70人

第4章 | 自然と歴史と文化が織りなす 「観幸のまち やわた」

Ⅰ 第1節 シビックプライドの醸成

めざす姿

市民が八幡市の自然や歴史、文化芸術に触れる機会を通じて、生活が豊かになるとともに、まちへの愛着と誇りが高まっています。

施策体系

シビックプライド の醸成

- ①文化芸術活動の振興
- ②お茶のある幸せの風景の創出
- ③豊かな自然・歴史との触れ合い

施策の背景

本市には、脈々と引き継がれてきた豊かな自然や歴史、風景、文化芸術等の魅力があります。市民がこれらに触れることを通じて生活が豊かになり、市民のまちへの愛着や誇りである「シビックプライド」が高まっていくという観点を大事にしながら、市民自らがそれらの魅力を維持し、高めていくことが求められます。

そのためにも、市民や行政をはじめ多様な主体が協働・連携しながら、豊かな歴史文化を保存継承し、文化芸術活動を振興していくことが必要となります。特に、松花堂昭乗*などの文化人により発信されてきた「茶文化」が、市民及び来訪者に親しまれるような環境を整えながら、市民の中に「おもてなしの心」を育むことが大切です。そして、様々な人と人との出逢いを通じて、本市の自然や歴史、文化芸術等が、国内外の多くの来訪者を魅了し尊敬を集めるようになることで、「シビックプライド」をさらに高めていけるようにしていく必要があります。

1 文化芸術活動の振興

現状と課題

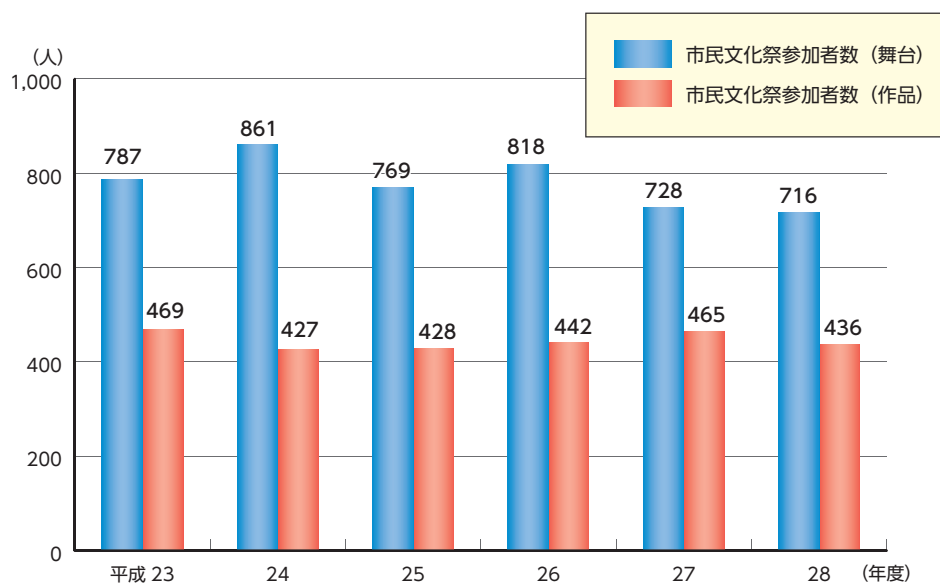
市では、「八幡市文化芸術振興条例（平成17年）」の制定や文化芸術活動の拠点である八幡市文化センター及び松花堂庭園・美術館の設置・運営を通して、市民が文化芸術に触れる機会の創出を進めており、毎年一定の利用状況を維持しています。また、市民文化祭の開催や市文化協会の活動等により、市民の文化活動への参加機会の確保と文化活動を通じた交流の促進を図るとともに、友好都市であるマイラン村*や宝鷄市*との国際交流についても取り組んできました。2017（平成29）年には「八幡市・エジソン生家博物館 連携に関する宣言書*」への調印を行い、「エジソン」を通じた国内外における市民間交流の機運も高まっています。

さらに、本市では、太鼓まつりやずいきみこしなどの文化活動・伝統行事が行われ、また国宝石清水八幡宮本社、名勝松花堂及び書院庭園をはじめとする指定文化財*や西車塚古墳など様々な遺跡が存在し、市民の地域への愛着や誇りにつながっています。

今後も市文化センター、松花堂庭園・美術館等のさらなる利活用を進めながら、多世代の参加・参画、交流機会の拡充、次代の文化芸術振興を担う人材育成を図るとともに、市内文化財の適切な保存と活用についても引き続き取り組む必要があります。さらには、「エジソン」や「二宮忠八*」に象徴される本市の特徴的な歴史や文化芸術を通じた国内外における交流の充実に取り組んでいくことも必要です。

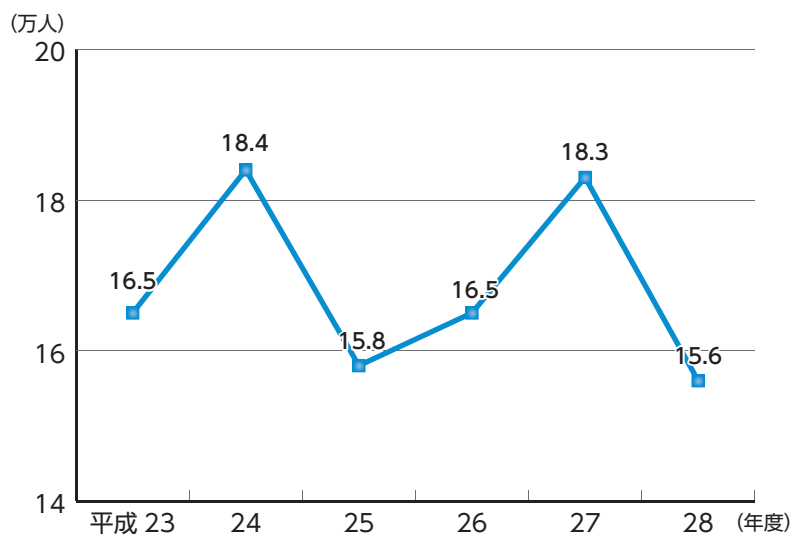
（関連情報・データ等）

市民文化祭参加者数



（資料）八幡市

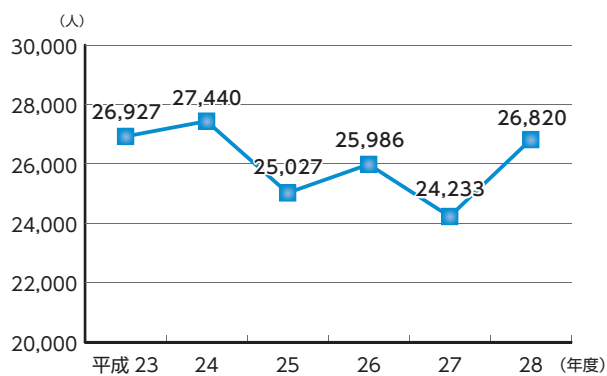
文化センター利用者数



(資料) 八幡市

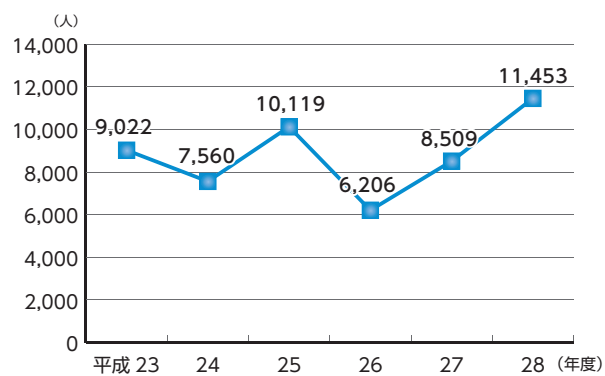
松花堂庭園・美術館入館者の推移

松花堂庭園来園者数



(資料) 八幡市

松花堂美術館入館者数



文化財指定件数（平成28年度末現在）

	美術工芸							史跡	名勝	天然 記念物	無形 文化財	建造物 総数
	総数	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古					
国指定文化財*	19	2	10	1	4	2	—	2	1	—	—	5
国登録文化財*	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
府指定文化財*	7	—	2	2	1	2	—	1	1	1	—	5
府登録文化財*	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2
市指定文化財*	17	5	10	—	—	1	1	—	—	—	—	—

(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 市民が文化芸術に接し交流する機会の拡充

- ▶ 幅広い年代層が歴史や文化芸術に触れる機会を創出するため、市民ニーズに応じた事業の展開に努めます。
- ▶ 「徒然草」をはじめ、国宝石清水八幡宮に所縁のある歴史文化に市民及び来訪者が接する機会の拡充を図ります。
- ▶ 文化芸術活動の推進・指導を担う人材の育成を図ります。
- ▶ 市文化センターや松花堂庭園・美術館を中心に、文化芸術を通じた交流を促進します。
- ▶ 山城地域の文化交流イベントを継続し国際交流の機会創出に努めます。

● 市民による文化芸術活動の促進

- ▶ 地域の祭礼や伝統行事を含め、市民が主体的に行う様々な文化芸術活動の振興を促進します。
- ▶ 「エジソン」や「二宮忠八*」をはじめとする本市の歴史文化を通じた、国内外における市民間交流を促進します。

● 文化財の保存及び活用

- ▶ 国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の保存・整備とさらなる活用を進めます。
- ▶ 将来にわたって文化財を守り伝えるため、ふるさと学習館への来館促進を図るとともに、地域や学校等を通じて啓発に努めます。
- ▶ 地域の文化財を後世に伝えるための基盤づくりとして、継続的に文化財の調査を行います。
- ▶ 市内遺跡の発掘を通じて地域の歴史的な特徴を把握し、文化財の活用に反映します。
- ▶ 地域の歴史に関する資料の収集や蓄積を図り、地域の歴史像の復元に努めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
文化センター利用者数	155,720人	160,000人	165,000人

2 お茶のある幸せの風景の創出

現状と課題

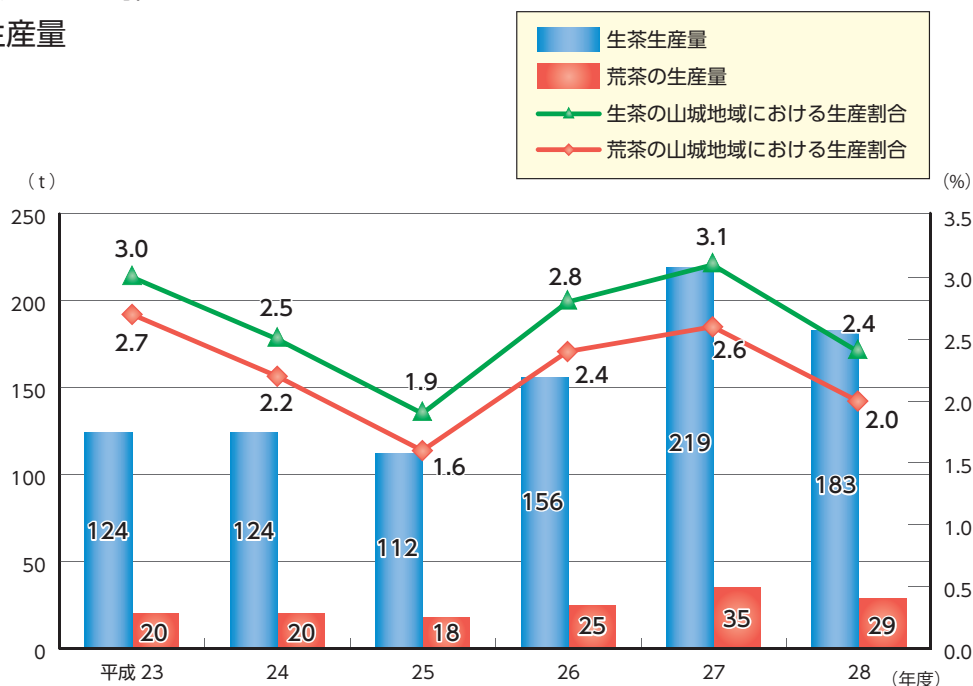
本市では、松花堂昭乗*などの文化人により茶の湯の文化が発信されてきたという歴史があります。そのような本市において、2015（平成27）年度には「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」が日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」*に認定されており、日本茶のふるさとの魅力がさらに多くの人に認知されることが期待できます。また、抹茶の原料となる「てん茶*」の茶葉生産量も近年増加傾向にあり、本市の高品質なてん茶*に触れる機会が増加することで、「お茶」を通じた本市のブランドイメージの向上や市民の愛着醸成につながることを期待されます。

「茶文化」とは、まさに「おもてなしの心」であり、人と人の心の触れ合いの媒体としての「お茶」が文化として発展してきたものです。2017（平成29）年度は「お茶の京都」ターゲットイヤーとして、京都府・京都南部11市町村と連携し、「お茶の京都博」を中心とした茶産業の振興・発展を促すとともに、文化・景観の保持・継承のための情報発信を行ったところであり、本市としても、「茶文化」によるブランド構築や観光振興の機運はますます高まってきています。

このような機運の高まりを活かし、「八幡の茶文化」が子どもたちや多くの市民に愛されるとともに、国内外からの来訪者と市民が八幡の一杯のお茶を通じて出逢い、触れ合えるような「お茶のある幸せの風景」を創っていくことが望まれます。

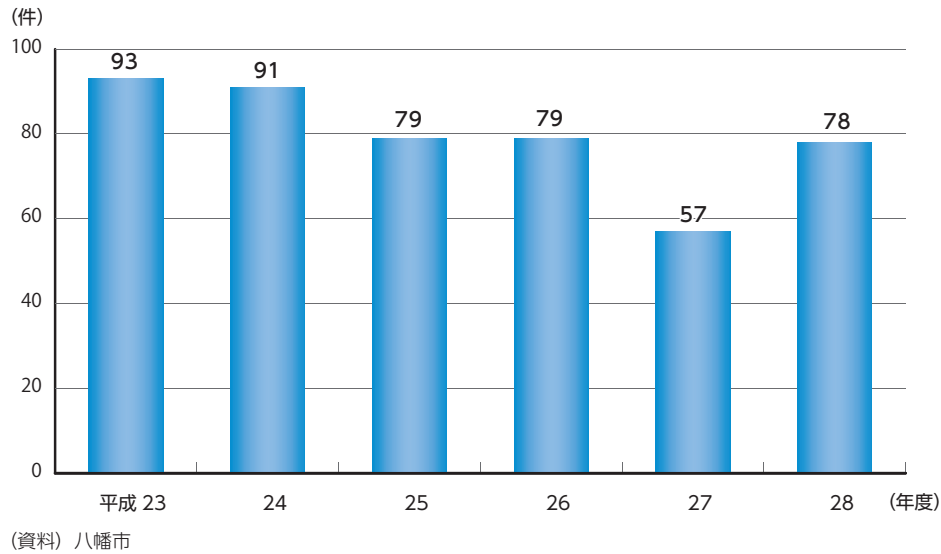
（関連情報・データ等）

お茶の生産量



（資料）八幡市

松花堂茶室の利用件数



主な取組と方向性

● お茶に親しむ機会の創出

- ▶ 茶文化体験をはじめ、子どもや高齢者、障がい者など多様な人々がお茶に親しめる機会の提供を、生産団体・学校等の関係団体や地域との連携により進めます。
- ▶ 本物志向・知的好奇心のある観光客を誘致するため、付加価値の高い茶会の開催を促進します。
- ▶ 市民や観光客が「八幡のお茶」を理解し、興味を持つことができるよう、八幡市産てん茶*を使用した茶会・茶香服*など気軽に茶文化を体験できるイベント等の実施を進めます。

● 茶文化の発信

- ▶ 本物志向で好奇心旺盛な観光客の満足度に応えるため、石清水八幡宮とつながる様々な茶文化等の地域資源と芸術等とのコラボレーションによる特徴的なイベントの開催により、新たな出逢いの創出を進めます。
- ▶ 松花堂庭園を活用した茶事体験やイベント等を通じ、若い世代を含め多くの市民と海外の観光客との国際交流を促進します。
- ▶ 松花堂昭乗*や小堀遠州*ゆかりの茶室で「空中茶室」と呼ばれる「閑雲軒（遺構）」について、八幡の茶文化の発信とともにPRに努め、市民とともに、「新・空中茶室」創造への機運を醸成していきます。
- ▶ 日本遺産*である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かし、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」や石清水八幡宮、松花堂庭園茶室を拠点とした茶文化の魅力発信を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
お茶学習参加者数	32人	60人	100人
松花堂庭園茶室利用者数	2,753人 (H26～28平均)	3,000人	3,500人



松花堂庭園



小学校でのお茶の教室



Chazz in 石清水八幡宮
(お茶の京都博イベント)



新・空中茶室そら
(お茶の京都博・一坪茶室展)

3 豊かな自然・歴史との触れ合い

現状と課題

本市には、1983（昭和58）年3月に「京都府歴史的的自然環境保全地域」第1号に指定された国指定史跡石清水八幡宮境内を含む男山をはじめ、三川合流域や東部地域の田園風景、美濃山地域の竹林など豊かな自然環境があります。また、「八幡市みどりの条例（平成3年）」に基づき、ふるさとの森、ふるさとの木を指定し、所有者との協定に基づく自然環境の保全に向けた取組を実施してきました。さらに、放生川^{しゅんせつ}の浚渫や除草など親水化の促進を図るとともに、「水と緑のネットワーク」の形成に向けた緑化整備や河川・緑地空間を活用した自転車・歩行者道、休憩施設の整備を、京都府と連携しながら進めてきました。

また、松花堂周辺交流拠点整備における歴史街道整備など、歴史街道計画*に基づく歴史景観の創出にも取り組んできました。

市民が今後も引き続き八幡市の自然に愛着と誇りを持ち続けられるよう、豊かな自然・歴史景観の保全に努めるとともに、自然との触れ合いの機会の拡充を図る必要があります。

（関連情報・データ等）

みどりの約束区域面積・樹木数（平成29年3月末現在）

みどりの約束（区域分）*	96件（796,530.31㎡）
みどりの約束（樹木分）*	23件（27本）

（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 自然と触れ合うきっかけづくり

- ▶ 自然と触れ合う機会の充実を図るため、自然観察会や収穫体験等の事業を進めます。
- ▶ 市民・来訪者が自然や歴史・文化・観光関連施設等を安全で安心して周遊できるよう、河川・緑地空間・既存道路を利用し、自転車・歩行者道の整備を推進します。
- ▶ 「みどり」を大切にす豊かな心を育むため、みどりのつどい（グリーンカーテン講習会）*を開催します。

● 自然景観の保全

- ▶ 「八幡市みどりの条例」に基づき、「みどりの約束」の締結による男山・社寺林の保護育成や「ふるさとの森」「ふるさとの木」の保全を進めるとともに、市民による緑化活動を支援します。

- ▶日本遺産*である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」の保全を進めます。
- ▶農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

● 歴史景観の保全

- ▶石清水八幡宮、東高野街道、松花堂、流れ橋をはじめ市内に点在する歴史景観のさらなる保全を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
収穫体験参加者数	293人	300人	320人
わがまち・八幡への愛着や誇りを感じる市民の割合	49.9%	55.0%	60.0%



三川合流域と桜



大谷川に親しむ体験活動



園児による茶摘み



小学生によるサツマイモ掘り

Ⅱ 第2節 幸せと出逢う観光まちづくり

めざす姿

多くの人が八幡市を訪れ、その豊かな自然と歴史・文化芸術に出逢い、幸せを感じられる環境が整っています。

施策体系

幸せと出逢う
観光まちづくり

①「観幸のまち やわた」のブランド構築

②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進

施策の背景

全国的に外国人観光客が増加傾向にある中、石清水八幡宮本社が国宝に指定されるなど、近年、本市に多くの観光客が訪れる上での好条件がそろいつつあります。

しかしながら、市では、まちづくりの基本方針として「生活都市の充実」を掲げてきたことから、これまでは、観光まちづくりへの関心度が相対的に低いという特徴がありました。

観光まちづくりを進めるためには、市民が観光まちづくりに共感し、後押しをする機運を作っていけるようにするとともに、市民や関係団体の理解を得て、協働しながら、本市が観光客から選ばれる観光地となるようにブランドを構築していくことが求められます。

本市には、石清水八幡宮や松花堂庭園、三川合流域、背割堤、流れ橋、浜茶の景観、エジソン記念碑、茶文化をはじめとする歴史文化など、誇れる観光資源が数多くあります。それらの資源を活用し、「お茶の京都」の広域的なブランドの取組と連携させながら、「本物の体験」や「癒し」、「知的欲求」、「歴史」、「驚き」を楽しみに訪れる人が満足し、八幡での観光で幸せと出逢えるよう、自然と歴史と文化が織りなす様々な出逢いの物語を磨き上げるとともに、「おもてなし環境」の整備に取り組んでいくことが必要です。

また、八幡市のブランドや観光施策を全国的・世界的に認知してもらうためには、これまで以上のプロモーションの工夫と充実が不可欠です。

1 「観幸のまち やわた」のブランド構築 ―

現状と課題

市では、「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想（平成29年）」を策定し、八幡市の玄関口にあたる京阪八幡市駅前周辺を含めた観光まちづくりのめざすべき姿に関して、市民や関係団体とともに、ブランド・コンセプトを定めました。

観光まちづくりを進めるためには、市民の理解を得て、多様な主体が協働しながら、ブランド・コンセプトの方向性に沿ったコミュニケーション施策（広告、イベント、販売促進だけでなく、街を訪れる観光客との交流そのもの）を進めていく必要があります。

観光は、観光資源、交通、飲食、物販、宿泊等の多面的な要素から成る産業であり、横断的に協力・連携を図っていく体制が必要となります。そのためにも、広域的な観光地域づくりの舵取り役となる「お茶の京都DMO*（一般社団法人京都山城地域振興社）」と連携しながら、地場産農産物のPR、商工会等と連携した新たな商品開発、観光協会との事業連携や情報発信の強化と併せ、市民、関係団体、事業者等とともに、付加価値を提供するための体制や場を創出していく必要があります。



石清水八幡宮と男山の森

(関連情報・データ等)

「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」の概要

観光まちづくりのブランド構築

八幡市の玄関口にあたる京阪八幡市駅前周辺を含めた観光まちづくりの「めざすべき姿」について、市民や関係団体とともに、言語化し、観光客から選ばれる観光地になるとともに、市民の観光まちづくりへの共感を得られ、積極的に参画していただける機運を作っていこうとすることを「観光まちづくりのブランド構築」としています。

ブランド・コンセプト

めざすべき姿である「ブランド・ストーリー」から、今後行うすべてのコミュニケーション施策(広告、イベント、販売促進だけでなく、街を訪れる観光客との交流そのもの)の方向性を決めるため、本質を抽出した概念のことです。

茶文化薫る はちまんさんの門前町

～神と仏、三つの川、人と人が出会うまち～

ブランド・ストーリー

「背割堤の桜」で多くの観光客で賑わう三川合流部から望む男山は、静かな鎮守の森に覆われ、あたかも仏の涅槃(ねはん) 像のような姿に見える。国宝石清水八幡宮は、平安時代に京都の裏鬼門を守るためにこの地に開かれ、現在もわが国の古くからの信仰の姿であり、日本文化の源流ともいえる「神仏習合*」の精神を引き継ぐ社として篤い崇敬を受けるとともに、市民からは親しみを込めて「やわたのはちまんさん」と呼ばれてきた。

そのふもとでは、千年以上の長きにわたり、聖と俗が溶け込む門前の町として繁栄するとともに、寛永の三筆と称された松花堂昭乗*など文化人により、茶の湯の文化が発信されてきた。昭乗と小堀遠州*が、男山山中に「懸け造り」の手法で、世界のどこにもない宙に浮かんでいるような茶室、まさに「空中茶室」を作ったのも、そのひとつの表れである。このように、三川合流、石清水八幡宮、松花堂昭乗*、「流れ橋」と浜茶の景観など、数多くの歴史的・文化的資源や景勝地を有するとともに、ライト兄弟に先駆けて飛行機づくりに取り組んだ二宮忠八*、八幡の竹を使って世界に光を与えたエジソン、そして松花堂并当の誕生など、千年におよぶ歴史の継承をこえて、世界から多くの人を惹きつける物語を創り出してきた地域でもある。

京都市を訪れる歴史文化に関心のある国内外の本物志向の旅行者に、もう少し足を伸ばしてもらえれば、まだまだ知られていない千年の歴史に裏打ちされた奥深く神秘的な日本の文化や物語に出会え、知的好奇心を満たす旅を提供できるのではないだろうか。

寺社巡礼は日本における観光の原点と言えるものである。門前町とはまさしくこうした観光の賑わいで形成されたまちであり、八幡というまちの成り立ちそのものであったことに今一度、思いをはせたい。「神仏習合*」の精神など、歴史的・文化的な価値を深く知り、この土地の記憶を未来に繋げ、単に参拝し、お土産を買い、飲食ができるだけでなく、モノよりコト、形より本質を追求しながら、若い世代の新たなチャレンジを可能にする活力ある門前町をめざしていくべきだと考える。

そして、私たちの街に受け継がれてきた「茶文化」の神髄は、まさに「おもてなしの心」であって、人と人の心の触れ合いの媒介として「お茶」があり、それが文化として発展してきたものである。一服のお茶によって人々の心が潤い、人と人が出会い、心が触れ合えるような、お茶のある幸せの風景を創っていきたいと考える。

駅前の賑わいを創出する取組を核としながら、駅前から石清水八幡宮へ通じる参道、松花堂庭園に続く東高野街道へ誘導するため、アイデアあふれる新しい取組の他、本格的なお茶だけでなく、気軽にお茶を楽しめるカフェなど、お茶に親しみ人々を増やすとともに、茶文化のおもてなしによる新たな交流が生まれる門前の町を街中へ広げていきたい。

このように、市民が崇敬し親しみを抱く石清水八幡宮を中心とするまちづくりと、おもてなしの精神と「出会い」をもたらす茶文化の市民によるムーブメントが、三川が集まる豊かな自然の中で融合することで、国内外の多くの人々を魅了して尊敬を集め、ひいては市民の誇り(シビックプライド)の高まりへとつながっていくことを期待するものである。

※構想本文から表現を一部修正しています

主な取組と方向性

● ブランドの構築

- ▶観光客から選ばれる観光地となるため、市民の観光まちづくり意識の醸成や観光客の本物志向・知的好奇心を満たす付加価値の創出を図ります。
- ▶「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」に基づき、ブランド・コンセプト「茶文化薫るはちまんさんの門前町 一神と仏、三つの川、人と人との出会うまち」に沿ったPRを進めます。
- ▶国宝石清水八幡宮を中心に、本市の魅力のさらなる認知度向上に向け、所縁のある「お茶」や「徒然草」などの特徴的な歴史文化を活かした相乗的かつ効果的な発信を図ります。
- ▶地場産農産物の種類・量を充実させ、生産履歴の記帳等により「安心・安全・新鮮」をPRし、販売を促進します。
- ▶八幡ブランド商品の開発・普及事業を促進します。

● プロモーションの推進

- ▶時代に即した情報発信に向け、SNS*の活用、動画配信等、目的に応じた情報提供方法の研究・検討・活用を推進します。
- ▶広域PR紙や広域連携で取り組むパンフレットなど既存の取組を強化します。
- ▶観光協会をはじめ、多様な情報発信機能を有する関係機関等との連携を強化し、国内にとどまらず、海外に向けたプロモーションを積極的に行います。

● 観光まちづくりを進める体制づくり

- ▶関係機関との連携推進による既存の体制強化を図るとともに、お茶の京都DMO*（一般社団法人京都山城地域振興社）や他市町村等との広域連携を推進します。
- ▶市民や事業者など付加価値を提供する主体が、自由に議論と挑戦・検証を重ねながら事業を進められる体制や場の創設を進めるとともに、そこから創造的事業が創出されるよう促進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
商品開発数	1商品	2商品	3商品
プロモーション（商談会）参加件数	5件	7件	9件
観光情報ハウス*への外国人来訪者数	754人	1,000人	1,200人

2 自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進

現状と課題

本市では、石清水八幡宮本社が2016（平成28）年2月に国宝指定されるなど、観光資源の魅力が増しており、主要観光施設の観光入込客数及び観光消費額は近年増加傾向にあることから、観光に対する機運が高まっています。

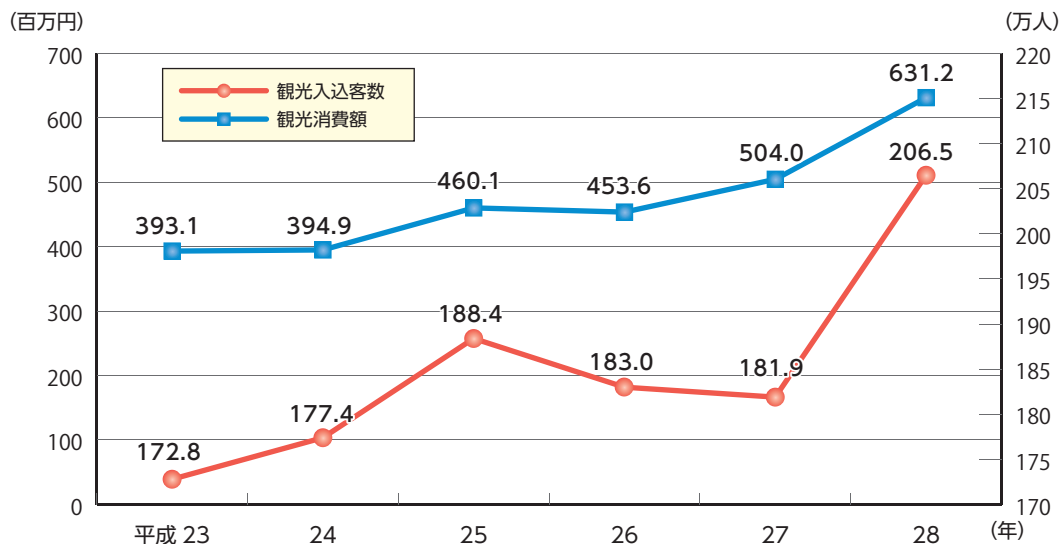
このような機運の高まりを加速化していくためにも、「八幡市観光基本計画」に基づき、観光資源を最大限に活かした取組をさらに進めていくことが必要となります。自然と歴史と文化が織りなす様々な出逢いの物語を磨き上げ、お茶の京都DMO*と連携しながら、「茶文化のもてなし」、「門前町・参道をイメージしたまちづくり」等を有機的に結び付け、観光客の本物志向、知的好奇心を満足させる歴史文化・自然を活かした付加価値のある体験やサービスを提供するとともに、国内外からの観光客がリラックスし、交流し滞在できる「おもてなし環境」を創出していくことが重要となります。



背割堤の桜

（関連情報・データ等）

主要観光施設の観光入込客数及び観光消費額



（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 石清水八幡宮を活かした交流拠点づくり

- ▶ 石清水八幡宮の歴史的景観を考慮した京阪八幡市駅周辺の再整備など、交流拠点の整備と歴史文化を活かしたプログラムの開発を進めます。

● 資源を活かした周遊・体験・滞在型の広域観光の推進

- ▶ 市民・NPO・事業者等による観光資源を活かしたイベント、体験プログラムの開発・開催促進など、滞在型の観光施策の充実を促進します。
- ▶ 観光協会や近隣市町など関係機関との連携を強化し、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」及び日本遺産*である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かしたイベントの実施、舟運の活性化など、お茶などの文化資源や三川合流域などの景観資源等をつなぐ周遊型の広域観光を進めます。

● おもてなし環境の整備

- ▶ 石清水八幡宮を中心に社寺等のネットワークの形成を図り、新たな観光資源の掘起こしを進めます。
- ▶ 交流拠点化に向けたハード整備を促進するとともに、ソフト対策を推進します。
- ▶ 関係機関と連携し、石清水八幡宮等へのアクセス向上に向けた案内標識等の整備を進めるとともに、案内看板等の多言語化及び統一基準の策定を検討します。
- ▶ ボランティアガイドや観光事業者等の活動を支援し、人材育成を進めます。
- ▶ 民泊新法（住宅宿泊事業法）*に対応するための情報把握や研究を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
観光入込客数	2,065,319人	2,580,000人	2,610,000人
観光消費額	631,183千円	668,000千円	675,000千円
ボランティアガイド人数	59人	65人	70人



国宝 石清水八幡宮本社



男山ケーブル



エジソン記念碑



さくらであい館



流れ橋



流れ橋周辺に広がる浜茶の景観



草庵 松花堂



飛行神社

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

基本計画

基本目標⑤

活力



第5章

しなやかに発展する
「活力のまち やわた」

I 第1節 活力の担い手育成

- **めざす姿** 地域の経済・産業を担う人材や企業が育ち、八幡市に活力をもたらしています。

施策体系と主な取組

① 商工業の振興

- 商工業の振興
- 八幡発の創業の推進
- 就業支援
- 産業と地域の共生

② 農業の振興

- 担い手の育成・強化
- 生産基盤の強化
- 地産地消の推進

I 第2節 活力の基盤整備

- **めざす姿** 八幡市に賑わいをもたらす基盤が整備されています。

施策体系と主な取組

① 企業立地の推進

- 企業の進出可能な土地の確保
- 農地の保全
- 企業誘致の推進

② 人・物の流れをつくる基盤の整備

- 新名神高速道路(八幡京田辺～高槻間)の整備促進
- 市内幹線道路の整備
- 交流拠点の整備
- ニーズに応じた公共交通の充実

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
創業支援の相談者のうち創業に至った件数	2件	4件	6件
市域就職面接会で就業に至った人数	2人	5人	8人
中小企業等融資の補給件数	52件	60件	65件
認定農業者*数	72人	77人	80人
担い手農家の農地利用集積面積	102ha	120ha	145ha
農産物直売所販売額	69,814千円	100,000千円	120,000千円

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
商業系・工業系用途地域の指定面積	246ha	256ha	266ha
新名神高速道路(八幡京田辺～高槻間)工事着手率	18%	100%	2023年度供用開始
市内国道1号歩道整備率(延長ベース)	50%	66%	96%
コミュニティバスの年間利用者数	92,299人	93,200人	94,100人

第5章

しなやかに発展する
「活力のまち やわた」

Ⅰ 第1節 活力の担い手育成

めざす姿

地域の経済・産業を担う人材や企業が育ち、八幡市に活力をもたらしています。

施策体系

活力の担い手
育成

①商工業の振興

②農業の振興

施策の背景

活力ある地域づくりを進めるためには、地域の経済を支える産業の活性化が不可欠であり、市内の商工業・農業の担い手を育成・支援することが重要となってきます。

そのためには、中小企業や地元商店等の経営安定化を図るとともに、新たな活力の担い手となる起業家の育成・支援や雇用の創出を図る必要があります。

また、次代の農業を担う人づくりや地場産農産物の販売・利用促進など地産地消を進めていくことも求められています。

1 商工業の振興

現状と課題

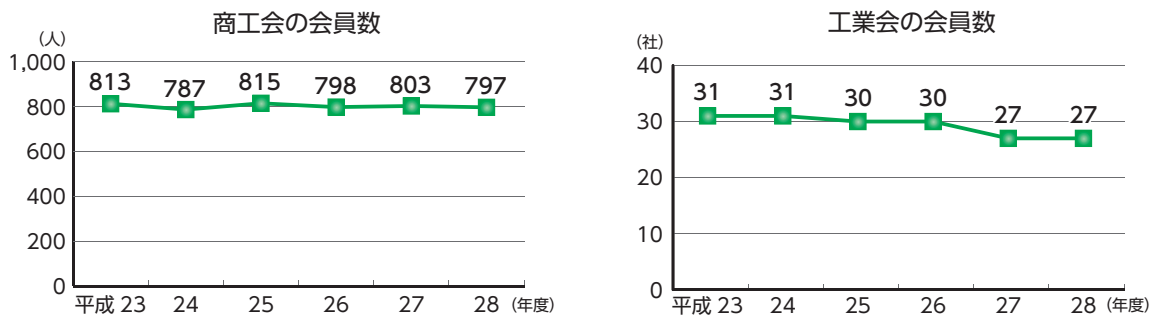
市では、商工業の活性化を担う商工会・工業会との連携により、「八幡で買おう応援事業*」など地元商店の活性化に向けた支援や中小企業の経営安定を図るための金融支援・販路開拓支援、地元雇用の促進等を図ってきました。今後も活力の担い手としての企業・地元商店等のさらなる活性化に向け、引き続き金融支援等を通じた経営安定化や成長促進に取り組んでいく必要があります。

また、商工業振興のためには、新たな活力の担い手を育む必要もあり、今後、商工会・工業会の会員企業における地元雇用の促進を強化するとともに、「創業支援事業計画*（平成28年）」に基づき、山城地域でのネットワークと連携による創業の推進に取り組むことが重要です。

加えて、本市の地場産業である自動車処理産業についても、引き続きリサイクル産業としてふさわしい事業活動を促進していく必要があります。

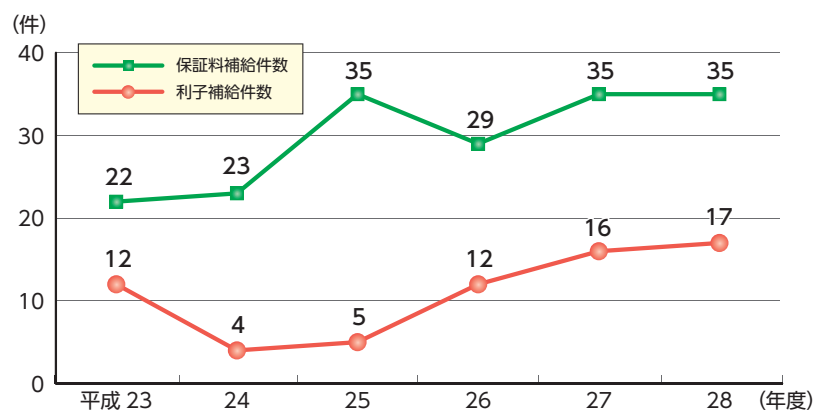
（関連情報・データ等）

商工会、工業会の会員数（各年度末現在）



（資料）八幡市

中小企業等への金融支援件数



（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 商工業の振興

- ▶ 商店街等地元商店の活性化につながる自主的な取組への支援を進めます。
- ▶ 商工会・工業会との連携を強化し、経営支援の充実を図り、販路開拓支援を進めます。

● 八幡発の創業の推進

- ▶ チャレンジ精神にあふれた起業家の輩出に向け、起業支援など商工会事業の充実と起業に係る経済的支援を推進します。

● 就業支援

- ▶ 京都ジョブパーク*、地域若者サポートステーション*と連携し、個別就職相談を進めます。
- ▶ ハローワーク、商工会、工業会と連携し、地元雇用を促進します。

● 産業と地域の共生

- ▶ 自動車処理産業の適切な操業に向けた指導及び環境整備を推進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
創業支援の相談者のうち創業に至った件数	2件	4件	6件
市域就職面接会で就業に至った人数	2人	5人	8人
中小企業等融資の補給件数	52件	60件	65件



うまいもん祭（市内事業者の出店）



上津屋工業団地

2 農業の振興

現状と課題

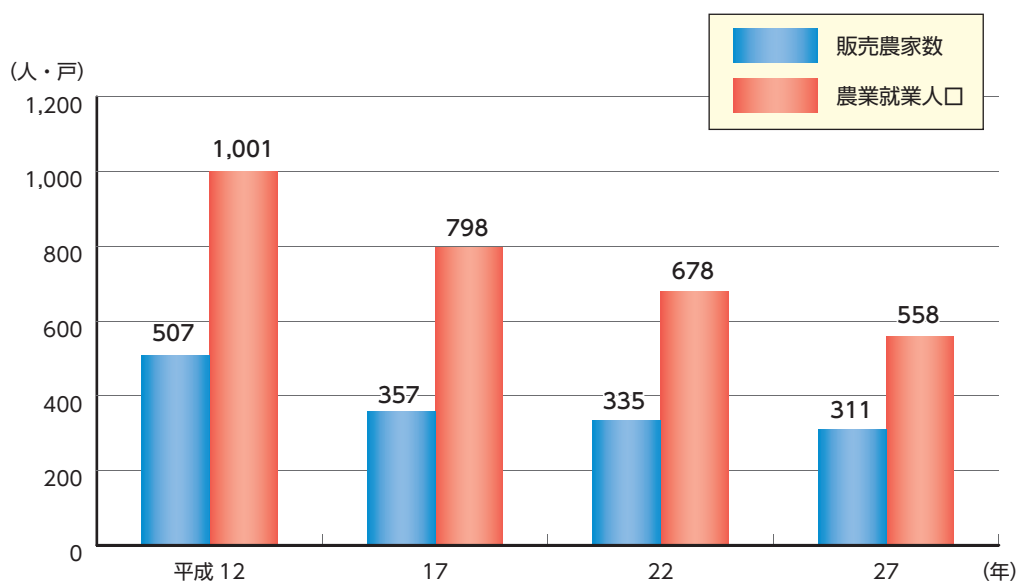
本市では、都市近郊農業としての立地条件の有利性を活かした農業経営が展開されており、野菜や花き、茶などの集約作物の生産、ハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営*が行われています。しかし、昨今、農業者の高齢化が進み、販売農家と農業就業人口が減少傾向にある中で、本市の農業を維持・振興していくためには、農業の担い手確保が課題となります。

そこで、就農者数の増加などを図るため、「八幡市地域担い手育成総合支援協議会*」により、認定農業者*・新規就農者の掘り起こし等に取り組むとともに、耕作放棄地の発生防止等のため、農地の賃貸借を促進してきました。今後も引き続き、次代の農業を担っていく若い担い手の確保が必要になります。

農業生産物の販売では、2014（平成26）年度に農産物直売所を設置し、地場産農産物の販売促進に取り組んできた結果、直売所の取扱品目、来店客数は増加傾向にあります。また、市内の量販店等での販売促進や市内小中学校の給食等での利用促進を図るなど、地産地消を進めてきました。引き続きこれらに取り組むとともに、農家の経営安定に向け国・府・JA等と連携し取組を進めていく必要があります。

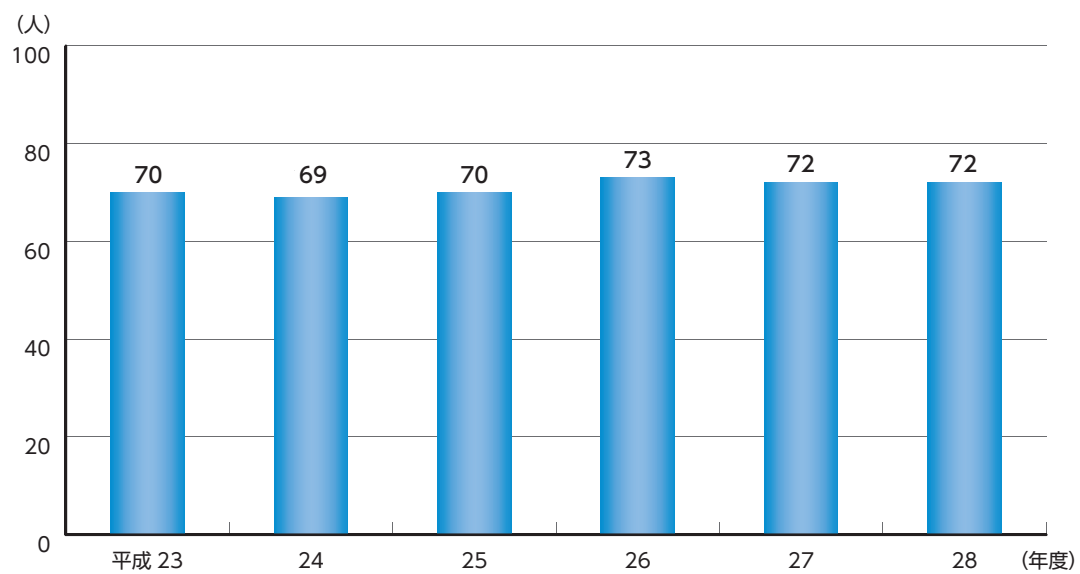
（関連情報・データ等）

販売農家数と農業就業人口（各年2月1日現在）



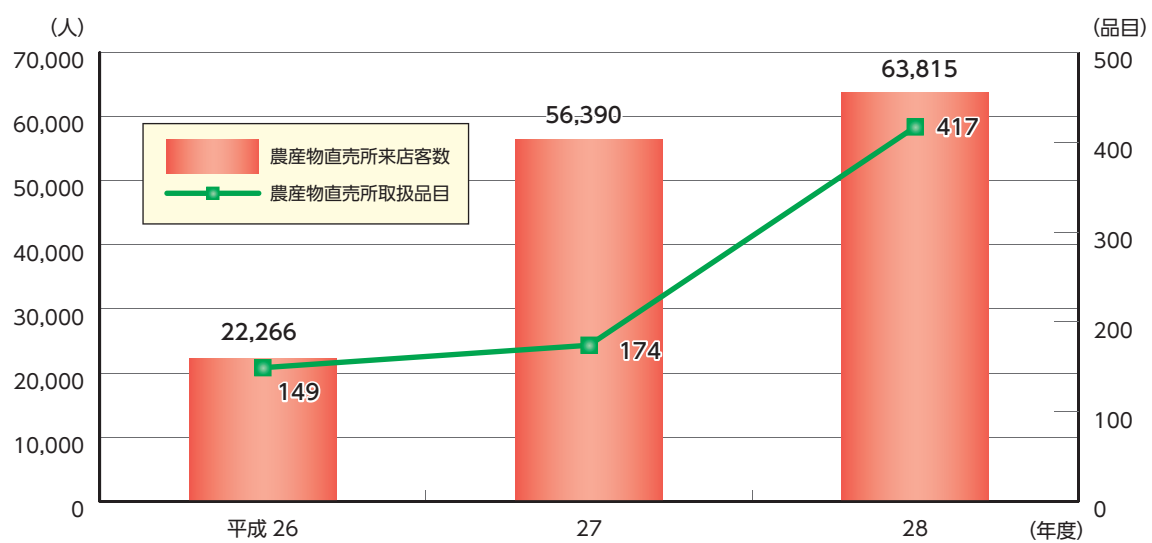
（資料）農林水産省「農林業センサス」

認定農業者*数（法認定）



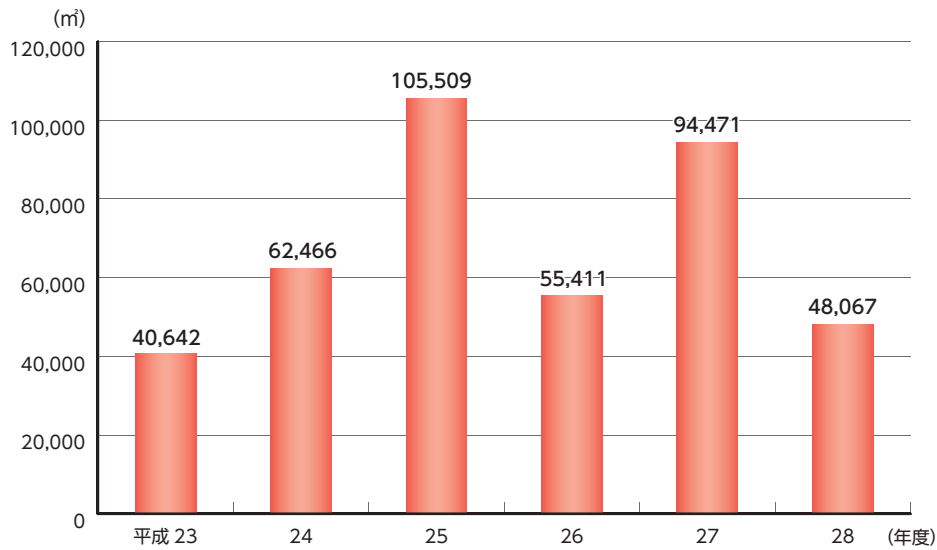
（資料）八幡市

農産物直売所取扱品目数・来店客数



（資料）八幡市

農業経営基盤強化促進法による農地の賃貸借面積



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 担い手の育成・強化

- ▶ 八幡市地域担い手育成総合支援協議会*などの関係団体等との連携により、認定農業者*及び新規就農者の確保・育成を進めます。

● 生産基盤の強化

- ▶ 農産物の生産に必要な施設整備等について、農業団体の取組への支援を実施します。
- ▶ 耕作放棄地の発生防止や農家の経営安定化等を図るため、農地の利用集積を推進します。

● 地産地消の推進

- ▶ 農産物直売所での販売促進や市内学校給食を通じて、新鮮な地場農産物を提供することにより、地産地消を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
認定農業者*数	72人	77人	80人
担い手農家の農地利用集積面積	102ha	120ha	145ha
農産物直売所販売額	69,814千円	100,000千円	120,000千円

Ⅰ 第2節 活力の基盤整備

めざす姿

八幡市に賑わいをもたらす基盤が整備されています。

施策体系

活力の 基盤整備

①企業立地の推進

②人・物の流れをつくる基盤の整備

施策の背景

本市は古来より交通の要衝として栄えてきました。近年においても第二京阪道路の全線開通や新名神高速道路の整備、北陸新幹線京都・新大阪間のルート決定の動向などによりそのポテンシャルがさらに高まり、企業立地に向けた利便性・知名度も一層高まることが期待されています。加えて、為替相場の変動に伴う企業立地の国内回帰傾向や「地域未来投資促進法*（平成29年）」の成立も追い風となり、企業誘致に向けた好条件がそろいつつあります。

このような好条件を契機ととらえ、地域に活力と雇用の場をもたらすとともに、税源の^{かんよう}涵養を図るためにも、企業誘致を進めていく必要があります。そのためには、企業の立地促進に必要な基盤の整備が必要であり、地域の特性を踏まえ、市内の道路ネットワークや公共交通、商業をはじめとする都市機能の誘導を図りながら、企業の立地可能な土地を確保していくことが重要です。また、その際には、生物多様性や治水機能など多面的な機能を有し、豊かな田園風景を創出する農地の保全との調整を図る必要があります。

加えて、さらなる賑わいの創出に向け、人の流れをつくる駅周辺の機能向上など、広域的な交流拠点の整備を進めることも必要です。

1 企業立地の推進

現状と課題

本市では、八幡東IC周辺における工業団地の土地区画整理事業*が2004（平成16）年3月に終了し、新たな企業誘致を図る土地の確保が課題となっています。

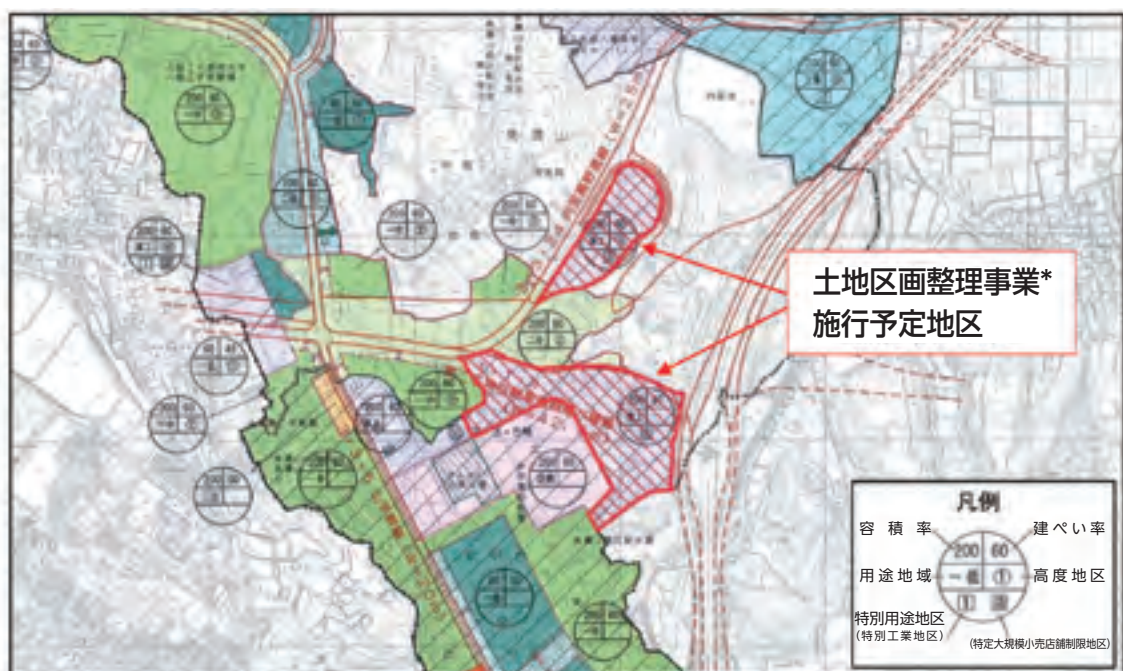
このような中、八幡京田辺JCT・IC周辺地区においては、多機能な都市機能立地の誘導を図るエリアとしていることに加え、欽明台北地区の一部が広域に影響を及ぼす床面積1万㎡超の大型店が立地可能な特例誘導エリアに指定されていることにより、2011（平成23）年には広域的集客が可能な商業施設の誘致を図ることができました。また2016（平成28）年には、同JCT・IC周辺の土地利用を想定した都市計画の見直しを行い、新たな土地区画整理事業*が予定されています。

さらなる活力の創出と税源の^{かんよう}涵養に向け、企業の進出可能な土地の確保に取り組むとともに、優良企業の誘致に向けた関係機関との連携等を進めていく必要があります。

一方で、高齢化に伴い農家数が減少する中、農用地等の地域資源の保全管理による農地の多面的機能*の確保や農地の賃貸借促進による土地の流動化を進めてきました。「農業振興地域整備計画（平成26年）」も踏まえ、優良農地の保全と効果的な集積・集約を図ることで、周辺の土地利用との調和を保っていく必要があります。

（関連情報・データ等）

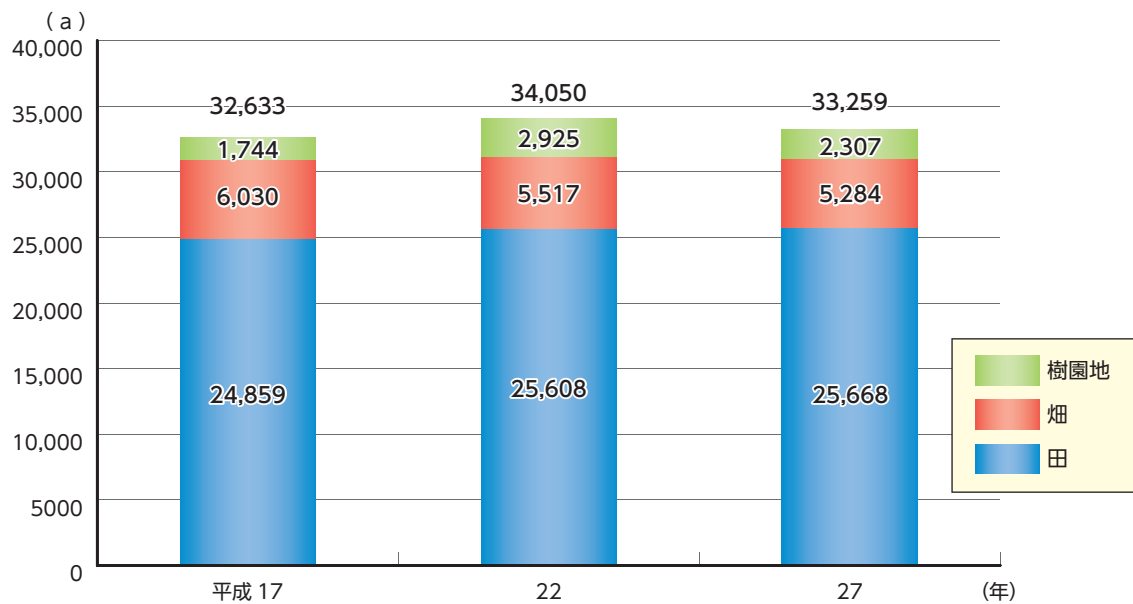
八幡京田辺JCT・IC周辺の都市計画



（資料）八幡市

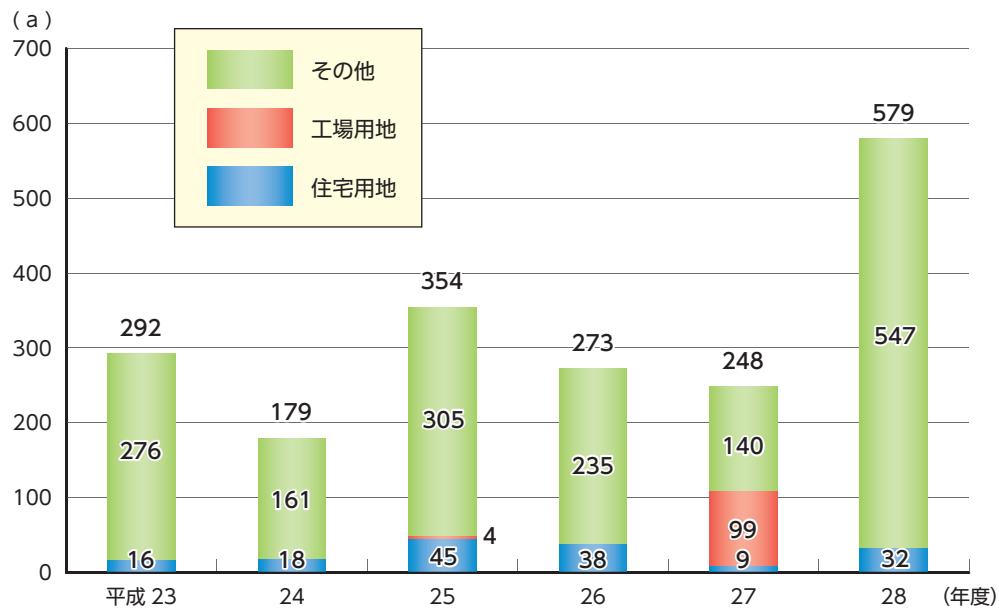
農地の状況

(経営耕地面積) (各年2月1日現在)



(資料) 農林水産省「農林業センサス」

(農地転用状況)



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 企業の進出可能な土地の確保

- ▶ 八幡京田辺JCT・IC及び八幡東IC周辺の土地利用を想定した都市計画変更等を行い、競争力のある工業・商業基盤の整備を進めます。
- ▶ 新市街地整備による活力の創出と税源涵養^{かんよう}に資する事業用地の創出を進めます。

● 農地の保全

- ▶ 都市近郊・消費地という立地条件を活かした持続可能な農業経営を推進するため、農地利用集積を進めるとともに、周辺の土地利用と調和した多面的機能を有する優良な農地の保全を図ります。

● 企業誘致の推進

- ▶ 京都府市町村企業誘致推進連絡会議*と連携し、優良企業の誘致を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
商業系・工業系用途地域の指定面積	246ha	256ha	266ha



八幡京田辺JCT・IC周辺の
土地区画整理事業*施行予定地区付近



田園風景（八幡舞台）

2 人・物の流れをつくる基盤の整備

現状と課題

2010（平成22）年3月の第二京阪道路全線開通、2017（平成29）年4月の新名神高速道路（城陽～八幡京田辺間）供用開始など、市域の広域幹線道路網の整備が進んでいます。今後、交流圏域がさらに拡大することで、地域の活力の創出、地域経済活動の活性化につながることを期待されます。また、2017（平成29）年3月の市道橋本南山線延伸部の開通など、市内の幹線道路についても整備を進めてきたことにより、市内の交通利便性が向上してきています。

物流・交流の拠点としての機能を拡充し、本市の活力創出につなげるためにも、計画されている新名神高速道路（八幡京田辺～高槻間）の整備促進と市内幹線道路の整備を進めるとともに、市東部地域と木津川右岸域を結ぶ新たな連絡道路を計画し、市内外への交通ネットワークの充実を図ることが重要です。また、物流・交流拠点化に伴う交通量増加に対応し、道路の拡幅や歩道の整備などを通して、歩行者等の安全確保にも努める必要があります。

さらに、2011（平成23）年3月に京阪八幡市駅がバリアフリー化されるとともに、市では2017（平成29）年度から京阪橋本駅周辺整備に着手しており、今後、「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」も踏まえ、両駅周辺がさらなる交流の拠点となるよう、駅前整備などを進めていく必要があります。

公共交通については、コミュニティバス運行方法の見直し等を行い、利用者は増加傾向にありますが、今後もニーズに応じた公共交通のあり方について検討が必要です。



京阪八幡市駅前

(関連情報・データ等)

広域幹線道路の整備経過

道路名	時期	整備状況	アクセス等
第二京阪道路	平成22年3月	開通 (巨椋池－門真間)	八幡東ICから京都市内方面へのアクセス 京田辺松井ICから大阪方面へのアクセス
京都縦貫自動車道 (京都第二外環状道路) (丹波綾部道路)	平成15年8月	開通 (大山崎－久御山間)	大山崎JCT・ICから京滋バイパスへのアクセス
	平成25年4月	開通 (沓掛－大山崎間)	大山崎JCT・ICから乙訓・京都府北部方面へのアクセス
	平成27年7月	開通 (京丹波わち－丹波間)	大山崎JCT・ICから乙訓・京都府北部方面へのアクセス
新名神高速道路	平成29年4月	開通 (城陽－八幡京田辺間)	八幡京田辺JCT・IC完成 第二京阪道路、京奈和自動車道へのアクセス
	2023年度末	開通予定 (八幡京田辺－高槻間)	八幡京田辺JCT・ICから大阪方面へのアクセス
	2023年度末	開通予定 (大津－城陽間)	八幡京田辺JCT・ICから滋賀・名古屋方面へのアクセス

市内幹線道路の整備経過

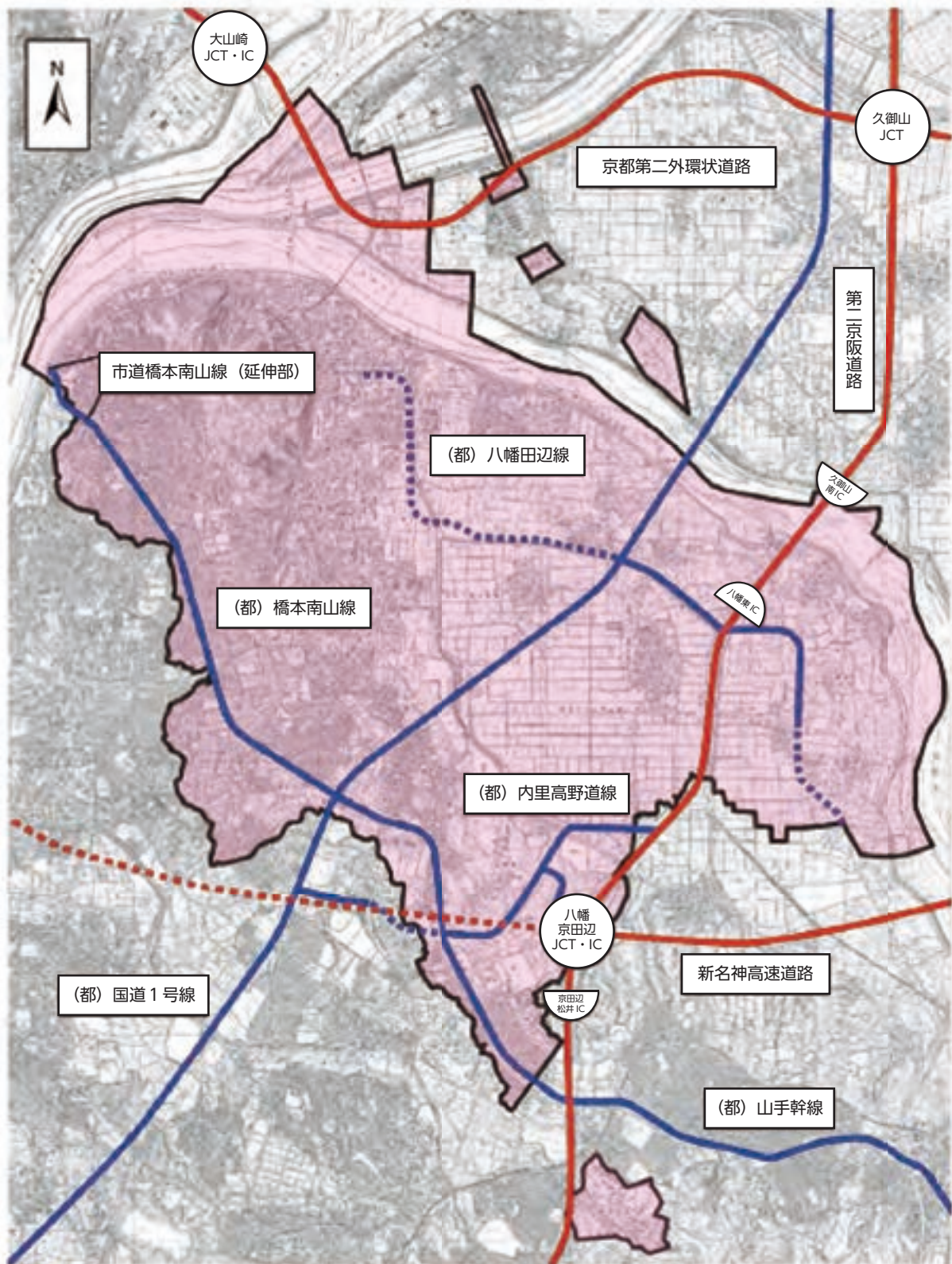
道路名	時期	整備状況	アクセス等
都市計画道路* 八幡田辺線	平成19年3月	開通 (上奈良工業団地－第二京阪道路)	国道1号から第二京阪道路へのアクセス
	平成20年7月	開通 (蜻蛉尻橋－上奈良工業団地間)	
	平成24年7月	開通 (国道1号－蜻蛉尻橋間)	
都市計画道路* 内里高野道線 (府道八幡京田辺インター線)	平成28年3月	開通 (内里荒場－内里柿谷間)	市内幹線道路から八幡京田辺JCT・ICへのアクセス
	平成29年4月	開通 (内里柿谷－山手幹線間)	
市道橋本南山線 (延伸部)	平成29年3月	開通 (橋本小金川－橋本塩釜間)	男山・橋本地域から京都守口線へのアクセス

(資料) 八幡市



市道橋本南山線 (平成29年4月延伸部開通)

八幡市域道路網図



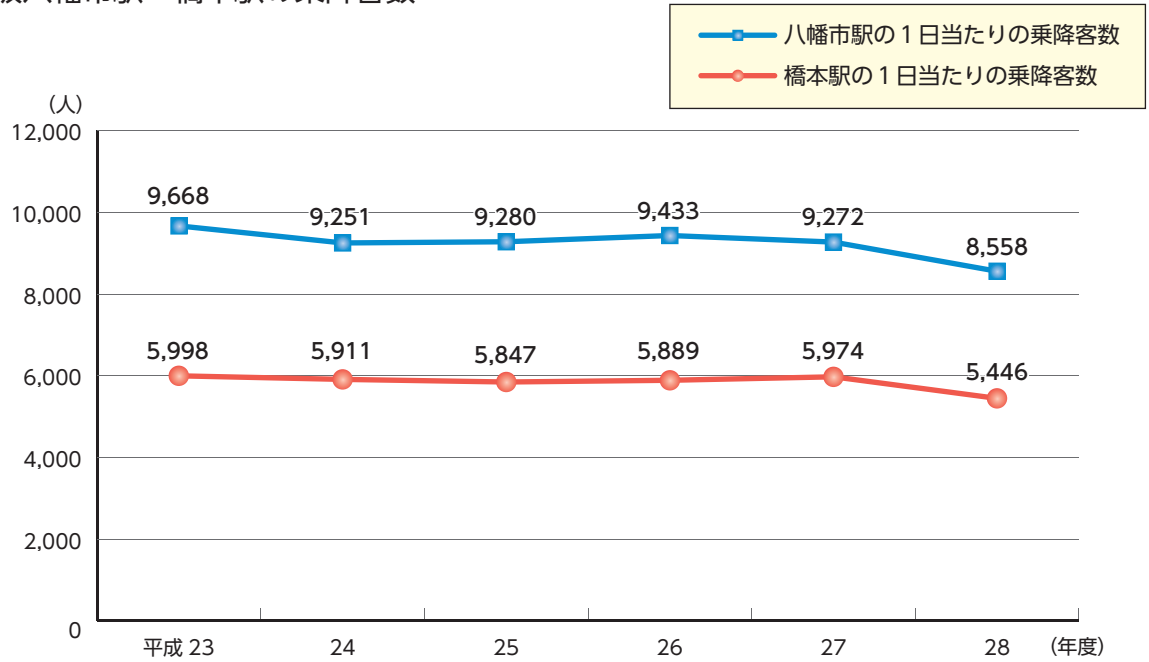
広域幹線道路

市内幹線道路

— 供用中
- - - 計画

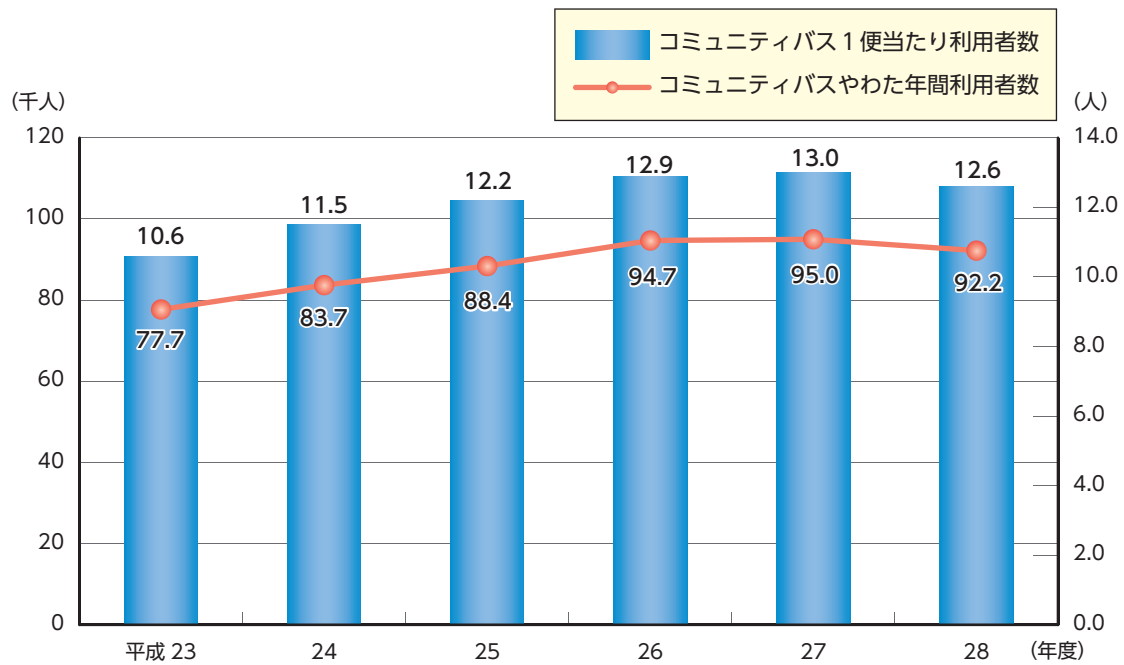
— 供用中
- - - 計画

京阪八幡市駅・橋本駅の乗降客数



(資料) 八幡市

コミュニティバス利用者数



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 新名神高速道路（八幡京田辺～高槻間）の整備促進

- ▶ 2023年度的全線開通に向け、整備を促進するとともに、八幡京田辺JCT・IC周辺のアクセス道路の整備を進めます。

● 市内幹線道路の整備

- ▶ 都市計画道路*八幡田辺線及び都市計画道路*内里高野道線等の整備を促進します。
- ▶ 市道二階堂川口線、市道橋本駅前線等の整備を推進します。
- ▶ 歩行者等の安全を確保するため、国道1号をはじめとした歩道整備を進めます。
- ▶ 市東部地域と木津川右岸域を結ぶ新たな連絡道路の整備を促進します。

● 交流拠点の整備

- ▶ 京阪八幡市駅周辺では、都市機能の誘導を図るとともに、観光まちづくりの観点から商業機能等の充実による賑わいの創出を図ります。また、交流拠点としての機能を高めるため、放生川踏切の拡幅や市道科手土井線の歩道整備、駅周辺の放置自転車対策等を進めます。
- ▶ 京阪橋本駅周辺では、生活・交流の拠点としての都市機能の誘導を図ります。また、交流拠点としての機能を高めるため、市道橋本南山線と京阪橋本駅を結ぶ市道橋本駅前線の整備を推進するとともに、橋本駅周辺整備を進めます。

● ニーズに応じた公共交通の充実

- ▶ ニーズに応じた市内公共交通のさらなる充実を図るため、既存路線の乗り継ぎ利便性の向上や、コミュニティバスの利用を促進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
新名神高速道路（八幡京田辺～高槻間）工事着手率	18%	100%	2023年度供用開始
市内国道1号歩道整備率（延長ベース）	50%	66%	96%
コミュニティバスの年間利用者数	92,299人	93,200人	94,100人



新名神高速道路（城陽JCT・ICー八幡京田辺JCT・IC間）開通



コミュニティバスやわた

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

基本計画

基本目標⑥

安心・
安全



第6章

持続可能な
「安心・安全のまち やわた」

I 第1節 環境と発展の調和

- **めざす姿** 持続可能な発展を可能にする環境にやさしい社会システムが実現しています。

施策体系と主な取組

①環境にやさしい暮らしの創出

- 環境にやさしい暮らしの実践の支援
- 交通渋滞と夜間の騒音対策
- 環境に配慮した事業活動の支援と指導
- 美しい八幡づくり

②資源の循環利用

- 資源の循環利用に協力しやすい工夫
- 収集システムの整備

I 第2節 安心・安全

- **めざす姿** 災害に強く、犯罪や事故を抑制できるなど、安心・安全を支える仕組みと基盤が整っています。

施策体系と主な取組

①地域ぐるみでの防犯・交通安全対策の推進

- 犯罪の発生しにくいまちづくり
- 詐欺被害や消費者トラブルの防止
- 交通事故の発生しにくいまちづくり

②自助・共助*・公助による防災・減災対策の推進

- 危機管理体制の強化
- 自助・共助による防災・減災
- 災害に強いまちづくり

③火災予防・消防活動の推進

- 火災予防
- 消防力の強化

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
みどりのつどい(グリーンカーテン講習会)*参加者数	224人	250人	250人
騒音苦情件数	26件	現状より低い数値	現状より低い数値
不法投棄件数	99件	現状より低い数値	現状より低い数値
再資源化率(可燃・不燃)	18.3%	31.0%	36.0%
市民1人1日あたりごみ排出量	791g	785g	776g

※平成28年度から「再資源化率」及び「市民1人1日あたりごみ排出量」は環境省の算出基準に合わせて算出しています。

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
刑法犯認知件数*	545件	現状より低い数値	現状より低い数値
交通事故発生件数	246件	220件	200件
地区防災計画策定地域数	2地域	10地域	20地域
災害時要援護者台帳の登録要援護者数	432人	600人	800人
福祉避難所*協定締結施設数	8施設	10施設	10施設
住宅耐震化率	86.1%	92.0%	95%以上
火災発生件数	23件	現状比 20%減	現状比 50%減

Ⅰ 第3節 持続可能な暮らしの基盤づくり

- **めざす姿** 人口減少社会の中にあっても、住みたい、住み続けたいと思える豊かで持続可能な暮らしの基盤が整っています。

施策体系と主な取組

①生活都市としての魅力の向上

- 居住地としての八幡市の魅力発信
- 男山地域の再生
- 空き家の適正な管理と活用
- 公営住宅の適正管理

②公共施設の適正管理とインフラ施設の更新・耐震化・長寿命化

- 公共施設の適正管理
- 快適な道路環境の整備
- 上下水道事業の健全な運営

Ⅰ 第4節 戦略的な行財政経営

- **めざす姿** 健全で持続可能な財政運営の下、これからの時代にふさわしい市役所の体制が整い、効果的・効率的な行政サービスが提供されています。

施策体系と主な取組

①健全で持続可能な財政運営

- 計画的な行財政改革の推進
- 歳入の確保
- 歳出の抑制

②意欲と能力にあふれた組織と職員づくり

- 組織・職員の意欲と能力の向上
- 公共を担う職員としての意識の向上

③新たな需要に応える効果的で効率的な行政サービスの提供

- 新たな行政需要に応える効果的で効率的なPDCAサイクルの実施
- 市民サービスの向上と情報発信の充実
- 個人情報保護と情報セキュリティ

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
市営住宅等耐震化棟数	67棟	69棟	104棟
市営住宅等長寿命化改善棟数(外壁改修・屋上防水)	1棟	25棟	90棟
市営住宅等バリアフリー改善済戸数	3戸	226戸	517戸
公共施設の耐震化率	80.2%	90.0%	100%
上水道管路の耐震化率	22.8%	29.0%	34.0%
配水池の耐震化率	96.8%	98.2%	100%
下水道施設の耐震化率	30.0%	34.9%	39.5%
徴収率(水道料金)	93.0%	94.5%	95.5%
徴収率(下水道使用料)	93.3%	94.8%	95.8%

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
行財政改革による効果額(平成28年比累計効果額)	317百万円	1,650百万円	2023年以降 の中期財政 見通しを踏ま えて再設定
経常収支比率*	99.7%	94.7%	
将来負担比率*	23.4%	52.3%	
収支改善	—	27億円	
職員の年間時間外勤務時間(最多者分)	863時間	300時間以内	300時間以内
地域活動参加職員の割合	71.2%	80.0%	85.0%
八幡市の行政の取組への満足度	71.4%	75.0%	80.0%
ホームページアクセス件数	494,975件	590,000件	680,000件
審議会等委員の市民公募委員の割合	7.2%	15.0%	20.0%

第6章 | 持続可能な「安心・安全のまち やわた」

Ⅰ 第1節 環境と発展の調和

めざす姿

持続可能な発展を可能にする環境にやさしい社会システムが実現しています。

施策体系

環境と発展の 調和	①環境にやさしい暮らしの創出
	②資源の循環利用

施策の背景

市では、「人と自然が共生する環境にやさしいまち」をめざす決意表明として、「環境自治体宣言（平成14年）」を行い、環境マネジメントシステムの構築など環境行政の推進に取り組んできました。

今日の環境問題に対しては、家庭におけるごみの減量やまちの美化のように、市民や事業者の行動が重要となる部分が多くなっています。今後も、そのような行動が自然に行われ、健康で快適な生活を持続可能なものにするような社会システムを構築していかなければなりません。

そこで、持続可能な発展を可能にする環境にやさしい社会システムの実現に向け、まちの美化や資源の循環利用など、市民や事業者による環境にやさしい行動を促し、きれいで穏やかな八幡づくりを進めていく必要があります。

1 環境にやさしい暮らしの創出

現状と課題

市では、「第2次八幡市環境基本計画（平成24年）」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

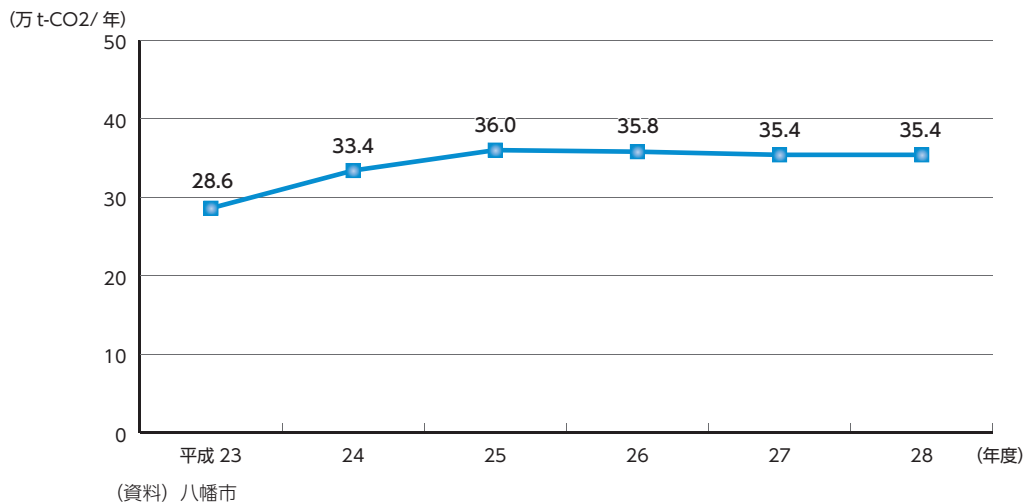
中でも、温室効果ガス排出量削減の取組を促進するため、「八幡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、住宅用太陽光発電システム及び蓄電設備設置費の助成に取り組んできました。また、市が環境マネジメントシステムの導入・推進に取り組むほか、事業者における環境マネジメントシステム導入の促進も実施してきました。これらの取組もあり、市域における温室効果ガス排出量は2013（平成25）年以降微減傾向となっています。

さらに、河川の水質汚濁防止や騒音・振動の抑制、産業廃棄物等の規制、不法投棄・違法な燃焼行為の監視等により公害等の防止に取り組むとともに、「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づき、市民・事業者等との協働による市内美化活動を進めてきました。しかしながら、調査地点における河川のBOD*環境基準達成率は調査年度によりばらつきがみられるなど、河川の水質保全が十分といえる状況にはありません。加えて、市内での不法投棄が年間100件近くみられるほか、騒音や振動、不法投棄等に関する苦情件数が増加傾向にあり、幹線道路の安全対策や自動車・バイクの夜間の騒音対策も求められています。

不法投棄や空き地の雑草、ペットの糞放置等については、まちのイメージ低下にもつながる可能性があります。環境教育や啓発の充実、環境汚染の防止等に向けた監視・指導の強化等により、市民や事業者における環境にやさしい暮らしや事業活動を創出していくことが必要です。

（関連情報・データ等）

市域における温室効果ガス排出量



調査地点における河川のBOD*環境基準超過率

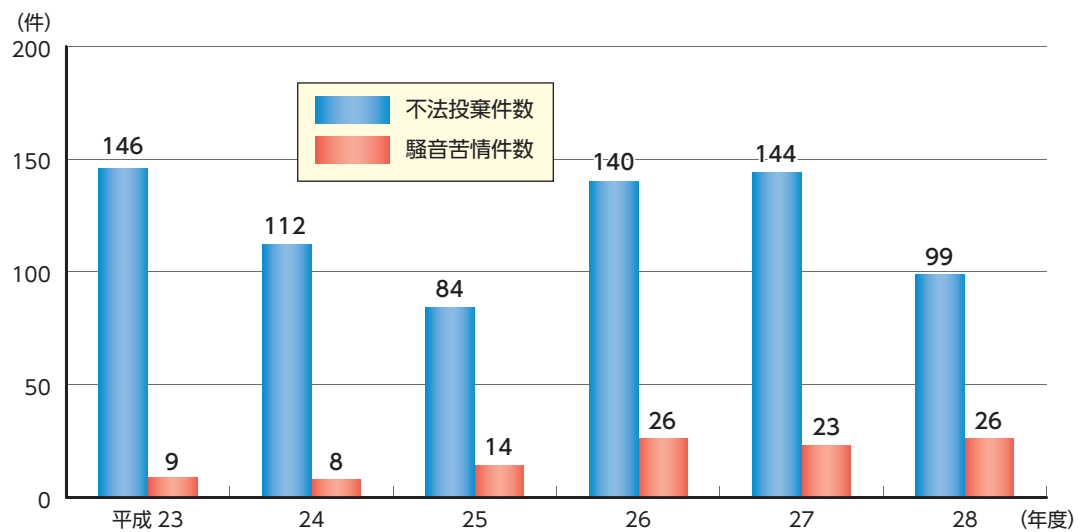


調査地点		BOD*環境基準超過率
1	防賀川（内里橋）	10.0%
2	大谷川（さつき橋）	15.0%
3	大谷川（八幡舞台）	30.0%
4	防賀川（八幡春日部）	20.0%
5	大谷川（八幡排水機場）	20.0%
6	大谷川（橋本栄橋）	25.0%
7	八幡郷幹線2号用水路（岩田北浅地）	25.0%
8	水戸城川（八幡舞台）	40.0%
9	久保田川都市下水路（大谷川合流点前）	25.0%
10	旧大谷川都市下水路（八幡三本橋）	35.0%
11	川口川（大谷川合流点前）	20.0%
12	上奈良放水路	25.0%
13	軸川（旧大谷川都市下水路合流点前）	20.0%
14	御幸谷川（大谷川合流点前）	12.5%
15	大谷川（安居橋）	15.0%

(注) 平成23年度から27年度にかけて、毎年度4回、計20回実施した調査において、環境基準を超過した回数を比率で表示。ただし、御幸谷川（大谷川合流点前）については、平成26年度から調査地点に加わっており、調査回数は計8回となっている。

(資料) 八幡市
(地図出典) Google, ZENRIN

不法投棄件数・騒音苦情件数



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 環境にやさしい暮らしの実践の支援

- ▶ 市民団体（八幡市環境市民ネット）と連携し、市内幼稚園・保育園などで環境教育を実施するとともに、みどりのつどい（グリーンカーテン講習会）*の開催等を通じて、省エネの普及啓発を図ります。
- ▶ 人と自然が共生する環境にやさしいまちをめざし、身近なテーマを中心に環境問題に関する意識啓発を図るため、スマート・エコ祭を開催します。

● 交通渋滞と夜間の騒音対策

- ▶ 交通量の変化を注視し、交通渋滞の緩和に寄与する道路整備を促進します。
- ▶ 環境基準が満たされているか、毎年度、騒音測定を行います。

● 環境に配慮した事業活動の支援と指導

- ▶ 環境に配慮した事業活動の実践を支援するため、事業者を対象とした学習会や説明会を実施します。
- ▶ 環境汚染等の未然防止・再発防止のための監視・事業者への指導を強化します。
- ▶ 安心・安全な農産物を提供するため、環境にやさしい農業を進めます。

● 美しい八幡づくり

- ▶ 美しい八幡を持続させるため、市民や事業者と連携による定期的な環境美化活動を展開するとともに、「八幡市『美しいまちづくりまかせて！』事業*」を推進します。
- ▶ ペットマナーやポイ捨て、空き地管理など市民のマナー向上の取組を行います。
- ▶ 不法投棄防止啓発看板の設置やパトロールを行い、不法投棄対策を強化します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
みどりのつどい（グリーンカーテン講習会）* 参加者数	224人	250人	250人
騒音苦情件数	26件	現状より 低い数値	現状より 低い数値
不法投棄件数	99件	現状より 低い数値	現状より 低い数値

2 資源の循環利用

現状と課題

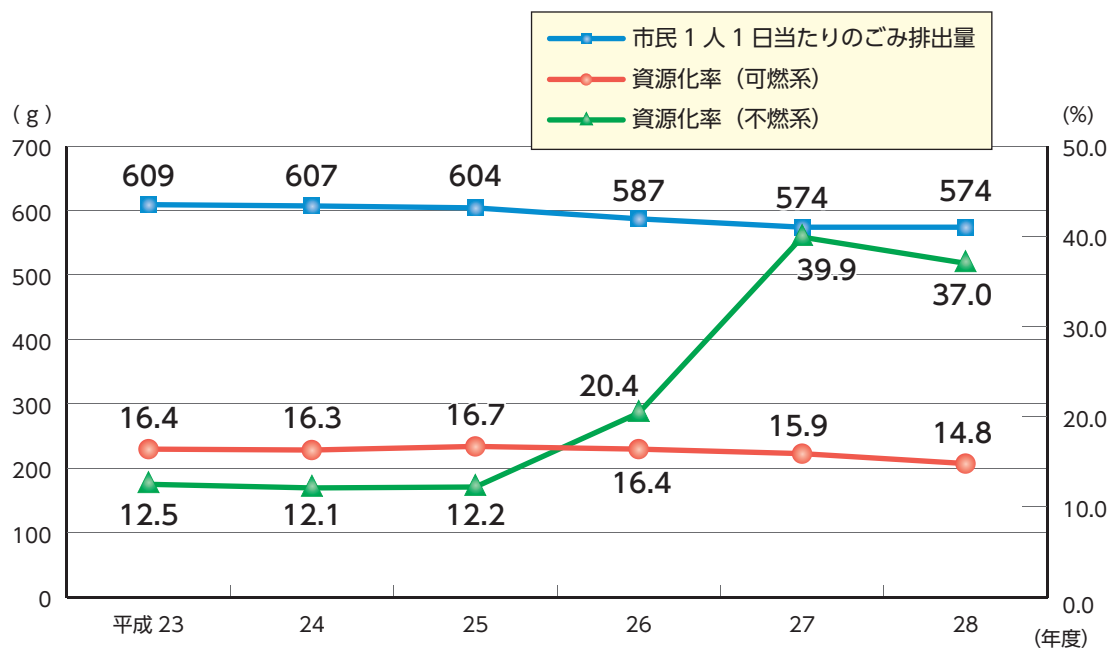
市では、循環型社会の形成に向けて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進してきました。リデュース（発生抑制）については、買い物袋持参運動や大型ごみの有料化、リユース（再使用）については発泡スチロールなどの教材使用、リサイクル（再生利用）については資源物の分別回収の促進等を進めてきました。これらの取組に加え、2015（平成27）年1月に開始したプラスチック製容器包装の分別回収により、市民の1人1日あたりのごみ排出量が減少するとともに、不燃系ごみの再資源化率が向上しています。

また、ごみの収集体制については、収集業務の一部民間委託化を実施するなど効率化を図るとともに、城南衛生管理組合*との連携による体制の確立に取り組んできています。

今後も、家庭ごみの減量に向けて、再資源化率の向上に取り組むとともに、高齢化の進行や市民ニーズを踏まえて、資源の再使用・再生利用に係る啓発や分別方法のわかりやすい情報提供、収集活動における配慮など、資源の循環利用促進の取組を充実していくことが必要です。

（関連情報・データ等）

市民1人1日あたりのごみ排出量及び再資源化率（可燃・不燃）



（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 資源の循環利用に協力しやすい工夫

- ▶ 限りある資源を有効利用するため、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発活動の充実を図り、ごみの減量化を推進します。
- ▶ 正しい分別方法について多様な方法で情報提供することにより、ごみの減量化と資源リサイクルへの協力を促進します。

● 収集システムの整備

- ▶ 資源物回収拠点の整備と効率的な収集活動を推進します。
- ▶ 城南衛生管理組合*の効率的な運営の促進と処理施設の適切な維持管理を推進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
再資源化率（可燃・不燃）	18.3%	31.0%	36.0%
市民1人1日あたりごみ排出量	791 g	785g	776g

※平成28年度から「再資源化率」及び「市民1人1日あたりのごみ排出量」は環境省の算出基準に合わせて算出しています。



「まちかどのごみ」ゼロの日の清掃活動

Ⅰ 第2節 安心・安全

めざす姿

災害に強く、犯罪や事故を抑制できるなど、安心・安全を支える仕組みと基盤が整っています。

施策体系

安心・安全

- ①地域ぐるみでの防犯・交通安全対策の推進
- ②自助・共助*・公助による防災・減災対策の推進
- ③火災予防・消防活動の推進

施策の背景

犯罪件数や治安の指標となる刑法犯認知件数*は、全国的には、1990（平成2）年以降増加し、2002（平成14）年に約369万件と戦後最多を記録しました。その後、減少に転じ、2015（平成27）年以降、戦後最少を年々更新しています。京都府内や本市においても、近年減少傾向にあります。市外へ移りたい理由に治安への不安を挙げる人も少なくありません。

また、わが国では、阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災、風水害・土砂災害など、様々な自然災害が毎年発生しています。2016（平成28）年に発生した熊本地震では、市庁舎の損壊により、迅速な災害対応に支障が出るなどの課題がみられました。今後発生するとされている南海トラフ地震*や直下型地震、河川の氾濫や浸水被害、土砂災害等に対し、ハード面・ソフト面での各種備えを充実していく必要があります。

市民の暮らしの安心・安全を守るためには、行政による公助のみでは限界があることから、これまでの地域ぐるみでの自助・共助*による取組を進め、さらに地域防災力を強化していかなければなりません。また、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防体制を充実させることのほか、国際情勢の変化に伴う武力攻撃や大規模テロといった国民保護事案、大規模火災などに対する危機管理体制の充実も必要です。

1 地域ぐるみでの 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

防犯対策に関しては、警察による総合的な取組に加え、自治組織団体をはじめとする市民組織による地域防犯活動の促進、通学路等への防犯カメラの設置、防犯啓発等の取組を進めてきました。また、京都府や警察等との連携による特殊詐欺*等の犯罪被害の抑制や交通安全対策も進められてきました。この結果、本市でも近年、刑法犯認知件数*が著しく減少し、治安が改善しているといえます。しかしながら、本計画策定時の市民アンケート結果では、市外に移りたい理由の1位に「治安に不安がある」が挙げられるなど、依然として不安が少なくない状況がみられます。

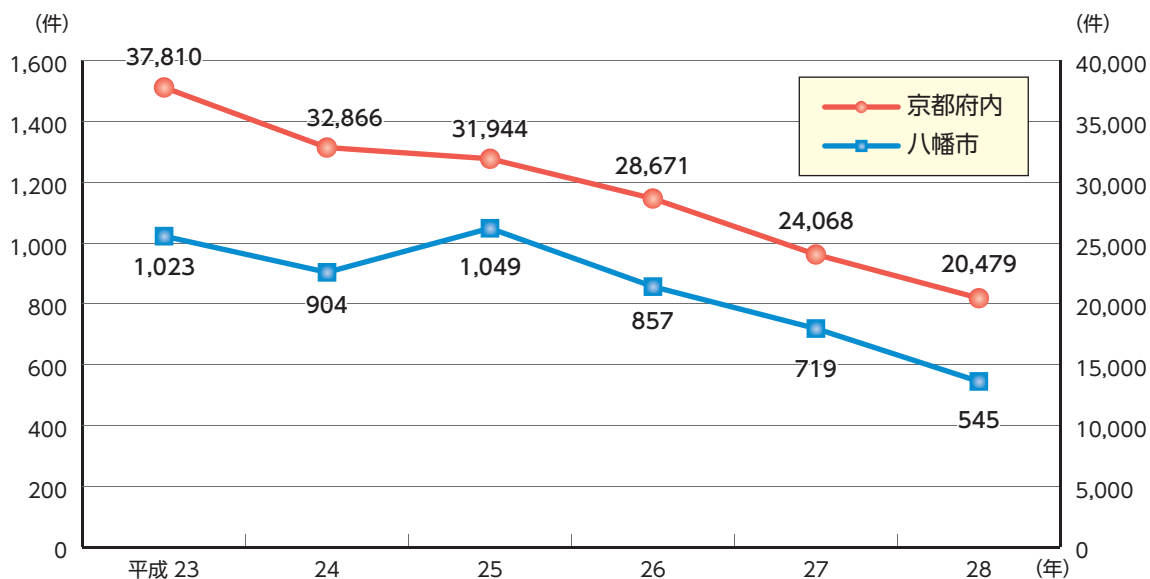
このような治安の改善状況を市民に周知するとともに、夜道を明るくするなど、犯罪の発生しにくいまちづくりや地域ぐるみでの犯罪被害の抑制に引き続き取り組むことで、市民の治安への不安を解消していくことが必要です。

交通安全対策については、街頭啓発の実施や歩道の整備、信号機などの交通安全施設の設置等を進めてきました。特に、児童の通学路安全対策として交通指導員の配置、通学路危険箇所の点検・対策、ゾーン30*の設定などの取組を積極的に進めてきました。この結果、交通事故発生件数・負傷者数ともに減少傾向にあります。

今後も引き続き交通事故の発生しにくいまちづくりを進めていくことが必要です。

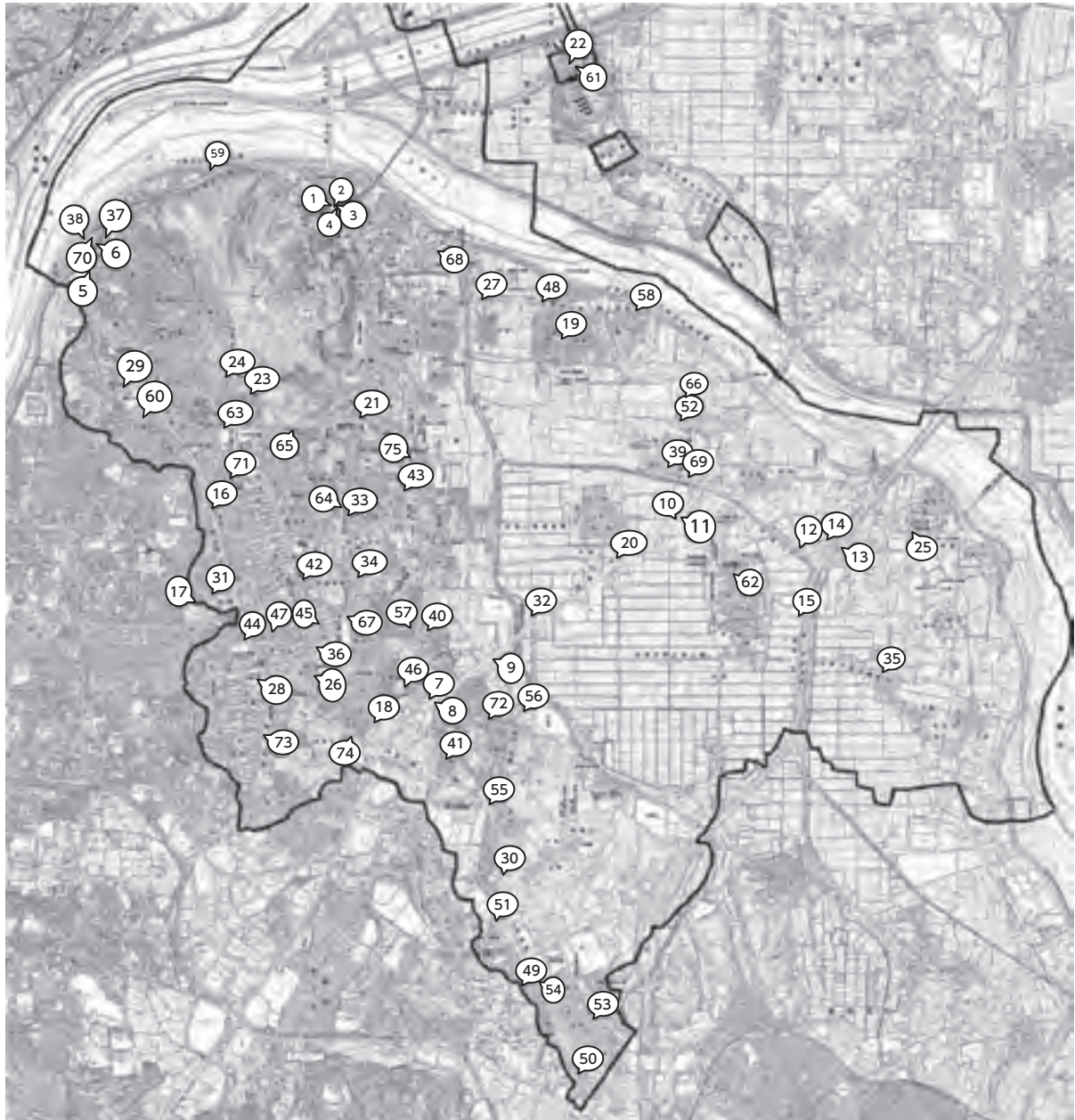
(関連情報・データ等)

刑法犯認知件数*



(資料) 八幡市

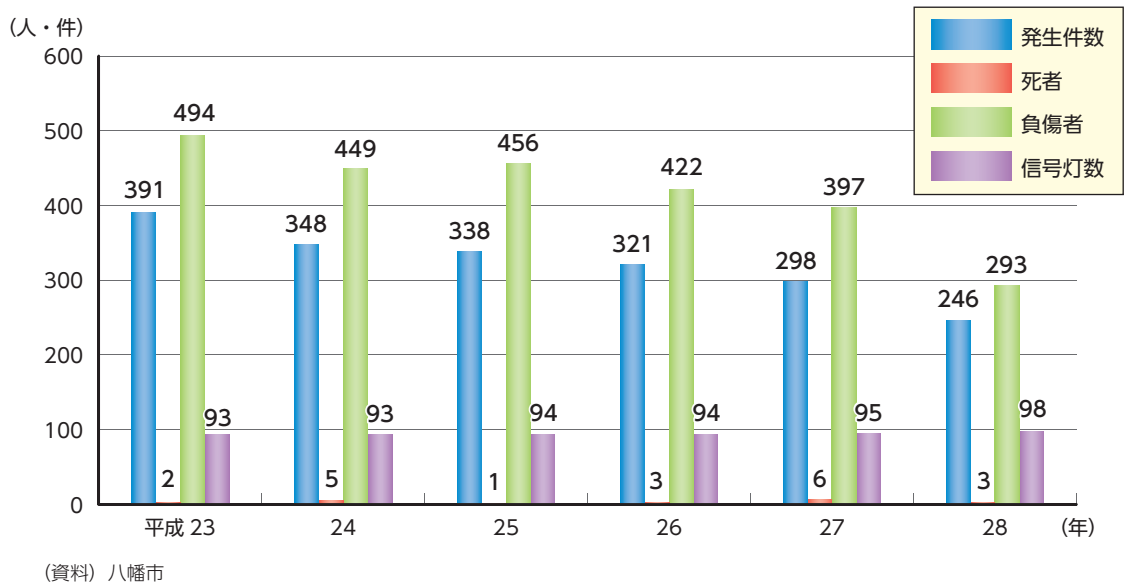
防犯カメラの設置状況



※1～15は平成24年度設置。
 16～30は平成25年度設置。
 31～45は平成26年度設置。
 46～60は平成27年度設置。
 61～75は平成28年度設置。

(資料) 八幡市

交通事故発生件数等の推移



交通事故発生箇所 (平成26年)



(資料) 八幡警察署
(地図出典) Google, ZENRIN

主な取組と方向性

● 犯罪の発生しにくいまちづくり

- ▶ 治安に関わる情報提供の充実と高齢者や若い世代に対する防犯教育・啓発の取組を推進します。
- ▶ 警察との連携による各種防犯活動を進めるとともに、犯罪の発生傾向を踏まえた防犯パトロールを実施します。
- ▶ 地域における様々な主体が連携した防犯活動の促進と担い手の育成を支援します。
- ▶ 犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラの整備・維持更新を進めるとともに、市内の道路照明のLED化を推進します。

● 詐欺被害や消費者トラブルの防止

- ▶ 消費者トラブル・詐欺被害を未然に防止するため、警察・関係団体等と連携し、世代ごとの特徴（事例）に合わせた消費者教育や啓発活動を進めます。

● 交通事故の発生しにくいまちづくり

- ▶ 子どもや高齢者の交通安全意識を高めるため、学校や地域を対象にした交通安全教室等の取組を進めます。
- ▶ 交通ルール・マナー向上のため、警察など関係機関と連携し、各種啓発の強化に努めます。
- ▶ 警察など関係機関と連携し、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備を進めるとともに、放置車両対策の充実を図るなど、交通安全対策を強化します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
刑法犯認知件数*	545件	現状より低い数値	現状より低い数値
交通事故発生件数	246件	220件	200件



小学校での自転車交通安全教室



ゾーン30*

2 自助・共助・公助による 防災・減災対策の推進

現状と課題

本市は、降雨の状況等により木津川、淀川本流の水位が内水位より高くなる地形となっており、一部地域において古くから洪水などの水害に何度も見舞われてきた歴史があります。近年は突発的に集中豪雨が発生し、1時間に100ミリ前後の猛烈な雨が観測される記録的短時間大雨情報の発令に到るケースも各地で見受けられます。2012（平成24）年の京都府南部集中豪雨や2013（平成25）年の台風18号でも大雨特別警報が発令され、床上・床下浸水や土砂災害に加え、農作物、文化財等への被害が発生しました。また、南海トラフ地震*や有馬・高槻断層*を震源地とする地震が起きた際には、本市でも震度6以上のゆれによる甚大な被害の発生が想定されています。

これらの災害に備えて、「八幡市地域防災計画」に基づき、災害に強い防災体制の確立や都市構造の形成、地域ごとの避難場所の指定や避難計画の作成、防災ラジオの配布、京都府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づく計画的な災害備蓄品の備蓄等に取り組んできました。また、災害時の自治体間連携の推進と職員の災害対応能力育成に向け、市外での災害発生時には市からも応援職員の派遣を行っています。加えて、各地域の自主防災組織等においては、地域での防災訓練など災害への備えが進められてきています。

さらには、2016（平成28）年の熊本地震の際、一部市町では庁舎の損壊により災害対策本部が設置できず、災害対応に支障が生じるなどの事態が発生したことから、市役所本庁舎が耐震化されていないことなどのリスクが再認識され、危機管理体制の確保のため速やかに対策を講じることの重要性が高まってきています。

今後も、災害に強い都市基盤の整備など防災・減災対策の充実を進めていくことに加え、災害時の被害を可能な限り軽減するための危機管理体制を強化していく必要があります。また、市民自らが日頃から防災への知識を取り入れ、十分な備えをしておくことや、地域での助け合いの共助*体制の構築・充実を進めるなど、自助・共助*・公助による防災・減災対策を進めていくことが必要です。

（関連情報・データ等）

近年の主な浸水被害

発生年月日	原因	浸水戸数（戸）		その他の被害等
		床上	床下	
平成24年8月14日	豪雨	28	280	がけ崩れ 農作物被害
平成25年9月16日	台風18号	30	856	がけ崩れ 農作物被害

（資料）八幡市「防災ハザードマップ」

京都府による八幡市内の地震被害想定（防災ハザードマップ）

（南海トラフ地震*に伴う人的・物的被害想定）

項目		被害状況（人）	項目		被害状況（棟）
人的被害	死者数	20	建物被害	全壊	480
	負傷者数	340		半壊・一部半壊	－
	負傷者数（うち重傷者数）	40		焼失建物	450
	要救助者数	110			
	短期避難者数	－			

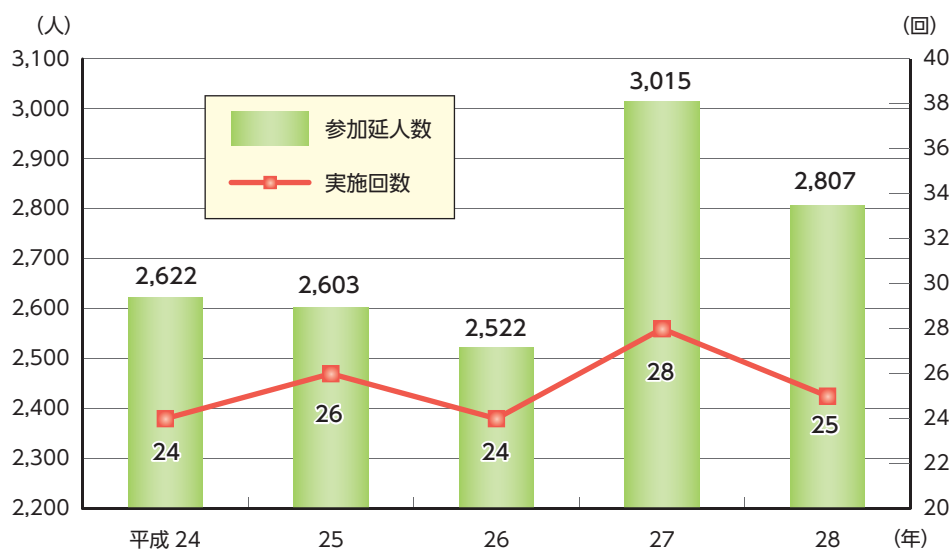
（参考）内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014年）

（有馬・高槻断層*の地震に伴う被害想定）

項目		被害状況（人）	項目		被害状況（戸）
人的被害	死者数	261	建物被害	全壊	5,369
	負傷者数	2,412		半壊	6,442
	負傷者数（うち重傷者数）	318		建物全壊（揺れ）	5,191
	要救助者数	1,358		建物全壊（液状化）	126
	短期避難者数	23,386			

（資料提供）京都府地震被害想定調査委員会

自主防災隊（会）・自治組織等による防災訓練実施回数



（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 危機管理体制の強化

- ▶ 災害の未然防止及び減災対策を計画的・総合的に進めるため、「八幡市地域防災計画」に基づき、市の危機管理体制の強化を図ります。
- ▶ 災害発生時に市役所自体が被災し、人員や物資、情報が限られるような状況になった場合でも適切に業務を進められるよう、優先業務等を定めた業務継続計画の策定を進めます。
- ▶ 災害備蓄品の計画的な更新を図ります。
- ▶ 災害時において防災拠点としての機能を維持することができる庁舎への建替えを進めます。
- ▶ 災害時の広域的な連携・支援が図られるよう、多様な機関との広域的な災害対応ネットワークの構築を進めます。
- ▶ 国民保護事案等への対応力の強化を図ります。

● 自助・共助による防災・減災

- ▶ 市民の防災行動力の向上に向け、防災知識・情報の入手や家庭での備蓄・家具転倒防止などの対策の充実を促進します。
- ▶ 自主防災組織による防災活動の活発化や地区防災計画の策定を促進します。
- ▶ 障がいや高齢により配慮が必要な人の避難について、自治会や民生児童委員協議会などの協力により支援を行う災害時要援護者対策事業*を推進します。
- ▶ 障がいや高齢により配慮が必要な人が災害時に安心して避難できるよう、福祉避難所*の確保や福祉避難所*向け災害備蓄品の計画的な更新を行います。
- ▶ 帰宅困難者*対策の検討を行います。

● 災害に強いまちづくり

- ▶ 木津川、宇治川、桂川において、「水防災意識社会再構築ビジョン*」に基づく堤防強化工事を促進します。
- ▶ 1級河川宇治川と木津川に囲まれた堤内農地の湛水被害防止のため、川北排水機場の排水ポンプ機能の長寿命化を進めます。
- ▶ 土砂災害の防止に向け、急傾斜地の調査や治山対策を進めます。
- ▶ 木造住宅の耐震化を促進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
地区防災計画策定地域数	2地域	10地域	20地域
災害時要援護者台帳の登録要援護者数	432人	600人	800人
福祉避難所*協定締結施設数	8施設	10施設	10施設
住宅耐震化率	86.1%	92.0%	95%以上



防災訓練（美濃山地区）

3 火災予防・消防活動の推進

現状と課題

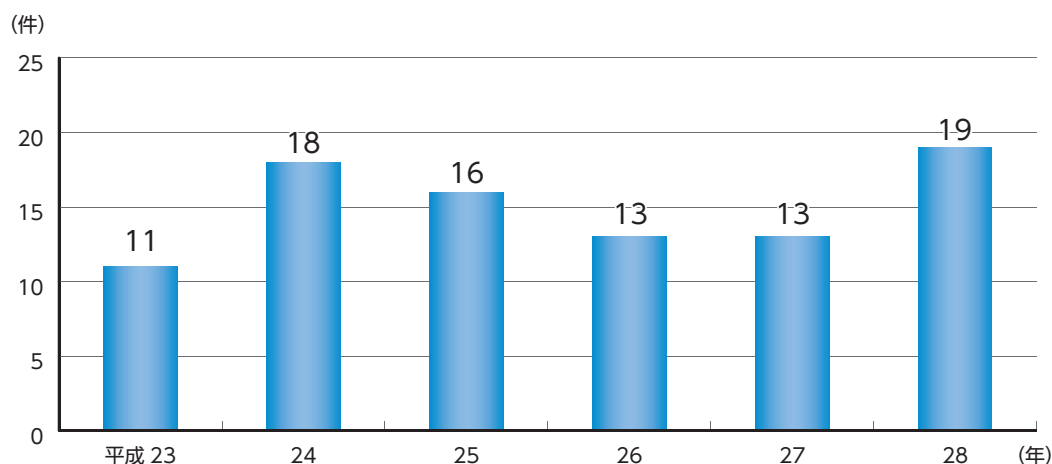
市消防本部では、火災に伴う消火活動や災害、事故、疾病等に伴う救急・救助活動、火災予防活動等を適切に行うことができるよう、職員の育成や消防資機材、車両等の整備を計画的に行い、消防体制の充実を図ってきました。加えて、消防団を設置し、団員による消火活動等を行っています。予防活動では、市民・事業者への火災予防啓発、女性防火推進隊による高齢者への防火訪問、防火推進連絡会による高齢者への電気ガス無料点検などを実施しています。また、東日本大震災や熊本地震の際には、本市消防本部からも緊急消防援助隊*として出動し、現地の災害対応を支援しました。

火災出動件数は、毎年10件を上回る水準で推移しており、さらなる火災予防に取り組む必要があります。また、救急出動件数については、少子高齢化等により増加が続いており、今後も増加が見込まれます。さらに、新名神高速道路の整備が進むのに伴い、今後、近隣市町と連携した広域的な消防活動・救急体制の整備の必要性も高まることを見込まれています。

市民が安心して暮らし続けられるように、消防訓練や火災予防啓発活動等を継続し、防火意識のさらなる高揚を図ることが必要です。また、迅速かつ効率的な消防活動を行うことができるよう、消防体制・資機材の確保、職員の育成、消防団員の確保・育成など消防力を強化していく必要があります。

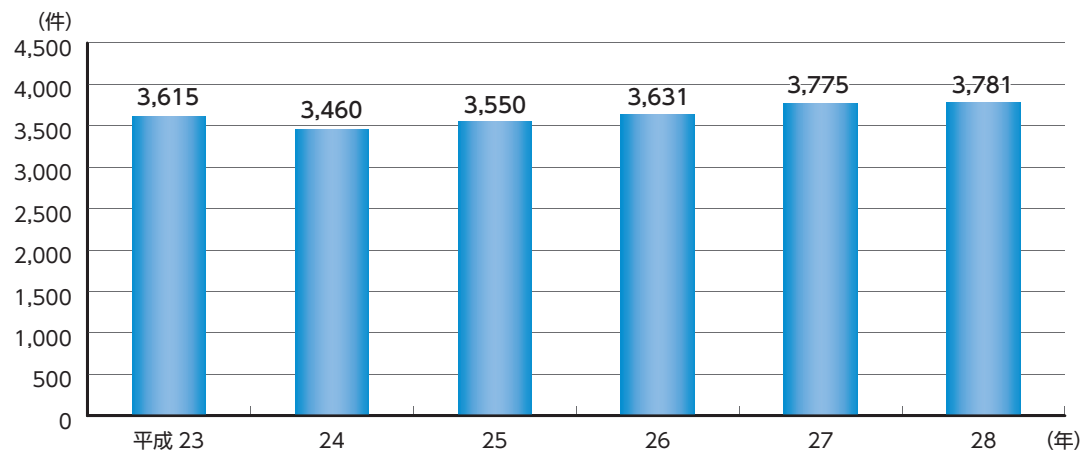
(関連情報・データ等)

火災出動件数



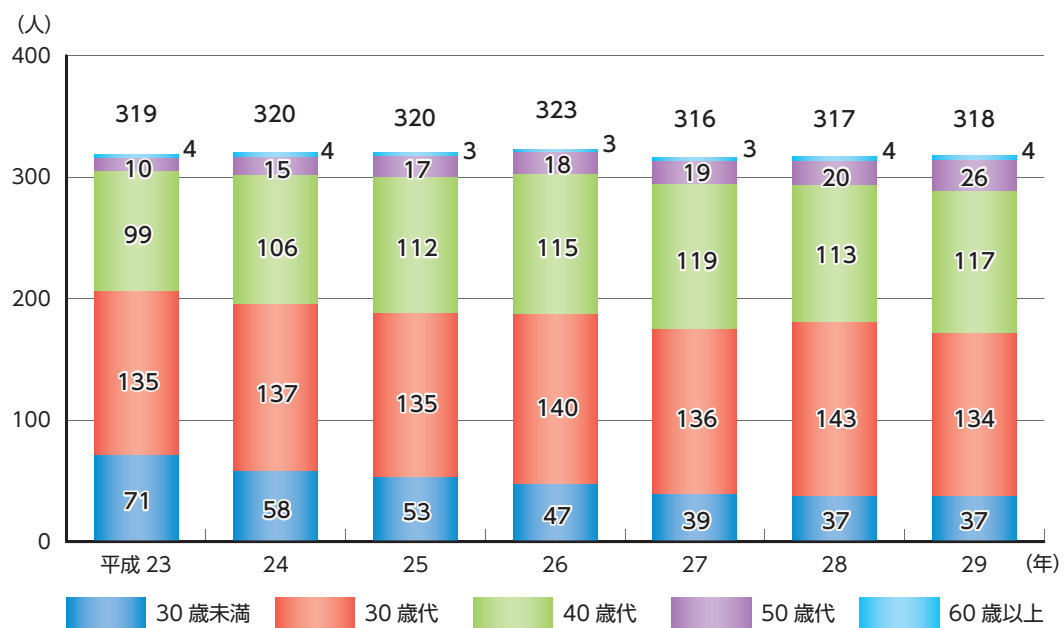
(資料) 八幡市「消防年報」

救急出動件数



(資料) 八幡市「消防年報」

消防団員数 (各年4月1日現在)



(資料) 八幡市「消防年報」



消防団の活動の様子 (出初式)

主な取組と方向性

● 火災予防

- ▶ 火災予防運動（秋春の年2回）や地域防災訓練等を通じ、市民の防火意識・住宅火災予防等の高揚を図ります。
- ▶ 高齢者や災害弱者等に対する防火啓発の訪問指導を実施します。
- ▶ 市内各事業所等の消防訓練指導を通じ、防火意識の高揚、防火管理体制の充実を図ります。

● 消防力の強化

- ▶ 訓練や研修、各種資格取得を通じて消防職員を育成し、消防及び救急・救助への機動的な対応力の向上を図ります。
- ▶ 消防車・救急車の計画的な更新と消防資機材の整備を図ります。
- ▶ 大規模又は広域的な災害に対応するため、近隣市町に加え、他府県消防組織との広域的な連携強化を図り、緊急消防援助隊*の登録隊数の増隊を進めます。
- ▶ 訓練等を通じた消防団員の育成及び活動の充実を進めるとともに、水防事務組合*との連携により水防活動の充実を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
火災発生件数	23件	現状比 20%減	現状比 50%減



市内事業所の消防訓練



淀川・木津川水防事務組合*水防訓練
八幡市消防団・淀水防団による釜段工法実施

Ⅰ 第3節 持続可能な暮らしの基盤づくり

めざす姿

人口減少社会の中にあっても、住みたい、住み続けたいと思える豊かで持続可能な暮らしの基盤が整っています。

施策体系

持続可能な暮らしの基盤づくり

①生活都市としての魅力の向上

②公共施設の適正管理とインフラ施設の更新・耐震化・長寿命化

施策の背景

京都と大阪の間に位置する本市は、交通利便性の高い住宅都市として発展してきました。特に、昭和40年代後半には、日本住宅公団（現 独立行政法人都市再生機構）の男山団地開発等により人口が大きく増加し、それに伴う形で、市営住宅、学校等をはじめとする公共施設や、道路・橋梁^{きょうりょう}、上下水道といったインフラ施設の整備を進めてきました。これらの社会基盤は、整備から40年あまりが経過する中で、老朽化等の課題がみられるようになっていきます。また、高齢化への対応や防災・減災対策の観点から改修等が必要となっている公共施設・インフラ施設もあります。

市では、人口減少の歯止めをかけるため、定住、転入促進に取り組んでいますが、長期的にみると、本市の人口は減少が進んでいくものと考えられます。そのため、今後とも必要となる社会基盤を見極め、適切に維持・更新を行うとともに、生活都市としての魅力を向上させることで、豊かで持続可能な暮らしを整えていく必要があります。



男山団地

1 生活都市としての魅力の向上

現状と課題

本市は、男山団地の開発により、昭和40年代後半から全国でも屈指の人口急増を経るとともに、近年は欽明台・美濃山地区の住宅開発が進み、現在の生活都市を形成してきました。1993（平成5）年には人口のピークを迎え、その後、年によって増減はあるものの、傾向としては緩やかな減少が続いています。少子高齢化・人口減少社会を迎え、人口減少は今後とも進んでいくと見込まれている中、平成27年国勢調査結果をみると、社会減が拡大傾向にあり、人口減少が加速しかねない状況です。そのため、「生活都市」としての本市の魅力をこれまで以上に情報発信するなど、社会減のスピードに歯止めをかけることが必要となっています。

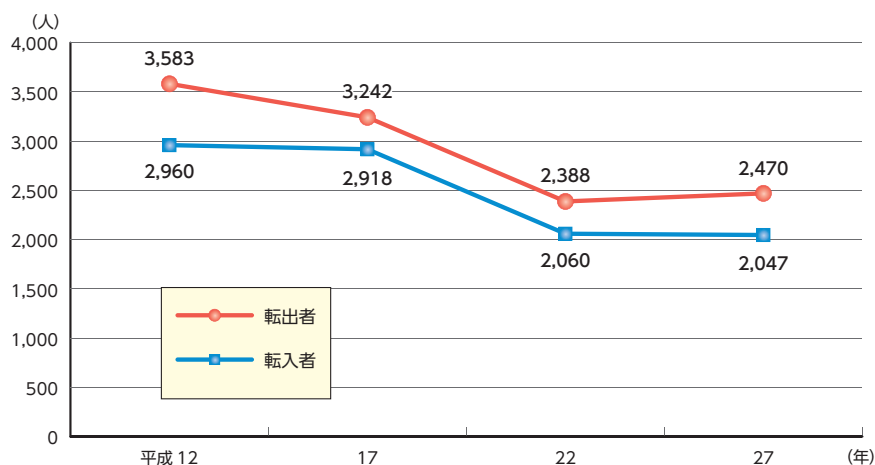
また、市では、人口の約3分の1が居住する男山地域のまちづくりについて、再生基本計画及び男山地域まちづくり連携協定*に基づき、「だんだんテラス*」の開設・運営、市民の活動の場「男山やってみよう会議*」の設置・サポート、地域子育て支援施設「おひさまテラス*」の開設・運営、地域包括ケア複合施設*の開設・地域連携に向けた支援等に取り組んでいます。今後も、地域再生の取組を継続していくとともに、老朽化した団地型分譲集合住宅の建替えを促進していくことが必要です。

さらに、適切に管理されていない空き家については、所有者への適切な指導等や未活用ストックとしての利活用方策の検討を引き続き進めていく必要があります。

公営住宅については、「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき集約・長寿命化等の整備を行っています。今後も、引き続きストックの有効活用を図るとともに、居住者のニーズを踏まえ、市営住宅のあり方を検討していくことが必要となっています。

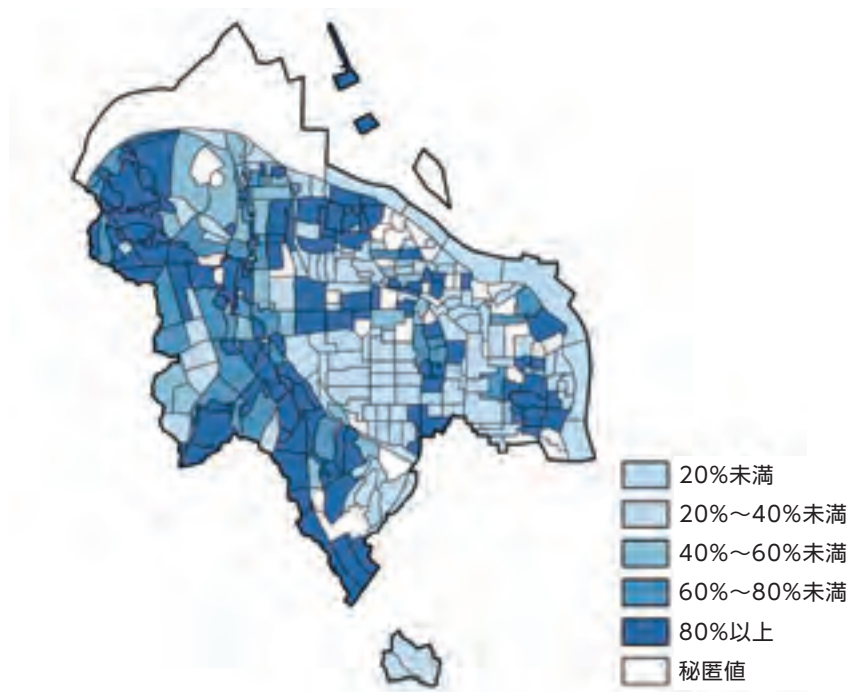
（関連情報・データ等）

転入・転出者の推移

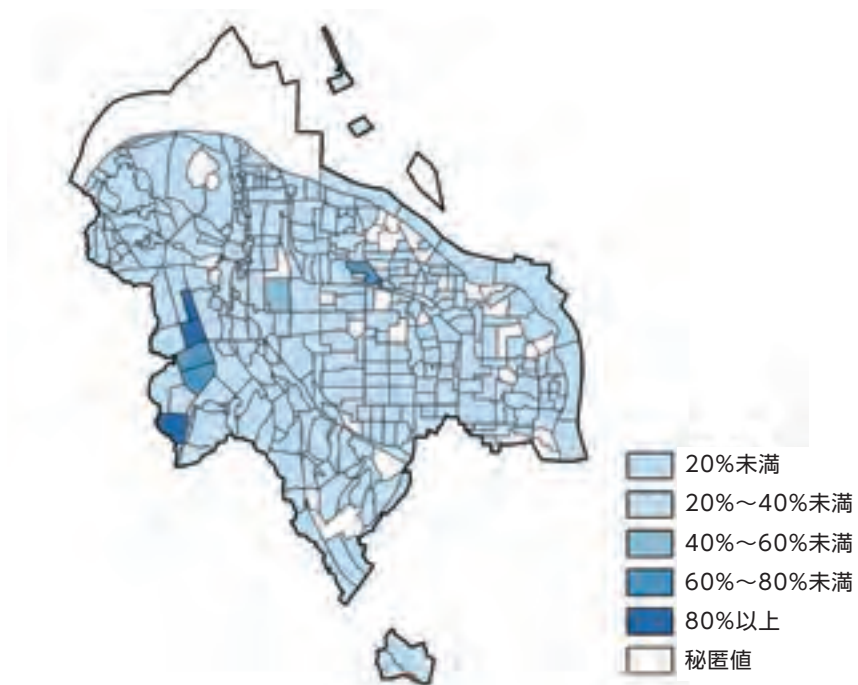


（資料）総務省「国勢調査」

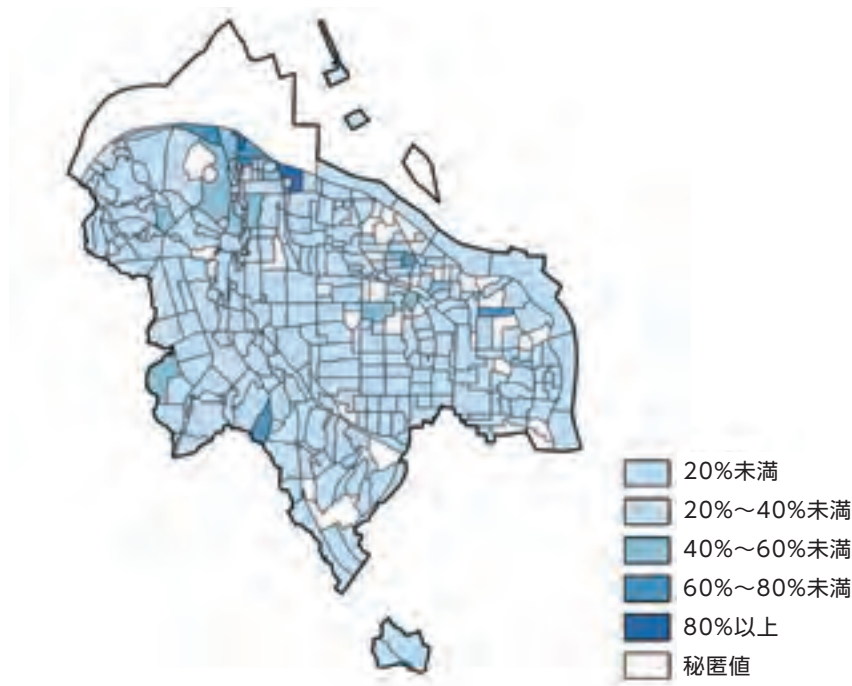
住宅の所有関係別世帯数の割合
(持ち家)



(公団・公営等借家)

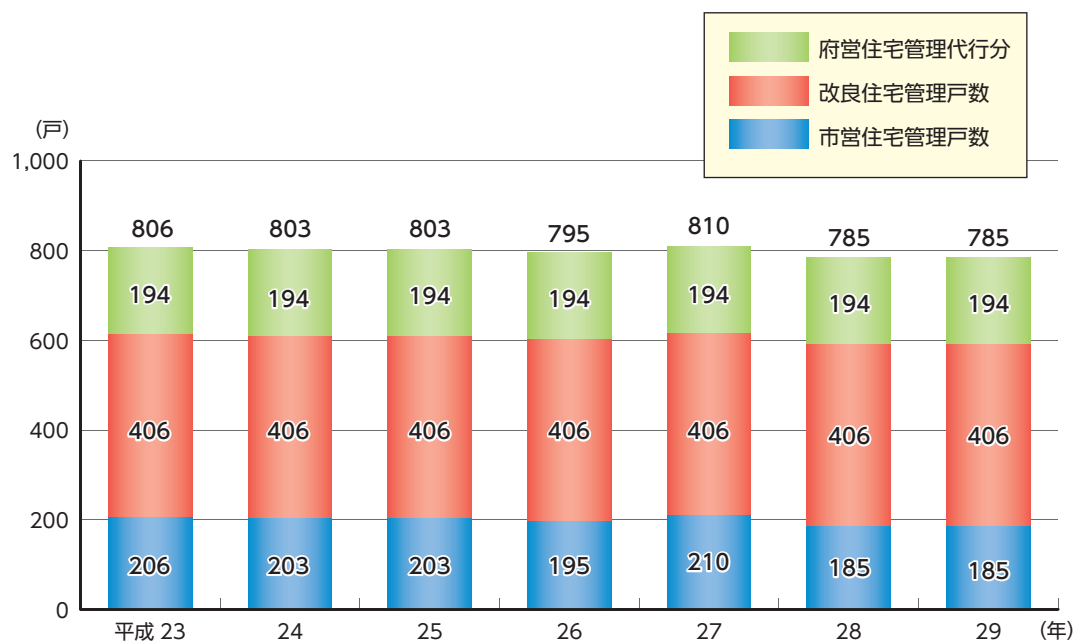


(民営借家)



(資料) 総務省「平成27年国勢調査」

公営住宅管理戸数（各年4月1日現在）



(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 居住地としての八幡市の魅力発信

- ▶ 住宅地の特徴や性質を踏まえたメリハリのある居住地の形成を図るとともに、若い世代に魅力的な住まいの供給を促進します。
- ▶ 子育て環境や交通アクセス、豊かな自然・歴史文化など、「心豊かに暮らしを楽しむ」居住地としての魅力発信を進めます。

● 男山地域の再生

- ▶ 京都府を立会人とする関西大学・独立行政法人都市再生機構西日本支社・八幡市による男山地域まちづくり連携協定*に基づく各分野の取組を進めます。
- ▶ 団地型分譲集合住宅の建替え支援を進めます。

● 空き家の適正な管理と活用

- ▶ 管理不全空き家の適正な管理について、適切な指導を図ります。
- ▶ 官民協働による空き家の利活用を検討します。

● 公営住宅の適正管理

- ▶ 市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、建物ごとに改善事業等を実施します。また、幅広い年齢層のニーズに対応するため、安全性の確保、居住性の向上、バリアフリー化を図ります。
- ▶ 安全で快適な住まいを長く確保するため、市営住宅等長寿命化計画に基づき、非木造市営住宅の長寿命化を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
市営住宅等耐震化棟数	67棟	69棟	104棟
市営住宅等長寿命化改善棟数 (外壁改修・屋上防水)	1棟	25棟	90棟
市営住宅等バリアフリー改善済戸数	3戸	226戸	517戸

2 公共施設の適正管理とインフラ施設の更新・耐震化・長寿命化

現状と課題

昭和40年代後半以降の人口急増に対応するため整備を進めてきた公共施設・インフラ施設に、近年、老朽化等の課題がみられるようになっていきます。また、防災・減災の観点から耐震化を計画的に進めていますが、必要な耐震改修ができていない施設もみられます。今後、人口の減少が見込まれるとともに、2016（平成28）年度に地方債残高が過去最高となったことも踏まえ、維持する公共施設の選択と集中を行うファシリティマネジメント*が重要な課題となっています。

そのような中、市民サービスを持続的に提供していくため、「八幡市公共施設等総合管理計画（平成29年）」に基づき、公共施設等の適正な配置や計画的な保全を図っていくとともに、道路・^{きょうりょう}橋梁の計画的な整備・長寿命化を進めていく必要があります。

上水道・下水道は、ともに企業会計へと移行して事業運営を行い、窓口業務等の包括的民間委託の実施による業務の効率化・徴収率の向上を図っています。しかし、給水人口の減少や節水機器の普及により給水需要の減少が見込まれる中、今後、財政の健全化を図るとともに、ライフサイクルコスト*の低減を念頭に置いた上下水道管路の更新・耐震化・長寿命化を図っていくことが課題となっています。

（関連情報・データ等）

公共施設、インフラ施設の現状（平成27年度）

分類	総数、総延長	総面積
公共施設	163施設	223,966.35㎡（延床面積）
インフラ施設		
道路	252,784m	1,620,182㎡
^{きょうりょう} 橋梁	141本	7,803㎡
上水道管路	282,670m	—
下水道管路	278,145m	—
公園	93施設	437,918㎡
河川	2.8km	213.5ha（流域面積）

（資料）八幡市

主な公共施設と分類別施設数

大分類	中分類	施設数		延べ床面積	
			構成比		構成比
市民文化系施設		12施設	7.4%	15,644.49㎡	7.0%
	集会施設	11施設	6.7%	5,444.84㎡	2.4%
	文化施設	1施設	0.6%	10,199.65㎡	4.6%
社会教育系施設		7施設	4.3%	11,606.99㎡	5.2%
	図書館	2施設	1.2%	2,588.12㎡	1.2%
	博物館等	5施設	3.1%	9,018.87㎡	4.0%
スポーツ・レクリエーション系施設		4施設	2.5%	7,743.25㎡	3.5%
	レクリエーション施設・観光施設	3施設	1.8%	2,911.24㎡	1.3%
	スポーツ施設	1施設	0.6%	4,832.01㎡	2.2%
学校教育系施設		15施設	9.2%	85,107.49㎡	38.0%
	小学校	8施設	4.9%	51,444.58㎡	23.0%
	中学校	4施設	2.5%	31,207.00㎡	13.9%
	その他学校教育施設	3施設	1.8%	2,455.91㎡	1.1%
子育て支援施設		29施設	17.8%	18,397.45㎡	8.2%
	幼稚園、保育園、認定こども園	12施設	7.4%	13,218.08㎡	5.9%
	児童施設	17施設	10.4%	5,179.37㎡	2.3%
保健・福祉施設		13施設	8.0%	8,835.51㎡	3.9%
	高齢福祉施設	5施設	3.1%	2,327.60㎡	1.0%
	障がい福祉施設	2施設	1.2%	857.74㎡	0.4%
	保健施設	1施設	0.6%	624.60㎡	0.3%
	その他保健・福祉施設	5施設	3.1%	5,025.57㎡	2.2%
行政系施設		28施設	17.2%	17,002.49㎡	7.6%
	庁舎等	3施設	1.8%	13,288.16㎡	5.9%
	消防施設	21施設	12.9%	3,479.72㎡	1.6%
	その他行政系施設	4施設	2.5%	234.61㎡	0.1%
公営住宅		17施設	10.4%	41,348.48㎡	18.5%
	公営住宅	17施設	10.4%	41,348.48㎡	18.5%
医療施設		2施設	1.2%	200.84㎡	0.1%
	医療施設	2施設	1.2%	200.84㎡	0.1%
その他		36施設	22.1%	18,079.36㎡	8.1%
	その他	36施設	22.1%	18,079.36㎡	8.1%
合計		163施設	100.0%	223,966.35㎡	100.0%

(資料) 八幡市

上下水道事業の経常収支比率（平成28年度）

上水道事業	90.7%
下水道事業	100.4%

※経常収益の経常費用に対する割合を示す指標であり、100%以上であることが望ましい。

(資料) 八幡市

主な取組と方向性

● 公共施設の適正管理

- ▶ 「八幡市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設分類別の適正な配置及び計画的な保全を推進するとともに、旧小学校施設の今後のあり方について具体的な検討を行います。
- ▶ 各施設の利用状況や必要性を考慮した優先順位付けを行うとともに、「八幡市建築物耐震改修促進計画」の目標を踏まえ、早期の効率的かつ効果的な耐震化を図ります。
- ▶ 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効果的かつ効率的で良好な公共サービスを実現するため、官民連携手法の導入を検討します。

● 快適な道路環境の整備

- ▶ 幹線道路について、路面性状調査の実施及び舗装補修計画に基づく適切な維持補修を図ります。
- ▶ 生活道路について、利用者の安全性と快適性を高めるため、改良や狭小道路の整備に努めます。
- ▶ 橋梁^{きょうりょう}について、5年に1度の目視点検を行い、「八幡市橋の長寿命化修繕計画」に基づく適切な維持管理を進めます。

● 上下水道事業の健全な運営

- ▶ 健全な事業経営を行うため、水道料金及び下水道使用料の徴収率向上に努めます。
- ▶ 水道水の安定供給のため、上水道施設・管路のさらなる耐震化を図ります。
- ▶ 下水道施設の維持管理の充実を図るため、老朽化する施設の効率的な耐震化及び長寿命化を進めます。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
公共施設の耐震化率	80.2%	90.0%	100%
上水道管路の耐震化率	22.8%	29.0%	34.0%
配水池の耐震化率	96.8%	98.2%	100%
下水道施設の耐震化率	30.0%	34.9%	39.5%
徴収率（水道料金）	93.0%	94.5%	95.5%
徴収率（下水道使用料）	93.3%	94.8%	95.8%

Ⅰ 第4節 戦略的な行財政経営

めざす姿

健全で持続可能な財政運営の下、これからの時代にふさわしい市役所の体制が整い、効果的・効率的な行政サービスが提供されています。

施策体系

戦略的な 行財政経営

- ①健全で持続可能な財政運営
- ②意欲と能力にあふれた組織と職員づくり
- ③新たな需要に応える効果的で効率的な行政サービスの提供

施策の背景

少子高齢化・人口減少社会の到来等に伴い、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれている中、地方分権改革や地方創生の推進により、地方自治体に対しては、これまで以上に、創意工夫を凝らして個性ある地域づくりを進めていくことが求められています。

そこで、健全で持続可能な財政運営の下、複雑かつ多様な課題に対応できる意欲と能力あふれる組織・職員を育て、新たな行政課題に応える効果的・効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

複雑かつ多様化する諸課題に対し、市民の声を把握し、内外の環境変化を様々な観点から分析した上で、選択と集中により、歳入歳出のバランスを維持しながら、市民等との協働、多様な担い手によるサービスの提供、部門間連携等を行うなど複眼的な視点をもった戦略的な経営を行うことが求められています。



子ども会議 市長への提言



第5次八幡市総合計画策定に向けた市民懇談会

1 健全で持続可能な財政運営

現状と課題

市では、数次にわたる行財政改革を推進してきましたが、歳入面においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、個人市民税収入の増収が今後も期待できない状況にあり、法人税収入が少ない本市においては、今後の財政運営を大きく左右するものとなっています。

一方、歳出面においては、社会保障関係経費等の義務的経費*の増加が見込まれ、さらに子育て支援施策や、庁舎などの公共施設の耐震化・老朽化対策をはじめとする防災・減災対策を行っていく必要があることから、歳入歳出のバランスを維持していくことがこれまでも増して困難になっています。

健全で持続可能な財政運営をめざし、歳入確保のため、税収納率の向上や未収金対策の強化、土地利用の見直しによる税源涵養^{かんよう}策の展開等に取り組むことや、歳出抑制のため、公共施設の管理の適正化によるトータルコストの削減、多様な担い手による行政サービスの改革、事務事業の見直し等に取り組んでいくことが必要です。

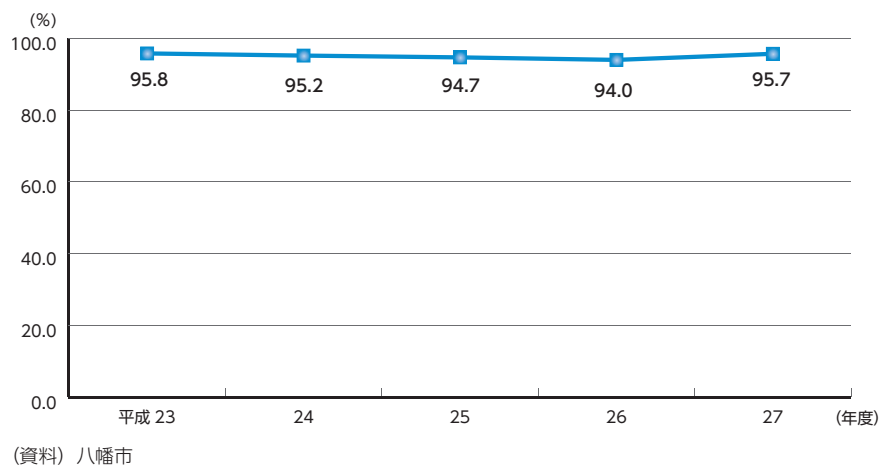
(関連情報・データ等)

行財政改革効果額の推移

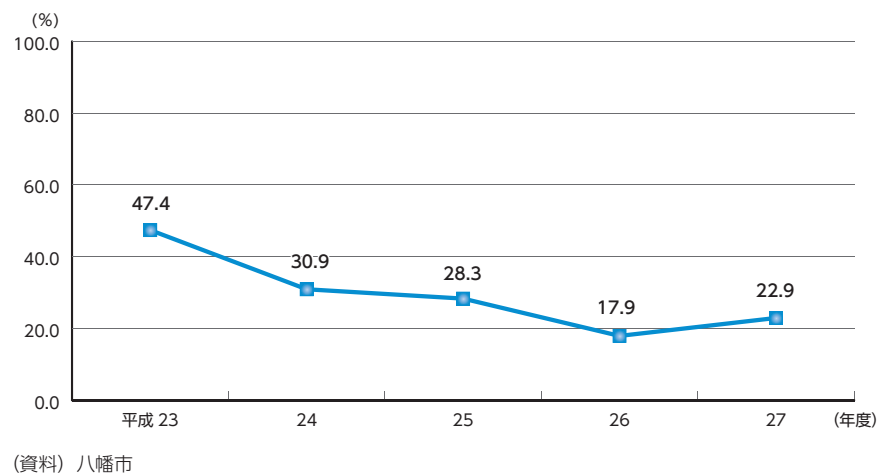
	年度	取組件数 (件)	効果額 (百万円)
第5次行財政改革	平成23年度	64	163.7
	平成24年度	51	108.1
	平成25年度	46	286.5
	小計	161	558.3
単年度取組	平成26年度	90	34.1
	小計	90	34.1
第6次行財政改革	平成27年度	48	400.2
	平成28年度	48	358.0
	平成29年度 (目標値)	46	316.8
	小計	142	1075.0
	合計	393	1667.4

(資料) 八幡市

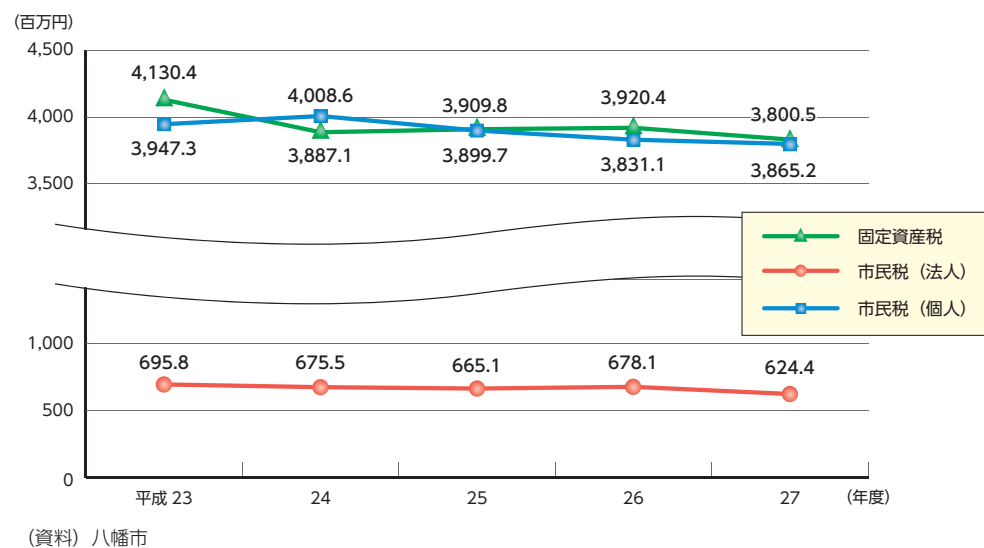
経常収支比率*



将来負担比率*



市税（個人・法人・固定資産）の推移



主な取組と方向性

● 計画的な行財政改革の推進

- ▶ 持続可能な財政運営を行うため、中期財政見通しを踏まえた行財政改革を推進します。
- ▶ 新地方公会計制度に基づき、財政状況の公表を推進します。

● 歳入の確保

- ▶ 市税・保険料等の公平・公正な確保を図るとともに、「八幡市債権管理条例」に基づく私債権*の収納率向上を図ります。
- ▶ 新名神高速道路の整備など企業立地の機運の高まりを踏まえた土地利用の見直しを行い、税源涵養策^{かんよう}の展開を図ります。
- ▶ 行財政改革の計画を踏まえた使用料・手数料水準の見直しに努めます。
- ▶ 税外収入の確保を図るため、公有財産の利活用に取り組みます。

● 歳出の抑制

- ▶ 公共施設の維持管理経費等の抑制を図るため、固定資産台帳に基づく公共施設等のマネジメントを推進します。
- ▶ 限られた体制の中で、多様化する市民のニーズに対応していくため、民間事業者が業とする事業を中心に多様な担い手による行政サービスの提供を検討します。
- ▶ 行財政改革の計画を踏まえた第3セクター*の運営改善を検討します。
- ▶ 限られた財源を効果的に活用するため、事業の廃止を含めた事務の見直し等を推進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
行財政改革による効果額 (平成28年比累計効果額)	317百万円	1,650百万円	2023年以降 の中期財政 見通しを 踏まえて 再設定
経常収支比率*	99.7%	94.7%	
将来負担比率*	23.4%	52.3%	
収支改善	—	27億円	

2 意欲と能力にあふれた組織と職員づくり

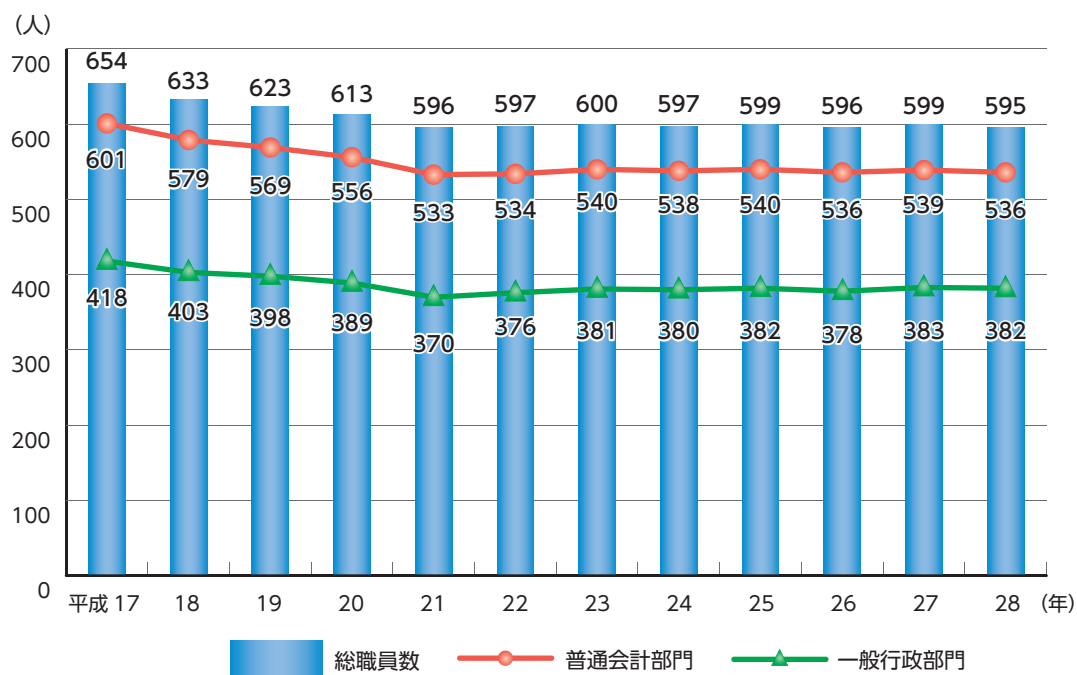
現状と課題

簡素で効率的な行政体制を整備するため、定員純減の数値目標を掲げた5カ年の集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）に取り組んだ結果、2010（平成22）年には、国の要請目標（5.7％）を上回る8.7％の定員の純減を達成しました。その後、団塊の世代の職員の大量退職に伴い、新たな職員の採用が進み、若い職員の構成割合が増えてきています。

新たな行政需要への対応にあたっては、組織横断的な取組や様々な外部組織との連携・調整が必要となることが考えられます。そのため、多様な人材を確保しながら、難しい課題に対しても前向きに取り組もうとする職員を育むとともに、複雑かつ多様な諸課題に対応するための必要な能力の開発・向上に取り組む必要があります。

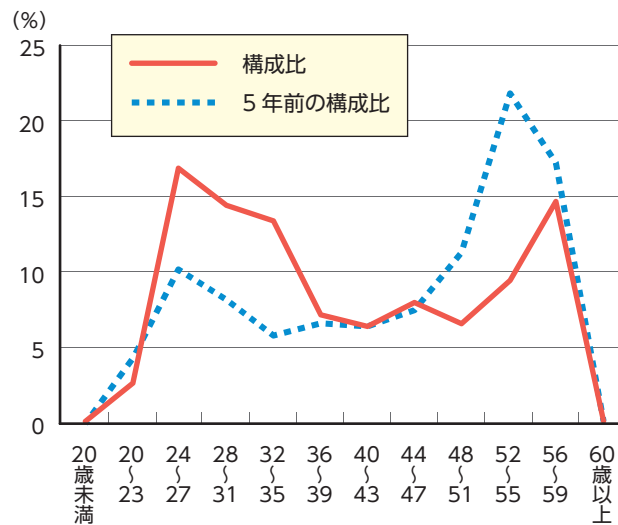
（関連情報・データ等）

職員数の推移（各年4月1日現在）



（資料）八幡市

年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	16人	101人	86人	80人	43人	38人	48人	39人	56人	88人	0人	595人

（資料）八幡市

主な取組と方向性

● 組織・職員の意欲と能力の向上

- ▶ 必要となる職員の確保と効果的・効率的な人員配置の推進を図ります。
- ▶ 職員の基礎能力及び政策立案能力、業務改善能力等の向上のため、充実した職員研修に取り組みます。
- ▶ 職員の意欲を高める働き方改革を推進するため、時間外勤務の削減に取り組むとともに、若手職員の積極的な登用・評価制度の効果的な活用を図ります。
- ▶ 複雑かつ多様化した諸課題に的確に対応するため、複数の部署による検討組織の設置等、組織横断的な取組を推進します。

● 公共を担う職員としての意識の向上

- ▶ 社会の一員としてのマナーの保持に加え、環境への配慮や個人情報保護・情報セキュリティの徹底、障がい者への合理的な配慮など、行政職員としての自覚を持った職務の遂行に努めます。
- ▶ 市民協働を推進するにあたり、職員も地域の一員として貢献するため、職員の地域活動への参加を促進します。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
職員の年間時間外勤務時間（最多者分）	863時間	300時間以内	300時間以内
地域活動参加職員の割合	71.2%	80.0%	85.0%



市役所新規採用職員研修

3 新たな需要に応える効果的で効率的な行政サービスの提供

現状と課題

市では、これまで、「総合計画」及びその「実施計画」に基づき、各分野の個別計画と整合を図りながら計画的な行政を推進してきました。また、「八幡市人口ビジョン（平成28年）」及び「八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年）」に基づき、人口減少の抑制や活力ある、住みたい、暮らし続けたいと思えるまちづくりに向けた取組を進めているところです。

新たな需要に応える、より効果的で効率的な行政サービスの提供を図るためには、限られた資源（職員、財源等）の下、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）の中で、選択と集中が必要となります。特に、実行段階における情報発信と、計画・評価・改善の段階における市民の声や環境変化の様々な観点からの分析が不可欠となります。

これまで、広報活動としては、「広報やわた」「やわた事典」の作成・配布や転入者への「くらしのガイド」などの配布に加え、八幡市公式ホームページやインスタグラムの活用等により、市内外への情報発信を行ってきました。広聴活動としては、「やわたご意見たまで箱」による市民の意見・要望の把握や市の各種計画・施策形成過程における審議会等委員への市民公募委員選任、パブリックコメント募集、アンケート調査などにより、市民の声の把握に努めてきました。

今後、市がどのようなまちづくりをするのか、どのような行政サービスを受けることができるのか、わかりやすく伝達・説明していくことが必要であり、その中から新たな需要を見出だしていくことも大切です。また、市民の市への信頼を高めていくため、情報公開や市民と行政との双方向のコミュニケーションとともに、個人情報の保護やセキュリティの対策が必要となります。

(関連情報・データ等)

市政情報の発信状況

発信媒体	概要
広報やわた	市政情報やイベント情報、まちの話題などを掲載し、毎月1回発行。
やわた事典	市の紹介や暮らしの情報、医療機関の情報等を掲載し、民間企業と協働で発行。
くらしのガイド	くらしの手続き情報、ごみの分け方・出し方、市内マップなどを掲載。
ホームページ	市政情報などを、随時発信。
インスタグラム	市の旬な話題などを写真とともに随時発信。



主な取組と方向性

● 新たな行政需要に応える効果的で効率的なPDCAサイクルの実施

- ▶ 第5次八幡市総合計画及び各個別計画の進捗確認を行い、評価及び効果を検証し、その結果を公表します。
- ▶ 第5次八幡市総合計画及び各個別計画の改訂並びに新規施策の構築においては、市民参画組織の設置、パブリックコメントの募集、市民アンケート調査及び統計データによる分析等により、市民の声や環境の変化を効果的に反映させながら、新たな行政需要に対応できるよう取り組みます。
- ▶ 複雑かつ多様な行政課題に対応するため、八幡市の特性や強み等の資源を最大限に

活用しながら、近隣自治体、民間組織等の多様な担い手と連携して取り組みます。

- ▶ 行政コストの削減を図るため、ICT*の活用等による業務の効率化に取り組みます。
- ▶ マイナンバー制度*については、法に基づき適切な運用を図る中で、市民サービスの向上につながる取組の検討に向け、制度の動向を注視します。

● 市民サービスの向上と情報発信の充実

- ▶ 市役所新庁舎の建設を契機に、市民にとってさらにわかりやすく利用しやすい窓口のあり方等を検討します。
- ▶ 市民サービスの向上を図るため、ICT*機器の活用等による窓口でのわかりやすい説明に努めます。
- ▶ 時代に即した、わかりやすい市政情報等の発信に向け、ホームページの充実等を図るとともに、SNS*の活用、動画配信等、目的に応じた情報提供方法の活用を推進します。
- ▶ 公正で公平な透明性の高い市政を進めるため、情報公開制度の適切な運用を推進します。

● 個人情報保護と情報セキュリティ

- ▶ 個人の権利と利益を保護し、市に対する市民の理解と信頼を深めるため、組織的な個人情報保護を推進します。
- ▶ 情報セキュリティに関する職員への研修や啓発、訓練等を実施し、適切な運用を図ります。

施策の進捗をはかる指標

指標名	現状	目標値	
		2022年	2027年
八幡市の行政の取組への満足度	71.4%	75.0%	80.0%
ホームページアクセス件数	494,975件	590,000件	680,000件
審議会等委員の市民公募委員の割合	7.2%	15.0%	20.0%



附 属 資 料

I. 諮問と答申

1 総合計画審議会への諮問

八 政 第 1 8 号
平成29年2月17日

八幡市総合計画審議会会長 様

八幡市長 堀 口 文 昭

第5次八幡市総合計画の策定について（諮問）

第5次八幡市総合計画の策定に当たり、八幡市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 総合計画審議会からの答申

平成30年2月6日

八幡市長 堀 口 文 昭 様

八幡市総合計画審議会
会 長 橋 本 行 史

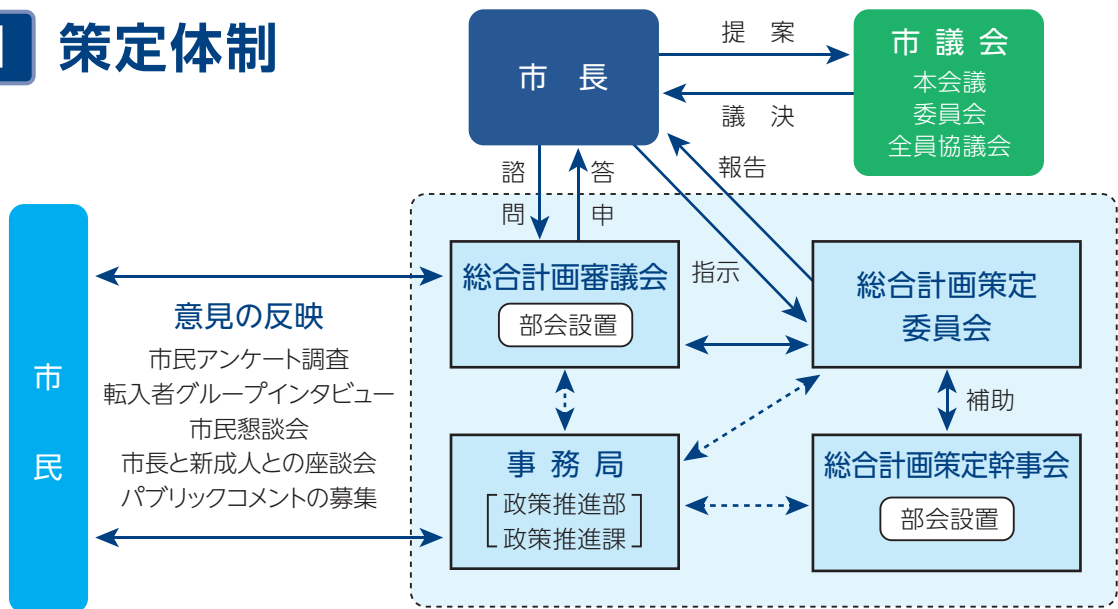
第5次八幡市総合計画の策定について（答申）

平成29年2月17日付け八政第18号で諮問のありました第5次八幡市総合計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

総合計画は、人口減少社会に突入し、さらに厳しい財政状況が見込まれる中にあって、八幡市の今後10年間を見込んだ新しいまちづくりの指針となるものであります。将来都市像とした「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City, Yawata～」の実現に向け、尽力されることを期待します。

Ⅱ．策定体制と策定経過

1 策定体制



2 策定経過

(1) 総合計画審議会

2017（平成29）年

2月17日	第1回八幡市総合計画審議会開催 (委員委嘱、第5次八幡市総合計画の策定諮問、第4次八幡市総合計画総括、市民アンケート調査結果、第5次八幡市総合計画基本目標設定等)
4月20日	第2回審議会開催 (第5次八幡市総合計画施策体系、審議会における部会設置)
5月12日	審議会第1部会(第1回)開催 (基本計画 <ともに支え合う「共生のまち やわた」> 検討)
19日	審議会第2部会(第1回)開催 (基本計画 <誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」> 検討)
6月 1日	審議会第1部会(第2回)開催 (基本計画 <子どもが輝く「未来のまち やわた」> 検討)
	審議会第2部会(第2回)開催 (基本計画 <自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」> 検討)
7月 6日	審議会第1部会(第3回)開催 (基本計画 <安心・安全な「持続可能なまち やわた」> 検討、市民懇談会結果等)
	審議会第2部会(第3回)開催 (基本計画 <しなやかに発展する「活力のまち やわた」> 検討、市民懇談会結果等)

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 8月29日 | 第3回審議会開催
(部会の検討状況、将来都市像・基本方針設定方法等) |
| 11月24日 | 第4回審議会開催
(第5次八幡市総合計画 <中間案>) |

2018（平成30）年

- | | |
|-------|--|
| 1月31日 | 第5回審議会開催
(第5次八幡市総合計画 <答申案>、パブリックコメント結果、
市長と新成人との八幡市まちづくり座談会結果) |
| 2月 6日 | 「第5次八幡市総合計画の策定」について会長・副会長から市長へ答申 |

(2) 総合計画策定委員会

2016（平成28）年

- | | |
|--------|------------------------|
| 8月15日 | 総合計画策定委員会設置、第1回策定委員会開催 |
| 9月 5日 | 第2回策定委員会開催 |
| 12月19日 | 第3回策定委員会開催 |

2017（平成29）年

- | | |
|--------|-------------|
| 2月 6日 | 第4回策定委員会開催 |
| 4月 3日 | 第5回策定委員会開催 |
| 17日 | 第6回策定委員会開催 |
| 8月22日 | 第7回策定委員会開催 |
| 10月16日 | 第8回策定委員会開催 |
| 11月17日 | 第9回策定委員会開催 |
| 12月 4日 | 第10回策定委員会開催 |

2018（平成30）年

- | | |
|-------|-------------|
| 1月15日 | 第11回策定委員会開催 |
| 2月 5日 | 第12回策定委員会開催 |

(3) 総合計画策定幹事会

2016（平成28）年

- | | |
|--------|------------------------|
| 8月30日 | 総合計画策定幹事会設置、第1回策定幹事会開催 |
| 12月21日 | 第2回策定幹事会開催 |

2017（平成29）年

- | | |
|-------|-------------------|
| 2月 3日 | 第3回策定幹事会開催 |
| 4月11日 | 第4回策定幹事会（部会①～⑥）開催 |
| 28日 | 第5回策定幹事会（部会①）開催 |

5月12日	第5回策定幹事会（部会③）開催
25日	第5回策定幹事会（部会②、④）開催
6月29日	第5回策定幹事会（部会⑤、⑥）開催

（4）市民参画の取組

2016（平成28）年

10月 7日～	八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」実施 対象：市 民 調 査…18歳以上の八幡市民3,006名 有効回答数1,192票 [有効回収率 39.7%] 転入者調査…他市から転入してきた25～44歳（9月1日時点）の 八幡市民965名 有効回答数220票 [有効回収率 22.8%] 転出者調査…近畿2府4県の市町村へ転出した25～44歳（9月1日時点） の元八幡市民1,021名 有効回答数262票 [有効回収率 25.7%]
---------	--

2017（平成29）年

1月14日	八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」グループインタビュー開催 対象：転入者調査回答者のうち協力意向を示した八幡市民 7名
5月11日～ 12月20日	市民懇談会（ワールドカフェ方式）開催（市内5地域） 参加者総数：99名 市長と新成人との八幡市まちづくり座談会開催 対象：成人式実行委員のうち参加意向を示した委員 4名
22日～	パブリックコメント募集（八幡市ホームページ、広報やわた、市内公共施設等 で「第5次八幡市総合計画 <中間案>」を公表） 件数：4名5件

（5）議会における協議等

2016（平成28）年

6月30日	平成28年八幡市議会第2回定例会において「八幡市総合計画策定条例」を可決
-------	--------------------------------------

2017（平成29）年

3月24日	八幡市議会全員協議会で「第5次八幡市総合計画の基本目標等（素案）」について報告・協議
12月14日	八幡市議会全員協議会で「第5次八幡市総合計画（中間案）」について報告・協議

2018（平成30）年

2月13日	八幡市議会全員協議会で「第5次八幡市総合計画（最終案）」について報告・協議
2月27日	平成30年八幡市議会第1回定例会において「第5次八幡市基本構想について」を可決

Ⅲ．市民参画の取組結果の概要

1 市民アンケート調査

(1) 調査の目的と概要

1－1．調査の目的

市民に住みよいまちづくりをめざした行政運営の基本方針となる新たな総合計画の策定にあたり、八幡市のこれまでの取組への評価やまちづくりのあり方などについての市民の意見を把握するべく、実施しました。

1－2．調査の概要

1) 調査方法

調査名称		八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」
実施期間		平成28年10月7日（金）～10月24日（月）
調査方法		郵送による調査票の配布・回収
調査対象	市民調査	八幡市に住民登録している18歳以上の方（注）
	転入者調査	他市から八幡市に転入されてきた25～44歳（平成28年9月1日時点）の方
	転出者調査	近畿2府4県の市町村に転出した25～44歳（平成28年9月1日時点）の方

（注）過去の回収状況を参考に、回収数が実際の人口分布に近くなるよう、性別・年齢階層・地区別に補正比率を設定して算出した男女別・年齢別・地区別の抽出数に基づいて無作為抽出。

2) 回収状況

名称	発送数	未達数	有効発送数	有効回答数	回収率
市民調査	3,021	15	3,006	1,192	39.7%
転入者調査	976	11	965	220	22.8%
転出者調査	1,050	29	1,021	262	25.7%

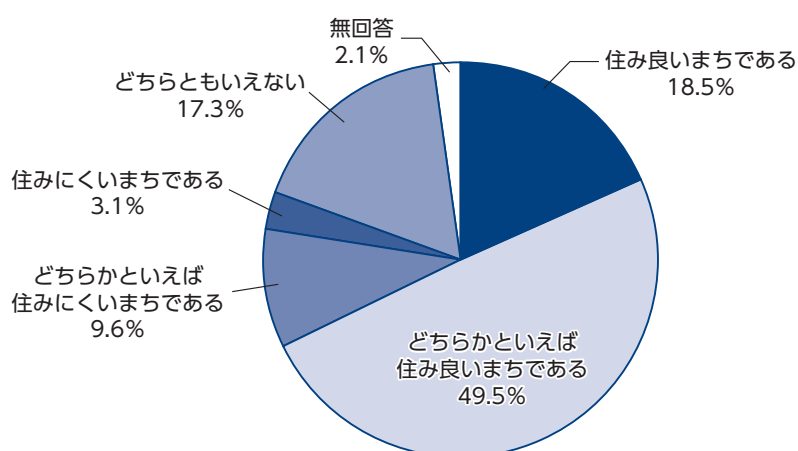
(2) 調査結果の概要

2-1. 八幡市の住み良さ

1) 八幡市の住み良さ

八幡市の住み良さは、「どちらかといえば住み良いまちである」が49.5%と最も多く、「住み良いまちである」(18.5%)と合わせて、約7割が住み良いと評価している。

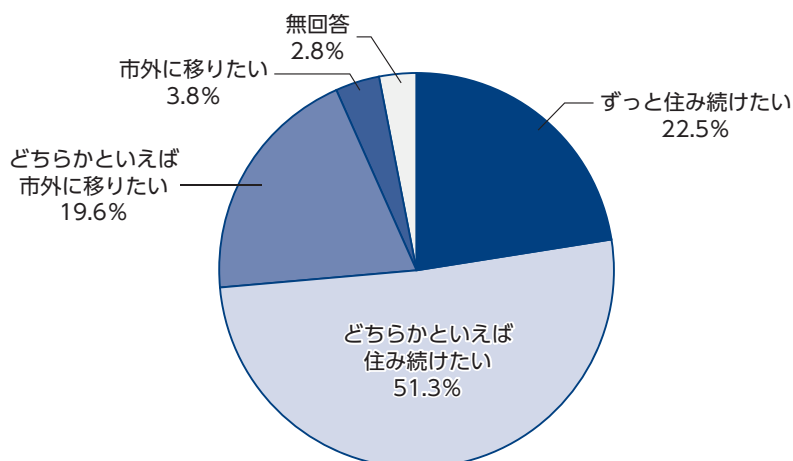
一方、住みにくい(「どちらかといえば住みにくい」(9.6%)と「住みにくい」(3.1%)の合計)は12.7%、「どちらともいえない」が17.3%となっている。



2) 今後の居住意向

今後の八幡市での居住意向は、「どちらかといえば住み続けたい」が51.3%と最も多く、「ずっと住み続けたい」(22.5%)と合わせて、約7割が八幡市での継続居住の意向を示している。

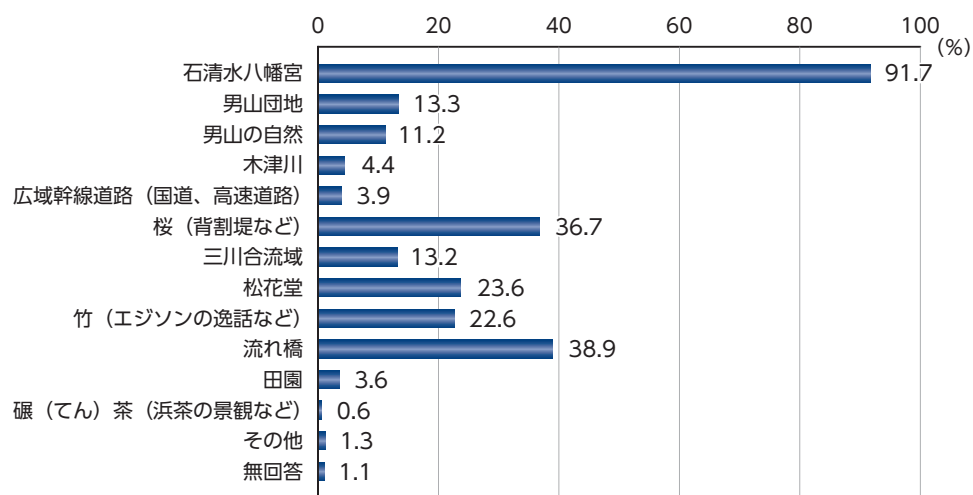
一方、市外への転出意向のある方(「どちらかといえば市外に移りたい」(19.6%)と「市外に移りたい」(3.8%)の合計)が約2割となっている。



2-2. 八幡市のこれからのまちづくりについて

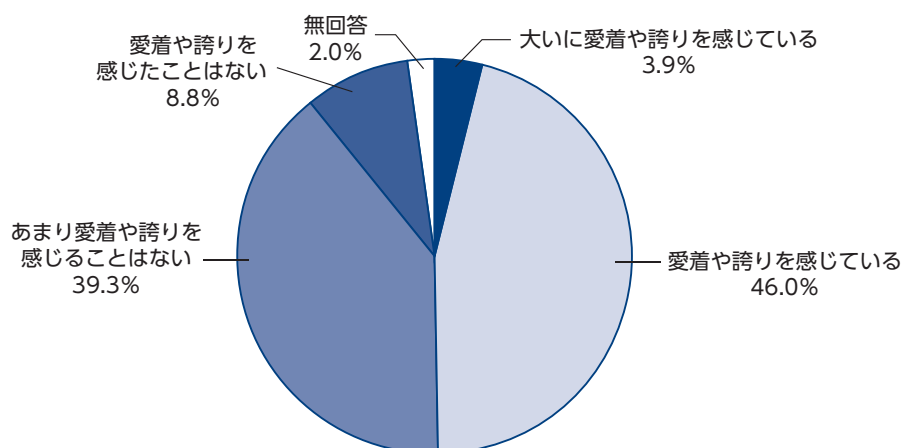
1) 「八幡市らしさ」をイメージするもの

「八幡らしさ」をイメージするもの（3つ以内）は、「石清水八幡宮」が91.7%と群を抜いて多くなっている。次いで「流れ橋」（38.9%）、「桜（背割堤など）」（36.7%）となっている。



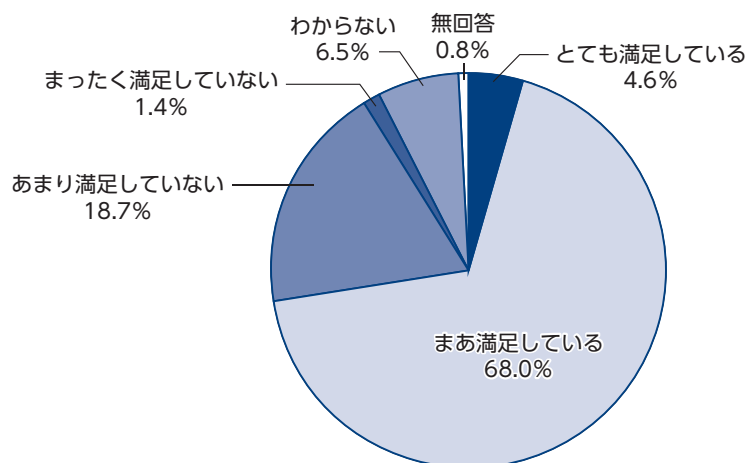
2) 「わがまち・八幡」への愛着や誇り

「わがまち・八幡」への愛着や誇りについて、「感じている」と「感じたことはない」が拮抗している。



3) 八幡市での暮らしの満足度

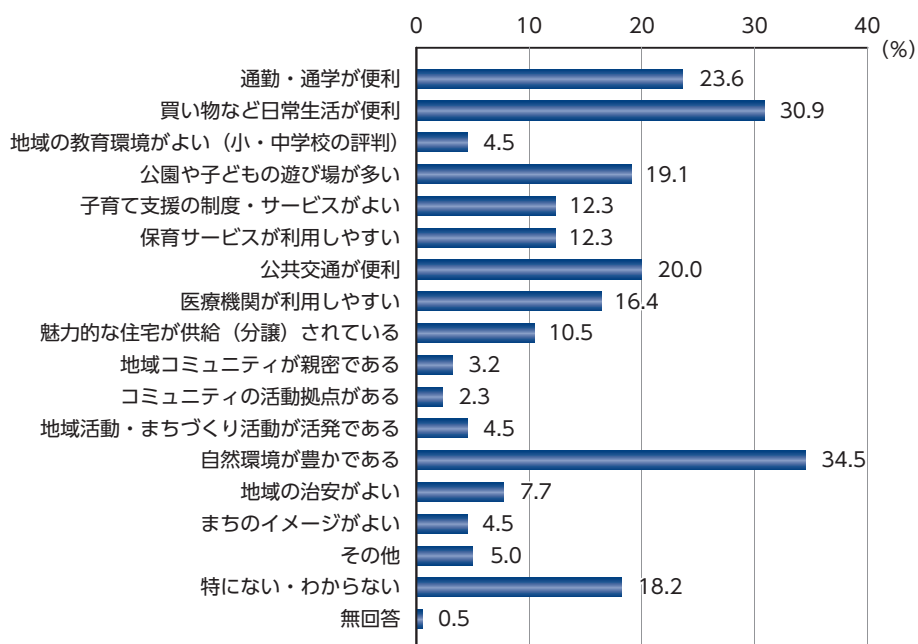
八幡市での暮らしの満足度は、「まあ満足している」が68.0%で、「とても満足している」(4.6%) と合わせて、約7割が満足している。



4) 八幡市の魅力 (転入者調査・転出者調査より)

①転入者調査

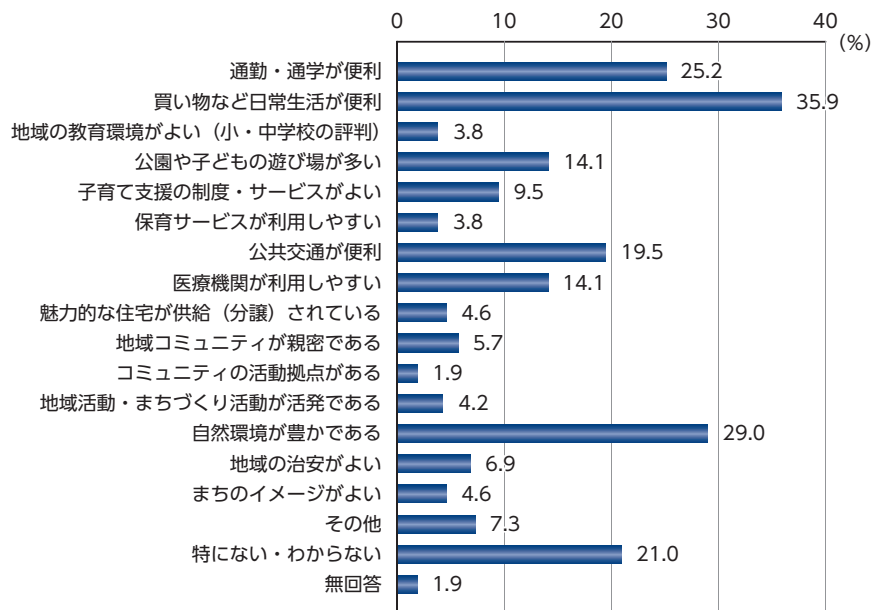
本市への転入者が、以前住んでいた地域に比べて感じる八幡市の魅力は、「自然環境が豊かである」(34.5%) が最も多くなっている。次いで「買い物など日常生活が便利」(30.9%)、「通勤・通学が便利」(23.6%) となっている。



②転出者調査

本市からの転出者が、八幡市居住時に感じていた八幡市の魅力は、「買い物など日常生活が便利」が35.9%と最も多く、次いで「自然環境が豊かである」(29.0%)、「通勤・通学が便利」(25.2%)、「公共交通が便利」(19.5%)が多くなっている。

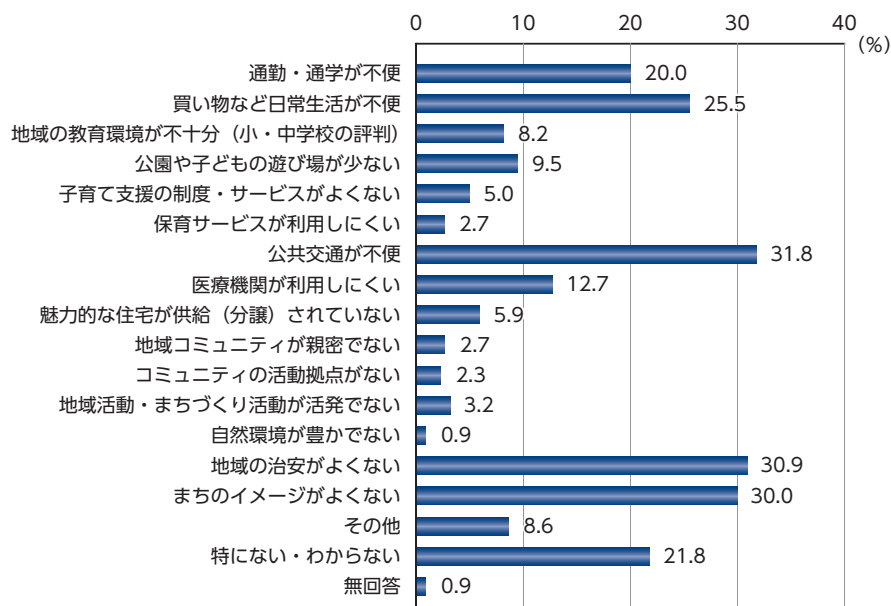
一方、「特にない・わからない」とする人が21.0%みられる。



5) 八幡市の不満 (転入者調査・転出者調査より)

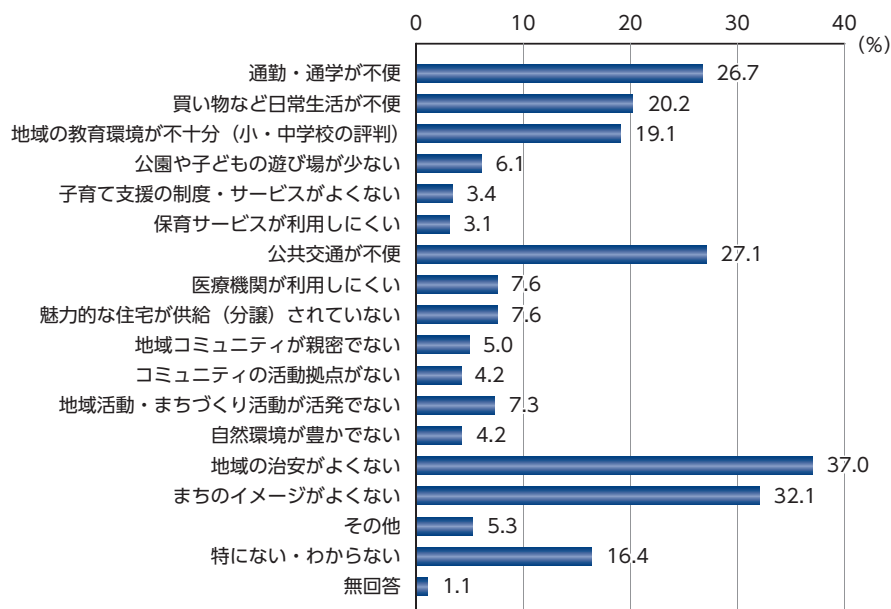
①転入者調査

本市への転入者が、以前住んでいた地域に比べて感じる八幡市の不満は、「公共交通が不便」(31.8%)が最も多く、次いで「地域の治安がよくない」(30.9%)、「まちのイメージがよくない」(30.0%)となっている。



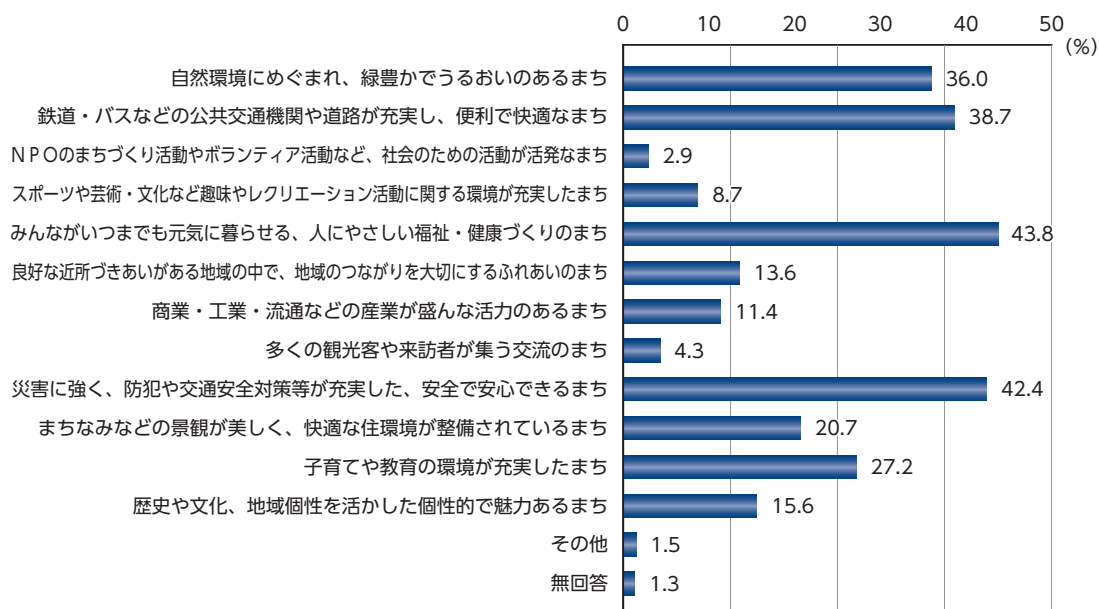
②転出者調査

本市からの転出者が、八幡市居住時に感じていた八幡市の不満は、「地域の治安がよくない」が37.0%と最も多く、次いで「まちのイメージがよくない」(32.1%)、「公共交通が不便」(27.1%)、「通勤・通学が不便」(26.7%)となっている。



6) これからの八幡市に望むもの

これからの八幡市がどのようなまちであってほしいか(3つ以内)については、「みんながいつまでも元気に暮らせる、人にやさしい福祉・健康づくりのまち」(43.8%)が最も多く、次いで「災害に強く、防犯や交通安全対策等が充実した、安全で安心できるまち」(42.4%)、「鉄道・バスなどの公共交通機関や道路が充実し、便利で快適なまち」(38.7%)となっている。



2 市民懇談会

開催概要

第5次総合計画策定に向け、地域の特性や課題、新たにめざすべき将来のまちの姿について市民の考えを話し合っていたいただき、計画に反映させていくため、平成29年5月に市内5地域で市民懇談会を実施しました。各回11～29人の市民に集まっていただき、3つのテーマに分かれて意見を出し合っていました。

開催日	開催地域(小学校区)	場 所	参加者数
5月11日(木)	有都	やわた流れ橋交流プラザ 四季彩館	17人
5月16日(火)	くすのき、さくら、南山	生涯学習センター	29人
5月17日(水)	美濃山	美濃山コミュニティセンター	11人
5月22日(月)	橋本	橋本公民館	17人
5月25日(木)	八幡、中央、美豆	八幡市文化センター	25人

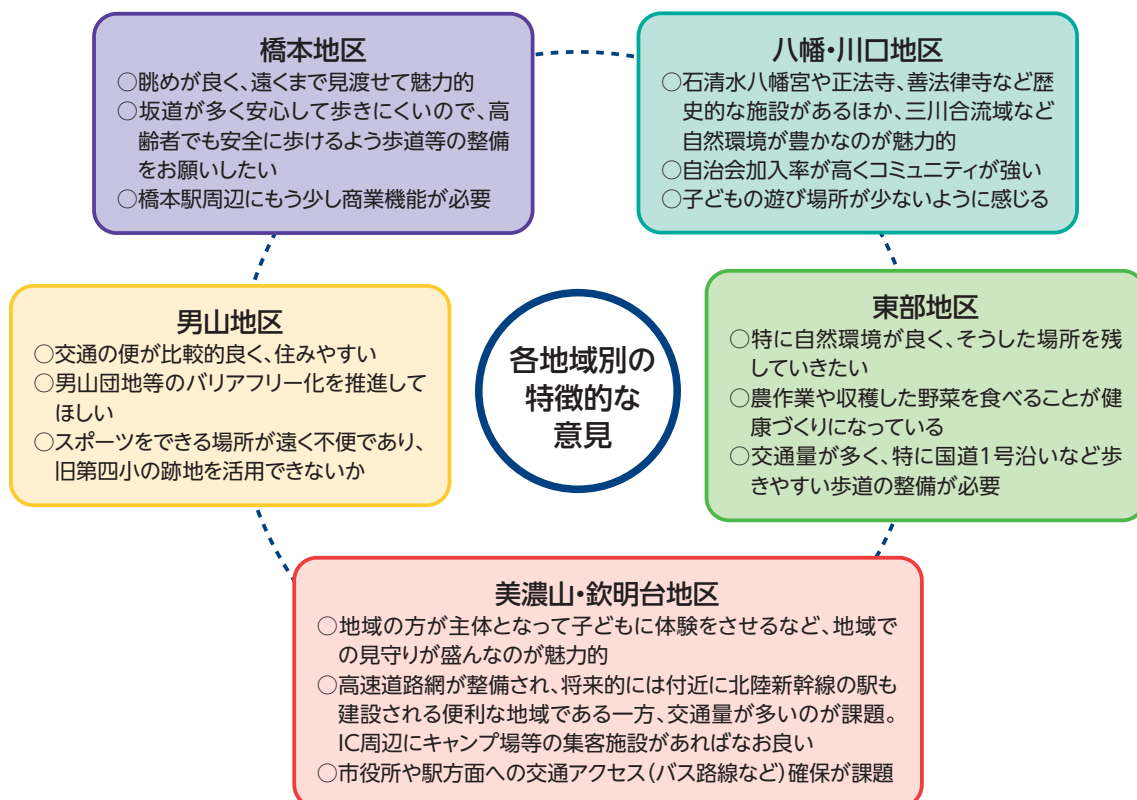
テーマ

1. 「暮らしやすいまち、住みたいと思うまち」にするために
2. 「夢と志を抱き、挑戦しようとする子どもを育むまち」にするために
3. 「誰もがいつまでも健康で幸せを感じて暮らせるまち」にするために

各基本目標に関連する主な意見

基本目標	主な意見
①共生	● 自治会加入率が高く、地域コミュニティが強いのが魅力的。 ● リタイア後も何らかの形で活躍できる場を創出してはどうか。 ● 若い人に活躍してもらえるような場所にしたい。イベント等を実施して地域を盛り上げてもらってはどうか。
②未来	● 待機児童がないことが魅力的。 ● 子どもたちが外へ出てまちの人たちと関われるよう、集まれる場を創出し、子どもたちの声が聞こえるまちにしてほしい。 ● 市が実施する施策が市民にあまり浸透していない。PR方法などの工夫が必要なのでは。 ● 自然が多い、農業と触れ合える、お茶畑があるなどの八幡らしさを活用し、子どもの感性を磨くような体験型の企画を実施してはどうか。 ● 多種多様な団体が協力して子どもたちに対する様々な取組を実施していかないか。 ● 子どもの生きる力を育むには、まずは学力のサポートが必要。そして、学力だけでなく「人と対話する力」も重要。 ● 学力をつけさせることにより、貧困の連鎖を食い止める必要がある。 ● 隣人関係が希薄であると、子ども同士の関係もトラブルに発展しやすい。何らかの対策が必要。

③ 健幸	● 公園に子ども向け遊具だけでなく健康遊具等を積極的に設けることで、多世代が集まれる場所にしてはどうか。 ● 健康づくり関連の情報（検診・イベント・健康マイレージ等）を積極的にPRしてはどうか。 ● 歩道に桜並木を整備する、途中で休憩できるようなベンチ等を設置するなど歩きたくなる街並みにしてはどうか。 ● 高齢者が運転免許を返納すると、移動手段がなくなる。在宅医療の充実やコミュニティバスの路線を増やす等の対策が必要では。
④ 観幸	● 背割堤の桜や木津川、緑や田園など自然が豊かであることが魅力。 ● 石清水八幡宮や背割堤など、観光資源はあるのにPRしきれていない。 ● せっかく八幡市を訪れてもらっても、食事や宿泊など消費の場がないのが課題。企業とタイアップしたり、駅周辺をきれいに整備すべき。 ● 地域の歴史を伝えていくことにより、住民の地域に対する愛着が高まるのではないか。
⑤ 活力	● 新名神高速道路の開通などにより、便利になった交通アクセスを活用する、八幡市駅前を市の玄関口としてきれいに整備するなどして、都市活力の基盤を整えてはどうか。 ● ハードの整備も重要だが、住民自身がまちの魅力となり、活力の創出に繋がっていくようなまちづくりが重要である。 ● 市内に残る自然環境との調和を図りつつ、まちの活性化に繋がる開発も考えてほしい。
⑥ 安心・安全	● 顔の見える関係性づくりと安心・安全の環境づくりが重要。 ● 防犯、空き家、ごみの不法投棄等への対策が必要。 ● 自主防災活動の担い手の高齢化が課題。 ● 路上駐車されているトラックの待機場を設置すれば、景観改善が期待できるとともに、災害時の避難場所としても利用できるのではないか。



3 市長と新成人との八幡市まちづくり座談会



平成29年12月20日、「市長と新成人との八幡市まちづくり座談会」を開催しました。第5次八幡市総合計画に次代を担う若者の意見を取り入れるため、成人式実行委員の4人のみなさんに、これからのまちづくりについて、次のテーマで堀口市長と語り合っていました。

テーマ

1. もっと八幡市を好きになるには
2. 10年後の八幡市に望むもの
3. まちづくりへの関わり方

今回お話しいただいたみなさん



長江 宥樹 さん
(成人式実行委員長)

- ①これといって変化したことがない。
- ②夢だった教職に就き、稼いだお金を奨学金の返済に充てたい。結婚はその後。



市丸 琴 さん
(成人式実行副委員長)

- ①“大人”になるという自覚やそれに伴う責任に重みを感じる。
- ②結婚して幸せな家庭を築く。



市丸 真子 さん
(成人式実行委員)

- ①社会を支える側になる自覚を持ち、社会全体に関心を持つことの必要性。
- ②栄養士としてキャリアを積む。



小栗 旺雅 さん
(成人式実行委員)

- ①今までとは違い、少し責任感が増した。
- ②20代の間にゲームクリエイターとして独立し、家庭を持ちたい。

①…新成人になって感じたこと ②…これからのライフプラン

“やわた”のこんなところが魅力

長江：私は、日々の挨拶など、地域の人々から家族といような温もりを感じられる**アットホームな雰囲気**に魅力を感じます。

小栗：大阪と京都の中間点にあり、**交通の便が良い**点も魅力的ですね。

市丸（琴）：私は、**緑が多くて空気がきれい**なところが魅力的だと思います。

市丸（真）：有名な石清水八幡宮があり、**多くの観光客で賑**

わっている一方で、のどかな風景が今なお残っている点も良いですね。

市長：交通の便について、鉄道網は市北部しか通っていないため、必ずしも便利とは言えないが、道路網に関しては府道京都守口線、国道1号など京都一大阪間をつなぐ路線が複数あり、間違いなく便利と言えます。交通至便でありながら農地面積が多い自治体は珍しく、そこは一つの魅力と言うことができるのではないのでしょうか。

10年後の八幡市と私たちのこれから

『地域のつながりを守り、伝えたい』

長江：私は、今あるやわたの「アットホームな雰囲気」をこれからも守っていききたいし、これから先、八幡市を離れることがあっても、帰ってきたときに「ホッ」と安心できるまちであり続けてほしいと思っています。そのためには、**日常生活のなかでそうした地域のつながりを大切にしたい**と考えていま

す。

小栗：小さいころの話ですが、地域の祭りを住民が一丸となって盛り上げようと取り組んでいたのが印象的でした。そうした**地域のつながりや地域の活力はとても大切**だと思います。

市長：頼もしいですね。ただ、現役世代の方々は仕事もあり、地域活動に参加するといっても限界があると思います。何も中心になって活動するばかりが全てではないと思うので、「できる範囲でちょこっとだけ関わる」ということを大切にしてみてください。

長江：まずは、地域との交流を大切にしたり、地域の催しに積極的に参加することで、少しずつ貢献していこうと思います。

『みんなが健康に暮らせるまちにしたい』

市長：市は現在、健康づくりに係る施策に重点的に取り組んでいます。みなさんは若いので大丈夫だと思うが、リタイアしてからいきなり運動しようと思っても無理があるので、40代・50代のうちから出歩く習慣づけをしてもらいたいと思うし、いつでも歩いて出やすいまちづくりをしていく必要があると考えています。

市丸（琴）：運動するといえば、飼い犬の散歩くらい。社会人になってから運動する機会がほとんどなくなってしまいました。

市長：生活習慣として運動は大事ですが、琴さんが言われたように、社会人になるとその機会は極端に少なくなります。ある時期を過ぎたら、強制的にでも運動しなければ、健康を維持するのは難しいんです。

市丸（真）：私は栄養士をめざしているの、子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせる

まちづくりに、食事の面で少しでも貢献できればと考えています。個人的には、先ほど市長が言われたように自主的に運動するなど、**自分の健康を自身で維持できる社会が理想**ですね。

『新しいことにチャレンジする活力あるまちであってほしい』

小栗：大阪からも京都からも交通アクセスが良い点、2021年の文化庁京都移転を好機と捉え、新しい産業でまちを活性化できないかと考えています。私はゲームクリエイターになり、将来独立したいと考えているので、個人的にはアニメ・ゲームなどのコンテンツ産業がよいと思います。

市長：コンテンツ産業にはあまり詳しくありませんが、そうした産業によりまちの活性化を図っていくなら、小栗さん自身はどのように関わっていけるとおもいますか？

小栗：**自身の仕事を通じて**、市で新しいコンテンツを立ち上げる際の企画や広報などに関わりたいですし、**やわたの活性化に少しでも役に立ちたい**と思います。

市長：将来は独立したいという話もあり、たいへん頼もしく感じます。なかなか報われないこともあるかと思いますが、ぜひ前向きにチャレンジしてほしいと思います。

『安心して暮らせるまちであってほしい』

市丸（琴）：「八幡市＝治安が悪い」と周りに思われていることがよくあります。そのマイナスイメージを払拭していけば、市としての魅力がもっと上がり、自信を持って八幡市民と言える人が増えるのではないのでしょうか。

市丸（真）：街灯の少ない道では、暗くて怖いと感じることもあるので、街灯設置など安全対策をしてもらえたら、と思います。

市長：街灯のLED化により、以前に比べると明るくはなっていますが、先ほど述べた「いつでも歩いて出やすいまちづくり」のためにも、みなさんが安心して歩けるよう取り組んでいく必要があると考えています。

市丸（琴）：「怖い」というまちなイメージを払拭し、誰もが安心して暮らせるまちになってほしいと思います。そのためにも、当然のことながら**マナーを守ったり、近所の人とつながりを保つなど、地域の一員としてできることを着実に実践していきたい**です。

おわりに

座談会を通じて

市丸（琴）：若い力は非常に大事だと自認しています。一方で、年を重ねるごとに八幡市を離れる若者が増えていくのも事実です。そんな若者がまた「八幡に帰ってきたい」と思えるよう、学校をはじめ様々な場所で市への愛着が芽生えるような取組を推進していただきたいと思います。

市長から新成人へのメッセージ

市長：みなさんがどのようにまちづくりに関わっていききたいか、しっかり考えられていることは素晴らしいと思います。若い間の失敗はのちの人生において必ず糧になりますし、これからも夢を持ち続け、チャレンジしてってください。みなさんのお話を聞いていて、**私も夢のあるまちづくりをしていきたい、と思いを新たにしました。**

Ⅳ. 用語集

【英数字】

2025年問題	2025年には団塊の世代すべてが75歳以上になるなど、超高齢社会の到来に伴って生じると考えられている、社会保障の負担の増大をはじめとする様々な問題のこと。
BOD	Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川の汚染物質（有機物）が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量を示す指標。値が大きいほど、その水中には汚染物質が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字をとった略称。
PFI	Private Finance Initiative の頭文字をとった略称で、公共施設の建設・維持管理・運営等に、民間の資本や経営ノウハウを取り入れることにより、良質な公共サービスを提供することを目的とした手法。
PPP	Public Private Partnership（公民連携）の頭文字をとった略称で、公共と民間が連携して公共サービスの提供を行う仕組みの総称。
SNS	Social Networking Service の略称で、インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。
持続可能な開発目標（SDGs）	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成された2016年から2030年までの国際目標。

【あ】

有馬・高槻断層	ほくせつ 北摂山地と大阪平野・六甲山地の境界部にほぼ東北東－西南西に延びる活断層帯。
---------	--

【い】

一億総活躍社会	「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とした、国の構造的な問題である少子高齢化に対する取組名称。
一次予防事業	介護保険の第1号被保険者（65歳以上高齢者）全員を対象とし、中でも要支援・要介護状態等になるリスクの少ない人が活動的な生活を維持できるよう、生活機能の維持・向上を図る事業。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもも含めたすべての子どもが共に学ぶ教育。

【お】

オープンデータ	許可されたルールの範囲内で誰でも自由に複製・加工や頒布などができるデータ。
お茶の京都DMO	(一社) 京都山城地域振興社の通称(DMOは Destination Management / Marketing Organization の略)。お茶の京都地域の京都府南部12市町村(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)と京都府の共同連携事業として、交流人口や観光消費額の拡大、宇治茶をはじめ地域資源のブランド化を図り、地域振興を図ることを目的に平成29年3月に設立された組織。
男山地域 まちづくり連携協定	京都府知事立会いのもと、平成25年10月25日に関西大学、独立行政法人都市再生機構西日本支社、八幡市で締結した男山地域のまちづくりに関する協定。子育て支援、地域包括ケアの確立、コミュニティ支援・人材育成を大きな柱とし、連携した取組を進めている。
男山やってみよう会議	男山地域まちづくり連携協定に基づく主な取組の一つで、幅広い世代の住民が集い、男山地域のまちづくりについて自分たちの手で何ができるかを話し合うことを目的に、平成27年3月に公募メンバー36名で発足。現在、複数のチームが結成され、様々な活動が行われている。
おひさまテラス	男山団地A地区集会所において、子育てサークルを主催していた地域住民が中心となり運営する地域子育て支援施設。(平成26年12月開設)

【か】

学校支援地域本部	市内4中学校区に設置され、地域住民がボランティアとして学校の教育活動に参加することで、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、学校の教育活動の充実及び地域の教育力向上並びに地域の子どもの安全確保を図るため活動する組織。
観光情報ハウス	京阪八幡市駅前にある観光案内施設。八幡市及び近隣市町村の観光パンフレットを数多く取り揃えている。やわた観光ガイド協会のボランティアガイドが常駐し、観光ガイドの受付、観光情報の発信、観光ルートや時間配分のアドバイスなどを行っている。
官民データ活用 推進基本法	「官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与」することを目的とした法律。

【き】

絆ネットワーク (略称：絆ネット)	行政や地域福祉を担う団体・住民等の連携(ネットワーク)により、地域の高齢者や障がい者、子どもなど配慮を要する人たちの見守りを行う仕組み。
絆ネットワーク構築 支援事業	地域において絆ネットワークの仕組みを構築し、新たな見守り活動の展開を支援する事業。
帰宅困難者	大規模災害時に外出している人のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)。

義務的経費	その支出が義務付けられ任意に節減できない、きわめて硬直性の強い経費をいう。特に人件費、扶助費、公債費の3つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。 当該3つの費目の占める比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い、地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくるといわれている。
共助	個人や家族では解決できない問題を地域の中でお互いに助け合うこと。
京都ジョブパーク	ハローワークと緊密に連携し、相談から就職、職場への定着まで、ワンストップで支援する京都府の総合就業支援拠点。キャリアカウンセラーのサポート、セミナーや企業説明会の開催、就職後の相談、定着支援セミナー等を行っている。
京都宣言	2016（平成28）年10月のスポーツ・文化・ワールド・フォーラム文化会議全体会において発表された「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」の通称。
京都地方税機構	京都府と府内25市町村（京都市を除く）で組織され、税業務を統合的に行い、納税者の利便性の向上や業務の効率化を図り、公平公正な税務行政を行う広域連合。
京都府 後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年2月1日に京都府内全市町村で設立され、被保険者の資格管理、保険証の発行、保険料・医療給付等の決定等を行う広域連合。
京都府市町村企業誘致 推進連絡会議	府内の地域経済活性化と就業機会の拡大を図るため、新産業の育成や集積促進等を含めた産業立地施策の一環として、企業誘致を推進する意向のある府内19市町と京都府が連携し、効果的な企業誘致活動の展開を図る組織。
緊急消防援助隊	阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために創設されたもの。

【く】

クールジャパン	日本独自の食や観光、ファッション、デザインなどの文化・サービス等が海外で“クール”（洗練された、感じの良い等の意味）と評価を受けている現象またはその文化・サービス自体を指す表現。
---------	---

【け】

計画相談支援	障がい者・障がい児の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用が図られるよう、障がい福祉サービス等の利用計画に関する相談や作成などについて支援が必要と認められる人に対し、ケアマネージャーによるきめ細かな支援を行うサービス。
--------	--

経常収支比率	地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。
刑法犯認知件数	主に「刑法」に規定される犯罪について、警察において発生を認知した事件の数。
健幸アンバサダー	健康に関する総合的かつ正確な情報や情報の伝え方を学び、健康無関心層を含む周囲の人たちへ「□コミ」で情報を伝える人。
健康寿命	平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いた寿命を指す。
健康マイレージ事業	定期的な運動や健康診査の受診などの様々な健康づくりに取り組んでポイントを貯め、寄付や景品と交換できる事業。
健康無関心層	自身の健康づくりについて関心が薄く、食生活の改善や健康診断の受診等、健康づくりの取組を実施していない人々のこと。
権利擁護事業	認知症や障がいなどで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用の仕方や金銭管理など日常生活に困っている方に対して、安心して生活できるよう支援する事業。

【こ】

合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数を示す指標。
高投資型農業経営	農業機械や施設への投資額を大きくし、農業経営の安定・発展を図る手法。
交流人口	定住人口（居住者）とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買物、観光等で他地域から訪れることによって、地域の活性化に結びつく人口。
国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。
子ども・子育て会議	「子ども・子育て支援法（平成24年制定）」において市町村への設置が努力義務化されたことから、条例に基づき「八幡市子ども・子育て会議」として設置。学識経験者、子育て支援事業関係者、事業主の代表者、労働者の代表者、子どもの保護者から構成され、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等について審議を行う附属機関。
小堀遠州	江戸時代初期に活躍した大名、茶人、建築家、作庭家。書画、和歌にもすぐれ、王朝文化の理念と茶道を結びつけ、「綺麗さび」と特徴づけられる遠州流茶道の祖とされている。松花堂昭乗とともに「閑雲軒」を造ったと伝わる。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	産婦の健やかな生活及び乳児の健全な成長発達を援助するため、保健師又は助産師が家庭を訪問し、育児等の保健指導を実施する事業。

【さ】

災害時要援護者対策事業	高齢者や要介護者、障がい者など、防災上特に配慮が必要な人（要配慮者）のうち、独居高齢者など避難時に特に支援を必要とする人（要支援者）の把握を行い、支援者による支援体制の整備を行う取組。
査証制度	査証はビザとも呼ばれ、入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示す証書のこと。査証制度はその査証発給に関する制度。

【し】

私債権	金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権。
自治連合会	自治組織団体相互の連携及び各団体の円滑な運営に資すること等を目的として、複数の自治組織団体で構成される連合組織。市内全自治組織団体で構成される「八幡市自治連合会」及び一部地区の自治組織団体で構成される「地区連合会」がある。
指定文化財	文化財のうち、特に重要なものを国や府、市が指定し、保護するもの。
児童発達支援センター	地域の障がい児の通所施設であり、集団生活に適應できるよう、日常生活における基本的動作の指導や知識・技術の習得などの支援及び家族への相談対応を行うほか、障がい児を預かる施設への援助・助言など地域支援の中核的な機能を担う。
市民協働活動センター	NPO団体などの市民による、自主的で非営利な社会貢献活動を支援するための活動施設。団体同士の連携や市民協働に関する情報収集・発信、協働のネットワークづくり、市民や団体が参加できる研修会、講演会等の企画・運営を行っている。
生涯学習人材バンク	市民の学習ニーズに応えることを目的に、豊富な知識（技能）や経験を生かして地域に役に立ちたいという人を講師として登録し、個人や自主サークル等の依頼に応じ紹介を行う事業。
障がい児・者相談支援事業所	障がい児・者が障がい福祉サービスを利用するための計画作成を行う特定相談支援事業所、及び障がい児・者が施設や病院から出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所の総称。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。（平成28年4月施行）
松花堂昭乗	江戸時代初期の石清水八幡宮の社僧であり、寛永年間を中心に活躍した当代随一の文化人。書においては、松花堂流または瀧本流という書風を確立し、近衛信尹、本阿弥光悦と共に「寛永の三筆」と称せられた。
城南衛生管理組合	宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を行う。

将来負担比率	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。
食生活改善推進員	市民の健康づくりを推進するため、講習会や巡回活動などを通じて、食生活の改善を中心とした健康づくりに関する知識の普及などを行うボランティア。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に制定された法律（施行から10年間の時限立法）。事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表を義務付けている。 ※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあつては努力義務
人権擁護委員	国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、侵犯された場合には、速やかに適切な救済措置をとることを使命として、法務大臣より委嘱され、市町村に設置される民間ボランティア。
神仏習合	神と仏を併せて祀る考え方。

【す】

水防事務組合	水による災害を警戒・防御し、被害を最小限に抑えるため、隣接する自治体と共同して設立している事務組合であり、八幡市は澱川右岸水防事務組合（京都市、八幡市、久御山町で構成）、淀川・木津川水防事務組合（宇治市、京都市、城陽市、八幡市、久御山町で構成）に加入している。
スマートウェルネスシティ	「ウェルネス（＝健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること）」をこれからのまちづくりの政策の中核に位置づけ、住民が健康で幸せに暮らせる新しい都市モデル。

【せ】

青少年育成補導委員会	青少年の育成を図ることを目的とし、学校や地域の枠を超えた文化・スポーツ活動による子ども達の交流を図る組織。本会及び各地区別に置かれた支部で組織され、綴喜地区青少年問題連絡協議会や市内関係諸機関と連携し、子どもの安心・安全セミナー等への参画や啓発活動など、子どもを取り巻く社会環境の整備にも取り組んでいる。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

【そ】

創業支援事業計画	地域における創業促進を目的として、産業競争力強化法に基づき、国の認定を受けた計画。ワンストップ相談窓口において、国、府、市等の支援施策を紹介し、相談内容に応じ、各創業支援機関を紹介。各創業支援機関にて一定の支援を受けた後、市が発行する証明書により、様々なメリットを受けることができる。
----------	--

ゾーン30	生活道路や住宅地が集積している区域を「ゾーン」として設定し、ゾーン内の最高速度を「30km/h」に規制することで、歩行者や自転車利用者の安全を優先するための交通事故防止対策。ゾーン内では、交通規制のほか、路面標示や路側線、カラー舗装など交通安全に配慮した整備が行われる。
-------	---

【た】

第3セクター	市が資本金その他これらに準じるものを出資している団体及び市が人的または財政的援助を行っている団体。
多職種連携在宅療養支援協議会	地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して在宅生活を支える体制を整備するために必要な方策等について検討を行う協議会。
男女共同参画社会基本法	男女がお互いの人権を尊重し、責任と利益を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律。平成11年(1999年) 6月施行。
だんだんテラス	「男山地域まちづくり連携協定」に基づく地域のコミュニティ拠点施設として平成25年11月16日に開設。関西大学の学生等が常駐し、365日オープンで運営を行っており、住民主体のまちづくりに関する様々な取組が生まれている。

【ち】

地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。
地域生活支援拠点	障がいのある人の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる中心的な支援拠点。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地方公共団体が行う事業。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるための包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括ケア複合施設	地域包括ケアの推進を目的とし、介護保険サービスを一つの建物で複合的に提供できる体制を整備している施設。本市では平成27年に男山地域に設置されており、介護予防拠点となる「多目的ホール」、在宅で24時間体制の医療・介護の支援を受けられる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、低所得者向けの居住施設である「あんしんサポートハウス」、常時の介護が必要な方が対象の「地域密着型特別養護老人ホーム」を併設している。
地域未来投資促進法	地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するための法律。

地域若者 サポートステーション	働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験等により、就労に向けた支援を行う厚生労働省委託の支援機関。
茶香服	5種類のお茶の味や香りなどから銘柄を当てるゲーム。南北朝時代に「闘茶」と呼ばれ、文化人の遊びとして流行し、現在では服装や礼儀作法に関係なく、誰もが参加可能である。

【つ】

通所型サービスB	高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、地域住民が主体となって行う体操や運動等の活動などの介護予防に資するサービス。
----------	--

【て】

テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
てん茶	抹茶の原料となる茶葉で、緑色が濃く、苦みや渋みがない優しい甘さの最高級の茶葉。八幡市の北東を流れる木津川の河川敷には、てん茶を栽培する茶畑が広がっており、水辺の砂地で栽培されていることから「浜茶」と呼ばれている。

【と】

登録文化財	指定文化財以外で、重要なものを国や府が登録し、保護するもの。
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称であり、その代表的なものが振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）である。
都市計画道路	都市計画区域内の主要道路として決定・建設される道路。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更等に関する事業。
特化係数	産業の業種構成などにおいて、その産業の当該地域における構成比を全国における構成比で割って算出した値。この値が1を超えると、全国に比べてその産業の集積が進んでいることを意味する。

【な】

南海トラフ地震	東海沖から四国沖にかけての領域を震源として、おおむね100～150年間隔で発生している大きな地震のこと。
---------	--

【に】

二次予防事業	65歳以上の高齢者に対し「基本チェックリスト」を基に生活機能の評価を行い、要介護状態等になるリスクの高い人を対象に生活機能改善等を行う事業。
--------	--

二宮忠八	ライト兄弟よりも先に飛行原理を発見し、飛行機の開発に尽力した航空界の先駆的人物。日本人初のゴム動力によるカラス型飛行器を作成し飛行に成功したり、人が乗れる玉虫型飛行器を考案するなど、飛行機の実用化を試みていた。また、空の安全を願って自宅地内に、日本で唯一の航空安全の神社である飛行神社を創設した。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。
日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」	「約800年間にわたり最高級の多種多様なお茶を作り続け、日本の特徴的文化である茶道など、我が国の喫茶文化の展開を生産、製茶面からリードし、発展をとげてきた歴史と、その発展段階毎の景観を残しつつ今に伝える独特で美しい茶畑、茶問屋、茶まつりなどの代表例が優良な状態で揃って残っている唯一の場所である。」という京都府南部地域のストーリーが評価され、平成27年4月24日付けで文化庁から認定。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手として創意工夫を行い農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で市町村が認めた者。

【の】

農地の多面的機能	水源の涵養 ^{かんよう} 、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農作物の生産以外に農地が持つ様々な機能のこと。
----------	---

【ひ】

非核平和都市宣言	暮らしの原点である自治体が率先して、核兵器の廃絶と軍備の縮小を訴え、その輪を広く全国、ひいては全世界に広げていくために行った宣言。八幡市は昭和57年9月28日制定。
標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準の大きさを示すもので、「標準税収入額」「普通交付税額」「地方譲与税」「臨時財政対策債発行可能額」を合計した額。

【ふ】

ファシリティマネジメント	市が保有する施設を経営資産と捉え、経営的視点から、総合的・長期的観点に立ち、コストとメリットの最適化を図りながら、施設を戦略的かつ適正に管理・活用していくという考え方。
ファミリーサポートセンター	「サポート会員（育児援助を行うことを希望する人）」により、「利用会員（育児援助を受けることを希望する人）」への育児援助活動を行う登録制会員組織。指月児童センター内に設置。

福祉避難所	災害時において、一般避難所での避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設。
扶助費	社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいう。

【ほ】

放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。
宝鶏市（ほうけいし）	中国陝西省の西部にあり、平成4年11月2日に友好都市提携を締結。
ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護・福祉・健康・医療などの専門職員を配置し、高齢者への総合的な支援を行う機関であり、市内各中学校圏域に設置。

【ま】

マイナンバー制度	住民登録のあるすべての人に1つの個人番号（12桁）を交付し、社会保障や税等の行政手続きに利用することで、国民の利便性向上などを図ることを目的とした制度。
マイラン村	米国オハイオ州にある発明王トーマス・アルバ・エジソンが生まれた村。エジソンが白熱電球のフィラメントに八幡の竹を使って実用化に成功したことを縁に、昭和61年8月12日に友好都市協定を締結。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。

【み】

水防災意識社会再構築ビジョン	平成27年9月の関東・東北豪雨災害を機に国土交通省が策定したもので、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村において、水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとしている。
みどりのつどい（グリーンカーテン講習会）	グリーンカーテン（つる性の植物を建物の軒先に植えることにより室内の温度を低下させ、省エネを促進させる取組）を普及させ、防災・環境保全・レクリエーション等、市民生活に欠かせないものである「みどり」を大切にす豊かな心を育むことを目的に、「八幡市環境市民ネット」が中心となって開催する講習会。

みどりの約束（区域分）	土地所有者等との間において、“みどり”の保全についての協定「みどりの約束」を締結し、残されたみどりを保護・育成することで、生活環境の向上を図る事業。
みどりの約束（樹木分）	樹木所有者等との間において、“みどり”の保全についての協定「みどりの約束」を締結し、残されたみどりを保護・育成することで、生活環境の向上を図る事業。
民泊新法 （住宅宿泊事業法）	住宅宿泊事業（民泊）が適正に遂行されるよう、事業者へ届出や宿泊者の衛生および安全の確保等を義務付けるなど、必要なルールを定めた法律。（平成29年6月成立・施行）

【や】

山城北医療圏	八幡市のほか、宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町の4市3町で構成される二次医療圏。二次医療圏とは、一般的な入院医療の整備が図られる地域単位のこと。高度・特殊・専門的な入院医療の整備を図るべき単位として、三次医療圏があるが、京都府は地理的条件、交通条件などから府全域を三次医療圏の単位としている。
八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業	「まちの美化は私たちにまかせて！」と市民の皆さんが公共の場所、公園や歩道などをわが子のように愛情をもって面倒をみていくという事業。公園や歩道など一定の区画を気持ちよく利用できるように、ごみを拾ったり樹木に水をやったり除草したりする無償のボランティア活動を市が支援することにより、市と市民との協働でまちの美化を推進する。
八幡市・エジソン生家博物館 連携に関する宣言書	マイラン村との友好都市協定の締結から30年以上が経過したこと、また、市制施行40周年を記念し、両まちの交流をますます発展させることを目的に、平成29年10月31日にマイラン村にあるエジソン生家博物館と締結した宣言書。
八幡市あんしんネットワーク	協力事業所による普段のさりげない見守りを行うとともに、認知症高齢者等が行方不明になった際に事前登録制度を活用し、警察署や協力機関が情報共有・相互協力を行うことで早期発見・保護につなげるシステム。
八幡市いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、本市立小中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めたもの。
八幡市障がい者地域生活支援協議会	相談支援事業の充実を図るとともに、障がい福祉サービス事業所をはじめ保健・医療、教育・雇用関係機関等とネットワークを構築することによって、福祉サービスの普及・改善を図り、障がい者の自立と社会参加を支援する機関。
八幡市地域担い手育成総合支援協議会	担い手の経営改善支援に取り組むとともに、新たな担い手の育成・確保に向けた取組を強化し、地域農業構造の確立及び耕作放棄地の再生利用等に取り組んでいる機関。

八幡で買おう応援事業	地域における消費拡大を目的に、市内の商業団体や複数商店が組織する実行委員会等が行う販売促進事業やイベント等の事業費に一部を助成する事業。
------------	--

【よ】

要保護児童 対策地域協議会	支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う目的で設置する機関（児童福祉法第25条の2第2項）。
------------------	--

【ら】

ライフサイクルコスト	建設時の費用だけでなく、維持・修繕や改築（長寿命化対策）、最終的な処分までに要するすべての費用総計のこと。なお、簡便的に処分を見込まない場合もライフサイクルコストとする場合がある。
------------	--

【り】

リカレント教育	学校を卒業して社会に出た後、仕事等に必要な知識や技能などを生涯にわたって学び直す「教育」と仕事や余暇活動などの他の諸活動を交互に行うこと。
---------	---

【れ】

歴史街道計画	伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を結ぶ軸をメインルートに日本を代表する歴史文化を活用し「日本文化の発信」「歴史文化を活かした余暇づくり」「歴史文化を活かした地域づくり」をめざす計画。
--------	--

【ろ】

ローカルイノベーション	イノベーション（新しい技術やアイデアをもとに、新たな価値を創造し、社会に変化をもたらす動き）を地域から起こそうという取組。
-------------	---

V. 条例・規則等

1 八幡市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に別表のとおり附属機関を置く。

（委任）

第3条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
市長	八幡市総合計画審議会	総合計画のうち基本構想又は基本計画に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務

2 八幡市総合計画策定条例

（目的）

第1条 この条例は、市のまちづくりの指針となる総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることにより、市政の総合的かつ計画的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- （2） 基本構想 市の将来都市像及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を示すものをいう。
- （3） 基本計画 基本構想を実現するため、施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画をいう。
- （4） 実施計画 基本計画を実現するための具体的な事業計画をいう。

(議会の議決)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件とする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第4条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(公表)

第5条 市長は、基本構想、基本計画又は実施計画（以下「基本構想等」という。）の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、基本構想等の変更について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

3 八幡市総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、八幡市附属機関の設置に関する条例（昭和44年八幡市条例第16号）第3条の規定に基づき、八幡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員65名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員若干名を任命することができる。

4 審議会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 市長は、委員から退職の申出があつたとき、または委員に特別の事由が生じたときは、任期中であつても当該委員を解任することができる。

3 委員は、任期満了後も後任者が任命されるまでは、その職務を行なう。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 第2条第4項に基づき専門部会を設置したときは、構成員の互選により部会長及び副部会長を選任するものとする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長がつとめる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、会議の長をつとめる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

4 八幡市総合計画に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定委員会)

第2条 総合計画に関する調査及び研究並びに総合計画策定のため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、委員会の事務を総括する。
- 4 副委員長は、政策推進部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、八幡市庁議等設置規程（平成5年八幡市規程第9号）第3条第1項に規定する職員（市長を除く。）とする。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 市長の指示に基づく総合計画原案の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し特に必要な事項

(幹事)

第4条 委員会の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、市長の事務部局、議会の事務部局、公営企業、消防本部及び教育委員会の事務部局の関係各課等に幹事を置く。

2 幹事は、市長が任命する。

3 幹事は、幹事会を組織し、政策推進部長が招集する。

4 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員及び幹事以外の者を委員会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第6条 部長及び課長（これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行う等総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、部長及び課長に対し、総合計画に定められた事務事業の進捗状況について報告させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画担当課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

Ⅵ. 関係者名簿

1 第5次八幡市総合計画審議会 委員名簿

【五十音順：敬称略】

	氏 名	所属等	備 考
会 長	橋本 行史	関西大学政策創造学部 教授 (八幡市行財政改革検討懇談会 会長)	
副 会 長	岡山 敏哉	大阪工業大学工学部 教授 (八幡市都市計画審議会 会長)	第2部会 部会長
副 会 長	加藤 博史	龍谷大学短期大学部 教授 (八幡市福祉のまちづくり推進協議会 委員長)	第1部会 部会長
委 員	家村 咲栄	八幡市社会教育委員 副委員長	
	石川 純	八幡市民生児童委員協議会 理事	
	泉谷 透	京阪電鉄不動産株式会社 取締役 事業推進部長兼戸建事業部長	
	井上 好光	株式会社京都銀行 八幡中央支店 支店長	平成29年6月29日から
	岩成 功	八幡市人権教育推進協議会 会長	
	尾形 良治	NPO法人 八幡まちおこしの会 会長	
	岡本 圭司	京都府山城広域振興局 局長	
	沖田 悟傳	京都府山城教育局 局長	
	奥村 正明	八幡市自治連合会 幹事	
	川原 絵美	市民公募	
	河原崎 保	一般社団法人 八幡市体育協会 会長	
	木下 重喜	京都府八幡警察署 署長	平成29年3月21日から
	桑島 偉倫	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長	平成29年7月6日まで
	小林 敦	市民公募	
	高田 稔幸	八幡市工業会 副会長	
	田中 恆清	一般社団法人 八幡市観光協会 理事長	
	田邊 昭	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 ストック事業推進部 部長	平成29年4月1日から
	谷口 栄一	京都大学 名誉教授 (やわたスマートウェルネスシティ推進協議会 委員)	第2部会 副部会長
	塚本 貴昭	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 ストック事業推進部 部長	平成29年3月31日まで
	辻村 修太郎	だんだんテラスの会	
	出嶋 隆富	株式会社京都銀行 八幡中央支店 支店長	平成29年6月28日まで

委 員	豊田 勝代	京都やましろ農業協同組合 理事	
	中川 一	京都大学防災研究所附属流域災害研究センター 教授	
	能瀬 巖	社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会 会長	平成29年6月29日まで
	東出 成記	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長	平成29年7月7日から
	藤田 美代子	八幡市女性団体連絡協議会 理事	
	古市 久子	愛知東邦大学教育学部 教授 (八幡市子ども・子育て会議 委員)	第1部会 副部会長
	政 博之	市民公募	
	松下 順英	八幡市教育委員会 委員長	
	松本 伍男	社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会 会長	平成29年6月30日から
	三尾 昌樹	京都府八幡警察署 署長	平成29年3月20日まで
	溝口 知男	八幡市商工会 会長	
	八木 英夫	八幡市環境市民ネット 副会長	
	吉田 元男	八幡市文化協会 会長	

2 総合計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
副市長	丹下 均	委員長
教育長	谷口 正弘	
政策推進部長	足立 善計	副委員長
政策推進部参与	浅川 昌之	
総務部長	柏本 修介	
総務部技監	岸本 洪一	
市民部長	神村 僚二	
環境経済部長	福田 賢二	
福祉部長	茨木 章	平成29年3月まで
福祉部長	辻 和彦	平成29年4月から
健康部長	吉川 佳一	
都市整備部長	藤田 孝志	
会計管理者	塚脇 則之	
消防長	西田 良彦	平成29年3月まで
消防長	大東 康之	平成29年3月まで教育部長
上下水道部長	宮寄 稔	平成29年4月から
教育部長	越本 敏生	平成29年3月まで上下水道部長

3 総合計画策定幹事会 幹事名簿

【五十音順：敬称略】

氏 名	備 考
青山 欣生	
家村 聡一	平成29年 3月まで
犬伏 和弘	
大野 竜弥	平成29年 4月から
大野 保之	
岡崎 朋二	平成29年 3月まで
岡田 幹夫	平成29年 4月から
小川 友基	
荻野 哲也	
奥村 則雄	
梯 英彦	
北村 英司	
倉田 三子	
小泉 大志	
小久保 暢洋	
小西 道宏	
小林 聡美	平成29年 4月から
坂井 隆治	
澤田 健二	
澁谷 淳一	
末森 哲也	
田岡 実	平成29年 4月から
田制 亜紀子	
辻 博之	
寺田 伸一	
寺本 正知	

氏 名	備 考
百々 恵一	
永井 哲	
長井 由佳里	平成29年 3月まで
永淵 真也	平成29年 4月から
野村 雄樹	
林 左和子	
板東 貴弘	
日根 青樹	
平尾 耕一	
福川 寛	平成29年 3月まで
別生 栄次郎	平成29年 3月まで
正田 貴史	
増永 浩子	
宮川 寿啓	
森 みゆき	
森本 利行	
安田 和久	
山内 博喜	
山口 潤也	
山田 誠	平成29年 3月まで
山本 恵祐	
山本 寿成	
山本 美奈子	
吉田 順一	平成29年 4月から
吉田 行広	

第5次八幡市総合計画

2018（平成30）年3月

■発行／八幡市

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

TEL (075) 983-1111（代表）

URL <http://www.city.yawata.kyoto.jp>

■編集／政策推進部政策推進課

住んでよし、訪れてよし

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

みんなで創って好きになる
健やかで心豊かに暮らせるまち



八 幡 市

